

參照

一九二三年國際勞働局發行

傷痍軍人就職問題

厚生省臨時軍事援護部

頁	位	誤	正
三九頁	始カラ四行日	甚だしき 生業力障害程度	甚だしき 生業力障害程度
四九頁	測定基準(五)	身體障害程度	身體障害程度
五〇頁	表中	復職能力障害程度	復職能力障害程度
七五頁	終カラ八行日	Valance 一九一九年三月三十一日	Valance 一九一九年三月三十一日
九五頁	終カラ三行日	Committees	Committees
一〇九頁	終カラ五行日	常事者間に關する	常事者間に關する
一一〇頁	終カラ六行日	Survivors	Survivors
一一一頁	終カラ三行日	Economic	Economic
一一二頁	終カラ五行日	Compensation	Compensation
一一三頁	終カラ三行日	Industrial	Industrial
一一四頁	終カラ五行日	この産業的職業	この産業的職業
一一五頁	終カラ七行日	一九二〇年二月二十六日	一九二〇年九月二十六日
一一六頁	終カラ五行日	地方職 紹介所と	地方職 紹介所と
一一七頁	終カラ三行日	傷損軍人被害 代表は	傷損軍人被害者代表は
一一八頁	終カラ五行日	準備して發せらる	準備して發せらる
一一九頁	終カラ三行日	第九級及第十級	第九級及第十級
一二〇頁	終カラ五行日	第十級	第十級
一二一頁	終カラ三行日	第九級の項目に	第九級の項目に
一二二頁	終カラ五行日	相當なる會議へ	相當なる州會議へ
一二三頁	終カラ三行日		
一二四頁	終カラ五行日		
一二五頁	終カラ三行日		
一二六頁	終カラ五行日		
一二七頁	終カラ三行日		
一二八頁	終カラ五行日		
一二九頁	終カラ三行日		
一三〇頁	終カラ五行日		
一三一頁	終カラ三行日		
一三二頁	終カラ五行日		
一三三頁	終カラ三行日		
一三四頁	終カラ五行日		
一三五頁	終カラ三行日		
一三六頁	終カラ五行日		
一三七頁	終カラ三行日		
一三八頁	終カラ五行日		
一三九頁	終カラ三行日		
一四〇頁	終カラ五行日		
一四一頁	終カラ三行日		
一四二頁	終カラ五行日		
一四三頁	終カラ三行日		
一四四頁	終カラ五行日		
一四五頁	終カラ三行日		
一四六頁	終カラ五行日		
一四七頁	終カラ三行日		
一四八頁	終カラ五行日		
一四九頁	終カラ三行日		
一五〇頁	終カラ五行日		

正

誤

正

發行
十
を

援護部

例言

本書は財団法人啓成社に於て、一九二四年國際勞働局發行
 發兵就職問題として譯述せられたるものを昭和十二年十
 二月社會局臨時軍事援護部に於て印刷に附したるものを
 幾分修正して更に印刷に附したるものなり

昭和十三年二月

厚生省臨時軍事援護部

二七頁	終カラ五行目	條正せら	トッスル火將
二八頁	始カラ二行目	條ラッスム本將	案を採るに屈つた
二九頁	始カラ三行目	條反及はに	アラングイス氏の説に
三〇頁	始カラ三行目	條反及はに	全部使用すると
三一頁	始カラ六行目	條反及はに	するこの原則を
三二頁	始カラ七行目	條反及はに	神羅國征の者に
三三頁	始カラ七行目	條反及はに	對しては甚
三四頁	始カラ七行目	條反及はに	それか
三五頁	始カラ六行目	條反及はに	三五力用
三六頁	始カラ七行目	條反及はに	採用せる他の諸國
三七頁	始カラ七行目	條反及はに	德義軍人強者と
三八頁	始カラ三行目	條反及はに	德義軍人強者數
三九頁	始カラ三行目	條反及はに	歐戰に關するものに
四〇頁	始カラ三行目	條反及はに	德義軍人との間に
四一頁	終カラ四行目	條反及はに	履修すべき
四二頁	終カラ六行目	條反及はに	困難で其結果
四三頁	終カラ六行目	條反及はに	實に關しては
四四頁	終カラ三行目	條反及はに	條反及はに
四五頁	終カラ三行目	條反及はに	條反及はに

目次

其一 専門家へ提出されたる報告	一頁
緒言 専門家會議の召集	一
第一章 傷痍軍人職業紹介に關する一般的問題	四
第二章 雇傭者の自發的協力に訴へ傷痍軍人を就職せしむる方法	三
第三章 英國に於ける傷痍軍人雇傭に關する國民的計畫	三
雇傭者へ法律的強制を課して傷痍軍人を就職せしむる方法	三
ドイツ、オーストリア、ポーランド、イタリーに於ける強制雇傭	三
法並フランスに於ける強制雇傭法案	三
第一節 強制雇傭法の適用を受ける人々	六
第二節 法令の適用範圍及傷痍軍人雇傭比率	五
第三節 管理機關	六
第四節 傷痍軍人の勞働條件、賃銀及解雇豫告期間	八
第五節 執行、管理、抗議、懲罰及償還税を司る機關	二

其二 報告の追加

追加一、フランス

第一章 最低百名以上の被備者を有せる産業及商業に於ける戦時恩給受領者数

第二章 恩給受領者の職業別、瘵疾種別、瘵疾程度、健全労働者との生産力比較

金屬工業

銀行保險會社

追加二、イギリス、退役傷痍軍人の雇備

傷痍軍人の再教育及就職に對する政府の計畫

追加三、イタリア、退役傷痍軍人の強制雇備

追加四、ドイツ、修正傷痍軍人雇備令

追加五、ドイツ

追加六、ドイツ

追加七、オーストリア

追加八、ポーランド

追加九、ポーランド

追加一〇、ポーランド

追加一一、イタリア

追加一二、イタリア

追加一三、フランス

追加一四、イギリス

其三 専門家會議の議事録

第一回會合の議事録

第一章 傷痍軍人就職紹介に關する一般的問題の討議

第二回會合の議事録

第二章 雇備者の自發的協力に依る傷痍軍人就職紹介の方法——英國に於ける國民的計畫に就いての討議

第三回會合の議事録

第三章 雇備者へ法律的強制を課し傷痍軍人就職せしむる方法

第二節 強制法及協力法適用範囲の人々に關する討議……………三三

第四回會合の議事録……………三六

第二節 法令又は契約の適用範圍及傷痍軍人雇傭比率に關する討議……………三九

第三節 傷痍軍人職業紹介の管理機關に關する討議……………四〇

第五回會合の議事録……………四四

賃銀に就て……………四四

解雇に就て……………四五

第六回會合の議事録……………四五

其四 議事録追加……………四五

追加一 ソイラー大將、ウエルツ博士、カツサン及クノアロ氏より成る副委員會の提出にかゝる決議案……………四五

追加二 専門家の採決を得る爲めに提出せられたる決議案……………四五

第一 根本原則に因るもの……………五六

第二 傷痍軍人就職に關する法令又は契約中に編入すべきもの……………五六

追加三 根本的の原則に關する決議案の最初の部分を修正せるロフ……………五六

トス・ヒルズ氏提出にかゝる決議案……………五七

追加四 ロントス・ヒルズ氏提出にかゝる根本的の原則追加の決議案……………五七

追加五 ブランダイス氏に依りて提出せられたる建議案……………五七

(イ) 強制雇傭制度に對する國際的政策……………五七

(ロ) 國際労働局行政部に對する建議……………五七

其五 専門家に依りて採用されたる決議……………五八

傷痍軍人就職問題

其一 専門家へ提出されたる報告

緒言

専門家會議の召集

一九二二年九月十二日及び十三日ゼネヴァに開催されたる會議に於てイギリス、フランス、イタリア、ポーランド、ドイツ、オーストリア等主要國の傷痍軍人代表者は傷痍軍人の治療及び義手義足の給與、傷痍軍人の國際的保護及び産業への復歸に關する問題を研究せんことを國際勞働局に對し要求した。

國際勞働局の行政部は先づ第一に傷痍軍人の治療及び義手義足に關する問題を研究するため専門家會議を召集することを認可した。その會議は一九二二年三月二日から四日迄國際勞働局に於て開催された。其席上専門家は義手義足の給與及び治療の管理機關に就き論議し、參加國以外の各國に居住する傷痍軍人の保護に關する若干の決議をも採用した。同時に行政部は國際勞働局が専門家の決議案

を各國參加政府に傳達し、他國に居住する傷痍軍人保護を確實にする爲進んで他の國家と協定を結ぶ様各國政府に懇請することを希望した。

専門家の決議案は直に實行せられた、即ちチエツコソヴアキア共和國の社會相はドイツ、オーストリアの兩政府と協定を結ぶ意志のあることを發表しその協定を結ぶに就いて助力を與へられん事を國際勞働局に要求した。此處に於て勞働局はドイツ、オーストリア兩政府にチエツコソヴアキア政府の提議を通過し且又提議されたる協定によつて處理される最後の論點を審査する扶助のためにチエツコソヴアキア及びドイツに現行中の法令に關する報告をドイツ及びチエツコソヴアキア兩政府へ申し送つた。ドイツ、オーストリア兩政府は大體該協定を締結する準備のある事を國際勞働局へ通告した。

一九二三年三月に開催された専門家會議の終了に當つて會議參加のために招かれたる傷痍軍人協會の代表者は、國際勞働局の功績と助力とに對して満足の意を表した。彼等は猶一九二一年の秋開催されたる會議の席上國際勞働局が傷痍軍人の治療及び義手義足の給與にとゞまらず産業復歸問題の考究をも要求せし事を指摘した。其時代表者は今回の専門家會議を各國に於て獲得せし經驗によつて出來るだけ各自の政府又は協會を利用せしめんために今日迄各國に採用されたる傷痍軍人職業紹介の方法、經驗せし種々の困難及び保護對策の結果を研究するために召集すべき希望を述べた。

國際勞働局の行政部は一九二三年四月十二日の第十八回會議に於て各國々立傷痍軍人協會の要求に確答を與へるべく決定した。而して勞働局に對して傷痍軍人職業紹介の問題に關する會議を召集し協議することを委任した。此問題は七月三十一日國際勞働局に於て開催される會議に於て専門家の間に論議された。

國際勞働局は問題に附隨する報告を専門家へ提出した。而して會議終了後勞働局は専門家の論議摘要及び採用に決せる決議案の原文と共に其報告を發表する筈である。

國際勞働局は其發表する所の報告が完全無缺で正確ならんことを懇望してゐる。それ故に各國を代表する専門家が報告に加へらるべき修正や附則を説明せらるゝならば幸甚である。

特に勞働局は傷痍軍人職業紹介のために採用した方法の結果に論及せる一章を報告に加へん事を希望してゐる。此點に關して最も進歩した確實な報告を用意してゐる國は英國のみである。勞働局は又専門家が傷痍軍人就職に關する法令や規則の適用せらるべき人員數、其法令や規則の恩恵に浴せんと應募せし傷痍軍人の總數、實際恩恵に浴した人員數、いまだ恩恵に浴せぬ傷痍軍人の人員數を提示する事が出來れば幸甚である。これらの數字は勞働市場に於ける傷痍軍人の位置について確實なる觀念を形造るのに甚だ肝要である。

各國の傷痍軍人に關する各國の立法の研究に依り國際勞働局は若干の問題について注意を喚起せし

められた。例へば傷痍軍人就職に關する立法の恩恵を受ける資格のある人々を決定する方法は各國間に甚だ相異があり、既に設立された行政機關に對しても同様な事が言へる。國際勞働局は専門家が各國に行はれてゐる相違せる事情を斟酌して最も満足なものと看做さる方法を考究せん事を望むのである。

國際勞働局は専門家の決議案が各國政府にも傷痍軍人協會にも甚だ貴重なる報告を提供し、且又行政部が思考せる如く會議を認可する時は各國間に獲得せし經驗のあらゆる利益をあらゆる傷痍軍人に與へることを確信してゐるものである。

第一章 傷痍軍人職業紹介に關する一般的問題

傷痍軍人に關する問題は決して新しい問題ではなく大戦以前に於てさへ産業で負傷して癱瘓となつた人々に關聯して起つてゐたのである。けれど産業的負傷の賠償に關する立法は大分進歩を遂げて居るに拘らず戦争以前に於て傷痍軍人職業紹介の問題に就いては殆んど注意を拂はれてゐなかつたのである。産業で負傷した人々は屢々引續いて同じ雇傭者の下で働いて居り、そうでない場合でもたいして新しい職業再教育を受ける事もなく又は職業紹介の特別な機關を利用する必要もなく不熟勞働者

として平易な職業にありつく事が出来たのである。尤もこの方法は完全に満足すべきものではなかつた、癱瘓となつた多くの勞働者は若し彼等が適當に再教育されしめて能力に適當した就職口があれば猶一層自分達を利用する事が出来た筈であり、従つて再び職に就く希望を全く棄て乞食になつたり公共の慈善を受ける必要のない人々もあつたのである。

歐洲大戦に依り各國とも非常なる科學の進歩と技術の發達とを遂げたのであるが同時に何百萬に餘る傷痍軍人の數をも増加してしまつた。尤もその數は絶間なく變化してゐるので正確な數字を決める事はなかなか容易ではない即ち一方では戦争で受けた傷や病氣、又戦争中に堪え忍んだ疲勞等に因り絶えず新しい癱瘓者を出しつゝあり、他方では傷痍軍人が想像以上に抵抗力が弱い爲に甚だ高い死亡率で死につゝあるからである。それに又各國から提供される數字も比較する事が困難である、例へばフランス、イギリス、イタリア、ベルギー、アメリカの如き國に於ては癱瘓を身體傷害といふ基準で測定してゐるのに反しドイツ、オーストリア、ポーランドなどは主に生業能力の消失といふ基準で測定してゐるのである即ち統計の基準が違つて居るのである。さりながら參加各國の法令に準じて年金を受け癱瘓の爲めに苦痛を嘗めてゐる傷痍軍人の統計を能く蒐集し、引照するのに努力した結果吾等は次の數字を得た。

各國傷痍軍人數比較表

オーストリア 七六、〇〇〇 (歸還兵委任部の報告一九二二年七月)
 オーストリア 一六四、〇〇〇 (オーストリア社会省の國際労働局への通信一九二二年三月)

ベルギー 五〇、〇〇〇 (國立傷兵院の通報)

カナダ 四五、〇〇〇 (恩給委員局的報告一九二二年三月)

チエッコスロヴァキア 二二六、〇〇〇 (社会省の官報一九二二年十二月)

フィンランド 一〇、〇〇〇 (外務省の通報一九二二年十月)

フランス 一、五〇〇、〇〇〇 (下院へ提出されたる恩給大臣の統計)

ドイツ 一、五三七、〇〇〇 (議院へ提出したる労働大臣の報告一九二二年一月)

英國 九〇〇、〇〇〇 (労働大臣の國際労働局への通報一九二二年七月)

イタリア 八〇〇、〇〇〇 (退役軍人保護次官の國際労働局ローマ情報部への通報一九二二年)

ユーゴスラビア 一六四、〇〇〇 (社会相の國際労働局への通報一九二二年三月)

ニュージーランド 二〇、〇〇〇 (恩給省の年報一九二二年三月)

ポーランド 三二〇、〇〇〇 (陸軍大臣の通報一九二二年二月)

ルーマニア 一〇〇、〇〇〇 (ルーマニア官報一九二二年四月)
 ロシア 七七五、〇〇〇 (人民社会事務代表委員会の統計一九二二年七月産業的痲疾者をも含む)

アメリカ合衆國 一五七、〇〇〇 (退役軍人局の報告一九二二年三月)

合計 六、八五四、〇〇〇人

即ち上記の國々で恩給を受けてゐる傷病軍人の数は總計六、八五四、〇〇〇人である。其他トルコ、ブルガリア、バルチック諸國、ポルトガル、ハンガリー、日本の公表した統計を得ることが出来なかつたし又小アジア諸國に於ける歐洲大戰及び一九一四年以前の戦争に因る傷病軍人数を手に入れることが出来なかつたので上記の数字は世界の傷病軍人全部ではない。推測するにその總数は少なくとも壹千萬人に上るであらう。

傷病軍人の大部分は勿論労働者である、例へばドイツに於ては傷病軍人の中八〇パーセント以上は強制疾病保険法に加入してゐる貸銀労働者である。傷病軍人の合計百五十萬といふドイツの数字は先づ大體一般的の好適例と看做していい、而して上記の割合が各國に於ける傷病軍人の全部に適用されるなら傷病軍人の貸銀労働者数は約八百萬もあらうかと思はれる、而してこの八百萬人の年齢は二十五歳から四十五歳の間に位してをり労働者の生産力の一番高いのも此間にあることを了解すれば大戰

後労働と生産の分配についての一般的問題の中で傷痍軍人の就職問題がかなり重大なる要素である事が明瞭になるであらう。

傷痍軍人就職問題を考察するに當つては先づ第一に考察すべき重要な點が二つある。

(一)「仕事」が傷痍軍人の大部分にとつて絶體的に必要であること、即ち大戦前には彼等の中の最も多くの者は賃銀で生活の糧を得てゐたし痲疾の情況によつて恩給も受けてはゐるけれどもこの恩給だけで飯の喰へる程充分に支給してゐる國は何處にもなくどうしても働いていかなければならぬ。たとへば痲疾の状態が甚だ重い場合であつても同様である。

(二)傷痍軍人は賃銀で自分を養つていく事を餘儀なくさせられるけれど公の労働市場で競争するには其力が甚だ貧弱である、彼等は健全な労働者と競争して成功する見込みは逆もない。痲疾によつて労働能力が低下した場合は殊にさうである、雇傭者は生産能力の足りなさそうに見える痲疾者やその痲疾のために重大なる結果を持ち來しうな怪我を受け易い痲疾者よりは健全な生産力が十分信頼せられ得る労働者を雇ひたがるのは當然である。それから又痲疾者の職業的能力を決定するのが困難である、これは雇傭者がいつも回避しやうとしてゐる賃銀を制定する場合に論議の種になる、それに又傷痍軍人の就職は恩給を受けてゐる傷痍軍人が職業組合の制定した率よりも安い賃銀で仕事を受取りそのため益々賃銀を低下しはしないかと氣遣かつてゐる他の労働者の反對に遭遇するやうな困難もある。

る、これらの實際的な困難とある程度の無理も無い不安との結果は否定することが出来ぬ。傷痍軍人は職を得ることも困難だし失業期間の長いため他の労働者よりも打撃を蒙ることが多い、此事實は佛國傷兵及退役軍人協會聯合會の書記長が一九二一年二月十三日附で労働大臣に宛てた手紙の中に次のやうに指摘してゐる。

「吾々傷痍軍人は殆んど如何なる場合にも一番先に職首の運命に出合つてきた、それは痲疾の爲に數日間も仕事に出られないためであらうし或は彼等の悉くが資格を與へられた専門家でないためであらう。又は生産力が低いといはれてゐるためかもしれぬし或は大戦終了後迄は就職口がなかつた爲め一番最後になつて就職した爲めであらう」

傷痍軍人産業復歸問題は、なんといつても困難な問題である。その不成功の原因は第一に最初の過失を犯したこと、第二に一般的經濟危機のために益々問題を困難ならしめたことである。

最初の過失といふのは問題の重要なこと、特別の性質とを認め得ず組織的な傷痍軍人職業紹介機關を設立しなかつたことである。大戦中及びその直後の數ヶ月は事業が異常なる活氣を呈し凡ての労働者はたとひ平均以下の生産力しか有せぬ者でも容易に就職する事が出来た、そこで數多の傷痍軍人は、不熟練工として直ぐに職に就き充分に高い賃銀を得て居り新に職業再教育を受けずして済んでゐたのである。けれどこれ等の労働者は一度は就職する事は出来たが二度と再び職にありつく事は出来

なかつた、経済的危機の徴候が現はれた時真先にこの過失の結果を蒙つたのは彼等であつた。事業が失敗して一部の労働者を解雇する場合には最も優れた熟練工を留めておくのは自然の然らしめる所である、かくの如くして不熟練工として就職した多くの傷痍軍人は労働市場から投げ出されたのである。

第二の過失といふのは職業再教育の価値と仕事に必要な適當なる義手義足や用具を供給する事を見逃したことである。大戦の終了する迄この二つの事に關しては傷痍軍人自身も雇傭者も共に疑ひの眼を以つて眺めてゐた。一般に重傷の傷痍軍人はこれといふ程の仕事させざる事は不可能で充分な高い恩給を支給するか、又は多くの病院や收容所を造るかして生活の安定を得せしめることは國家の義務であると思はれてゐた。けれども現今では技術と科學が發達を遂げた結果仕事に使用する適當なる器具(即ち義肢等)を給與し組織的な職業再教育を授け適當に職業を選択してやれば殆んど悉々の傷痍軍人は——たとひ甚だしい痲疾者でも——健全なる普通労働者のやうに立派に仕事をやつてのけるのである。

傷痍軍人は就職することが愈々困難とわかつた時勞ひ目標になつたのは國家であつた國家のために負傷をし病氣になつたのだから國家は彼等の爲めに官途に就職の道を開くべきものと要求した。そこで凡ての交戦國はこの要求に満足な回答を與へ傷痍軍人は官途に職を得る時第一の優先権を與へら

るべしと云ふ法令や規則が設けられた。この優先権を得る方法は各國間に非常なる相違があるがそれは先づ次の三つの種類に區別される。

1. 傷痍軍人は任務に堪ふるだけの職を官途に求むる時一般に優先権を與へられる。これはオーストリア、ベルギー、カナダ、アメリカ合衆國、イギリス、ユーゴスラビア、ポーランド、ルーマニアの場合である。競争や資格試験のなき職は若し任務に堪ふれば凡て之を第一に傷痍軍人へ與ふる事、又競争や資格試験のある場合は傷痍軍人は他の候補者よりも得點數低くてよしと定めたるのはアメリカ合衆國であり、實際の得點數よりも幾分多く與ふと定めかのはベルギーである。
2. 傷痍軍人は特定した職を求むる時先づ第一に優先権を與へらるこの優先権は特定した職の全部にも適用出来るし部分的にも適用せらる、これはフランスの例である。
3. 傷痍軍人は優先権を與へられ各官廳は全職員の中何パーセントかは、傷痍軍人を雇傭する義務がある。ドイツに於ては其の一般的割合は二六パーセントであるがある職の中には三三パーセント、五〇パーセント、七五パーセント時には全員全部傷痍軍人のために備えて置かねばならぬ職もある。イタリーに於てはこの特定の職の中、傷痍軍人に充てがはれる割合は一〇パーセントから二〇パーセントである。

公の職に於ける傷痍軍人の雇傭は好結果を出だし又出さればならぬものだけにと、やだ一部分の間

題しか解決されてゐないことが直ぐに判つてきた。
フランスに於ては一九一六年の四月から一九二二年の四月迄、一九一六年四月十七日の法律に照して公の職へ就職を申込んできた傷痍軍人の数は五萬八千人あつたけれど實際に就職したのはたつた二萬二千人だけであつた。然かも現在フランスに於ける傷痍軍人の總数は殆んど百五十萬人にも及んでゐるのである。

英國に於ては一九二三年一月一日の調査によれば公の職へ終身的に雇はれてゐる傷痍軍人の数は約二萬六千五百人、臨時雇は二萬七千人、而して全國に於ける傷痍軍人の總数は恩給を受けてゐる九十萬人を合して百萬人以上にも達する。

此数字を見れば傷痍軍人を公の職に就かせるだけでは逆も此問題の完全なる解決は難しいといふことが了解されるであらう、應募者を全部收容することはなか／＼容易でないし公の職を凡て傷痍軍人に提供する事も不可能である。彼等の全部が全部公の職に適するとは決つてゐないからだ。だからそんなことをやるのは望ましからざることで別な所でもつと自分の能力を有益に使ふ機会を見出す人も澤山あらうから傷痍軍人自身の爲にも不利益である。又國家として傷痍軍人を一番仕事の仕甲斐のある所へ就職させてやるのは當然であるが國家自身から言つても不利益である。

上記の考察を簡単に述べれば傷痍軍人に對しては公共なものばかりでなく民營事業にも就職口を捜してやらねばならぬといふ結論に達する。

民營事業に傷痍軍人を就職させるのに各國は二つの甚だ相違した方法を採用してゐる、第一の方法は、雇傭者の自發的協力に根據を置いてゐるもので雇傭者は國家の管理の下に豫め種々の事情を斟酌して定められた比率だけ傷痍軍人を雇ふのである。英國の採用してゐるのは此方法である。今一つの方法は雇傭者が傷痍軍人を全被傭者の幾割か雇ふやうな強制雇傭制度を採用することである。此方法を採用してゐるのはオーストリア、ドイツ、イタリア、ユーゴスラビア、ポーランド、ハンガリーの諸國でフランス、チェッコスロヴァキアに於ては既にこの種強制雇傭法案が議會に提出されてゐる。

第二章 雇傭者の自發的協力に訴へ傷痍軍人を就職せしむる方法

英國に於ける傷痍軍人雇傭に關する國民的計畫 (The National Scheme)

一九一九年の九月、労働省は法律的な強制なく専ら雇傭者の自發的協力に訴へ傷痍軍人の爲めに職業を與へる計畫を立てた。

一 國民的計畫の綱領

目的

この計畫の目的は傷痍軍人を永久的に産業へ参加させると同時に各種の産業へ傷痍軍人を公平に分
布せしめる事である。

計畫の恩恵を受ける人々

この計畫は傷痍軍人のみに適用される、こゝに言ふ傷痍軍人とは次の如き意味である。

(イ) 傷病恩給(註日本の増加恩給に相當す)を受けてゐる人又は傷病恩給を受けてゐて現在の職に
ゐる間にそれを止められた人

(ロ) 一部又は全身の癱瘓の爲め生業を營まざることを地方委員会によつて認定され癱瘓の輕重に
よりそれ／＼恩給大臣より慰勞金(註日本の一時恩給に相當)を支給せられてゐる人

(ハ) 恩給大臣より償還的に傷病恩給を支給せられてゐる人

こゝに看過せられぬ事は傷痍軍人の受けてゐる恩給は戰役に服して肉體的癱瘓になりし者に限定
せること、同年輩の健康なる者との比較に根據を置いてゐることである。その評價は復職能力
障害程度や恩給受領者の實收賃銀には全く無關係である。

國民的計畫に協力を勧誘せられたる會社、商會其他

官廳、公共事業及び民間雇傭者等中央地方を問はずその大小にも關係なく凡てこの國民的計畫へ參
與せん事を希望した。

傷痍軍人雇傭比率

凡ての雇傭者は最小限度を協定の上限内出来るだけ多くの傷痍軍人を雇傭することを要求せられ
る、一般的比率は五パーセントと決定されたが、ある種の産業ではそれ以下の割合で充分なることが認
定された。産業に對して定められた一般的比率が地方的又は個人的事情に適合しない場合、又は産
業に對する一般的比率が協定せられてゐない場合に若し除外例が必要と認めれば委員會は其の比率を
五パーセント以下にして出来るだけ會社商會の爲めに取計るやうにする。

一般的比率を五パーセントと決定するに就いては左の二つの要素を斟酌した。

(一) この計畫を適用する傷痍軍人の總數。一九一九年の九月には傷痍軍人の總數は八十萬を算せら
れたが、一九二一年の十月には恩給を支給されてゐる傷痍軍人だけでも九十萬以上に上つた

(二) 全國に於ける賃銀労働者の總數は約一千六百萬入である、故に本計畫に適用される傷痍軍人の
數は結局、賃銀労働者の五パーセントに相當する

雇傭者は自分の會社、商會で現在職業再教育を受けてゐる傷痍軍人や又は他の所で再教育を受けて
ゐる傷痍軍人を使用すべく労働大臣と協定を結んで保證してある就職口を自分の雇傭すべき傷痍軍人
數の中に入れて勘定してもいいのである。

賃銀

職業再教育の過程を履んだ傷痍軍人の賃銀は労働省の監督の下に国立商務顧問委員会と雇傭者との間に協定された条件によつて決定される。

賃銀制定に就いて特別な施設の施行されてゐる職業に於ては、熟練工ほど仕事に對する能率の上らぬ不熟練な傷痍軍人の賃銀はその施設を標準にして決定される、其他の職業に於ては、現行中の制度即ち傷痍軍人は平均地方賃銀率に對して一般に特權を有することを維持せらる。

傷痍軍人の仕事の能力が甚しく低下してゐる特別なる場合には、其賃銀を平均率以下に下げてもいゝ。其場合は、傷痍軍人自身と雇傭者との協定によつて決定される、協定不調の場合は地方技術顧問委員会又は地方職業紹介委員会の許に提出すべし。

傷痍軍人賃銀率の決定は傷痍軍人恩給には没交渉なるべき事。

管理細目

この國民的計畫の参加申込に就いての管理は労働省に依り地方職業紹介委員会を通じて行はれ希望者は地方職業紹介委員会へ申込むこと。

國民的計畫に協力することを賛成せる雇傭者は労働省の作製せる用紙へ其の旨記すること。その用紙は地方職業紹介委員会書記より労働大臣へ送附さる。

労働大臣は計畫に關し契約せる證明書を雇傭者へ發行し、雇傭者の姓名は國民名簿へ掲載されて労働

働省へ保管される。この契約を與へられた雇傭者は、傷痍軍人就職の爲めの國民的計畫に参加せしめるとを表示せる特別なる記號を通信紙其他へ使用することを許される。

この契約は最初一年間と定め後二年毎に改める事が出来る。

地方委員会は萬一雇傭者がこの契約を尊重せぬ場合は、一々これを労働大臣へ報告し労働大臣はかかる雇傭者の姓名を國民名簿より撤廃し、其後其の記號を使用する事を禁止せられた事がある。

政府は一九二二年六月一日から國民名簿へ姓名の掲載された雇傭者に對して非常に特別なる場合を除き契約を制限することに定めた。多くの地方當局は契約を制限し又は國民名簿へ姓名の掲載された會社、商會への優先權を與へた。

二 國民的計畫に對する各種の産業及技術委員會の意見

國民的計畫は一九一九年と一九二〇年に労働再参加委員会 (The Labor Re-Statement Committee) 及び一般的就職の妨げとなる問題に關して労働大臣に助言する爲めに設立された職業紹介評議會 (The Employment Councils) 国立商務顧問委員会 (The National Trade Advisory Committee) 會長副會長會議及び聯合産業評議會 (The Joint Industrial Councils) の合同によつて考察された。

各種の評議會及び委員会の意見は左記の通りである。この報告は労働省發行の「國民名簿」と題す

る出版物から取出したもので以下断りがなければ委員会の意見は全部国立商務顧問委員会の發したものである。

一八

- 手製靴業——原則的に賛成
- 製靴業——大體に於て賛成詳細の割合は各地方の事情によつて定む
- 刷毛製造——三パーセント
- 建築業——原則的に賛成
- 竹細工、柳細工業——見習として傷痍軍人の幾分を收容す
- 粘土業——五パーセント（国立雇傭者評議会の意見）
- 製綿業——二パーセント
- 配達業——原則的に賛成
- 電氣業（動力、電燈を含む）——五パーセント
- 封筒製造、文房具製造——二パーセント（臨時産業復興委員会の意見）
- 食品製造業者同盟——二パーセント
- 一般労働者——大體原則的に賛成（全国労働者同盟の意見）
- 硝子製造業——五パーセント

- 金銀商——五パーセント
- 旅館、料理屋營業——成人男子被傭者の中五パーセント採用（聯合協會の意見）
- 製鐵及び其類似の職業——大體に於て賛成、詳細は地方によりて決定す（中央顧問委員会の意見）
- レース、刺繡業——被傭男子の中五パーセント（雇傭者協會同盟の意見）
- 柔皮業——五パーセント
- 樂器製造——五パーセント
- 陶器業——二・五パーセント 後日、率を引上げ心算（国立職業顧問委員会を代理せる復職委員会の意見）
- 印刷業——見習として傷痍軍人の幾分を採用す
- 護謨製造業——三パーセント但し防水衣製造部に於ては婦人の使用人多きにより幾分低率の割合にて採用（聯合産業評議会の意見）
- 生絲工業——男子被傭者中五パーセント（聯合産業評議會）
- 裁縫業——男子被傭者中五パーセント（同業委員会の意見）
- 織物業——大體に於て賛成詳細は地方によりて斟酌す（中央顧問委員会の意見）
- 車製造業——五パーセント

一九

羊毛聯合機業——労働者總數中二パーセント半或は十六歳以上の男子被備者中五パーセント、何れにしても製産の多寡による(國立羊毛聯合機業評議會の意見)

羊毛聯合機業——労働者總數中二パーセント半。或は十六歳以上の男子被備者中五パーセント、何れにしても製産の多寡による(スコットランド羊毛業雇備者同盟の意見)

鉄力箱製造——男子被備者中五パーセント(英國鉄力箱製造業者組合の意見)

鉛工業——最低限度五パーセント(鉛製造業者評議會の意見)

石工業——二パーセント(聯合産業評議會の意見)

製紙工業——南部地方北部地方は全被備者中五パーセント、スコットランド地方は全被備者中三・五パーセント又は全雇備男子被備者中五パーセント(雇備者同盟の意見)

黄麻工業——聯合産業評議會と協議中

造船及び機械業——大體五パーセント、五パーセント採用せられぬ場合は地方職業紹介委員会は各地方の状況によつて以下の割合にて取計るやう考慮すること。

鐵道——鐵道會社は未だ國民名簿に参加して居らぬが全被備者中大體四パーセントは傷病軍人である。

炭鑛業——炭鑛業者は瘵疾とならざりし以前鑛山に使用されてゐた傷病軍人の全部を使用するやうに取計つた。けれど事故の多い爲めに以前他の職業に従事してゐた傷病軍人を使用する事は不可能なる事が解つた。

三 傷病軍人雇備比率

國民的計畫は最初其比率を五パーセントと決定した。然るに或會社商會の中では全被備者中傷病軍人を五パーセント以下雇備するものも矢張り國民名簿に載せられてゐる。又男子被備者のみを標準にして五パーセントの傷病軍人を雇備するものも矢張り許可されてゐる。この相違は骨の折れる仕事とか主に婦人労働を使用するやうなものとか又は産業の相異等に依り生じたのである。國民計畫に賛成したものの中、標準率に達せぬものは左表に示す通りである。

(職業又は産業)	(現行協定率)
鐵釘螺旋製造業	三パーセント半 (全被備者中)
刷毛製造業	三パーセント (全被備者中)
製綿業	二パーセント (全被備者中)
配達業——小賣配達人聯合協會の會員	六パーセント (男子被備者中)
封筒製造、文房具製造	二パーセント (全被備者中)
製麻業	五パーセント (男子被備者中)

食品製造業 二パーセント (全被備者中)
 莫大 小業 五パーセント (全被備者中)
 旅館、料理屋營業 二パーセント (成人男子被備者中)
 黄麻工業 五パーセント (男子被備者中)
 レース、刺繡業 五パーセント (男子被備者中)
 鉛製 造業 三パーセント (全被備者中)
 製 紙 業 北部南部地方、五パーセント(全被備者中)
 スコットランド地方、三パーセント半 (全被備者中)
 五パーセント(男子被備者中)
 何れも製産の多寡による

手製製紙業 五パーセント (男子被備者中)
 紙箱及び袋物製造 五パーセント (男子被備者中)
 陶 器 業 二パーセント半 (全被備者中)
 石 工 業 二パーセント (全被備者中)
 護謨製造業 三パーセント (全被備者中)
 但し防水衣製造部に於ては婦人の被備者多きに依り幾分低率の割合にて採用、選擇は其

場合による
 造船及び機械製造業 五パーセント (大體、全被備者中にて)
 事情の許す所では以下の率を許さる
 シヤツ、カラー製造業 五パーセント (男子被備者中)
 生 絲 業 五パーセント (成人男子被備者中)
 裁 縫 業 五パーセント (男子被備者中)
 鍼力製造業 五パーセント (男子被備者中)
 (職業又は産業)
 羊毛職合機業 二パーセント半 (全被備者中)
 五パーセント (十六歳以上の男子被備者中)

四 國民計畫適用の結果
 國民計畫は一九一九年の末執行された。左に示す表は労働省月報、公報等より得たる数字である。

月	日	會社商會の數	就職傷痍軍人の數
一九二〇年	一月	二〇,三九二	—
	二月	—	—

一九二〇年九月三十日	二〇、八五六	二二、四、三九五
一九二一年九月三十日	二八、三六四	二五、二、五三九
一九二二年一月三十一日	二九、六九六	二六、七、五二一
一九二二年三月二十日	三〇、一四八	二六、二、四三五
一九二二年八月三十一日	三〇、一三三	二五、六、五六七
一九二二年十月三十一日	三〇、四六〇	約三〇、〇〇〇
一九二二年十二月三十一日	三〇、六一六	約三〇、〇〇〇
一九二三年一月三十一日	三〇、七四二	約三〇、〇〇〇
一九二三年二月二十八日	三〇、七九一	約三〇、〇〇〇
一九二三年三月三十一日	二九、八一三	約三〇、〇〇〇
一九二三年七月十四日	二七、八九〇	約三〇、〇〇〇

二四

國民計畫の下に就職した傷痍軍人の数は一九二二年の始め迄はジリ／＼と其数を増して行つたが、其後は大分減少してゐる。そして一九二三年の初頭以來數字は大抵三十萬の邊を彷徨してゐる。傷痍軍人就職問題を研究する爲めに一九二三年下院によつて任命された特別調査委員會は、一九二三年八月

の報告に次のやうに語つてゐる。一九二三年六月國民名簿に載つてゐる三萬三百八十の會社、商會の中、二萬六千四百二十は名義を書換へる筈になつてゐたが實際名義を書換へたのは二萬二千六十四で四百十五は取消したり又は種々の理由で名簿から削去された。これが一萬三千九百四十一の會社、商會が残るのであるが、書換に關してまだはつきりと自分の意志を發表してをらぬ。

地方當局 名簿に載れるもの 載らぬもの 計

イギリス及びウェールズ			
ロンドン			
州 會	一		一
ロンドン市會	一		一
ロンドン市邑	二八		二八
貧民救濟局	二二	七	二八
合 計	五一	七	五八
地 方			
州 會	四二	二〇	六二
		二五	

地方市邑	八二	八二
市會	一八七	二五三
區會	四四六	七八一
郡會	一八二	六四八
貧民救濟局	一六六	六〇五
合計	一、二〇五	二、四六二
スコットランド		三三
州會	一〇	九
州地方委員	二四	七五
市會	七三	一一八
合計	一〇七	二二六
總計	一、二六三	二、八二二

一九二二年の八月英國兵團 (The British Legion) は失業傷痍軍人の總數を約十萬人又は全數の十一パーセントに見積つてゐる。同じ頃、勞働省の書記官は確定數は與へなかつたが、失業傷痍軍人の數は七萬又は八萬を超過しないと云つてゐる。

英國兵團は雇傭者の自發的協力を訴へたる國民的計畫は失敗に歸したのだと看做してゐる。
 一九二三年五月二十日、二十一日、二十二日の三日間ロンドンに會したる英國兵團の年一回の會議は、失業傷痍軍人の就職を確實にする爲め政府が強制雇傭法の議案を提出することを要求せる決議案を満場一致で可決した。

傷痍軍人就職の問題は益々困難になる一方なので一九二二年四月二十六日下院は其問題に就きて論議した。論議の結果下院は特別調査委員會を設け各國間に行はれてゐる傷痍軍人就職の設備を研究報告し、國家の爲めに癡疾となつた人々に職を與へる方法を推薦することにした。委員會は一九二二年の五月二十五日から八月二日迄の間に二十五回の會合を續けた。研究に連つた人々は、勞働省、恩給省、保健省、國際勞働局、英國兵團、雇傭者及被傭者の團體の各代表者に及んでゐた。委員のある者は又ドイツ、オーストリア、ベルギー、イタリアの各國に赴き調査を遂げた。委員會報告書の抜萃は左の通りである。

- (一) 英國に於ては傷痍軍人の失業は大體一般の失業と比例してゐる(恩給を受けてゐる九十萬人の中、失業してゐる傷痍軍人の數は、十萬人であり、失業保險法を適用される千二百五十萬人の子勞働者の中、失業してゐる者は、百二十五萬人である。
- (二) 國民名簿に載つてゐる會社、商會の數は、増加しないばかりでなく、取消をしたのさへ、かな

りある。自發的方法は明に失敗してその挽回策としては景氣の回復を待つか、別な見地から自發的計畫を改造するか、又は強制雇傭制度を採用するか何れかの一つを採る必要がある。第一の點に關しては、傷痍軍人の一部のみでなく各傷痍軍人が就職の機会を得るやうに努力するのが國家の名譽ある義務であると思ふ。

第二の點に關しては、景氣の回復を前提とせず現在の景氣、就職といふ事を眼目に置くべきだと云ふのが委員會の意見である。

そこでやるべき事は自發的方法を幾分改良するか又は強制雇傭制度を採用して凡ての傷痍軍人をして職に就かしめるかである。

委員會が推薦した方法は次の通りである。

- (一) 現在の自發的方法を一部改良して傷痍軍人の就職の爲めに一層努力する事
- (二) 地方分権と地方に明るい熱心な地方團體へ義務と責任とを移すことを原則とすること、その職務は一般に名譽職なるべき事
- (三) ある程度の法律的權力を附與せられたる特別地方有志委員會を各州又は市邑に設立し、國民名簿州(又は市邑)委員會 (The Kings Roll County or County Borough Committee) と稱する事
- (四) 委員會の職務は左の四項目を根本にして、傷痍軍人就職の道を講ずべき事

(イ) 癩疾の甚だしき傷痍軍人には特別なる施設を講ずる事

(ロ) 國民名簿の管理

(ハ) 見習制度改善の施設をする事

(ニ) 各地方に順應せる監督制度を設ける事

(五) 國民名簿州(又は市邑)委員會は州知事、市長に依つて統轄せられ各委員會は地方勢力家、雇傭者、産業組合、傷痍軍人協會、赤十字社、地方戦時恩給委員會、地方職業紹介委員會の各代表者を含む事。猶この種の如き計畫に於て成功を修めるには、個人的接觸は甚だ重要なものなれば各市邑各地方に於て會社、商會と個人的折衝の任に當るべき副委員を置きその任命は委員會の權限にあるべき事

(六) 國民名簿州(又は市邑)委員會は、法律的力を有し適切なる法令の限度内に於て、産業上の權力を委任せらるべき事。但し此の權力を無暗に使用せざる事

(七) 國民名簿州(及び市邑)委員會を統轄しその活動を管理し協力せしめる爲めに、中央に國民名簿評議會を設立する事。其代表者は上下兩院、各官署、雇傭者、産業組合、傷痍軍人團體を網羅する事。この團體は労働省より保護と權力を受け、労働省は、資金の設備と規定に對して責任を有する事

- (八) 癩疾程度甚しき傷痍軍人の問題は幾分國家の扶助を得、有志の收容所設置と國內産業を奨励して國民名簿州(市邑)委員會の手に委ねる事
- (九) 國民名簿は、特別調査委員會の報告に基き國民名簿評議會、國民名簿州(市邑)委員會に依つて管理せらるべき事
- (十) 此項には職業再教育に關するものを取扱へり
- (十一) 國民名簿評議會、國民名簿州(市邑)委員會は必要なる法律的權力を與へる迄は顧問團體として直に設立する事

以上の事を總括すれば大體左の如し
問題は非常に緊急を要するものであるから、特別調査委員會の提案は直に實行すべきものである。そしてそれに必要なる法律も秋の議會に於て通過した。けれど委員會の提案したる方法で一九二三年の五月一日迄に問題がうまく解決しなかつた場合には、事情に順應するやうな強制的の手段を採用しなければならぬ。

労働大臣は、地方分權的に努力するといふ意味に置ては委員會の提案に賛成したので國民名簿評議會はこゝに於て設置された。それと同時に労働大臣は各市の市長に招待状を發し各市にそれ相當する機關を設立せんことを計つた。國民名簿評議會の第一回の會合は一九二三年二月廿日に開かれた。大臣の招待を受けた三百の地方當局の中、二百二十は國民名簿地方委員會又は地方職業紹介副委員會の何れかの一つを設立した。

國民名簿評議會は一九二三年七月十七日の日附で假報告を作製した。それには仕事の結果が詳細に認められてゐる。

其報告は、一九二三年七月末に於て地方委員會の登録に載つてゐる失業傷痍軍人數を上げてゐる。其數は左の通りである。

- (イ) 今迄の職業へ復し得る程度の癩疾者或は普通の産業状態に於て必要な場合に練習を経れば類似の職業へ復し得る癩疾者の數は一八、六五〇人
 - (ロ) 舊職業へは復し得ない程度の癩疾者なれど、普通の産業状態又は商業状態に於ては安易の仕事なれば就職に困難を感ぜぬ者の數は一一、九五〇人
 - (ハ) 生業を營まれぬ程、甚しい癩疾に罹んでゐる傷痍軍人で、特別の設備なしで普通の産業状態又は商業状態に於ては逆も就職困難なる癩疾者の數は一、六五〇人
- 國民名簿評議會に依れば登録に載つてゐる失業傷痍軍人の數はかくの如く三萬二千二百五十人に達するけれど、この數字は失業傷痍軍人の全部を示した譯ではなく登録に載つてゐない傷痍軍人の數だけでも少くとも六千人以上もあつて、その中三千五百人以上は(ハ)の部類に編入されると言つて

る。それで(ハ)の部類に編入される数字は五千人以上にも増加することになる。

七月末迄に國民名簿に掲載された會社、商會の数は二萬七千八百九十ある事が報告に示されてゐる。

この會社、商會といふのは名義を背換へたものか又は名義を背換へる時期に達せぬもの、數である。毎月登録に掲載される平均數は殆んど二百五十から三百五十迄増へてゐる。そこで國民名簿評議會では、名簿に掲載される會社、商會の數は必ず近い中に約三萬に及んだ二月と同じ位に達するか、或はそれを超過するであらうとの意見である。

報告に依れば一九二三年の一月末から六月末迄に一萬八千の傷痍軍人が地方委員會によつて就職し又は自分自身で就職し前年の十月から一月末日迄に就職を紹介された者及び自分自身で就職を捜した者は約一萬五千ばかりもあらうとの事である。これは甚だ喜ばしい結果を得たものと看做されてゐる。

報告には又傷痍軍人就職の爲めに國民名簿評議會及び地方委員會の採用した方法も載せてゐる。それは左の通りである。

- (一) 主要都市を含んだ三十一の地方に特別運動が試みられた
 (二) 此の運動中地方當局の長官に依つて特別なる訓示が發せられた。ある都市ではパンフレットの形で發表された所もあつた

(三) 地方委員會は名簿に掲載されてゐない雇傭者の参加を勧誘する爲めに個人的に運動を行つた
 (四) 地方委員會は殊に困難なる場合には簡單なる明細書を印刷して雇傭者に向つて特別の訴へをした。新聞、電報、其他の一般交通機關へ公告を掲載し廣告屋や活動寫真を利用した事もうまく成功を修めた

(五) 各宗派の管長に懇願して特別の日曜日を決めて失業傷痍軍人の爲めに宣傳をして貰つた事もあつた

(六) 一般の集合は方々に於て行はれた

(七) 國民名簿評議會長陸軍元帥伯爵ヘーグ氏ロンドンのある範圍内の雇傭者へ直接に宣傳をした
 (八) 名簿へ加はらぬ地方當局へ向つて参加するやうに努力を拂つた

國民名簿評議會が一九二三年二月二十日に設立せられて以來求めに應じた地方當局の數は五十四に及んだ

國民名簿評議會の言に依れば此數ヶ月の努力は最初の計畫を充分に達するには餘り短い期間であつたが、傷痍軍人の爲めに地方分權的に各自努力したことと地方當局がこの計畫に關係したことは尙に當を得たものであると言つてゐる。評議會の何より重きを置いてゐる事は地方の熱心と雇傭者各自の同情と競争的精神に訴へる事である。

評議會の考へては此冬再び失業危期の來ることなく地方の熱心がいつ迄も支持せられるならば、地方委員會と新聞の助けを藉りれば強制雇備制度を採用する事なく傷痍軍人就職問題を解決する事は必ずしも不可能ではないとの事である。

三四

第三章 雇備者へ法律的強制を課して傷痍軍人を就職せしむる方法

ドイツ、オーストリア、ポーランド、イタリアに於ける強制雇備法並にフランスに於ける強制雇備法案

ドイツ、オーストリア、ポーランド、イタリア、及びユーゴスラビアに於ては雇備者に被備者中何パーセントかの傷痍軍人を雇はせる強制雇備制度を採用した。フランスに於ても強制雇備の法律案が數種起草され現在議會に於て審議中である。ハンガリー政府は強制雇備法に關する法律を傷痍軍人救助法案の中に編入してゐる。チエツコスロヴァキアに於ても社會省が矢張り同様な法案を起草してある。強制雇備法に賛同した以上各國の論議を綜合すれば大體次の通りである。

傷痍軍人は國家へ奉仕して痲疾や疾病を招き不利益なる地位へ落されたる故それに対する保障の權利を與ふ可きである。保障の權利の唯一の形式は働くと云ふ權利である。けれど傷痍軍人が働くのは法律の干渉なくしては、逆も實現する事が不可能である。傷痍軍人は一般労働市場に於ては需要供給の力に玩ばれて、全く不利益なる地位に落されるからである。

雇備者の自發的協力に訴へる方法では凡ての傷痍軍人を永久的に確實に就職させる事は出来ない。第一に甚だしい痲疾者に職を與へることは頗る困難な問題でいつても幾分の失業者が出来る。第二に一定の期間に名義を轉換へたり、何時取消をしても自由であるから傷痍軍人の要求であり、又その權利のある就職の安定を保證しないのである。

雇備者の間に普く傷痍軍人を就職せしめるには強制雇備法あるのみである。法律的強制がないならば同様な計畫を同様な場所へ試みて傷痍軍人就職の割合が甚だしく相違することが認められた。そこで、澤山傷痍軍人を使用する雇備者に少しも傷痍軍人を使用せぬ雇備者や又は小規模に使用してゐる雇備者には與り知らぬ負擔が課せられる譯になる。それで均等主義を採用すれば負擔が——(傷痍軍人を使用する事が負擔と認められるならば、そして又この決定は傷痍軍人協會に依つて論ぜられなものであるが)——公平になるのである。

雇備者へ一定の永久的な義務を課する強制雇備法は、雇備者に傷痍軍人收容の設備を講ぜしめ、或は傷痍軍人をして充分又は充分に近いだけの生産を發揮させるべき就職口を講ぜしめる結果になる

三五

次に掲げるものは、各國に於ける傷病軍人強制雇傭法に關聯せる法令、法律案、規則、提議せられたる規則等である。

ドイツ

- 一九二〇年四月六日の法律。一九二二年十二月二十三日の法律に依つて改正。(本文は一九二三年の官報第一號に發表せられ、又一九二三年各國法令集、ドイツの部第一號として國際労働局よりフランス、イギリス、ドイツの各國語に翻譯し出版せり)
- 一九二〇年五月十七日の官吏服務に關する規則
- 一九二二年七月二十一日の民事事業に關する規則

オーストリア

- 一九二〇年十月一日の法律(シュタツツ、ガゼット、ブラット四九五號。一九二〇年各國法令集オーストリアの部第十六號として國際労働局よりフランス、イギリス、ドイツの各國語に翻譯し出版せり)

ポーランド

- 一九二二年三月十八日の法律第五十五條(ドチエニツク、ウストツ三二號。一九二二年八月四日の法律に依つて改正(ドチエニツク、ウストツ六七號))
- 一九二二年十一月十五日の命令(一九二二年ドチエニツク、ウストツ九四號、一九二二年各國法令集、ポーランドの部第九號として國際労働局よりフランス、イギリス、ドイツの各國語に翻譯し出版せり)

イタリア

- 一九二二年八月二十二日の法律(一九二二年十月三日の官報三三三號一一八二頁、一九二二年各國法令集イタリアの部第五號として國際労働局よりフランス、イギリス、ドイツの各國語に翻譯し出版せり)

ユーゴスラビア

- 一九二二年十二月二十二日の法律第十七條(一九二二年十二月三十一日の官報)
- 一九二二年二月二十四日の規則第十七條

フランス

- 一九一九年三月二十五日下院に依つて可決せられたる法律案(一九一九年上院議、一五〇號)
- 一九二二年七月四日上院に依つて可決せられたる法律案(一九二二年下院議、四八四五號)
- 一九二三年六月二十一日下院に依つて可決せられたる法律案(一九二三年六月二十二日の官報)

ハンガリー

社會省より議會へ提出せられたる戦争犠牲者救助法案第四十五條(一九二二年衆議院録四二五號)ユーゴスラツの法律及び勅令は傷痍軍人が官途や政府補助事業に就職する爲めには一定の優先権を賦與してゐるが、民營事業に關しては單に社會大臣が資格ある傷痍軍人特に技術上の再教育を経たる者を就職させる爲めに規模の大なる産業的、商業的及び其他の事業に對しては強制法を執行してもよいと規定してあるばかりである(法律の第十七條二項)。どういふ風にこの條項が適用されるか詳細不明である。

ハンガリーに於ては議會へ提出せられたる法律案に社會大臣が産業的、商業的、農業的、商業的、及及び礦山に傷痍軍人を就職させる爲めに強制法を執行してよいとを規定してある。

ドイツ、オーストリア、ポーランド、イタリア、フランスの諸國に於ては審議中の法律、勅令及び法律案には傷痍軍人職業紹介の爲めに完全なる組織を立案してゐる。以下これら重要な法令及び法案の比較を示すことにする。

第一節 強制雇備法の適用を受ける人々

第一 法令の摘要

ドイツ

一九二〇年四月六日の強制雇備法、一九二二年十二月二十三日の法律に依つて改正(一九二三年官

報一號、五十七頁)、此法律は其痲疾の原因の如何に關らず傷痍軍人産業的負傷者及び其他の痲疾に適用す。

本法の適用を受ける範圍の人々は一九一七年五月聯邦傷痍軍人保護委員會に依つて規定されたる原則に基きて決定す。傷痍軍人就職の爲めの法令、規則は甚だしき痲疾者にのみ適用す(甚だしき痲疾者」と云ふ言葉の意味は、國家より傷痍軍人に支給される恩給率の割合を根據とす)。傷痍軍人職業紹介の爲めに聯邦傷痍軍人保護委員會の作製せる案の第一條。

此法律は適用を受ける人々を次の七項に分類してゐる。

- (一) 一九二〇年五月十二日の法律に基いて支給される最高額恩給の少くとも五〇パーセントに相應する恩給を受けてゐる甚だしき痲疾者此の如き恩給は少くとも四五パーセントの生業能力を失へる傷痍軍人に支給さる。
- (二) 産業上の負傷て甚だしき痲疾者となり、聯邦勞働障害保險法又は聯邦諸州の同種の法令の下に支給される最高額恩給の少くとも五〇パーセントに相應する痲疾恩給を受けてゐる者(第三條、第一項)、少くとも五〇パーセントの生産能力を失へる者はこゝに屬する痲疾者である。
- (三) 負傷をして一種以上の傷病恩給を支給せられ各々の額最高恩給の五〇パーセントより少き者、但しその總額は最高額の五〇パーセントを下らざる事(第三條、第一項)。

(四) 戦争及び産業に於て負傷をし戦時恩給及び一種以上の産業負傷恩給を支給せられ、各々の額五〇パーセントより少き者、但し二個の總額は、最高恩給額の五〇パーセントより下らざること。
以上の四項目に属するものは法律に定められたる優先権を賦與せらる。

(五) 盲目の者、戦争及び産業の區別なく盲目となりし者。

(六) 戦争及び産業に於て癱疾となり最高額恩給の三〇パーセント以上五〇パーセント以下の恩給を支給せられてゐる者(第七條)。

(七) 戦争及び産業以外に於て癱疾となり生業能力少くとも五十パーセントに低下せし者。この種類の癱疾者は政府又は、傷害保険機關より別に恩給を支給せられず。

第四の項目に屬する盲目の人々は、法律の保護なくしては適當の就職不可能なる場合には本法の優先権を利用し得る人々と同様に取扱ふ。

第六及び第七の項目に編入される者は強制雇傭法を利用し得ざる者なれど、中央傷兵福利局は甚だしき癱疾者の就職がその爲めに不利益を蒙らざる限り、法律の保護なくしては就職し得ず又現職に留る事能はざる場合には甚だしき癱疾者(項目一より四迄)と同様に取扱ふ。但し恩恵を受けざるべからざる事情が存する時はこの権利を撤回する事を得。以上の場合には各個人を標準として考察し、就職の交換を考慮に入事。

此項目を分類するには、傷病軍人も産業的癱疾者も共に恩給受額額に依りて決定す。恩給額の決定は、生業不能の割合に依りて決定せられ、此割合は一般労働市場に於ける就職率に關する一九二〇年五月十二日の法律と一九二一年の聯邦保險法第三卷とに準據して評價す。

癱疾者は職業を變へるべく餘儀なくされることがあるかどうか、若しあるとすれば過去の職業再教育、教育の程度、年齢、健康の状態、癱疾の性質、其他に鑑み、如何なる職業へ従事し得べきか、そして、その職業に於ける能力は如何などいふ事を決定する爲めの研究も企てられた。癱疾の性質及び輕重、癱疾者の過去の職業と収入は評價をなすに重要な要素をなすものであるが、これのみにて評價したのではなく第一に個性と云ふことを頭に置いた。

戦争癱疾者及び産業的負傷者の保障として強制雇傭法を適用する場合に兩者を全然區別しないドイツの法律は局に當つてゐる官憲の仕事に非常な便利ならしめた。各傷病軍人の生業能力の消失高は既に決定され再び評價する必要がない。恩給額を決定した當局は傷病軍人職業紹介に對して責任を有する當局へあらゆる方面の報知を供給すべき地位にある。労働省は傷病軍人、恩給、義手義足の給與、職業再教育、職業紹介、其他に關するあらゆる問題を處理する唯一の責任當局者である故に仕事の進捗が益々早められるのである。

戦争の爲め(例へば看護婦)或は産業的負傷の結果五〇パーセント以上の生業能力を消失して憐める

婦人も矢張り男子と同じく強制雇傭法の適用を受ける権利を與へらる。聯邦勞働大臣は聯邦評議會の同意を得てドイツに居住するドイツ人以外の外國傷兵軍人にも法律適用の範圍を擴めることを認可したこの適用はオーストリアの傷兵軍人の場合に行はれた。交互的待遇が一九二二年八月十七日ドイツ、オーストリア兩國間に締結せられた條約に明示されてゐるからである。

四二

オーストリア

一九二〇年十月の法律(シュターツ、ゲゼツツ、ゾラツト、一九二〇年四五九號)

一九二〇年十月一日の法律は癱疾の程度甚だしき傷兵軍人及び産業に於て重い負傷をした一定範圍の少數の癱疾者へ適用される。この法律は臨時的のもので時期延長の法令が通過しなければ一九二四年の十二月三十一日迄しか效力を有せないものである。

本法律適用範圍の人々は三つの項目に分類される。

- (一) 生産能力が四五パーセント以上低下せし傷兵軍人、かくの如き人々は法律に依つて權利を賦與せらる(第二條、第一項)
- (二) 生産能力が三五パーセント以上四五パーセント以下に低下せし傷兵軍人、かくの如き人々は癱疾の爲め法律の保護なくしては就職し得ない場合本法の利益を賦與せらる(第二條、第二項)
- (三) 産業に於て負傷せし者、かくの如き人々は本法の利益を賦與せられぬけれど一九二〇年十月十

二日の法律發布以前に於て雇傭者が以前その雇傭者の下にて負傷した者を使用すべく承諾した場合には、傷兵軍人強制雇傭比率の中へ入れらる。但し生産能力を四五パーセント以上消失し且つ其雇傭者の下にて負傷した者に限る(第四條、第二項)。

この法律は盲目の一般民衆にも適用される。オーストリアに於ては、ドイツに於ける如く強制雇傭法に關する法律の適用は癱疾程度を斟酌してなされるが恩給を決定するにも同様である。戰時恩給法(一九一九年四月廿五日の法律)及び勞働者償還法(一八八七年十二月廿八日)には生産能力の消失は勞働市場に於ける一般的能力の消失を標準にして評價されると規定してある。それ故に一九二〇年十月一日の法律は別段癱疾に對して新に評價することなくして適用する事が出来るのである。

一九二〇年十月一日の法律は外國と共に就きて協定を締結するのてなければ外國の傷兵軍人には適用されぬのである(第二條、第五項)。この協定は一九二二年八月十七日オーストリア、ドイツ兩國間に締結せられた。その協定に依つてオーストリアに居住せるドイツ傷兵軍人は強制雇傭法の利益を享くるのである。

ポーランド

一九二二年三月十八日の法律(第五十五條)、一九二二年十一月十五日の命令(ドナエニツク、ウストウ、一九二二年三三號及び九四號)

四三

一九二一年三月十八日の法律第五十五條及び一九二一年十一月十五日の命令は時期の制限なく全部
療疾程度甚しき傷残軍人のみ適用される。

一九二一年三月十八日の法律第九條に依れば少くとも四五パーセントの生業能力を消失した裕福で
ない傷残軍人を第一としてゐる。ポーランドに於ては、ドイツ、オーストリアに於けると同じく生業
能力の消失は一般労働市場に於ける能力の消失を根據として評價せられ、身體障礙、又純然たる職業
的見地から決定せられたものではない。

イタリー

一九二一年八月二十一日の法律、一九二二年一月廿九日の勅令(官報一九二二年三三號及び一九
二二年四一號)

強制雇備法適用の権利を與へらる者はたゞ傷残軍人のみである。本法には時期の制限はないのであ
る。この権利を産業的癱疾者にも與へることに就いては豫備報告にもないし議會にて討議せられたこ
ともない。

強制雇備法の権利を與へらる者は一九一七年三月廿五日の法律に依つて決定され、一九一九年三月
廿七日の命令にて改正されたる條件に基き永久的に恩給を支給せられ傷残軍人一時的恩給を支給せら
れる傷残軍人及び名義書換の法にて恩給を支給せられる傷残軍人に對して賦與せられる。

一九一七年三月廿五日の法律第二條及び一九一九年三月廿七日に改正されたる勅令に依れば「退役
者」と云ふ言葉は、實戰に臨み或は軍務に服し又は軍事關係のものに服務して癱疾となつた爲めに賃
銀労働をする事が不可能となり、又は生業能力が甚だしく低下した裕福でない軍人に適應せられるの
である。

一九二一年八月二十一日の法律第一條は現役中で負傷に罹んでゐる傷残軍人に對して強制雇備の權
利を與へることを制限してあるので一九一七年及び一九一九年の法律第二條よりは其適用範圍が狭い
のである。

一九一七年及び一九一九年の法律は、全然身體障礙といふ見地から癱疾を決定してゐる。癱疾は十級の
項目に分類されてゐる。強制雇備法の権利を與へらるる者は最始の八級の項目に該當する凡ての傷残
軍人である。即ち終身恩給を受けてゐる者とその肉體的癱疾程度三十パーセント以上と認められてゐ
る者である。第九級及び第十級の項目に分類される傷残軍人即ち三年以上六年迄(第九級)或は六ヶ
月以上二年迄(第十級)の一時恩給を受くる者は、強制雇備法の適用は受けない。但し第九級の(四)、(十)
及び第十級の(三)、(六)に該當するものは除く。

本法は全然生業能力を消失した傷残軍人又は癱疾の性質、程度により健康と同僚の安全を危殆なら
しめる傷残軍人には適用せられぬ(第二條)。

恩給法に於ける瘵疾の測定は全然身體障礙といふことを基準としてなされた。恩給を支給するため
に決定した瘵疾程度は生産能力の消失と云ふことを以て眼中に置いてない、然し實際は職業や年齢
其他に依り非常な相異があるのである。全然仕事の出来ぬ者は如何なる傷残軍人であるかを決定する
には、職業的見地から新しく評價する必要がある。

現在、肺結核や、傳染病や又は種々の精神病に罹つてゐる傷残軍人も亦、醫師の診断をする必要も
なく一九二二年八月廿一日の強制雇備法の適用からは除外される（一九二二年一月廿九日の勅令第十
五條）。

フランス

(一) 一九一九年三月廿五日下午院に依つて採擇されたる法律案

下院に依つて採擇されたる此の法律案は、身體障礙程度四十パーセント以上なる凡ての傷残軍人に
強制雇備法の權利を賦與してゐる（第一條）此の瘵疾程度測定の基準は、一九一九年三月三十一日の法
律に依る、恩給決定の基礎となつたものと同じである。

(二) 一九二二年七月四日上午院に依つて採擇されたる法律案

上院に依つて採擇されたる此の法律案は、一九一九年三月三十一日の法律に基き恩給を支給され、
納同職業に於て普通労働者の平均能力五〇パーセント以上の職業能力ある事を證明せられたる傷残軍

人に強制雇備法の適用の權利を賦與してゐる（第一條）その法律案に依れば瘵疾程度の測定は、身體
障礙でもなく、労働市場に於ける一般的生産能力の消失でもなく、全く個々の傷残軍人が従事する事
を希望してゐる職業上の障礙を基準としてゐる。職業能力の證明は各行政区に設立せられたる委員會に
依つて定められる。この委員會は次の人々を網羅す（第十一條）。

民事裁判所の判事一人——職權により委員長にせらる

醫師 一人

各縣の退役傷残軍人委員會委員 一人

論議中の職業に屬する雇備者及び労働者或は有給被備者 各一人

戦時恩給を受けてゐる雇備者及び労働者或は有給被備者 各一人

生産能力低下證明書を得後日又普通健全労働者の技術を獲得したる戦時恩給受領者は、就職後三十
日を経過すれば必要の場合、能力常態證明書を得る爲めに委員會へ出頭する事を要求していい。一度
委員會に依つて傷残軍人の能力を決定すれば一年間は能力訂正の要求をしなくともよい（第十二條）。
職業能力決定に就き論議が起ることあれば最後の決定をする爲めに各縣の管理委員會へ提出せられ
る。この委員會は次の人々を網羅してゐる。

控訴院顧問官、又は民事裁判所長、——これが委員長になる 一人

各區工場監督官 一人
 醫師 一人
 各縣退役傷痍軍人委員會委員 一人

戰時恩給を受けてゐる雇傭者及び労働者又は有給被傭者 各一人
 (三) 一九二三年六月廿一日下院に依つて採擇されたる法律案

下院に依つて採擇されたる此の法律案は一九一九年三月三十一日の法律に基き支給される終身又は一時恩給を受けてゐる海陸軍人に對して強制雇傭法の權利を賦與してゐる(第二條)。
 一九一九年三月三十一日の法律に依れば、一〇パーセント以上の身體障礙に備ふる凡ての退役軍人には恩給が支給せられることになつてゐる。本法に於て癱瘓程度を測定するには職業的見地から考慮は拂はれてゐない。かやうな恩給を受けてゐる者は約百五十萬ばかりもゐる。此の法律案を論議した委員会の報告に依れば、實際此法律の恩典に浴する傷痍軍人の數は八十萬人を超過しないと云つてゐる。

此の法律案に依れば職業能力の證明書は強制的作用を有しないものであるが希望の人には委員會からその證明書を下附せられる。その委員會は次の人々を網羅してゐる。
 判事 一人 職權を以つて委員長にせらる。

醫師 一人
 各縣選拔退役傷痍軍人委員會委員 一人
 雇傭者 一人
 労働者 一人

委員會は勞資紛争審査會長又は其代理當局に依りて指定されたる雇傭者及び労働者を代表する専門家を猶二人選舉する(第十三條)。

第二 強制雇傭法被適用者決定方法各國比較表

國	(一) 法律、規定、或は協定成立の日月	(二) 效力期間	(三) 有資格者癱瘓原因	(四) 癱瘓程度測定基準	(五) 有資格者癱瘓程度
イ	一九二〇年四月六日の法律	無期限	戦争、産差、的負傷及び其他の負傷	在業能力障害程度	戦争 四五—百パーセント 産差 五〇—百パーセント
ロ	一九二〇年十月一日の法律	一九二四年十二月	戦争又は産業的負傷の特殊なる場合	在業能力障害程度	四五—百パーセント
ハ	一九二二年三月十八日の法律	無期限	戦争	在業能力障害程度	四五—百パーセント

備考	ス	ン	ラ	フ	ーリタイ
第六の欄に挙げた比率は肉體的損傷、仕事に對する一般的不能、職能上の不能の全く異つたものを根據にしたものである故に比較する事は出来ぬ。これは同じ損傷者でも割合が甚だ相異なるから。	一九二〇年六月廿一日下院採擇の法律案	一九二〇年七月四日上院採擇の法律案	一九一九年三月廿五日下午院採擇の法律案	一九一九年三月廿五日下午院採擇の法律案	一九二一年八月二十一日の法律令 一九二二年一月廿九日の法律令
	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限
	戦争	戦争	戦争	戦争	戦争
	身體障害程度	復職能力障害程度	身體障害程度	身體障害程度	身體障害程度
	一〇—百パーセント	五〇—一〇〇パーセント	四〇—百パーセント	四〇—百パーセント	約三〇—百パーセント 但し甚しき重傷者を除く

五〇

第三 強制雇用法適用者決定上の諸問題

- 専門家は強制雇用法適用者決定に關し起る次の疑問を研究すべき事を要求せられた。
- (一) 強制雇用法は一時的性質のもので全々傷痍軍人のみ適用せられるのか、それとも永久的性質のもので産業的癱疾者又は其他の一般癱疾者にも適用せられるか。
 - (二) 強制雇用法は凡ての癱疾者に適用されるのか、それとも或一部の範圍にのみ適用されるか、若し後者の場合だとすればその範圍を決定する根據は如何。

第二節 法令の適用範圍及傷痍軍人雇備比率

第一 法令の摘要

(一) ドイツ強制雇用法適用範圍

傷痍軍人を雇備させる計畫は中々遠大なものである。民營事業にも公の諸官署や施設にも適用せられ其範圍は農業、産業、商業の各事業に及んでゐる。猶又各聯邦政府、各州、各市の諸官署、事業、施設にも同じく適用せられる(一九二二年十一月廿三日の法律第二條)。

- (一) 一九二〇年四月六日の法律は傷痍軍人強制雇備に關し次の三つの事を規定してゐる。
 - (一) 公の諸官署や民營事業の區別なく、傷痍軍人が就職する場合に他の候補者より一般に優先權を與へらるゝ事
 - (二) 公の諸官署や、民營事業へ傷痍軍人を其被備者の何パーセントか雇備させる義務を課す事
 - (三) 公の諸官署や、民營事業をして、傷痍軍人に最も適する特別なる種類の職を全部、又は幾部分を保留させる事

第一の規定は實際には未だ曾て適用された事はなかつた。即ち凡ゆる缺員を満たすのに其任に堪へ得る傷痍軍人に優先權を與へる事を實際に證明することは出来なかつた。第三の規定は兎に角、民營事業に對しては適用されなかつた。どう云ふ種類の職を傷痍軍人の爲めに保留すべきか一度も決めた

事はなかつたのである。

實際傷残軍人の強制雇傭を適用したのは少くとも二十五人の手工的労働者又はそれ以外の労働者を雇つてゐる諸官署か或は少くとも廿人の労働者を雇つてゐる民營事業ばかりであつた。

この制度は、一九二二年十二月廿三日の法律によつて明瞭にされてゐる。それに依ると出来るだけ上記の第二の規定を實行することを務め、各官署も民營事業も傷残軍人の爲めに何パーセントかの就職口を保留するやうに斟酌してゐる。

聯邦政府は、聯邦評議會の認可を経て各官署に於ける傷残軍人就職の割合を決定する義務がある。民營事業に就いては、聯邦労働大臣が決定する。聯邦労働大臣は、二割以上の率を賦課する時には、聯邦評議會と院内社會事業委員會の認可を得なければならないのである(第四條及び五條)。

聯邦労働大臣は傷残軍人就職割合に關する命令の適用を事業の種類に依りて制限し又は除外する職權を賦與せられる(第六條第一項)。けれどもこれを全般に亘つて除外するやうな事はない。

中央傷兵福利局は特別な事情があれば聯邦労働大臣の命令の下に或種の雇傭者に對して一部又は全部の免除をすることが出来る。かういふ免除は一定の條件附て行はれる(第六條第二項)。

中央傷兵福利局に依つて承認される一部又は全部の免除の條件は幾つかの法令の中に決定せられてゐる。その中には、免除の必要な場合には雇傭者の利益を眼中に置かず社會的の立場から理由を説

明すべき事を詳細に述べてある。例へば婦人を使用してゐる事業には免除を與へないことになつてゐる。尤も婦人でなければならぬものは例外である。然しこれとても賃銀が安いから婦人を雇ふやうなのはいけないのである。絶對的に婦人を雇はねばならぬ場合には免除は與へられるのであるが其代り婦人でなくて済む所は全部傷残軍人を雇はねばならぬのである。しかも此の場合に於てさへも雇傭者は結核に罹つてゐる傷残軍人の爲めに園藝用の土地を與へるか、若くは傷残軍人自身の代りに其妻又は扶養をすべき子供のある戰爭寡婦者を雇ふ義務があるのである。

缺員を保留すべき制度は一九二二年十二月廿三日の法律に従ひ民營事業に對して實行されたが範圍が狭く且つ特別な場合でなければ行はれなかつた。中央傷兵福利局は雇傭者及び被傭者夫々の代表者の意見を聽いた上に、傷残軍人の爲めに特殊な種類の職を保留させるか、又は傷残軍人に最も適する種類の仕事を與へさせるか何れかを決定する筈である(第六條第四項)。

一九二〇年四月六日の法律の原文第四條には労働大臣が諸官署の特別な種類の缺員を傷残軍人の爲めに保留すべき事を命令し得ると定めてあるが、一九二二年十二月廿三日の法律第四條にはそれが現はれてゐない。

(二) 傷残軍人雇傭比率

諸官署に雇傭されるべき傷残軍人の比率は聯邦評議會の同意を得て聯邦政府に依りて決定される(一)

九二二年十二月廿三日法律第四條。少くとも廿五人の労働者又は有給被備者を雇つてゐる諸官公署に對して二パーセントの比率を決定せる一九二〇年五月十七日附の法律は新法律の執行と共に愈々行はれる事になつた。廿五人以下の労働者又は有給被備者を雇つてゐる諸官公署に對しては別に比率を決定しなかつた。

五四

然し各州は其隷屬せる諸官公署に對して、上記の比率以上の義務を賦課してもいゝのである（一九二二年十二月廿三日法律第四條第二項）。

民營事業に對しては、聯邦労働大臣が一九二〇年四月二十一日附の法律に依りて次のやうに傷残軍人の強制雇備比率を決めた。

「廿五人以上の有給労働者を雇つてゐる個人的の雇備者は、其被備者の數五十人以下毎に少くとも一人の傷残軍人を雇はねばならぬ。而して五十人の有給労働者を増す毎に傷残軍人一人を附加する。」

一九二二年七月廿一日附の規定に依り、法律適用の範圍は廿人以上廿五人迄の有給労働者を雇つてゐる民營事業に迄及ぶやうになつた。

「廿人以上五十人以下の手工労働者及び其他の労働者を雇つてゐる民營事業は男女の區別なく少くとも一人の傷残軍人を雇はねばならぬ。五十人以上の手工労働者及び其他の労働者を雇つてゐる事業は五十人を増す毎に又は五十人の總數二十人毎に傷残軍人一人を附加する。」

かくの如く法律適用範圍に屬する人々に割當てられる就職口の割合は二つあるのである。

一九二二年七月廿一日の規則は一九二二年七月一日に實施せられるやうになつた。そして雇備者は一九二二年の一月一日迄に其規則に従ふやうに命ぜられた。此日迄に雇備者達は一定比率の傷残軍人を雇備せねばならなくなつた。假令職員の一入でも殖すことは、其事業の利益から言つて全く不必要な場合であつても、言葉を変へて言へば雇備者達は既に現在使用してゐる健全な労働者を解雇して迄も六ヶ月以内には規定比率だけの傷残軍人を是非雇備しなければならなくなつた譯である（一九二二年七月二十一日労働大臣の命令第二條）。

こゝに注意すべきことは法律によりて聯邦労働大臣は事業の各種類によりて各々相異した比率を決定する職權を與へられるといふことである。然し今までの所迄は労働大臣がかかる職權を使用したこととはない。

労働大臣は、聯邦評議會及び議會が院内社會事業委員會の投票によりてその權力を與へるのでなければ民營事業に對して二パーセント以上の比率を決定するやうな事はない（第五條第二項）。

オーストラリア

(一) 強制雇備法適用範圍

一九二〇年十月一日の強制雇備法は、二十人以上の労働者を使用せる凡ゆる産業的の事業、鑛山事業、

五五

國家專賣事業、農林事業、其他凡て利殖を目的とせる事業に適用せられる（第一條第二項）。

五六

本法は、諸官公署には適用されぬ諸官公署に於て使用せられる傷痍軍人の任命を確定する條件は一九二一年一月二十七日の法律に規定されてゐる。それに依れば、大戦後、諸官公署に臨時的に雇はれ一九二〇年の五月一日迄未だ其職にある者は任命を確定され、その中の年長者は大戦に服役した時期の二倍に相當する時期迄その任命を延長された。

本法の適用される範圍の事業は、其事業の性質に應じて地方産業委員會又は地方當局の職業紹介所農業部に依りて決定される。後者の場合には地方労働顧問委員會に協議する（第十九條第一項）。

地方産業委員會の決定に對する上告は社會行政省に提出し、職業紹介所農業部の決定に對する上告は農林省に提出す。農林省は社會行政省と協議して決定す（第十九條第二項）。

民營事業又は其團體は其性質に従ひ傷痍軍人を雇備する爲其だ不利益を蒙らねばならぬ時、或は傷痍軍人を怪我させたり不健康とする恐れある時には強制雇備法の適用を免除される（第八條第二項）。

土地保有權を傷痍軍人に移す時には、傷痍軍人強制雇備の義務を免除される。されど此場合には傷痍軍人及び其家族の生活を保證するやうなものでなければならぬ。

(二) 傷痍軍人雇備比率

各事業に雇備される傷痍軍人の數は次のやうに決定される。二十人の手工労働者又は其他の労働者のある所では、是非一人の傷痍軍人を使用しなければならぬ。而して廿五人の労働者を増す毎に一人の傷痍軍人を附加しなければならぬ（第二條第一項）。かくすれば一般的比率は全被備者中の四パーセントになる。

社會行政大臣は、常置傷痍軍人委員會及び利害關係を有する雇備者及び労働者同業組合の意見を聴取した上ある種類の産業や、事業の團體には強制的に雇備させる傷痍軍人の數を減少させる命令を發する事が出来る（第一條第二項及び第十一條第一項）。併し今迄の所、未だどの種類の事業にも雇備比率の減少に關する命令を發したことはない。

事業の性質に依り傷痍軍人を雇備する事が不適當と認めれば全部の免除が與へられる。されど、かかる事業に於てはその代り賠償税を拂はねばならぬ（第八條第二項）。この種類の免除は労働者に危険と思はれる事業に許されるのだが、未だそれを決定せる公の記録が發行されたことはない。本法の適用を受ける傷痍軍人、十六歳以下の徒弟、自由労働者及び此種の少年は、傷痍軍人雇備數を決定する基礎となる被備者數の中には含まれぬ。尤もかういふ種類の人々の數が、其基礎となる被備者數の二十分の一以下の場合には例外である（第三條第一項）。

傷痍軍人雇備數決定の根據となる、全労働者の數を決定する場合には、同一の雇備者に所有せられ同一の管理に屬し所在地も同様なる互に相關聯せる同種又は聯絡せる工場は、一つの事業として取扱

五七

ム(第三條第一項)。

各事業に於ける傷残軍人雇備數に就き論議が起る場合には、産業的事業に關するものは地方産業委員會へ、農業、林業の事業に關するものは地方當局の管轄に屬せる職業紹介所農業部へ提出するのである(第三條第三項)。

ポーランド

(一) 強制雇備法適用範圍

一九二二年三月十八日の法律は五十人以上の手工労働者又は其他の労働者を雇備せる、農業、商業、産業、運輸の各事業へ適用せられる(第五十五條)。

傷残軍人は又それを相當の資格を有せる時には各官公署へ就職するのに優先權を賦與せられる(第五十三條及び第五十四條)。

本法には、國家や各市に於て傷残軍人の爲めに保留すべき特別な種類の職を掲げてゐない。

(二) 傷残軍人雇備比率

本法の規定に該當する民營事業は、五十人の賃銀労働者毎に少くとも一人の傷残軍人を使用せねばならぬ。これは全體の二パーセントになる(一九二二年三月十八日の法律第五十五條)。一個人の雇備者に使用せられてゐる人員數を計算するには、其地方の同一の雇備者に屬せる同種類の事業に従事し

てゐる者を全部計算するのである(一九二二年十一月十五日の勅令第一條第三項)。

本法には強制的に諸官公署に使用させる傷残軍人の割合を別に規定してゐない。

イタリー

(一) 強制雇備法適用範圍

本法は諸官公署にも民營事業にも適用せらる。十人以上の男子賃銀労働者を使用せる凡ゆる種類の民營事業はこの適用を受ける(法律第一條及び勅令第九條)。免除は中央職業紹介委員會及び國立傷兵救護院評議會と合議の上國民經濟大臣の告示に依りて賦與せらる。この免除は性質上傷残軍人を雇備し得ざる事業へ對して與へられる(法律第十二條、勅令第八條)。併し免除を明記せる勅令は未だ發せられぬ。

(二) 傷残軍人雇備比率

是非雇備すべき傷残軍人の割合は法律に依つて規定せられる。十人以上の賃銀労働者を雇備せる民營事業は二十人又は其總數の十人毎に一人の傷残軍人を雇備しなければならぬ、これは一般的比率が五パーセントになつてゐる(法律第十一條)。

本法の適用に關し、被備者の數を計算するには唯男子労働者ばかりを勘定すればよいのである(勅令第八條)。

國民經濟大臣は職業紹介中央執行委員會及び國立傷兵救護院と合議の上特別なる事情の爲め傷兵軍人を雇備し得ざる事業に對しては免除令を發する事が出来る（法律第十二條）。

免除の出願は、國民經濟省へ向つて提出す。免除を拒絶せられたる場合は雇備者は拒絶せられたる日より一ヶ月以内に、傷兵軍人の法定數だけを雇ふ義務がある（勅令第九條）。

フランス

(一) 強制雇備法適用範圍

一九一九年三月廿五日下午院に依りて採擇されたる法律案
下院に依りて採擇されたる法律案は「フランス又は外國に國籍を有する労働者の區別なく、五人以上の男子賃銀労働者又は十人以上の婦人賃銀労働者、或は七人以上の男女賃銀労働者を使用せる雇備者に適用される強制雇備法案である。労働省は毎年この法律案を適用する事業の目錄を作製することを命ぜられてゐる（第一條）。

一九二二年七月四日上午院に依りて採擇されたる法律案

此の法律案はフランス又は國籍の如何に拘らず十八歳以上の男女賃銀労働者を十人以上、一年の大部分使用してゐる凡ての産業的商業的の事業又は十五人以上の賃銀労働者を同様に使用してゐる凡ての農業的の事業へ適用する（第二條第一項及び第二項）。

事業の性質に依り婦人労働者のみを雇備するものは、強制雇備の義務を免除されるのであるがその代り、失業戦時恩給受領者の數に比例して年税を拂ふ義務がある。これに該當する事業の目錄は行政立法部に依りて作製される（第二條第三項）。

此の種の事業中、戦時恩給受領者の定數又は再婚せざる戦争寡婦或は子供を有して再婚せる者を十パーセント雇備せる事を證明出来る者は課税を免除される（第二條第四項）。

一九二三年六月二十一日下院に依りて採擇されたる法律案

此の法律案の適用を受ける事業の範圍は上院に依りて採擇される法律案の適用を受ける事業の範圍と同様である（第二條）。

全被備者中五〇パーセント以上の婦人を雇備せる事業は、同じく免除を賦與せられる。併し失業恩給受領者の數に比例して年税を拂ふ義務がある。その中男子被備者が法律に規定されただけの戦時恩給受領者を含み、婦人被備者が再婚せざる戦時寡婦、或は子供を有して再婚せるもの、又は、發狂せる恩給受領者の妻或は、戦死せる軍人の母又は未丁年の娘を同じ割合に含める事を證明出来るものは課税を免除される（第二條）。

(二) 傷兵軍人雇備比率

一九一九年三月二十五日下午院によりて採擇されたる法律案

下院に依り採擇されたる法律案は、各事業に雇傭さるべき傷痍軍人の割合を決定してゐない。此割合は、毎年労働大臣に依り各種事業に對して決定される（第一條）。

一九二二年七月四日上院によりて採擇されたる法律案

各種事業に依りて雇傭さるべき戦時恩給受領者の割合は十人又はその端数の被傭者毎に一人の割合である（第三條第一項）。これは一般的比率が十パーセントに當る。三十人以上の賃銀労働者を雇傭せる事業に於ては、十に對する一の割合には最低生産能力の恩給受領者を含まねばならぬ。但しその生産能力は、普通能力の半ば以上なる事最低生産能力は、全雇傭者中賃銀労働者三十人或は其端数に對し、戦時恩給受領者一人の割合にて計算される（第三條第二項）。これは甚だしき痲疾者の就職を確實にし規模の大きい事業が充分生産能力を具備せる傷痍軍人のみを使用して義務を履行するのを防ぐために設けられたのである。百五十人の労働者を使用せる事業は是非十五人の傷痍軍人を雇傭し、少くとも其中の五人は普通よりも生産能力が低下してゐなければならぬ。

此の法律案には雇傭者が規定数だけの傷痍軍人を雇傭するに就き別段期限を定めてゐない。猶此の法律案には戦時恩給受領者の強制雇傭は、法律施行の當時現存せる事業にして、而も其當時事情も許し或は被傭者移動の結果缺員の出来る場合に於てのみ行はれる事を規定してある（第四條）。

この條項は一九二二年七月二十一日に公布されたドイツの勅令よりも寛大である。それに依れば、雇傭者は六ヶ月以内に假令缺員の有る無しに拘らず規定数だけの傷痍軍人を雇はねばならぬ事になつてゐる。

一九二三年六月廿一日下院に依りて採擇されたる法律案

此の法律案には強制雇傭法の適用を受ける戦時恩給受領者の雇傭比率は十パーセントを超過しなくともいと定めてゐる。この最高率を標準として労働大臣は國立傷兵管理院と協議の上各種の事業に對して割合を決定するのである（第三條）。

此方法は上院によりて提議されたるものよりも適應性が多い、上院のものは差別を設けず凡ゆる事業へ十パーセントの比率を課するからである。戦時恩給受領者の強制雇傭は、法律施行の當時現存せる事業にして而も其當時事情も許し或は被傭者移動の結果缺員の出来る場合に於てのみ行はれる。されど法律公布より二年以内に規定数だけの比率に達せざる事業は賠償税を拂ふ義務がある。

下院は一方に於ては法律が相當の時期の間に満足に適用される事を確實にし他方に於ては強制を施行される雇傭者が痲疾労働者を解雇しない様にと希望し、其の爲めに賠償法を採用したのである。一九一九年の下院採擇案及び上院採擇案には、各事業が幾日迄に法律又は省令に依りて決定せる比率に達せしむべきか其期日を規定してゐない。

第二 強制雇傭法適用範囲内の事業及傷痍軍人強制雇傭比率各國比較表

四	適用範囲内の事業	適用事業被備者数	被備者数に入らざるべき労働者の種類	傷病軍人的比
ドイツ	凡ての民營事業	二十人以上	男女、手工労働者及び其他の労働者	二パーセント
オーストリア	凡ての産業的、農業、林業、専賣事業、其他凡ての營利事業	二十人以上	凡ての手工、労働者及び其他の労働者但し十六歳以下の徒童、自由労働者、監督者を除く	四パーセント
イタリア	凡ての民營事業	十人以上	手工労働者及び其他の労働者に拘らず凡て男子労働者	五パーセント
ポロランド	農業、商業、産業、運輸事業	五十人以上	凡ての手工労働者及び其他の労働者	二パーセント
	一九一九年三月二十五日下院採擇案	凡ての民營事業 十人以上	男子労働者 女子労働者 男女労働者	比率は法律に依り決定せられておないが毎年労働大臣が事業の種類によりて定む

フランス	一九二二年七月四日上院採擇案	産業、商業、産業に於ては十人以上 農業に於ては十五人以上	十八歳以上の男女労働者	最高十パーセント
	一九二三年六月廿一日下院採擇案	産業、商業、農業の各事業に於ては十五人以上	十八歳以上の男女労働者	最高十パーセント、各種事業に對する割合は國立衛兵管理院と協議の上労働大臣の命令により定む

第三 強制雇備法適用の範圍及傷病軍人強制雇備比率決定に關する諸問題

専門家は強制雇備法適用の範圍及び強制雇備比率決定に關し次の諸點を研究する事を要求せられた。

(一) 強制雇備法適用範圍

(二)(一) 強制雇備法は全部の事業に適用されるのか、それとも一部の事業にのみ適用されるか。後者の場合だとすれば、義務を免除される事業は、如何にして決定するのか。事業の性質に依

も傷痍軍人雇傭の困難なるものには免除が賦與されるか義務は小規模の事業にも適用されるか、
而して義務の適用を受ける最小限度の労働者数を決定して置くのは望まじき事ではないか。

(三) 強制雇傭を免除される事業は税又は賠償税を拂ふ義務があるか。義務があるとするれば、何を根
拠として税又は賠償税を決定するか。

(二) 傷痍軍人雇傭比率

(一) 強制雇傭法は凡ゆる事業に適用される一般の比率を決定するか。それとも各種の事業に對して
特別なる比率が命令又は省令に依りて決定されるか

(二) 一般の比率を決定するならば何を標準にして決定されるか

(三) 各種の事業に對する特別なる割合は、如何にして、又何を標準にして決定されるか。能力を害
する事なく各種事業に従事し得る傷痍軍人の確實なる専門的研究がなされた事があるか。

第三節 管理機關

第一 法令の摘用

ドイツ

(一) 一般的職業紹介機關

一般的の職業紹介機關は一九三二年七月二十二日に公布され、同じく一九三二年十月一日に實施さ
れた法律に依りて定められた。公立職業紹介所は手工労働者又は其他の労働者の爲めに就職を紹介し
失業者の救助を處理せねばならぬ。職業紹介所は其活動範圍を擴張して職業の指導をしたり徒弟を收
容することを其筋の長官より認可され又は強制される。

公立職業紹介所は他の機關と共に労働者就職殊に救済事業機關や生活能力の低下せる者の救助に關
して委任される。

各地方自治體又は其組合は職業紹介所を設立し、自治體は公立職業紹介所の権限内に屬するやうに
なつてゐる。職業紹介所は、所長、入雇傭者及び労働者を各々代表する顧問、同數より成れる管理委
員會に依りて處理される。而して顧問の中には婦人を含まねばならぬ。

公立職業紹介所は特別なる職業を處理する爲めに各部に細別し、手工労働者以外の労働者の爲めの
特別部を施設する。各部には特別聯合委員會を置き各部の問題に關する管理委員會の職務を執行する
地方職業紹介所の仲介に依つて地方間に協力が行はれる設備も出来てゐる。地方紹介所 (The Regional
Employment Offices) の職務は其管下地方職業紹介所 (The Local Employment Exchanges) が資金缺
乏の爲め處理し得ざりし就職希望や缺員などを各地方職業紹介所に融通する事である。中央機關は
聯邦職業紹介所であつて、これも亦雇傭者、労働者を代表する管理委員會に依りて處理される。聯邦

職業紹介所は管理委員会の承認を経て公立地方職業紹介所の處理に關する一般の規定を發する。

手数料は、雇傭者からも徴せぬ、申込は如何なる産業組合に屬するものでも公平に取扱ふべき事を規則に依つて定めてある。交換所が何より心懸けねばならぬ事は缺員を満たすのに適材を求める事である。この爲めには労働市場の状況の許す範圍に於て申込者の職業的及び肉體的能力を斟酌しなければならぬ。共同的契約を結んでゐる事業に於ては其契約に該當する申込者以内の者を除き、勝手に職業紹介所が申込者を送る事は許されぬ。

労働大臣は各雇傭者をして其所有せる事業に缺員の生ずる時は、一々これを公立職業紹介所へ強制的に報告せしむべき命令を與へられてゐる。缺員に對して、この強制報告主義を適用せられるものは、疾病保険法及び手工外労働者強制保険法を受ける労働者を收容するもののみである。猶、農業や製粉業又は五人以下の貸銀労働者を雇傭せる事業に對しては、強制的缺員報告命令は發せられぬ。

(二) 重症癱疾者の職業紹介

重症癱疾者の爲めに職業紹介をする當局は、中央傷兵遺族福利局である。これに關する法律を適用するには公立職業紹介所官許の雇傭者、労働者代表及び工場鑛山檢閲部代表者の協定を経なければならぬ(一九二二年十二月二十三日の法律第十二條第一項)。

此法律を適用するには、能く限り重症傷兵軍人をして以前の職業に就かしめるべく努力し、各種の

産業や雇傭者の間に負擔が公平に行渡るやう注意せねばならぬ(第十一條第二項)。

中央福利局は法律に該當する就職を要すべき重症癱疾者の目録を保管せねばならぬ。雇傭者が規定の傷兵軍人を使用するには、直接又は中央福利局を経て雇傭するのである。

雇傭者は、此法律に依りて傷兵軍人を收容する就職口の數を報告すべきものであるが現在收容してゐない場合には報告に及ばぬ。それ故に中央福利局は、強制雇傭法に該當する事業の目録を大藏省、工場檢閲官、傷兵軍人保險協會等より求めざるを得ないのである。

雇傭者が規定數だけの傷兵軍人を使用しない時には中央福利局は此の法律の義務を履行すべき相當の期限を定める。同時に雇傭者は、其期限内に義務を遂行しなければ、當局によりて規定數だけの傷兵軍人を雇傭せしめる事を達せらる(第七條第一項)。

雇傭者が期限内に特定數の傷兵軍人を雇傭しない場合には、中央福利局は雇傭すべき人員を指命し雇傭開始の時日を定める。雇傭契約は雇傭者と福利局に依りて指定されたる傷兵軍人との間に、中央福利局の決定を雇傭者に通告した日より存在するものと認めらる。中央福利局は、契約の條件を定むるに、共同協約や工場法等を根據とし、これのなき場合には、普通雇傭法に適用される雇傭契約を根據として定む(第七條第二項)。

法律の第六條第四項に該當する、甚だしき癱疾者の爲めに保留すべき就職口は特別の規定を受ける

事がある。かくの如き事業に缺員が出来れば其雇傭者は三日以内に中央福利局へ其由を通告しなければならぬ雇傭者は、福利局が缺員を通告されてから十日以内に適當な有資格候補者を送らなかつた場合を除き、勝手に傷痍軍人を雇傭してはならぬ。缺員を満たすのに時日が遅延すれば其事業が甚だしく不利益な結果を蒙る場合には上記の義務を行ふに及ばぬ(第六條第五項)。

一九二二年七月二十二日の法律は、執行當局に對して公立職業紹介所に連絡して設立せる特別部へ傷痍軍人を就職させるやうに委任してあるし、五人以上の賃銀労働者を雇傭せる雇傭者には、一々缺員を報告するやうに強制してあるのて重症の傷痍軍人の爲めの特別な設備と全労働者の爲めに設備せる一般機關とを合同させる事はたいして困難な事ではない。

オーストリア

(一) 一般的職業紹介機關

労働者の爲めに就職を紹介する一般的の機關は、一九一七年十二月二十四日の命令に依り定められてゐる。就職は官許の職業紹介所に依り労働者の爲めに紹介される。併しこれは、政府の事業ではなく、雇傭者又は労働者の團體若しくは自治體の何れかに屬してゐる。

- (一) 次の諸條件を履行する紹介所は政府より公立職業紹介所として認可される
永久的に労働市場の需要に應ずるもの

(二) 手数料を徴集せぬこと

其管理は、同數より成れる雇傭者及び労働者の代表委員會委員によりて爲されること

- (三) 其規程中には就職申込者の希望する事業に於て勃發せる労働争議を、凡ての申込者に揭示して報告する由を加へねばならぬ(一九一七年十二月二十四日の命令第二條)。

公立職業紹介所は、凡ての職業を取扱つてもいいし一部又はそれ以上の職業に極限する事も出来る。大なる産業の中心地に於ては、不熟練労働者を取扱つてゐる市立職業紹介所の外に、各部の産業又は類似せる數部の産業を取扱ふ特別就職紹介所がある。特殊職業を取扱ふこれらの紹介所には管理令に依つて特別規則が發せられた。例へば、ツイアンナに於ける金屬工業を取扱つてゐる職業紹介所は、一九二二年七月十二日に發せられた命令の諸規則を適用されるのである。この規則には、凡ての職業紹介所に適用される一般的规定の外に次の規定を含んでゐる。

- (イ) 金屬工業の雇傭者は、紹介所に登録せる者の外如何なる労働者をも雇傭せぬこと、但し登録された人物に就き選定する事を得
(ロ) 紹介所の聯合管理委員會は、經濟危期中登録に掲載された者は掲載順に従ひ雇傭される事を規定し得
(ハ) 雇傭者は、紹介所が相當の期限以内に適當なる候補者を供給せざる場合にのみ登録外の者を

雇傭し得

各地方間の協力をする爲めに、公立職業紹介所は、缺員や不適當の申込を地方の管理當局へ報告すべき事を定めてある。されど地方間に労働者交換する事は、オーストリアの産業中心地に於ては貸家拂底の爲めに甚だしく障礙を受けてゐる。

自治體の職業紹介所は別として、公立職業紹介所の費用は、雇傭者と労働者との間に於て等分に自辨す。

官許の職業紹介所が自治を享有する範圍は甚だ大なるものである。國家は法律や紹介所規則の違犯を禦ぐ爲めに、監督をする外には絶対に干渉はせぬ。監督は各地方當局に依りて行はれ結局は社會省に依りて監督される。

(二) 傷痍軍人の職業紹介

一九二〇年十月一日の法律に基く權利の承認を希望する傷痍軍人は、傷痍軍人の恩給額を決定する地方委員會へ申込むのである。委員會は傷痍軍人の生産不能の程度、以前の職業、其他職業指導に必要なる凡ての注意を書込んだ公認就職證明書を發行する(第十三條)。

生産能力の消失が、四五パーセント以上六五パーセント以下なる傷痍軍人の場合には、其傷痍軍人の居住地の傷兵取扱所 (The Office for Disabled Men) より就職證明書を發行す(第十四條)。

就職證明書發行の權限は次の如き場合に於て地方傷兵恩給額決定委員會に屬してゐる。

(イ) 生産能力の消失が、三五パーセント乃至四五パーセントの傷痍軍人に對する就職證明書の發行

(ロ) 生産能力の消失が六五パーセント以上なる傷痍軍人に對する就職證明書の發行

(ハ) 必要なる條件を履行せず、又は條件が消失した時の拒絶、又は取消

(ニ) 證明書作製上に關する傷痍軍人の抗議

各地方傷兵恩給額決定委員會と聯絡して特別傷兵就職委員會が設立せられ其任務は一九二〇年十月一日の法律適用より起る凡ての質疑に對して、恩給委員會に助言するのである(第十二條)。其委員會は次の人々を網羅す。

傷痍軍人團體を代表する者

同數の雇傭者及び貸銀労働者の團體を代表せる者

公共的衛生事業に携はる醫師一人

傷痍軍人團體より推薦せられたる醫師一人

工場検閲部 (The Factory Inspection Department) の代表者一人、他の専門家も委員會に加はることを得但し投票權を有せず。

法律に該當する傷痍軍人の職業紹介は、公共の職業紹介所に委任す(第五條)。

雇傭者が規定数の傷痍軍人を使用するには、どんな方法を用ひやうと勝手である。併し能ふ限り自ら雇傭するやうに努力しなくてはならぬ。而して努力しても候補者が見附らぬ場合を除き、缺員の出来た事をわざ／＼職業交換所迄報告するに及ばぬ(第六條第三項)。

若し、公立職業紹介所が雇傭者の求めてゐる傷痍軍人候補者を供給し得ない時があれば、雇傭者は其努力が無効なりし事を記せる證明書を要求することが出来る。かゝる者は、法律第八條第三項に定められた保障税を免除される。各事業又は團體は、其使用する傷痍軍人の登録を保管し、當局の要求する場合にはいつても之を提出しなければならぬ。登録簿には、第二條に依る強制雇傭の傷痍軍人数、契約成立の日、又は解雇の日、傷痍軍人の生産不能の程度、賃銀、解雇通知豫告期間、就職證明書に含まれたる重要な注意事項等を記入せねばならぬ(第十六條第二項)。

本法には、傷痍軍人の爲めに御當てゝ置かねばならぬ缺員を何日以前に雇傭者が紹介所に通知すべきか或は、職業交換所が缺員に對して適當なる傷痍軍人候補者を送らなかつた場合、何日以後からは健全の労働者を雇つていゝか、其期限に關する規定がない。

此強制雇傭法には、公立の職業紹介所は、傷痍軍人の爲めに就職を紹介する義務があると定めてゐるが、紹介所規定には、強制的に雇傭者に使用させる傷痍軍人に優先権を賦與すると明記されてゐない。

い。それ故に、職業紹介所は自由な取扱ひをして、凡ての労働者を傷痍軍人であるなしに拘らず申込み順に従つて登録に載せてある。それでこの強制雇傭に關する法律と職業紹介所の規定との相違は法律的手段に依りて除く外仕方がないのである。

ポーランド

(一) 一般的職業紹介機關

國立職業紹介及移民救護所 (The State Offices for Finding Employment for Workers and for the Assistance of Emigrants) は、一九一九年一月二十七日の勅令に依りて設立せられ労働及び社會省 (The Ministry of Labour and Social Welfare) に附屬せる中央職業紹介所によりて統轄せらる、それで凡ての職業紹介の制度は政府の事業である。各國立職業紹介所には、労働者二人、雇傭者二人、地方管理、當局に依りて指定される局外委員長より成れる監督委員會を置いてある。労働及び社會省の中には當局、雇傭者、労働者團體、専門家の代表者より成れる顧問委員會も置かれてゐる。

この委員會は、職業紹介所の事業に關する凡ての提案中の法律や規則に意見を加へるのである。職業紹介所は労働者からは手数料を徴集せぬが雇傭者は缺員を満たされる毎に労働及び社會省に依りて定められただけの手料を拂はねばならぬ。

(二) 傷痍軍人の職業紹介

国立職業紹介所は、傷痍軍人の爲めに就職を紹介せねばならぬ。

強制雇傭法を課せられる事業の雇傭者團體は国立職業紹介所へ其地方にて使用せる賃銀労働者の數を報告し、傷痍軍人の生業能力が少くとも四五パーセント消失せる事を證明せる醫務部(The Medical Board)の決定書と共に其使用中の甚だしき痲疾者の名簿及び一九二一年十一月十五日の勅令第一條に依りて定められた規定數を定うる爲めに雇傭者の收容し得る傷痍軍人就職口の種類記入書を送らねばならぬ(第二條)。

雇傭者より此報告を受けた時、紹介所は、其推薦せる傷痍軍人名簿を雇傭者へ送附する、雇傭者は此名簿に接してより一週間以内に勅令第一條の規定を遵守して規定數の傷痍軍人を使用しなければならぬ。但し雇傭者は、職業紹介所によりて推薦せられたる傷痍軍人以外の者を使用する事も出来るが、其場合には、一週間以内に其事官を紹介所へ報告しなければならぬ。

イ タ リ ー

(一) 一般的職業紹介機關

一般的公立職業紹介の制度は、一九一八年十一月十七日及び一九一九年十月十九日の勅令に依りて定められてゐる紹介所には、自治體や、州や、地方の紹介所があり、それから国立職業紹介局(The National Employment and Unemployment Office)として知られてゐる中央機關がある。

職業紹介所は政府の認可なくしては、其業務を行ふ事は許されぬ。併し、次の如き各種の職業紹介所には認可を與へる。

- (イ) 各地方及び自治體に依りて設立せられたるもの
- (ロ) 傷痍軍人及び労働者團體の協定に依りて設立せられたるもの
- (ハ) 全然、傷痍軍人又は労働者團體よりて管理せられ、協定或は單に習慣によりて當事者間に認められてゐるもの
- (ニ) 慈善制度、其他團體に依りて設立せられたるもの

政府自身も必要と認めたる所には、職業紹介所を設立する。政府に認可されたる上記の職業紹介所が一つもない地方自治體は、其費用を負擔して就職委員會(Commissione di avviamento al lavoro)を設置する義務がある。各職業紹介所の管轄範圍と業務の方法とは、經濟大臣(The Minister of National Economy)に依りて決定される。管轄範圍は、一個の自治體又は數個の自治體、或は一州又は數州にても自由である。

認可されたる職業紹介所は、国立職業紹介局に依りて登録される。紹介所は、政府に依りて監督はされるが、何處迄も其自治性を失はぬ。紹介所は政府より補助を受け、其金額は活動の大小に依りて相違する。

一九二二年六月の調査によれば、地方職業紹介委員会の外に左記の職業紹介所数が存してゐた。

州に依りて設立されたもの……………一三

自治體に依りて設置されたもの……………三二

労働者團體に依りて設立されたもの……………三三

雇傭者及び労働者の聯合團體によりて設立されたもの……………九

其他の設備に依りて設立されたもの……………一五

地方職業紹介委員会は、同数の雇傭者及び労働者の代表者より成り、委員長は自治體の代表者之に任ぜられる。雇傭者及び労働者の代表者は其團體に依りて指定され、かゝる團體のなき場合は地方會議 (The Local Council) に依りて指定される。政府に依りて事業を認可されたる職業紹介所も、直接政府に依りて設置されたものも、其管理は聯合委員會に依りて行はれる。但し雇傭者團體、又は労働者團體に依りて管理される紹介所は別である。

各州には、職業紹介評議會 (The Employment and Unemployment Council) があり、失業保険に關聯して其管理を行ふ外に各州の職業紹介所を處理し、地方紹介所の活動を監督する。

州立職業紹介評議會の會長は、各州大都市の裁判所々長に依りて指名されたる長官 (The Magistrate) である。評議會の會員は、大蔵省の官吏二人、道路橋梁省 (The Department of Roads and Bridges)

の技師一人、各州の職業紹介所代表者各州の失業保険基金保管所 (The Unemployment Insurance Funds) の代表者、國立傷兵救護院の代表者各一人づゝ、雇傭者及び労働者代表各三人づゝである。

國立職業紹介局は、有資格の官吏の外に雇傭者及び労働者代表各六人を網羅せる中央委員會に依りて管理される。

政府は、公立の職業紹介制度を多數の當局者又は雇傭者及び労働者團體に依りて設立されたる施設と協力し得るが故に其制度は頗る各種職業の専門化を早するやうになつてゐる。

一九一九年十月十九日の勅令は、官立の職業紹介所と政府に依り認可された紹介所に獨占權を賦與する案を立てゝゐる。雇傭者は自分の手によりて要求するだけの労働者を雇つていゝが、仲介者に頼る場合には、是非公認の紹介所を利用しなければならぬ。假令雇傭者が直接に労働者を雇傭する時でも雇傭者は二週間に其使用せる労働者の姓名と資格を相當の紹介所へ報告しなければならぬ。

(二) 傷疾軍人の職業紹介

一九二二年八月二十二日の法律に依りて權利を與へらるゝ人々の名簿に掲載されたい傷疾軍人は國立傷兵救護院 (L'Opera nazionale per la protezione ed assistenza degli invalidi della guerra) の州支部へ申込まねばならぬ。其地方支部は、申込の正否を監査し、正當なれば登録へ掲載し、次の事を詳細に認めたるカードを各人に渡す。

- (一) 登録番號
- (二) 姓名、生年月日、生地
- (三) 癩疾の種類及び程度
- (四) 再教育を受けたる職業
- (五) 生業能力の程度
- (六) 健康狀態
- (七) 癩疾以前及び以後の職業

其名簿は、州立職業紹介局 (The Provincial Employment and Unemployment Office) へ移譲す。而して職業紹介局は、法律に該當する傷痍軍人の爲めに就職を紹介する義務がある。

職業紹介局は、法律に該當する雇傭者よりも亦次のやうな詳細を認めたる目録を受取る。

- (一) 男女別及び仕事の種類を明記せる全被傭者の數
 - (二) 雇傭中の傷痍軍人の數、雇傭契約成立の日、傷痍軍人受領恩給の種類
- 此目録は、毎年一月及び七月の上旬十日以内に州職業紹介局へ提出しなければならぬ。雇傭者は、入川の傷痍軍人を自ら直接に雇つてもいし州職業紹介局へ書留郵便で申込でもいし。
- 州職業紹介局は、雇傭者の要求により、缺員の起りし地方或は隣接地に居住せる傷痍軍人候補者の

名簿を送附する。而して名簿は、能ふ限り多數の傷痍軍人を網羅するやうにする。名簿には又傷痍軍人の従事し得る職業をも載せる(勅令第二十二條)。

州職業紹介局が若し雇傭者の要求せる労働者を供給し得ない時は、国立職業紹介局へ照會し、国立職業紹介局は、他州に住居せる失業傷痍軍人を調査通報す(第十三條)。

本法には、傷痍軍人に依りて満たさるべき缺員が出来た時、雇傭者は何日迄に州職業紹介局へ報告すべきか其期限は定められてゐない。

一箇月間を経過して後州職業紹介局も国立職業紹介局も、雇傭者へ其要求せる傷痍軍人を供給し得ない場合は、雇傭者は健全の労働者を雇傭しても支障ないのである(第二十三條)。

フランス

(一) 一般的職業紹介機關

現在のフランス及びアルゼリアに於て各縣に配置せる九十二の紹介所と六つの地方紹介所とは労働省に屬し、各縣及び地方紹介所の事業と連絡する中央紹介所より成れる職業紹介制度を有してゐる。此等の紹介所は法律に依りて設立したものでなく、政府より經費四〇パーセントを超過しない程度の補助を受け労働省の提議に依りて自ら進んで各縣の經營したものである。

一九〇四年三月十四日の法律には積極的に一萬以上の居住民を有せる郡には、必ず職業紹介所を設

立すべき事を規定してゐる。けれども多くの場合に於て此法律は何の効力もなかつた、それは各縣の豫算案の中に紹介所經營の必要資金を準備すべく強制せる條文をちつとも含ませてないからである。

現今、勞働者の爲めの職業紹介をする主なる機關は縣立の紹介所である。縣立の紹介所も各地方の紹介所も、中央紹介所と同様管理當局の代表者、同数の勞働者組合代表及び雇傭者代表者より成れる委員會に依りて管理される。法律の定むる所によれば、此委員會は、單に顧問の性質を帯びるもので其決議も縣知事や勞働大臣の認可を受けなければ實行されぬのである。併し實際に於て此の委員會は、職業紹介所の管理を司つてゐる。職業紹介所の自治を、層擴張し、公民的人格者 (Civil Personality) を具備せる獨立機關にしようとの運動も亦起つてゐる。

特種の工業又は類似せる職業を専ら取扱ふ分業的職業紹介所は、随分發達を遂げ、紹介所の大きな成功を収め得たのは、一に之あるが爲めであつた。セーム縣 (バーリー及び其管區) の紹介所には、被服業、旅館、カフエー料理店使用人、肉屋、理髮店の弟子、僕婢、店員、不熟練勞働者、製紙、板紙工業其他を取扱ふ特別な職業紹介所がある、此等の施設はセーム縣の紹介所以内に於ては、或程度の自治を享有し、紹介所の管理評議會 (The Administrative Council) の監督の下に雇傭者及び其産業又は職業に關係せる勞働者代表より成れる聯合委員會に依りて處理される。此等の施設が相互に協力するといふ事は同一の機關——即ち縣立紹介所に附屬してゐるに依りて明であらう。

他縣に於ては、分業がこの程度迄發達する事は出来なかつた。でもマッセーとブライズルには、ドック作業人の爲めの特別な紹介施設がある。

農業を取扱つてゐる職業紹介所と商業及び産業を取扱ふものとはまだ充分に協力する設備が出来てゐない。それは、勞働者に屬してゐる職業紹介所の外に農務省に附屬して農業上の勞働を取扱ふ紹介所がある爲めである。併し、各縣の職業紹介所は、商業及び産業の手工勞働者又は其他の勞働者と同じく農業勞働者も取扱つてゐるのである。

(二) 傷痍軍人の職業紹介

下院及び上院に依りて可決されたる法律案は共に公立職業紹介所を利用して權利を有せる傷痍軍人の爲めに就職を紹介する提案を立てゝゐる。

戰時恩給受領者の規定数を雇傭してゐる事業の雇傭者は、缺員が出来る場合には四十八時間以内に公立職業紹介所へ書留郵便に依りて其理由を報告しなければならぬ。報告を受領してから八日以内に紹介所は、雇傭者へ其缺員へ對する傷痍軍人候補者を送る、上記の日數迄に候補者を送らなかつた時には、雇傭者は、自ら好きな勞働者を使用してもいゝのである (上院採擇の法案及び下院採擇の第二法案第六條)。

雇傭者は職業紹介所より送つた戰時恩給受領者を拒絶する理由を陳述する事は出来るが然し、理由

の根據を職業的不能に置いてはならぬ。職業紹介所長は、調停役として、雇傭者の拒絶した理由の當否を決定し、場合に依りては、法案に定められたる各縣管理委員會 (The Departmental Commission of Control) へ事件を附託する (第七條)。

第二 各國に於ける職業紹介管理機關比較表

國	一般的な職業紹介機	傷痍軍人職業紹介機關	缺員報告の方法	他の労働者を使用し得る期日
イ	公立職業紹介所	中央傷痍福利局に附屬せる特別職業紹介所、公立職業紹介所とも協力す	(一) 雇傭者は缺員報告の義務なく自由な傷痍軍人を雇傭する事を得、何日迄に傷痍軍人を其缺員に満すべしと制限なし (二) 福利局は法律によりて其期限を定むる事を得。 (三) 甚だしき癩疾者の爲めに特別に保留せる缺員は、三日以内に中央福利局へ報告しなければならぬ。	(一) 中央福利局は何日以内に申請者を雇傭者へ送附すべきか其期限に關する法律の規定なし。 (二) 中央福利局は缺員の報告に接してより十日以内に申請者を雇傭者へ送らねばならぬ。 (三) 雇傭者は其期限經過後は他の傷痍軍人又は労働者を自由な雇傭する事を得。
フ	公立職業紹介所	同上	雇傭者は缺員を報告する義務なく、いつでも規定数の傷痍軍人を雇傭する事を得。缺員を報告する期限もなし。	公立の職業紹介所は何日迄に雇傭者の要求せる申請者を送るべしと制限なし。
ス	公立職業紹介所	同上	雇傭者は自由な傷痍する事を得。缺員を報告する期限もなし。	公立の職業紹介所は何日迄に雇傭者の要求せる申請者を送るべしと制限なし。

イ	リ	ラ	フ	ス
各州の職業紹介局 (或は各州の紹介所より指定されたる機関)	同上	同上	公立職業紹介所	公立職業紹介所
傷痍軍人の爲めに適當なる就業機会を同時に早急公立職業紹介所へ報告しなければならぬ。しかし雇傭者は直接自ら傷痍軍人を雇傭する事を得。	雇傭者は傷痍軍人に對當すべき缺員を報告する義務なく、自由に規定数の傷痍軍人を雇傭する事を得。	雇傭者は傷痍軍人に對當すべき缺員を報告する義務なく、自由に規定数の傷痍軍人を雇傭する事を得。	傷痍軍人に對當するべき缺員は四十八時間以内公立職業紹介所へ報告しなければならぬ。	公立の職業紹介所は何日以内に雇傭者の要求せる申請者を送るべしと制限なし。
公立の職業紹介所は何日以内に雇傭者の要求せる申請者を送るべしと制限なし。	公立の職業紹介所は何日以内に雇傭者の要求せる申請者を送るべしと制限なし。	公立の職業紹介所は何日以内に雇傭者の要求せる申請者を送るべしと制限なし。	公立の職業紹介所は何日以内に雇傭者の要求せる申請者を送るべしと制限なし。	公立の職業紹介所は何日以内に雇傭者の要求せる申請者を送るべしと制限なし。

第三 傷痍軍人職業紹介の管理機関に関する疑問、管理機関に關して専門家の考察を煩はすべき主なる疑問

一 職業紹介を爲すべき管理機関

(イ) 傷痍軍人の職業紹介は、オーストリア、ポーランド、イタリア、或はフランスの法案に於ける如く、普通労働者を取扱ふ公立職業紹介所へ委任すべきか
(ロ) 或はドイツに於ける如く官廳へ附屬して特に傷痍軍人に關する問題を處理する特別機関へ委任すべきか

二 職業紹介所へ送るべき職員報告及び労働者雇用の自由に就て

(イ) 雇傭者に對して傷痍軍人に割當てらるべき職員を職業紹介所へ報告すべく法律的に強制すべきか
(ロ) 紹介所へ職員を報告するのに一定の期限を決定すべきか
(ハ) 職業紹介所が候補者を職員に對して送る期限及び其期限經過後、雇傭者が自由に他の傷痍軍人又は労働者を雇傭し得る期限を決定すべきか
(ニ) 雇傭者が規定数の傷痍軍人労働者を雇傭するには是非職業紹介所に依頼すべく強制すべきか、或は自由に自ら傷痍軍人を雇傭させるべきか而して後者の場合には(一)職業紹介所へ職員を報告し

ないて行はるべきか、或は(二)報告する以前或は以後に行はるべきか

第四節 傷痍軍人の労働條件、賃銀及解雇豫告期間

第一 法令の摘要

ドイツ

(一) 賃銀

傷痍軍人強制雇傭に關する法律中には、傷痍軍人の賃銀を保護する條文は實際上にも少しも含まれてゐない。

一九二〇年五月十二日の戰時犠牲者救助法 (The War Victims Relief Act) 第八十九條の中には頗る一般的な保證をしてゐる。それに依れば、雇傭者が傷痍軍人の賃銀又は供給を決定する時、戰時恩給や他の手当を斟酌する事を禁止してゐる。されど、實際に於ては、傷病恩給(日本の増加恩給)を受けてゐる者が此條項に依り利益を享くる事は甚だ僅少である。それは、上記の法律第六十二條には、恩給は、受領者の収入がある程度を超過する時には、減少或は全く撤回し得る事を規定してゐるからである。

現在の状態では實際上恩給を減少しかり撤回しかりするよりは、賃銀を減ずる方が傷痍軍人にとり

て有利である。何故ならば貸銀、又は俸給より受ける収入に比較して、恩給や其他の手當より受ける収入の方が課税の場合有利な取扱ひを受けるからである。

傷痍軍人の貸銀を規定する特別の法律がないのでこれを定めるには、他の労働者の場合と同じく、協定に依つて定めるのである。多くの協定には、同じ部類に属せる普通健康労働者よりも生産額の少い痲疾労働者に對しては、雇傭者は標準貸銀よりも僅少なる貸銀を拂ふ事を許した條項を含んでゐる。多くの雇傭者に言はしむれば貸銀節約規定 (Minderleistungsklausel) として知られてゐる此規定は、假令傷痍軍人の生産額が普通よりも少い事が實際證明せられてゐない場合でも傷痍軍人の恩給が決定せられると同時に傷痍軍人に對しては、標準以下の貸銀制度を許可せるものと看做すのである。労働大臣は、この状態を改正せん爲めに一九二一年一月二十七日附で命令を發し、此規定は傷痍軍人の生産額が實際平均以下の場合に限ることに定めた。

されど傷兵中央福利局は、傷痍軍人の貸銀が標準的に仕拂はれてゐるかどうかを確める爲めの法律的干渉権は少しもないのである。それ故に、傷痍軍人は他の労働者と同じく其貸銀が不當なりと看做される場合には、商事及び産業裁判所 (The Commercial and Industrial Court) へ訴へてゝるのである。しかし雇傭者が痲疾恩給を貸銀決定の中に附帶した場合を除き、一九一八年十二月二十三日の勅令に依りて設立した調停委員会へ訴へる事は出来ぬ。事件が調停委員会へ提出せられた時、中央福利局は

調停者へ干渉は出来ず唯傷痍軍人を代表するものとして臨むのである。

傷痍軍人の雇傭せられてゐる事業に適用せられる協定が存在せぬ場合には、工場評議會 (The Works Council) 及び職工組合と合議の上、雇傭者が貸銀を決定するのである。この場合には、一九二〇年二月四日の工場評議會法 (The Works Council Act) 第七十八條に依りて定められたる義務を履行して工場評議會は、どうしても傷痍軍人労働者の味方をせねばならなくなつてゐる。此條項に依ると工場評議會は傷痍軍人に對しても、産業痲疾者に對しても同様、彼等の體力と其職業的能力に相應する就職口を能ふ限り努力して捜さねばならぬ。然るに、此條項の適用は全く工場評議會に一任してある爲めに實際上の保證を與へないのである。實際、傷痍軍人協會は此事實を認め、工場評議會が一九二〇年五月十二日の法律第六十二條の存在と意味を認めず、しばしば工場評議會法の七十八條に定められたる義務を無視しやうとし、傷痍軍人の職業能力を判断するのに甚だ苛酷の取扱ひをした事を陳べてゐる。

一九二三年十二月二十三日に可決せられたる強制雇傭に関する法律修正案の議會討議中に於ても傷痍軍人貸銀保護の問題はとうとう起らずに済んだ。一般の最低貸銀法が布かれてゐなければ、何の效力もない故に傷痍軍人の最低貸銀に關する法律も決定されなかつた。中央福利局も、工場評議會も、傷痍軍人協會も事實貸銀節約規定を制限する力は何もないのである。此規定の適用を制限しない凡て

の協定を拒絶し得る位置にあるものは、たゞ職工組合あるのみである。それでは傷痍軍人が其職業能力に相應する賃銀を受け、普通の生産能力ある者に比較して不當に減額を支給せられぬやうに豫防し得るのである。

(二) 解雇に対する保護

傷痍軍人は、其雇傭の確實性に關しては、賃銀のそれよりも充分なる保護を受けてゐる。法律には中央福利局の承諾なくしては無闇に傷痍軍人を解雇し得ないといふ原則を述べられてゐる(第十三條第一項)。

この承諾がない解雇は無効である。

本法に依れば、中央福利局の承諾を得るには書面を以てすべき事を定めてゐる。解雇豫告の期限は承諾の要求を申送つた日より開始する(第三條第一項)。

特別なる法律、或は協定、又は個人的の契約によりて長期間の期限を規定せるものを除き、普通最短期の解雇豫告は四週間である。四週間の解雇豫告中、中央福利局が解雇された者を調査しないて無爲に時日が経過することを避ける爲、承諾の要求を申送つてから十四日迄に中央福利局の拒絶がなければ、雇傭者は承諾を得たものと看做していいのである。上記の諸規則には無論例外がある。法律には、ある種の經濟的狀態に鑑み、特別に解雇の保護を受

けぬ傷痍軍人と、中央福利局が解雇を承諾せざるを得ないのと、二つの場合を規定してゐる。甚だしき痲疾者は、次の場合には福利局の承諾を得ることなくして解雇せらる。

(イ) 法外に雇傭契約を犯したる傷痍軍人ある時は、雇傭者は、通常の労働關係法令を適用して、何等の豫告なく其傷痍軍人を解雇する事が出来る。併しこれも戦争痲疾の爲めに止むなく雇傭契約を犯した場合には中央福利局の承諾を得る必要がある(第十三條第二項)。

(ロ) 一九二〇年二月四日の工場評議會法の第十二條第二項に指定されたる經營者又はトラスト(企業家の合同)の職にある傷痍軍人の場合

(ハ) 全然同盟罷業又は工場閉鎖に依りて解雇されたる傷痍軍人、併し此場合には、罷業や工場閉鎖が止めば、再び其傷痍軍人を復職させねばならぬ(第十三條第三項)

(ニ) 法律の義務を履行せる雇傭者と三ヶ月以内の雇傭契約を結んで臨時的或は見習として使用されてゐる傷痍軍人の場合、かやうな臨時或は見習の労働者に關したる争議を防ぐために、凡てかゝる契約は中央福利局へ報告しなければならぬ

以上の場合の外に、雇傭者が甚だしき痲疾者の解雇認可を請求せざるを得ない場合が法律に依りて定められてゐる。其場合に福利局は承諾を與へる義務があるが、そのかはり、或條件を履行させた上に與へるのである。

中央福利局は左の場合には、承認を拒絶せず

- (イ) 解雇される傷病軍人が別に他の適當なる就職口を保證せられたる時(第十三條第一項)。
- (ロ) 條令に依りて賦課せられる義務を全部履行し、福利局の承諾を得て、生産能力が解雇せられる者と同程度に低下した他の傷病軍人を使用する雇傭者が中央福利局に承諾を要求する時(第十四條)。

(ハ) 事業が全部、閉鎖され、傷病軍人は解雇豫告の日より少くとも三ヶ月間、引續き賃銀、或は依給を支給される時(第十六條)。

解雇に關する法律の項目は、聯邦政府又は州の官吏には適用せられぬ。併し、聯邦政府又は各州或は他の公の經營に屬せる事業に雇傭せられたる傷病軍人は、民營事業に雇傭せられたる傷病軍人解雇に關する保護と同様な保護を受ける。故にかゝる事業に雇傭せられたる傷病軍人を解雇する時には中央福利局の承認を受けねばならぬ。事業が廢止せられ或は規模を縮小した場合には、承認を拒絶せぬ、但し解雇せられる傷病軍人は、解雇豫告の日より少くとも三ヶ月の賃銀、或は依給を引續き受け事業縮小の場合には少くとも全被傭者中五パーセントの傷病軍人を残さねばならぬ。

オーストリア

(一) 賃銀

強制雇傭法の適用を受くる傷病軍人の賃銀は、同種類の仕事に對して支給される普通労働賃銀額或は協定額以下であつてはならぬ。但し、其傷病軍人の生産高が標準以下なる事が證明される場合に限り例外である。後者の場合には賃銀を低下する事が出来るが其賃銀は、仕事の能率に相應し雇傭時間に對しては充分なる生活の保證をしなければならぬ(第六條)。

かくの如くオーストリアの法律は、生産賃銀二致主義(The Principle of Normal Pay for Normal Work)に重きを置いてゐる。此主義は、傷病軍人の生産高が同種類の健全労働者の平均生産高よりも少い事が證明されない限り例外を許されぬ。この例外の場合には、傷病軍人は、平均賃銀額よりも少い賃銀を受けるが而も法律に定められた次の範圍を越へない程度に於てのみである。

- (イ) 減額と平均賃銀との比較が傷病軍人の生産能力と健全労働者の生産能力との相異よりも餘り距離があつてはならぬ事。
- (ロ) 傷病軍人の所得が指定の時間中労働しても充分なる生活の保證を得られぬ程度まで賃銀を低下してはならぬ事。

(二) 解雇

法律の保護の下にある傷病軍人は、四週間に滿たざる豫告で解雇してはならぬ。而も此最短期限も特別の法令や契約によりて一層長期間の豫告が定められてゐない場合にのみ適用される(第七條第一項)。

項) 次の場合には、四週間の解雇預告をするに及ばぬ

九四

(イ) 雇傭者が豫告なくして契約解除をなし得る事を法律的に認められてゐる

(ロ) 傷痍軍人が四週以内見習として雇傭されてゐる時

傷痍軍人雇傭の確實はオーストリアの法律では、一九二〇年四月六日のドイツの法律よりも其保護が不充分である。雇傭者は唯四週間の解雇預告を與へるだけで、解雇の不當に付きわざ／＼傷痍軍人取扱所の承諾を得なくてもいいのである。

ポーランド

一九二二年三月十八日の法律にも一九二二年一月十五日の勅令にも傷痍軍人の賃銀や、解雇に関する條文は何も含んでゐない。

イタリア

イタリアの法律に依れば傷痍軍人に支給される恩給額は、傷痍軍人の受ける職業再教育や其就職口の如何に拘らず變化を受けぬことになつてゐる(一九二二年八月廿一日法律第十七條)。

強制雇傭法に依りて雇傭される傷痍軍人は、同種類の他の雇傭者と同様な賃銀と労働條件とを許與せられる(一九二二年八月廿一日の法律、第十六條及び一九二二年一月廿九日の勅令、第廿四條)。

フランス

(一) 賃 銀

フランスに於ける傷痍軍人賃銀制定法に就きては、大なる争論を惹起した。而して議會に提出されたる三つの法律案に掲げられたる解決案は、三つ共、甚だしき熟隔がある。

一九一九年三月廿五日下午院に依りて採擇せられたる法律案には次の條文を含んでゐる。

『第四條、除役傷痍軍人に支給せられる賃銀は、癩疾程度四〇パーセント以下なる者と共に如何なる場合に於ても其職業又は其地方に行はれる標準賃銀より低下する事を許さず。一八九九年八月十日の勅令に相應せる標準賃銀の決定せられてゐない場合は、同勅令の第三條の規定に依り賃銀を決定す。』
それ故に此法律案は、癩疾程度及び職業的能力に關係なく、凡ての傷痍軍人をして、其職業又は其地方に行はれる標準賃銀を受けさせるのである。

一九二二年七月四日上院にて採擇せられたる法律案には、次の條文を含んでゐる。

『第八條、現行法に該當する戦時恩給受領者の賃銀は、如何なる場合にも、其地方に行はれてゐる特殊職業に對する標準率より下る事を許さず。』

此法律案に依れば、強制雇傭法を適用される者は、一九一九年三月三十一日の法律に定められたる恩給を支給せられ、其職業能力は、其従事せる職業に於ける標準職業能力の半分以上の能力ある事を證明せられたる傷痍軍人に限定せる事を指摘する事が出来る。

九五

一九二二年六月二十一日下院に依りて採擇せられたる法律案には次の條文を含んでゐる。
「第八條、第十四條に指定されたる委員會（抗議の場合には第十五條に指定される委員會）に依りて決定されたる労働者の賃銀は、決定を與へられた日より向ふ六月を經過せねばならぬ改正を求める事が出来ぬ。この種類の請求が拒絶せられる時は、一年毎にしか改正せられぬ。」

現行法に該當する戰時恩給受領者の賃銀は、如何なる場合にも、其地方に行はれてゐる特殊職業に對する標準率より下る事を許さず。

一八九九年八月十日の緊急命令に相應せる標準賃銀の決せられてゐない場合は、同命令の第七條に規定する條文によりて賃銀を決定す。

併し、恩給受領者が其痲疾の爲め同種類の他の労働者に比較して明に劣等の位置にある事が證明せられる場合には、當事者自身により而して契約の纏らぬ時は管理委員會（The Commission of Council）によりて賃銀を低下する事が出来る。此場合には、若し労働者の職業能力が少くとも標準能力の半分を有せる時には廿パーセント以上の賃銀低下を許されぬし、半分以下なる時にも標準賃銀の五〇パーセント以上の低下は許されぬ。

第九條、併し前項の條文にも拘らず其地方の職業に對する標準賃銀は、凡ての場合に就き、恩給受領者の見習期間中に與へねばならぬ。第十三條に指定されたる委員會より發せる職業能力證明書を有

せる恩給者は、最後の決定を受けてより三日以内には、一層標準賃銀に達せしめねばならぬ。上院によりて採擇せられる法律案の考察を求められたる下院の労働委員會（The Labour Committee）の記録係は、委員會によりて採擇されたる方法を次のやうに語つてゐる。

「大體に於て——あまり、此點を強調する事は不可能だ——傷痲軍人は、其職業又は、其地方に於ける標準賃銀を賦與せられる、この賃銀は、一八九九年八月十日の勅令に依りて定められたる方法に従ひ決定す。繰返して云ふがこれは大體の規則である。そして、次第に完全なる生産能力と遂には、充分なる賃銀を與へることを假定してゐる。次に考察すべき事は除外例である。これは、第七條第二項に定められてゐる。恩給受領者が其痲疾の爲め、同種類の他の労働者に比較して、明に劣等の地位にある事が證明せられる時には、賃銀を低下する事が出来る。」

此條文に依れば、標準賃銀を與へるのは、傷痲軍人の全生産高が健全労働者の普通生産高に等しい場合のみでなく、能力が標準より甚だしく劣れる場合にさへも與へられる事を意味する。此規則を定めるのに、餘り嚴格なる能力賃銀一致主義（The Principle of Full Wages for Full Capacity）の適用より起る障礙を排せん事を希望した。それで個々の場合々々に關係者が（不調の場合には、調停委員會による）自ら生産高不足の程度を決定するのである。絶對的の規則を定めるのは望まじき事ではないが、大體、一五から二〇パーセント許りの能力消失の爲めには、傷痲軍人の賃銀を低下すべきもので

はないと思はれる。癩疾程度が此割合以上なる時には、仕方がないので第八條の最後の條文に依りて傷痍軍人の賃銀を定めるのである。併し、傷痍軍人の職業能力が少くとも標準の半分を有せる時には二〇パーセント以上の賃銀低下を許さぬし、半分以下なる時にも五〇パーセントを低下してはならぬ。

此點に關しては幾分の説明が必要である。條文に於ては原案に起草せる如く、傷痍軍人の賃銀は、正確に職業能力消失の半分に相當せる量を標準として差引くのである。一八九八年四月九日に可決されたる永続的な一部能力を原則とせるものは、かくの如く、賃銀表の中に具體化されてゐるのである。

この原則を定めるには、公平なる妥協を基とした。立法部は、之に付き、左の意味を雇傭者及び傷痍軍人に申渡した、即ち「諸君は戦争に依る職業不能の結果を半分づゝ支持しなければならぬ」と、第八條の最後の項を起草する時にも此重要な原則を保留して置いた。しかしこれを適用するには、もつと融通性を與へる爲めに餘り嚴格にならぬ様に斟酌を加へた。能力消失が五〇パーセント或は其以下なる時、もつと嚴密に言へば、二〇乃至五〇パーセントなる時は、二〇パーセント以上の賃銀低下は許されぬ能力消失が五〇乃至九〇パーセントに位する時は、標準賃銀の五〇パーセント以上の賃銀低下をしてはならぬ。職權を有せる裁判所は、甚だ融通の利く此條文を利用して、——しかし、此

條文は、最後の決定をする基礎を定めてはあるが——賃銀決定に就き斟酌すべき癩疾程度を個々の場合に定める事が出来るのである。

能力消失が五〇パーセント、或は其以下なる時には二〇パーセントの賃銀低下を最高程度とする。此最高程度は究極の場合、即ち能力消失が正確に五〇パーセントなる時に始めて適用される。能力消失が三〇パーセントなる時は、結局五パーセント許りの低下をすべきである。能力消失が二〇パーセント以下の程度の場合は誰でも標準賃銀を受けざる事を記憶せねばならぬ。これと同様な原則の下に四〇パーセントの能力消失者は一〇乃至一五パーセントの賃銀低下を受けるのである。半分以上の癩疾程度の者にもこれと同様の賃銀低下率を採用して一層嚴密に適用する事も出来る。

七〇パーセントの能力消失者は、約三五パーセントの賃銀低下を受ける。而して其割合を次第に高め、遂に最高程度(標準賃銀の五〇パーセント)に達する。これは、癩疾程度の最極限である。併し、このやうな場合は勿論頗る稀である。其の一つの理由は、甚だしく癩疾に悩める者は國家の補助を受けるし、他の理由は、假令補助を受けぬ者であつても多くの場合職業再教育に依り彼等の職業能力は非常に顯著に増加するものである。

上記の説明は、最後の賃銀決定をするのに甚だ利益を與へるものである。

(二) 解雇豫告期間

一〇二	<p>法律の適用を受ける傷痍軍人は同種類の事業の他の被傷者と同様な貸銀条件を受く。</p> <p>傷痍軍人の為めの特別の立法なし。</p>	<p>貸銀の貸額は如何の場合に於ても其職業又は地方に於ける標準賃銀より下る事を許さず。職時恩給受領者の賃銀は其職業又は地方に於ける標準賃銀より下る事を許さず。</p> <p>大體に於て法律の適用を受ける。職時恩給受領者の賃銀は其職業又は地方の標準賃銀より下るべからず。</p> <p>例外。恩給受領者が其職別のため同種類の他の労働者と比較して同じ劣等の地位にある事が認められる時は當業者間、契約の締結の時は管理委員会に依りて賃銀を低下する事が出来る。此場合には、職業能力が少くとも五〇パーセントある者は二〇パーセント以上、能力が半分より少く時にも五〇パーセント以上の賃銀低下は許されぬ。</p>	<p>傷痍軍人の所 得の賃銀に 關係なく恩給 を受く。</p> <p>右と同じ。</p> <p>右と同じ。</p>	<p>一九一九年三月五日閣議採擇案。</p> <p>一九二二年七月四日閣議採擇案。</p> <p>一九二三年六月廿一日閣議採擇案。</p>	<p>一〇三</p>
-----	---	---	---	---	------------

第三 傷痍軍人の賃銀及び解雇に關する保護政策より生ずる疑問

専門家は、傷痍軍人の賃銀及び解雇に關する保護政策より生ずる次の疑問を考察する事を要求せられた。

賃 銀

- (一) 傷痍軍人の賃銀を制定する法令を採用するのは、望まじき事なるや
 - (二) 雇傭者が傷痍軍人の賃銀を決定するに就き、恩給を斟酌する事を禁止すべきか
 - (三) 傷痍軍人の賃銀は其職業能力に關係なく決定すべきか、或は賃銀と職業能力との間にある關係を保有せしむべきか、而して後者の場合なれば如何なる關係を保有せしむべきか
- 解 雇
- (一) 傷痍軍人の解雇に關して、特別なる規定をする法令を採用すべきか
 - (二) 然るとすれば、傷痍軍人保護に關する如何なる特別政策が必要なるや

第五節 執行、管理、抗議、懲罰及び償還税を司る機關

第一 法令の摘要

ド イ ツ

(一) 執行及管理を司る機關

事業の遂行中管理局が不必要なる干渉をするのを防ぐ爲めに、そして又この干渉は雇傭者に代つて甚だ不適當な代理を勤めるのみである故に、法律にはこの干渉を委任せられてゐる中央福利局は、法律の義務を雇傭者自身の意思で履行しない時にのみ干渉することに定められてゐる(第十一條第一項)。

中央福利局の任務

雇傭者が自ら進んで履行しない時、法律適用の凡ての權限は中央傷兵福利局にある。福利局は、強制雇傭法を傷兵軍人のみに限らず、産業で負傷した人々や、其他同様の取扱を許された者にも適用しなければならぬ。中央福利局に委任された職務は數多くあるが之を三つに分類する事が出来る。

(一) 中央福利局は、法律に定められた範圍内に於て、職業能力消失の爲めに職を得る事の出来ぬある種の人々に法律適用の擴張をする權利を與へられる。

(イ) 中央福利局は、法律を利用しなければ就職する事も出来ず、又、其職に留る事も出来ぬ旨の者には法律の適用を擴張しなければならぬ(第八條第二項)。

(ロ) 中央福利局は、其他生業能力が五〇パーセント以上低下せる者、生業能力の消失が三〇パーセント以上五〇パーセント以下なる傷兵軍人又は産業廢疾者には、矢張り、法律適用の範圍を擴張せねばならぬ(第八條第一項)。

(ハ) 中央福利局は、最後の恩給額が未だ決定せぬ戰時負傷者を恩給の決定する迄傷兵軍人として取扱ふ事が出来る、但し其生業能力の消失が五〇パーセント以上なる事を明に評價された者に限る(第二十條第一項)。

(ニ) 中央福利局は、法律に定められた範圍内に於て雇傭者又は、傷兵軍人の何れかの爲めに法律の範圍を變更する權限を與へられる。變更を受けるのは次の場合である

(イ) 中央福利局は事情の要求する場合、法律に依りて賦課される雇傭者の義務を全部或は一部免除する事が出来る。この免除は、労働者又は傷兵軍人の保護の爲めに行はれる場合である(第六條第二項)。

(ロ) 中央福利局は、一般的に或は個々の場合に特別な條件付て、單なる臨時的の就職口や特別な種類の教師の口又はある種の家庭工業の就職口は、法律を適用される缺員にあらざる事を決

- (ハ) 定する事が出来る(第六條第二項)。
- (ニ) 中央福利局は、民營事業の雇傭者が傷残軍人に最も適する特別なる種類の缺員を保留すれば義務を履行するものとして認可を與へる事が出来る(第六條第四項)。
- (三) 中央福利局は、雇傭者が其所有物、又は借地契約の形に於ても、兎に角、傷残軍人に所有權を移讓する時には、義務を履行したものと認める事が出来る。但し、之は傷残軍人及び其家族の生活を相當に保證するものでなければならぬ(第九條)。
- (四) (一)、(二)の各條に詳説せる權限の外に中央福利局には、其他の職務があつて、法律の起草者が法律の各規定の適用を確むるには之れて充分でもあり必要でもあると考へた所のものである。
- (イ) 中央福利局は、甚だしき瘵疾者の爲めに就職を紹介する義務がある(第十二條第二項)。
- (ロ) 中央福利局は、最初から干渉する事はないが民營事業の雇傭者が規定数の傷残軍人を雇傭しない時には、履行すべき期限を定め、同時に若し雇傭者が義務を履行しないで期限が経過する時には、福利局で雇傭すべき傷残軍人を指定すべき事を雇傭者に通告する。
- (ハ) 雇傭者が期限以内に傷残軍人を雇傭しなければ、中央福利局は、自ら雇傭すべき傷残軍人と雇傭開始の時日を定める。この決定の通告と同時に雇傭契約が雇傭者と傷残軍人との間に成立せるものと看做す(第七條第三項)。

- (ニ) 上記の如く締結せる雇傭契約の諸規則は、協約又は工場契約が存在せぬ場合に限り中央福利局によりて決定される。此規則を定めるのに中央福利局は、現存の協約又は工場契約に準據し之れのなき場合には、普通傷残軍人との間に決定されるものに依る(第七條第二項)。
- (ホ) 中央福利局は、法律の第六條第七項に定められた保留せる缺員の通知を受ける。通知後十日以内に福利局は、缺員を満たすべき適當なる傷残軍人を雇傭者に通知しなければならぬ(第六條第五項)。
- (ヘ) 中央福利局は、傷残軍人の爲めに利益を齎らすべき凡ゆる報知を雇傭者より受ける。中央福利局は傷残軍人の利益を齎らすべきときに限り、事業の様態を調査する權限を賦與せらる。而して雇傭者をして、能く限り大多數の傷残軍人を收容するやうに事業を組織させる事も出来る(第十條)。
- (ト) 中央福利局は、甚だしき瘵疾に悩める傷残軍人が第十三條より第十七條迄に定められたる規則に相當する場合を除き、無闇に解雇されぬやうに監督する義務がある。中央福利局は、法律によりて定められたる承認を與へる必要のなき場合には、諾否の決定を判斷する自由がある(第十三條乃至第十七條)。
- (チ) 法律の違犯を防ぐ爲めに中央福利局は、勞働裁判所(The Labour Courts)が規定の科料に處

する様、提起する事が出来る(第十八條第二項)。

中央福利局を援助する機關

(一) 工場評議會及び労働者代表 (The Works Council and Workers Representatives) 被備者代表機關を有する凡ての事業に於ては其代表機關は、法律を正當に管理するやうに鼓舞しなればならぬ(第十二條第二項)。

猶、一九二〇年二月四日の工場評議會法第七、八條第七項參照

(二) 傷残軍人を代表するもの

傷残軍人が承續的に五人以上雇傭されてゐる事業に於ては、一人の代表者を指定し、出来るならば傷残軍人を其代表者に指定す(第十二條第二項)

(三) 公認の雇傭者代表

雇傭者は、傷残軍人の代表者と協力する爲めに公認の代表者を指定す。兩方の代表者の姓名は雇傭者に依りて中央福利局へ通知しなければならぬ。此二人は、中央福利局に對して事業を代表する(第十二條第二項)

上記二名の代表者の義務は、傷残軍人の能力に適する就職を紹介し、貸銀が協約に相應し、傷残軍人の利益になるやう監督する事である

(二) 抗議

一九二三年一月二日迄は、法律適用に關する凡ての抗議は調停委員會、中央福利局の顧問委員會又は労働省に向つてなされた。其後、法律適用より生ずる凡ての爭議解決の任にあたる唯一の當局は中央福利局に連絡して設立せる傷残軍人委員會に變更されるやうになつた。

傷残軍人委員會 (The Disabled Men's Committee)

(一) 委員會の職能

委員會は、中央福利局の命令又は決定より生ずる凡ての爭議を解決す(第廿一條)。甚だしき瘵疾に悩める傷残軍人が正當の理由なく、就職を拒絶し或は職を去り又は其行爲が法律の適用を不能ならしめる如き場合には、委員會は、三ヶ月以内、其傷残軍人に對して法律の恩恵を撤回することが出来る。

(二) 委員會の組織

委員長は、中央福利局長である而して委員は次の八名より成る

傷残軍人代表の提案にかゝり、中央福利局に依りて指定されたる瘵疾程度甚だしき傷残軍人

二名

産業負傷者團體の提案にかゝり、中央福利局に依りて指定されたる産業上の瘵疾者 一名

雇傭者代表の提案にかゝり中央福利局に依りて指定されたる雇傭者 二名
管理當局に依りて指定されたる工場監督官 一名

聯邦保険局 (The Federal Insurance Office) より指名された者の中より職業組合 (Bartholomewson-
Kobayashi) の指定せる組合代表者 一名
地方職業紹介所に依りて指定されたる紹介所の代表者 一名

聯邦傷痍軍人委員会

傷痍軍人委員会の決定は、最後のものであるが其管轄の統一を保たしめる爲めに聯邦傷痍軍人委員
會が設立された。

(一) 其職能

聯邦傷痍軍人委員会は、原則に關する問題を解決する事を要求せらる。されど當事者關に關する
抗議は取扱はずた。傷痍軍人委員会の決定を處理するのである。傷痍軍人委員会は、聯邦傷痍軍
人委員会に信頼する事を要し、聯邦傷痍軍人委員会の會長或は其三人以上の委員が希望する時は
其決議を停止しなければならぬ。聯邦傷痍軍人委員会の決議は、中央福利局に依りて執行される
(第廿三條第三項)。

(二) 聯邦傷痍軍人委員会の組織

聯邦傷痍軍人委員会は労働大臣に依りて任命されたる會長及び次の十名の會員より成立す。

聯邦傷痍軍人及戦死者遺族保護委員会 (The Federal Committee for the Welfare of Men Disabled
in the War and the Survivors of Persons Killed in the War) の職を奉ぜる傷痍軍人代表者に依
りて選舉されたる傷痍軍人労働者を代表する者 二名

聯邦經濟評議會 (The Federal Economic Council) に依りて選舉されたる雇傭者代表 二名

聯邦傷痍軍人保護委員会の職を奉ずる中央福利局の代表者に依りて選舉された中央福利局代表
者 二名

聯邦保険局 (The Federal Insurance Office) に依りて指定されたる職業組合代表者 一名

聯邦保険局に依りて指定されたる産業癱瘓者代表 一名

労働大臣に依りて指定され、裁判所又は高等行政官の職を奉ずる資格のある者 二名

(三) 懲罰

法律違反の刑罰は、労働裁判所に依りて課せられるが、之は、中央福利局が提議した場合でなければ
行はれぬ。雇傭者が故意又は甚だしき怠慢によりて法律を犯す場合には、萬マーク、之を繰返す場
合には十萬マークの罰金を課せられる(第十八條第二項)。労働裁判所の設置される迄は、労働裁判所
設置に關する法律案は現在、議會にて審議中である(州執行裁判所 (The Sheriff's Court) が其代理を

する。

(四) 償還税

全部又は一部の免除を得たる事業は、傷痍軍人雇傭に代る料金や償還税を拂ふには及ばぬ。

オーストリア

強制雇傭法の適用は、其執行及び管理の任に當つてゐる機關が多種多様の爲めに面倒である。公立職業紹介所は、甚だしき瘵疾に悩める傷痍軍人の爲めに就職を紹介する責任があるが、傷痍軍人の爲めに割當てられる職の性質や賃銀等を管理するのは、瘵疾償還委員会(The Disblement Compensation Commissions)である。

而も、司法上の當局者は一つではなく、法律に關する司法上の職務を採る者は、瘵疾償還委員会と地方産業委員会(The District Industrial Commission)との二つに分れてゐる。雇傭者が法律の義務を履行するのにどちらへ、又どの程度に従ふべきかと云ふ問題に就いては最初、地方産業委員会により決定される。而して、法律の恩恵を受くる傷痍軍人の権利及び償還税の決定又はその徴集に關する問題は、最初、瘵疾償還委員会に依りて決定される。地方産業委員会及び瘵疾償還委員会に提出される凡ての争議は第二審及び終審に於て、初めて社會福利省(The Department for Social Welfare)に依りて決定されるのである。法律の下に雇傭される傷痍軍人の生活及び健康を維持する爲めに拂はるべき報酬に就いての管理は、普通、工場監督官に依りて行はれ、鑛山に關するものは鑛山監督官、農業及び林業に關するものは職業紹介所の農業部の官吏に依りて、夫れ々々監督されるのである。

(一) 執行及管理を司る機關

公立職業紹介所

公立職業紹介所は、次の業務を履行する責任がある

- (一) 法律の適用を受ける者の爲めに就職を紹介すべきこと(第十五條)
- (二) 傷痍軍人の爲めに割當てらるべき雇傭員の報告を雇傭者より受けること(第十六條第三項)
- (三) 規定数の傷痍軍人を雇傭し得ない雇傭者に對して、申込み無効の證明書を送達すること(第八條第三項)

瘵疾償還委員会

瘵疾償還委員会は次の業務を履行する責任がある

- (一) 其だしき瘵疾に悩める傷痍軍人の就職に就きての一般的の管理(第十二條第一項)
- (二) 次の場合の傷痍軍人に對して法律の權利を賦與するや否やを定む
- (イ) 傷痍軍人の生業能力が三、五パーセント以上四、五パーセント以下に低下し瘵疾の爲め法律の扶助なくしては、就職に困難なるもの(第二條第二項)

(ロ) 法律に依れば、其恩恵を蒙る者は、ある職業に従事し得る者に限定せる事實に鑑み、生業能力が六五パーセント以上も低下せる傷痍軍人の場合(第二條第四項)

(三) 償還税を決定し、徴集し及び其決定徴集より生ずる凡ての争議の解決(第十八條)。

療疾償還委員会は委員会自身或は其役人又は紹介委員会 (The Engagements Committee) として通用してゐる特別委員会を通して行動す。この委員会は、凡て原則に關する問題を取扱ひ、委員会の決定を當事者が採用しない場合には、相當の手段を講じなければならぬ。

委員会は會長の役目をする療疾償還委員長又は委員会の代表者、傷痍軍人、雇傭者及び労働者の各團體を代表する者、公衆衛生部 (The Public Health Service) の醫師一名、傷痍軍人團體より派遣されたる醫師一名、工場監督部 (The Factory Inspector Department) を代表する者一名より成立つてゐる(第十二條第二項)。

地方産業委員会

此委員会は次の職務を履行す

- (一) 事業が法律の適用を受けるか否かを定む(第十九條第二項)
- (二) 法律に該當する事業に於て雇傭せられる傷痍軍人の數に關して生ずる争議を決定す(第三條第三項)

工場監督官

産業的事業に於ける工場監督官、鑛山に於ける鑛山監督官、農業、林業に於ける職業紹介所農業部の役人は、夫れ々、傷痍軍人の生活健康に關する保護政策を監督しなければならぬ(第十七條第一項及び第二項、及び第五條)

(二) 抗議

療疾償還委員会及び地方産業委員会の決定に對しては社會福利省に向つて抗議をする。其處に於て最後の決定をする(第十九條第二項)。

(三) 懲罰

法律には二種の懲罰を規定してあつて、場合に依つては同時に二つ課せられる時がある。

(一) 法律に違反したり、回避したりする時は、管轄當局に依りて重い刑罰を課せられる場合を除き

五) 萬クローネ(註、クローネは約我四十八錢)以下の罰金に處せられる(第十二條)。

(二) 規定數の傷痍軍人を雇傭しない時には、法律の免除を得たる雇傭者に課せられる金額よりも多いこと(三)パーセントに等しい税金を課せられるやうになる(第八條第三項、第九條第三項)。

(四) 償還税

法律を適用するのに實行不可能なるもの、或は甚だしく雇傭者の不利益を招致するもの、又は傷痍

軍人自身負傷をしたり不健康を招く虞れある各種の事業は、償還税を拂ふのを條件として強制雇傭法適用の免除を受ける。しかしこれは前項に説明した刑罰の性質を帯びず義務の免除をされる代りに其報酬として雇傭者によつて行はれるものである。

ボーランド

(一) 執行、管理を司る機關

法律適用の管理を司る特別なる機關は一つもなく、社會省も職業紹介所も雇傭者に對して特別なる場合に法律適用を免除する所の權限は與へられてゐない。

(二) 懲 罰

法律や命令に違反する雇傭者は、管理當局に依りて十萬乃至百萬のボーランドマークの罰金に處せられる(一九二二年八月四日の法律第五十五條)。

イタリ

(一) 執行、管理を司る機關

國立傷兵救護院の各州取扱所は、傷兵軍人の申込を受附け、州傷兵軍人登録簿に記入せる事を證せるカードを各人に交付す(第六條)。

衛生監督部 (The Medical Department) は雇傭者又は傷兵軍人の要求に依り、傷兵軍人は

其痲疾の性質程度、又は健康状態に従ひ他の同僚の健康と安全とを危殆にらしめる虞なきかを確める爲めに監視をする義務がある(第五條)。

各州の職業紹介委員會に連絡して設立せる衛生監督部は三名の醫師より成り、而して其中の一名は國立傷兵救護院の州取扱所に依りて指定され、名は雇傭者團體、他の一名は、労働者團體によりて夫れゝ指定される。

衛生監督部の決定は最終的のものである。

各州の職業紹介委員會は、雇傭者に適用すべき傷兵軍人労働者の數を用意する責任がある(第十三條)。

労働及び社會大臣は、中央職業紹介執行委員會(The Central Executive Employment and Unemployment Committee) 及び國立傷兵救護院評議會の提議を聴いた上、特別の事情により傷兵軍人を雇傭し得ぬ事業に對しては免除をする事がある(第十二條)。

法律適用の管理は、各州の職業紹介委員會、工場監督官及び職業紹介、失業者強制保護に關する施行條項の適用管理の任に當つてゐる官吏や雇員に實務を執行させ、労働社會大臣に委任させてある。

(二) 抗 議

本法には其適用より生ずる争議解決の任に當る特別なる當局者を掲げてゐない。

(三) 懲 罰

- (一) 雇傭者は毎年一月と七月の各月上旬中に傷痍軍人雇傭の日と其恩給別を記せる雇傭傷痍軍人の名簿を各州職業紹介委員會へ提出しなければならぬ。此規則に違反する者は、百リトラ乃至千リトラ(註、一リトラは約我四十錢)の罰金を課せられる。
- (二) 傷痍軍人を雇傭する義務のある事を法律に依りて定められたる雇傭者が、直接に傷痍軍人を雇傭する事を怠たり、或は期限以内に相當な紹介所へ申込みなかつたりする時は、各仕事日と雇傭せぬ傷痍軍人の各一名に付き十リトラへの罰金を課する(第十八條第二項)。
- (三) 法律に定められたる傷痍軍人を娶ひ、不正や詐欺の手段を用ひて職を得る時は、刑法に定められたる重い刑罰の外に六ヶ月以内の禁錮に處せられる。

(四) 償還税

全部又は一部の免除を得たる事業は別に料金や償還税を拂ふには及ばぬ。

フランス

(一) 執行管理を司る機關

(イ) 一九一九年三月廿五日下院にて可決されたる法律案

労働大臣は国立退役軍人及傷兵管理院 (L'office national des mutilés et reformés de la guerre) と協

議の上、少くとも四〇パーセントの療疾程度以上の失業者及び傷痍軍人を雇傭すべき各種の事業及び各種事業の全雇傭者の割合に對して雇傭すべき失業者及び傷痍軍人の數を記せる名簿を作製する(第一條)。

工場監督官は傷痍軍人の労働條件を特別に管理し、法律に該當する事業が正當に法律を遵守する様監督しなければならぬ(第二項及び第五項)。

工場監督官は、産業や戦争で負傷した爲め職業能力が低下せる労働者が現在の仕事では逆も彼等の身に餘り、或は充分に其能力を發揮出来ず、又は其負傷の爲めに彼等自身、又は他の労働者に特別に危険を及ぼす虞れある時には、其仕事より他の仕事へ移す様雇傭者に要求する事が出来る(第六條)。

公立職業紹介所は、雇傭すべき傷痍軍人を雇傭者に對して用意してやらなければならぬ(第三條)。

(ロ) 一九二二年七月四日上院にて可決されたる法律案
法律の各條項の適用は、工場監督官、及び産業、商業、農業に關するものは警察へ委任せられる(第十四條)。

公立職業紹介所は雇傭者に對して其要求せる傷痍軍人を用意しなければならぬ(第六項)。
各地の重要な都市に設立せる委員會は、法律の適用を希望せる傷痍軍人に必要なる職業能力證明書を發する義務がある。其委員會は左の人員にて成立する。

民事裁判所の判事 一名——これは職權に依り委員長となる

醫 師 一名

國立傷兵管理院委員の委員 一名

其職業に従事せる雇傭者、労働者 各一名

戦時恩給を受けてゐる雇傭者、労働者 各一名

各縣の管理委員會は、法律に應じなかつた事業の名簿と、年税を要すべき事業の名簿を作製し、縣内に於ける法律適用の一般的管理をする責任がある。

(ハ) 一九三三年六月廿一日下院には可決せられたる法律案

労働大臣は、國立傷兵管理院の同意を得て、強制的に雇傭者へ雇傭させる戦時恩給受領者の割合を定める(第三條)。

公立職業紹介所は雇傭者が法律の義務を履行する爲めに要する傷痍軍人を準備してをらねばならぬ(第六條及び第七條)。

各地の重要な都市へ設立せる委員會は職業能力證明書を發する義務がある。されど是非此證明書を持たなければならぬ譯ではない。委員會は左の人員を含む(第十二條)。

判 事 一名——職權を以つて委員長となる

醫 師 一名

各縣の國立傷兵管理院委員會より選舉せられたる委員 一名

雇 傭 者 一名

労働者 一名

各委員會は二名の技術専門家を選舉す、而して其一名は雇傭者、他の一名は労働者である。此二名は、勞資爭議審理會長 (President du conseil de prud'hommes) 或は其代理をする當局によりて指定される。

各縣管理委員會は其縣内に於ける法律の一般的管理をする義務がある。此委員會は次の人員を含む(第十五條)。

控訴院長、又は民事裁判長一名——これは、投票選舉によりて委員長となる。管區監督官 (District Inspector) 一名、各縣國立傷兵管理院委員會より選舉されたる委員 一名

戦時恩給を受けてゐる雇傭者及び労働者各一名

此委員會は又法律に該當する雇傭者が法律の各條項を遵守しない時の罰金及び事業主より收める年税の金額を定める(第十五條)。

各縣管理委員會は工場監督官、産業、商業、農業を司る官憲の援助を得て法律を適用する責任がある

る。

(二) 抗議

(イ) 一九一九年三月廿五日下午院に於て可決せられたる法律案
 下院にて可決されたる此法律案には、法律の適用より生ずる争議を解決すべき特別なる當局を設立してゐない。單に工場監督官が傷痍軍人を他の仕事へ移さうと要求する時、雇傭者、又は労働者の何れか、労働大臣へ抗議する事が出来ると記載してゐるだけである。この抗議は工場監督官の命令を中止させる。而して抗議は、工場監督官の召喚を受けてより十五日以内になされねばならぬ。抗議は審議を経て後、技術及び製造品顧問委員会 (The Advisory Committee on Arts and Manufactures) へ交附せらる。召喚が失業者又は傷痍軍人の一身上に關するものなれば、國立傷兵管理院へ提出する。大臣の決定は抗議者へ通告し、同時に工場監督官へも通知せらる(第六條)

(ロ) 一九二二年七月四日上午院にて可決せられたる法律案
 上院にて可決せられたる此法律案には、傷痍軍人對雇傭者の争議に關し最後の決定を與へる特別なる當局を規定してゐる。此委員會の組織は上記のものと同様である。

(ハ) 一九二三年六月廿一日下院にて採択されたる法律案には、争議を解決する二つの特別なる當局を定めてゐる。

各地方の重要なる都市に設立されたる委員會は、最初職業能力、賃銀、傷痍軍人の従事する仕事に關する争議を解決する任務がある。其委員會は次の人員を含む(第十四條)。

- 民事裁判所の判事 一名——職權に依り委員長となる
- 醫師 一名
- 各縣國立傷兵管理院委員會より選擧されたる委員 一名
- 雇傭者 一名
- 労働者 一名

各縣の管理委員會は賃銀に關する最後の決定をする役目がある(第十五條)。委員會の組織は上記のものと同様である。

(三) 懲罰

(イ) 一九一九年三月廿五日下午院にて可決せられたる法律案
 規定數の傷痍軍人を雇傭しない雇傭者は、雇傭しない傷痍軍人一人につき一日三ツラン(註、ツランは約三十九錢)づゝの料金を徴集せらる。但し事業の休日や又は事業主が公立職業紹介所へ傷痍軍人を雇傭を申込み而未だ紹介所が傷痍軍人を送らなかつた場合には料金を徴集せぬ。上記の場合を除

き、料金を徴集するのは、傷痍軍人一名、一年に付き五十日間以上雇傭しない時のみである。併し二百五十日間以上は徴集せぬ。不正の報告をする時は二倍の料金を徴集せらる(第三條)。

(ロ) 一九二二年七月四日上院に於て可決せられたる法律案

規定数の傷痍軍人を雇傭しない事業主は、雇傭せざる完全生産能力を持てる戦時恩給受領者一人に付き一日六フランの罰金を處せられる。生産能力の低下せる恩給受領者の場合には十フランである。但し、事業の休日や又は事業主が公立職業紹介所へ戦時恩給受領者の使用を申込み、而も未だ紹介所が恩給受領者を送らない間の日数は罰金を徴集せぬ。不正の報告をする時は、二倍の罰金を課せられる(第九條第一項及び第二項)。

法律に定められたる貸銀を拂はぬ時には、其違犯雇傭者は、實際に拂つた貸銀と標準貸銀との差異の二倍に相當する罰金を課せらる(第十條第四項)。

(ハ) 一九二三年六月廿一日下院に於て可決せられたる法律案

規定数の傷痍軍人を雇傭しない事業主は、仕事日一日と恩給受領者一人に付き、六フランの料金を課せられる。但し、事業の休日又は事業主が公立職業紹介所へ戦時恩給受領者の雇傭を申込み、而も未だ、紹介所が恩給受領者を送らない間の日数は料金を徴集せぬ。不正の報告をする時は、二倍の料金を課せられる(第十條第一項、二項及び三項)。

法律に定められたる貨銀を拂はぬ場合には、其違犯雇傭者は實際に拂つた貨銀と標準貸銀との差額の二倍に相當する料金を拂はせられる。而も、其労働者に対する損害賠償(The Civil Compensation)は全く別である(第十條第四項)。

四) 償還税

(イ) 一九一九年三月廿五日上院に於て可決せられたる法律案

法律に該當しない事業は、別に償還税を拂ふ必要なし。

(ロ) 上院に於て可決せられたる法律案

性質上、婦人労働者のみを雇傭する事業は傷痍軍人を雇傭する義務を免ぜられるが、そのかはり、雇傭しない戦時恩給受領者の數に比例して年税を拂はねばならぬ(第二條)。

(ハ) 一九二三年六月廿一日下院に於て可決せられたる法律案

上記上院に於て可決せられたる法律案と全く同様である。

第二 執行管理、抗議、懲罰、償還税を司る機關に關する法令の各國比較表

國號	執行管理機關	抗議	懲罰	償還	税
イ	法律の適用は工場礦山監	中央福利局と連絡し	法律に違反する時は二萬	法律の適用を全部又は一	
ロ	警官の扶助を得、中央傷	て設立せる傷痍軍人委	ワーク、之れを繰返す時	部免除される事業は料	

兵福利局へ委任される。

員會は、中央福利局の決定に対する抗議を解決す。

には、十萬マートの罰金に課せられる。

金や償還税を要せず。

<p>(1) 續供償還委員會は、法律適用に關する一般的管理をする義務あり。</p> <p>(2) 工場監督官及び職業紹介所農業部の職員は、傷損軍人の生活健康を</p>	<p>(1) 續供償還委員會は、各職共ニ種々の権利を賦與するの責を定め、如何なる償還税を課すかを決定す。各委員會は、福利委員會として知られる。</p> <p>(2) 續供償還委員會は、福利委員會として知られる。</p> <p>(3) 規定数の傷損軍人を雇はざれば、免除される。</p>	<p>法律の適用不可能なるもの、或は、其たゞく雇傭者の不利益を招くもの、又は傷損軍人に対して雇傭の場所を設けるものは免除されるが、その場合は、雇傭税を徴せざる必要あり。</p>
---	--	--

維持する為めの保護政策を監督しなければならぬ。

代理人として行動す。地方産業委員會は、各事業を定め法律に該當する各事業に使用せしむべき傷損軍人の數に關する協議を解決す。

を得たる事業によりて拂はれたる償還税より二〇パーセント多い償還税を徴せらる。

全部又は一部の免除を受ける事業は別に償還税を徴する必要なし。

<p>(1) 労働社會省は、法律適用の一般的管理をする義務あり。</p> <p>(2) 国立傷兵救護院各州取扱所は、法律の權利を得る者の可否を定む。</p> <p>(3) 各州職業紹介委員會は、工場監督官、職業紹介所及び強制失業保險に關する諸規則の適用を司る職員の援助を得</p>	<p>(1) 法令適用に關する協議は、普通の裁判所へ提出せらる。特別なる裁判所の設備なし。</p> <p>(2) 傷損軍人が其救護の爲めに他の労働者へ危険を招く虞ある場合は、争議口、若し成る各州の衛生部へ提出される。此處の決定は最終のものである。</p> <p>(3) 雇傭者が其雇傭せる傷損軍人の名簿を毎年一月七日に各州の福利委員會へ提出する事を怠る時は、百乃至千マートの罰金を課せらる。</p> <p>(4) 規定数の傷損軍人を雇傭せず、又、相當の紹介所へある期限内に申告をしない時は、仕事日一日と不使用の傷損</p>	<p>全部又は一部の免除を受ける事業は別に償還税を徴する必要なし。</p>
--	---	---------------------------------------

<p>一九一九年三月廿五日閣議決定</p> <p>労働社会省及び工場監督官は、労働軍人の労働条件を特別に管理し、法律の適用を監督しなければならない。</p>	<p>労働社会省及び工場監督官は、労働軍人の労働条件を特別に管理し、法律の適用を監督しなければならない。</p>
<p>労働社会省は、労働軍人をして其適當する職へ就かせるやう事業主へ要求する事が出来る。</p> <p>上記工場監督官の官</p>	<p>労働社会省は、労働軍人をして其適當する職へ就かせるやう事業主へ要求する事が出来る。</p> <p>上記工場監督官の官</p>
<p>規定数の傷病軍人を雇はざる場合は、労働軍人一名に付き三フランの料金を拂はねばならぬ。但し、雇</p>	<p>規定数の傷病軍人を雇はざる場合は、労働軍人一名に付き三フランの料金を拂はねばならぬ。但し、雇</p>
<p>法律の適用を受け得る事業は、別に料金を納むる必要なし。</p>	<p>法律及び命令には、免除を受ける事業を定め得ない。</p>

<p>一九二〇年七月四日閣議決定</p> <p>労働社会省は、労働軍人の労働条件を特別に管理し、法律の適用を監督しなければならない。</p>	<p>労働社会省は、労働軍人の労働条件を特別に管理し、法律の適用を監督しなければならない。</p>
<p>労働社会省は、労働軍人をして其適當する職へ就かせるやう事業主へ要求する事が出来る。</p> <p>上記工場監督官の官</p>	<p>労働社会省は、労働軍人をして其適當する職へ就かせるやう事業主へ要求する事が出来る。</p> <p>上記工場監督官の官</p>
<p>規定数の傷病軍人を雇はざる場合は、労働軍人一名に付き三フランの料金を拂はねばならぬ。但し、雇</p>	<p>規定数の傷病軍人を雇はざる場合は、労働軍人一名に付き三フランの料金を拂はねばならぬ。但し、雇</p>
<p>法律の適用を受け得る事業は、別に料金を納むる必要なし。</p>	<p>法律及び命令には、免除を受ける事業を定め得ない。</p>

九二 一九二三年六月廿一日閣議決定

一、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

二、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

三、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

四、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

五、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

六、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

七、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

八、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

九、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

十、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

九三 一九二三年六月廿一日閣議決定

一、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

二、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

三、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

四、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

五、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

六、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

七、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

八、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

九、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

十、労働省は、工場監督官及び官憲の援助を得て、法律の、般的適用及び管理をしなければならぬ。

理當局によりて指定されたる技術専門家三名を選擇す。而して一名は雇傭者、一名は労働者なるべし。

例 公立職業紹介所は職務を履行する爲に雇傭者の必要とする技能者を供給しなければならぬ。

第三 執行、管理、抗議、懲罰、償還税より生ずる問題

- 次の諸項は、専門家の考察を煩はすべき最も重要なものである。
- (一) 傷痍軍人職業紹介の適用、管理をする爲めには、特別なる機關を設立すべきか、それとも、傷痍軍人委員会、又は傷痍軍人救護の任に當れるものを利用すべきか、或は一般労働に關する法令、規則の適用管理を掌れる管理機關を利用すべきか。
 - (二) 傷痍軍人の雇傭より生ずる種々の争議を處理する爲めには、特別裁判所を設置すべきか、或は現存の裁判所(民事裁判所、勞資争議審理會、商事、産業裁判所等)へ争議を提出すべきか。
 - (三) 傷痍軍人雇傭の義務を遵守しない事業には、科金、又は償還税を賦課すべきか。

其 一 報告の追加

追加 一

フランス

大規模の産業及商業的の事業に雇傭中の恩給受領者に關する労働省の調査以前下院にて採擇せる強制的除役兵及傷痍軍人雇傭法の原案を修正し、一九二二年七月上院を通過せる法律案に關聯して労働省は、大規模の産業及商業的の事業に於ける雇傭中の戦時恩給受領者の調査を試みた。本章には今日迄の調査の結果を全部網羅し、殊に、大規模の企業に雇傭されてゐる恩給受領者の人員數と其割合を詳細に掲げてゐる。

調査報告の中には、若干の統計表と共に以下取扱へる問題即ち雇傭恩給受領者の勞疾種別、疲疾程度、職業別、健全労働者との生産比較、恩給受領者の爲めに雇傭者の採れる特別施設、調査中に受けたる各種の意見を猶一層詳細に掲げてゐる。

此調査は假令戰時恩給受領者を雇傭してゐる大規模の事業であつても、法律に依つて規定されたもの(一九一六年四月十七日及一九二三年一月三十日の法律)即ち公立諸官署や、國家、縣或は、郡よ

り許可權或は專賣權を得又は補助金を受けてゐる産業、商業の各事業には行はれなかつたのである。此等の特別なるものを除き、全國の大規模の企業は、凡て報告をすべき事を要求せられた。大規模の企業とは、年齢や男女別に關係なく、百名以上の労働者を雇はせてゐるものと云ふ意味を含んでゐた。併し、これは嚴密には適用されなかつた。報告中には、百名に近い爲め、或は一年のある期間百名を使用するといふ理由で、上記の數よりも被働者の少い事業から送つてきたものも含んでゐる。

一三四

調査は、労働省調査部 (The Enquiries Department of the Office of Labour) の作製せる質問書を通じて行はれ工場監督官に依りて雇働者へ配布された。大部分の雇働者は好意を以つてこれに回答し、中には、數百人の恩給受領者を雇はせる國內でも一流の大事業が詳細を極めて回答したのもあつた。これと反對に、或る雇働者によると質問書の一部分にのみ答へ、或は其被働者より必要なる報告を手に入れる事が出来ぬと言つて寄越すものもあつた。併しこのやうなのは、例外であつたことを力説して置かなければならぬ。

時によると、雇働者は、其被働者の中に恩給受領者のゐることを今迄氣付かず、又ある恩給受領者は、その求められた報告を拒絶するものもあつた。それ故に、質問書へ回答した事業に雇はれてゐる恩給受領者の數は、實際に於ては、以下に記載されてゐるものよりも遙に其數は多いのである。

質問書に回答したのは、四千五百六十三の産業及商業的企業である、その中三百四十三は、調査の當時はどちらかと言へば百名以下の労働者を使用してゐたし、残りの四千二百二十は少くとも百名は使用してゐた。最近の産業調査に依れば、百名以上の手工及び其他の労働者を雇はせてゐる事業は、五千以上にも上つてゐる由である。調査は、諸官署や、或は、國家、縣、郡等より受くる許可權や補助金によりて事業を行つてゐるものには及ばなかつた事を考へ合せれば、殆んど凡て國內の大事業から報告を受けたことが自ら明になるであらう。

事業は、産業調査に用ひた方法に従ひ十七の項目に分類した。その中、一番大きなものは、金屬工業で、一千二百四十七の事業を包括してゐる。こんなに範圍は廣くても、これを細別することは出来なかつた。細別をしようとすると、同事業中でも生産の過程に大なる變化がある爲めに甚だ困難を招くのであつた。殊に金屬の生産と其後の製造を兩方營んでゐる工場は、猶更であつた。鐵と鋼鐵の生産ばかりに従事してゐる冶金事業は別な獨立した項目にしやうとする企ても行はれたが、かやうな事業に雇はれてゐる職時恩給受領者の割合は、これを全被働者と比較しても、或は、全成年男子被働者のみと比較しても、金屬工業を總括して得たる割合と全く同一であつた。

各種の金屬工業から各々異つた割合を得やうとすれば、冶金事業や機械製作工場に留まらず、仕事

一三五

は、玩具製造、時計製造、眼鏡類製造、其他を包括する事は、確な事であるが、百名以上の労働者を雇傭してゐるかやうな事業は少数で、従つて調査すべき事業の中には含まれぬといふ事を記憶せねばならぬ。

次に最も数の多い項目に属するものは機業で、千百十七に及んでゐる。この産業も亦、細別をするには多少困難もあり、調査の目的には除き重要でもなかつたので別に細別をしなかつた。

次に数の多いものは、二百九十の事業を含む食品製造業、二百七十のガラス、煉瓦、瓦、磁器、及びセメント工業、二百四十四の化学工業、二百八の被服工業、百九十七の皮革工業、百八十三の種々雑多の商業、百八十三の製紙、板紙製造及び護謨工業、百七十九の製材業、百四十二の建築、土木、百九の印刷工業、の順序である。其他、質問書に答へてきたものには、銀行及び保険会社(百十九)倉庫、金細工、寶石、加工の事業等もあつた。

大底の運輸事業は許可権を有し、又は補助金を受けたりして調査から除かれてゐたので従つて質問書を送つたのは甚だ尠少であつた。

後に掲げてある五つの統計表の最初のものは、被傭者数に従つて事業を分類してある。第二番目は全被傭者中、成年男子労働者の人数に依りて分類し、第三の表は、産業に於ける事業の数、被傭者数、雇傭中の恩給受領者の数及び割合を示してある。第四番目のものは、成人男子被傭者對恩給受領者の

割合に依つて事業を分類してあるし、第五表は、各事業の全被傭者對恩給受領者に従つた分類である。

第一の表に依れば、四千五百六十三の事業を其雇傭労働者の数に従ひ、次の如く分類せる事を了解するであらう。即ち三百四十三は、百名以下の労働者を雇傭し、三千五百九十五は百名乃至五百名、四百六十六は五百名乃至千名、二百十九は千名以上を雇傭しその中、百十六は金屬工業に属してゐる。而して、これは全國でも最も規模の大きな工場を含み、その中の一、つ等は殆んど二萬人餘りの労働者を雇傭してゐる。

全被傭者と成人男子労働者との割合は、各産業に従つて甚だしき相違がある(第二表)。

全被傭者中、七十五パーセント以上の成年男子を雇傭してゐる事業は、千六百九十八、割合が五十乃至七十五パーセントに及んでゐる事業が九百九十二、二十五乃至五十パーセントのものは、千二百二十五、二十五パーセント以下のものは、六百四十九といふ事になつてゐる。金屬工業に於ては、全部で千二百四十七の中、千百三十四の事業は五十パーセント以上の成年男子を雇傭してゐるが、之に反し、機業に於ては、千百七十七の中、九百五十三は、少くとも其雇傭者の半は、婦人と未成年者である。

其他の産業に於ての雇傭成年男子の割合は、殊に化學工業に於て其率が高く、建築、土木に於ては

一層其程度の高い事が認められ、調査を受けたものは凡て、七十五パーセント以上の成年男子労働者を雇備してゐる。

婦人及び未成年者雇備の高率なるものは、ガラス及び磁器工業、製紙及び護謨工業、印刷工業、銀行、保険會社等で、多くの商業又は柔皮工業に於ては其人員数は、成年男子よりも多く、被服業に於ては、其雇備程度は一層高率である。

第一章 最低百名以上の被備者を有せる産業及商業に於ける

戦時恩給受領者數

四千五百六十三の事業に於ける雇備人員の總數は、九十三萬五千名の成年男子、五十九萬三千名の婦人及び十八歳以下の少年少女を加へて、百五十二萬七千名である(第三表)。戦時恩給受領者の總人員數は、大戦以前より使用されてゐる一萬六千名を合せて四萬七千五百名である。

凡ての事業に雇備されてゐる戦時恩給受領者の割合は、全雇備者を標準とすれば、三・一パーセント、全成年男子被備者を標準とすれば、五・一パーセントに當る。

上記の一般的割合と各種の産業や企業を一纏めにして計算したものと比較すれば個々の産業や企業

の間に大なる相違のある事を發見するであらう(第四表及び第五表)。即ち、全被備者中戦時恩給受領者の割合は、各種のものを一纏めにすれば、一・七パーセント乃至五・五パーセントに亘り、全成年男子被備者との割合は、二・三パーセント乃至九・二パーセントの間を往來してゐる。

戦時恩給受領者を一名も雇備せぬ事業が三百五十七、全被備者に對する戦時恩給受領者の割合が一パーセント以下なる事業が五百二十一、而して四千五百六十三の事業中、殆んど其半は、割合が二パーセントを超過してをらぬ。割合が十パーセント以上なるものは甚だ稀であつて其數は僅に八十一に達するのみである。

被備者中の恩給受領者の割合を成年男子労働者數のみを基準として計算すれば、一パーセント以下の恩給受領者を雇備してゐる事業數は、たつた九十に減少し、十パーセント以上を收容してゐる事業數は、飛んで六百二に飛躍してゐる。而して事業の約大半は、五パーセントの恩給受領者を雇備してゐる。

各産業や企業に雇備されてゐる恩給受領者の割合は、勿論、仕事の性質又は成年男子と肩を並べて雇備されてゐる婦人や、少年少女の人員數に影響されるのである。然し此影響は、期待する程、確實なものではない事が發見された。嚴密に言へば、大多數の除隊兵や傷痍軍人は、其屬する産業に於て、何時でも決つた特別な労働をさせられる譯ではなく、度々被等は、番人であり、倉庫管理人であり

事務員であつたりする。そればかりでなく普通、婦人や年少者に與へらるべき比較的安易なる仕事を恩給受領者に委せるのは度々見かける所である。

次に掲げた調査は、第三第四及び第五の各表に明瞭に示されてゐる。

金屬工業——事業数は、千二百四十七あつて、四十四萬一千名の成年男子労働者、一萬八千五百八十六名の戦時恩給受領者を含み、雇傭人の總数は、五十五萬二千名である。大戦以前、雇傭されてゐた工場へ歸つた恩給受領者の数は、唯、四千九百五十六名に留るのみであつた。動員令の下る以前にも現在の事業に雇傭されてゐた除隊兵及び傷痍軍人の割合は、金屬工業に於ては、他の産業に於けるよりも其率が低下するやうである。全被傭者に對する戦時恩給受領者の割合は、三・四パーセント、成年男子被傭者に對する割合は、四・二パーセントである。

一名も戦時恩給受領者を雇傭せぬ事業が五十九、全被傭者との割合が一パーセントに達せぬものが、七十三、同じく全成年男子被傭者との割合が一パーセント以下なるものが九十に及んでゐた。成年男子及び婦人労働者百名毎に三名に満たぬ恩給受領者を雇傭してゐるものは、事業の約三分の二、事業の約大半は、成年男子労働者百名に對し、四名以上の恩給受領者を雇傭してゐる。

機業——事業数は、一千七百七十七、雇傭労働者總数は、二十八萬三千名、その中、成年男子は、なほ十四萬二千名に過ぎぬ。被傭者中の恩給受領者の数は、六千九百五十五名、其約大半は大戦以前より現在の所に雇傭されてゐた。機業に於ける雇傭恩給受領者の平均は、千名の労働者に付き十八名、千名の成年男子労働者に付き四十九名である。

機業と被服工業とは、戦時恩給受領者との割合が、全被傭者と比較する時でも、其相違の程度の最も甚だしいものゝ代表者である。

機業中には、又恩給受領者を一名も雇傭せぬ最も多数の事業を含み、其數百四十一に達してゐる。全被傭者と比較して雇傭恩給受領者の數が一パーセントに達せぬ事業は二百七十六もあるが、百名の成年男子労働者に付き一名も恩給受領者を雇傭せぬものは、たゞ十九あるのみである。而して成年男子及び婦人労働者百名に對し、二名以上の恩給受領者を雇傭せぬ事業は數多あるが、成年男子労働者百名に付き、四名以上の恩給受領者を雇傭してゐる事業は其半數を超過する。

食品製造業——事業数は二百九十、被傭者總数は四萬三千名の成年男子労働者、二千七百五十七名の恩給受領者を含めて七萬五千名に達する。割合は、千名の被傭者に對し、約四十名の恩給受領者、成年男子被傭者千名に對し、六十四名の恩給受領者に當るやうになつてゐる。

ガラス及び磁器工業——ガラス、磁器、煉瓦、瓦、セメントの各工場は、全部で二百七十ある。全被傭者の總数は、成年男子労働者五萬人を合せて七萬三千名である。平均數は、千名の労働者に對し、三十五名の恩給受領者、千名の成年男子労働者に對し、五十一名の戦時恩給受領者といふ割合で

ある。

化学工業——調査を受けた事業数は、二百四十四で成年男子労働者四萬七千名を合し、全被備者の總数は六萬七千名に上る。戦時恩給受領者の数は、二千二百七十五名、割合は、労働者千名に對し、三十四名、成年男子労働者千名に對し四十八名に當る。

被服工業——事業数は二百八、被備者数は、五萬五千名、其中成年男子の数は、たつた一萬二千名。戦時恩給受領者の總数は九百四十五名、割合は千名の労働者に對し恩給受領者の数は僅に十七名、成年男子労働者千名に對しては七十四名である。恩給受領者を全く雇備せぬ事業が三十七令被備者との割合が、一パーセント以下に當るものが四十四もある事は注意すべき事である。

皮革工業——柔皮、製靴、手袋、工場、其他此項目に該當する事業は、百九十七あり。被備者数は二萬二千名の成年男子、千三百十八名の恩給受領者を合し、四萬九千名である。恩給受領者との割合は、千名の労働者に對し、三十六名、千名の成年男子労働者に對し七十八名である。

各種の商業——食品工業を別にして、調査を受けたものは、百八十三、被備者数は、五萬二千名、其中成年男子は二萬七千名であり、其の割合は、千名の被備者に對し恩給受領者四十六名、成年男子雇備に對しては八十六名である。

製紙、板紙、護謨工業——事業数は、百八十三、被備者總数は、六萬九千名、其中三萬九千名は成年男

子二千八百五十六名は恩給受領者である。恩給受領者の割合は全被備者に對しては、四・一パーセント、成年男子被備者に對しては、七・一パーセントとに當る。全く恩給受領者を雇備せぬ事業数は十五である。

製材業——事業数は百七十九、被備者員数は、三萬一千名、其中二萬二千名は成年男子、二千三百九十二名は除役兵及び傷痍軍人である。而して、其の割合は、千名の労働者に付き四十五名、千名の成年男子労働者に付き六十五名である。

建築及び土木——質問書に回答を發した事業数は、百四十二であつた。其多くは荒地にあり、雇備者も殆んど成年男子労働者に限り、其数は、全雇備者數三萬人の中二萬八千人に及ぶ。而して雇備恩給受領者の数は唯六百七十一名あるばかりである。割合は、千名の労働者に對し、二十三名、千名の成年男子労働者に對し、二十三名あるのみ。後者の割合は他の産業に於けるよりも遙に低率である。これは、其事業の性質と作業の情況に依るものなることは、一見して明らかである。それで恩給受領者の雇備比率が、百名の男子労働者に對し、一名にも達せぬ事業数が十六にも及んでゐるのである。

印刷工業——事業数は百九、被備者員数は、一萬六千名の成年男子及び千三百三十四名の戦時恩給受領者を加へ全部で三萬人である。恩給受領者の割合は、千名の労働者に對し、四十名、千名の成年男子労働者に對し七十五名である。

銀行及び保険会社——回答を受けたもの、数は五十九で、其被備者は三萬五千名、其中二萬一千名は成年男子である。恩給受領者の数は、一千九百六十九名で、其中の大半は、已に大戰以前に現在の所て雇傭されてゐたのである。平均数は、千名の被備者に對し五十五名、千名の成年男子被備者に對し九十二名である。この割合は、他の産業に於けるよりも遙に高率である。詳細の事は、次の五つの統計表を参照すべきである。

第一表

産業別	雇傭者數			合計
	百名未満	百名乃至五百名	五百名乃至千名以上	
(1) 食品製造業	三六	二二	一三	二九〇
(2) 化学工業	一六	二〇	一四	二四四
(3) 印刷業	一〇	一五	一三	一八三
(4) 製紙業	六	八	九	一〇九
(5) 印刷、製紙、その他	五九	九五	一一	一七七
(6) 被服、帽子、その他	九	一八〇	一四	二〇八
(7) 皮革工業	一四	一六八	一三	一九七
合計	一〇六	二〇七	一〇	二九〇

産業別	雇傭者數			合計
	百名未満	百名乃至五百名	五百名乃至千名以上	
(1) 製材業	九四	八八七	一五〇	一、二四七
(2) 金属加工業	六	一〇	二	一八
(3) 建築業	一七	一一九	四	一四〇
(4) ガラス、磁器、木	一一	一一九	二八	一五八
(5) 倉庫	九	一一	一	二一
(6) 運輸業	二八	一四〇	一	一六九
(7) 銀行、保険会社	四	一四一	九	一五五
(8) 其他各種の産業	三	一七	三	二〇
合計	三、四三	三、五九五	四〇六	四、五九四

備考 (1) 食品を製造し販賣してゐるもの (2) 印刷、寫眞其他 (3) 被服、帽子、其他被備物、靴、羽衣、毛髪等を原料として製するもの (4) 冶金、金属の加工 (5) 金属工、寶石加工 (6) 木材を鋸を含まず (7) ガラス、磁器、漆工、瓦、ヤメント其他 (8) 貯蔵、倉庫業 (9) 食品販賣は含まず

第二表

全被備者中成年男子被備者の割合を示せる産業別表

業 別	成年男子労働者の割合		合 計
	成年男子	少年少女	
(一)食品製造業	24	88	24
(二)化学工業	28	36	28
(三)製紙業	28	46	28
(四)印刷業	3	4	3
(五)被服、帽子、其他業	35	60	35
(六)皮革業	14	11	14
(七)木材業	18	22	18
(八)金属加工業	9	22	9
(九)建築業	1	7	1
(十)電気、ガス、水道業	1	1	1
(十一)倉庫業	1	1	1
(十二)運輸業	1	1	1
(十三)商業	8	7	8
(十四)銀行	1	0	1
(十五)保険会社	1	0	1
合 計	256	517	256

一四六

業 別	成年男子労働者の割合		合 計
	成年男子	少年少女	
(七) 其他各種の産業	1	5	1
合 計	649	1,225	649

第三表

業 別	被服者及恩給受領者数の様計		被服者上の割合
	被服者	恩給受領者	
(一)食品製造業	2,277	9,978	2,277
(二)化学工業	1,740	1,740	1,740
(三)製紙業	1,874	1,874	1,874
(四)印刷業	1,874	1,874	1,874
(五)被服、帽子、其他業	1,874	1,874	1,874
(六)皮革業	1,874	1,874	1,874
(七)木材業	1,874	1,874	1,874
(八)金属加工業	1,874	1,874	1,874
(九)建築業	1,874	1,874	1,874
(十)電気、ガス、水道業	1,874	1,874	1,874
(十一)倉庫業	1,874	1,874	1,874
(十二)運輸業	1,874	1,874	1,874
(十三)商業	1,874	1,874	1,874
(十四)銀行	1,874	1,874	1,874
(十五)保険会社	1,874	1,874	1,874
合 計	24,740	24,740	24,740

一四七

成年男子、婦人、少年、少女を含むたる全被領者に対する恩給受領者産業別割合

第五表

産業別	恩給受領者に対する割合 (%)									
	(一) 農林水産	(二) 商業	(三) 運輸	(四) 建設	(五) 工業	(六) 金融	(七) 娯楽	(八) 教育	(九) 衛生	(十) 其他
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
...

第四表

産業別	恩給受領者に対する割合 (%)									
	(一) 農林水産	(二) 商業	(三) 運輸	(四) 建設	(五) 工業	(六) 金融	(七) 娯楽	(八) 教育	(九) 衛生	(十) 其他
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
...

職業別	本										計	
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十		
(一)食品製造	○											
(二)化学工業												
(三)製紙業												
(四)印刷業												
(五)繊維業												
(六)被服業												
(七)皮革業												
(八)製材業												
(九)金属工業												
(十)金加												
(十一)建築業												
(十二)土木												
(十三)電気業												
(十四)機械業												
(十五)運輸業												
(十六)倉庫業												
(十七)商												
(十八)銀行												
(十九)保険												
(二十)其他の商												
計												

一五〇

第二章 恩給受領者の職業別、療疾種別、療疾程度、健全労働者との生産の比較

調査の結果が発表せられる迄は、戦時恩給受領者の職業及び負傷疾病の性質、療疾程度に關する報告は、非常に適確なもので、調査中に生ずる尠少なる誤謬の如きは、省みるに足らぬものと想像されてゐた。實際その中には、最初から雇傭者の間に熟知せられ、又一部の如きは容易に確定的に調査する事が出来たのである。殊に傷痍軍人の療疾種別、療疾程度に關したものは、質問書に回答をする前に参考となるべき文書に詳記されてゐたのである。所が傷痍軍人の生産力に關した報告は、其他の諸項目に關する回答のやうに精密で正確でなく、又出来もしなかつた。生産力の消失を評價する事は、かなり困難なる問題である事を記憶せねばならぬ。事實雇傭者の中には、これを評價する事を断念したもののさへあつた程である。其評價は、或場合には雇傭者又は職工長に依りて行はれ、時には多少能

一五一

力ある被備者、或場合には、傷痍軍人自身に依りて行はれ、更に或場合には回答の遺漏を防ぐ爲めに工場監督官がわざ／＼必要な調査を行った事もあつた。猶注意すべき事は、普通傷痍軍人の生産力消失を評價する基準となるものは、其労働日数によるものであるが、時には負傷疾病の爲めの缺勤数を斟酌した事もあつたのである。

それから又調査の矛盾齟齬を招いた理由は、各種事業数の甚だ多い事、観察點の相違する事、評價の困難なる事のみよるものではないのである。傷痍軍人生産力に關する問題は、ある雇備者の間には、其他の問題以上にも懸念を抱かせたやうである。此懸念の爲めに、全く回答をせず、而も、實際回答をしたものにも此の懸念が影響を與へたやうに見える。此點に關しては頗る暗示を與へる回答書があつた。

ある雇備者は、生産力の甚だ低下せる事を示せる評價のいくつかを削除して、たゞ單に「生産力同等なり」といふ言葉を挿入したり、或場合には、評價は當事者に依つて成されたが「多分正確ではない」といふ注意書きを追加してゐるものもあつた。

誤謬は、知らないでやつたにしろ、故意に企ててやつたにしろ、受領した回答書に起つた間違ひを訂正する事は逆も不可能であつた。

そして、任意に訂正すれば、眞實、間違ひを新しくする事は必然である。それ故に評價されたものは、大體そのまゝに記入した。たゞ、傷痍軍人の姓名を長く連ねて其生産力の消失は、廢疾程度と全く同等であると評價したものだけは除いたのである。さういふ場合の評價は正確でない事が明瞭であるからである。

以上の説明に依りて、傷痍軍人の生産力に關する報告は、それほど正確なものではなく、從つて其細目や除外例に對して餘り重きを置かぬ事が推察されるであらう。とはいふものの、回答書を嚴密に調査した後、此問題を其他の項目と同じく、全體として總括すれば、生産力低下の有用なる根據として役立つのに充分確實なるものに近いと言へるであらう。

さて、これからは、經濟生活に於ける二つの甚だ相異せる部門に雇備されてゐる戦時恩給受領者の癩疾、職業及び生産力に關して集れる報告の摘要を記述する段になつてきた。

第一は、金屬工業で、調査中に含む四萬七千四百人の恩給受領者の中、一萬八千五百名を使用してゐる。

第二は、銀行保險會社で全成年男子被備者を標準にすれば、雇備恩給受領者の割合が最も高率である。

大規模の金屬工業から得た報告は、頗る豊富で重要でもあるから以下比較的詳細に亘つて掲載することにする。銀行保險會社から來た報告は、簡單に其摘要のみを載せることにした。

金屬工業

一五四

此報告の最も重要な所は、五つの表であつて、此表に就いては、後段に説明を加へてある。第一表は恩給受領者の占めてゐる職業数を表してゐる。而して職業は左の項目に分類される。

- (一) 高等なるもの(支配人、技師、課長等)
- (二) 筋肉外の労働者
- (イ) 社員(事務員、會計、タイピスト、使丁等)
- (ロ) 製 陶 者
- (ハ) 細別せられぬ其他の被傭者、販賣人や工場に使用されてゐる者。病院、酒保、學校、其他工場に關係せる各種設備に使用されてゐる者。
- (ニ) 取締り、監督等の爲めに使用されてゐる者(職工長、監督、検査人、取締り、門番、見張人、倉庫管理人等)
- (三) 工場労働者(職工、金屬を加工する熟練工等)
- (イ) 金屬の製品に従事してゐる職工
- (ロ) 組立工、旋盤工、機械工具労働者
- (ハ) 其他の金屬労働者、熟練工等

雜役労働者

(四) 荷造り、發送、配達等に従事してゐる者。

(五) 發動機、機械、修繕等に従事してゐる者、これには金屬工業の統計中に分類されてゐる職業に必要なる訓練を受けずに使用されてゐる労働者を含む。

(六) 始めから困難な點もあるし、ある場合には回答報告に不十分なものもあつたので、傷痍軍人を上記の項目に分類するに付き困難を感じた事もあつた事をこゝに指摘して置かねばならぬ。殊に、冶金労働者、即ち金屬の精選に従事してゐる労働者とを區別するのに多少、困難を感じたのであつた。計られぬ誤謬も多少あつたに違ひないから第一表に現はれた數字の中には、絶對的に正確なものと言へぬのも含んでゐるやうと思ふ。

第二表は、職業を換へた恩給受領者を示す。これは、大戦以前に従事してゐた職業を棄て、金屬工業に轉職した傷痍軍人の数を表してゐるのである。第二表には猶、大戦以前の職業と現在の職業をも示してある、而して其職業は第一表と同様に分類した。こゝに注意すべき事は、大戦以前の職業と同様、現在の仕事に於ても、肉體上及び職業上の資格を要する労働者は、轉職をしたものとは看做さない事である。第二表に掲げた傷痍軍人の轉職の中には、其理由が戦争で招いた負傷や疾病には何の關係もないものを含んでゐる事が明である。其中には、一身上の都合や、其他の理由で職業を換へたも

一五五

のもあらう。しかし何と云つても職業を換へるやうに餘儀なくされた理由は多くの場合、現在、傷残

軍人の構へてゐる瘵疾や職業上の不能に依る事は間違ひのない所である。

第三表は、恩給受領者の瘵疾種別を示す。恩給を支給される理由となる手足の切断、負傷、疾病等はたゞ九項目に分類してあるのみである。回答報告は不充分で、それ以上の分類を許さなかつたからである。これは、国立傷兵管理院の採用したものと同様で即ち次の通りである。

- (一) 上肢一側の切断、把持を不能にする一切の上肢一側の切断を含む
- (二) 下肢一側の切断(脚部一側、又は、全下肢一側の切断)
- (三) 上肢一側と下肢一側、又は下肢兩側の切断
- (四) 四肢の不能(四肢の負傷にして切断を含まず)

この第四に屬する瘵疾は、大體から言へば、切断程、生業能力の消失を招くものではないが、時によつてある種の切断と同程度、又はそれよりも猶一層甚大なる結果を招く事に注意すべきである(例へば腕の痲痺、ある種の關節強直等)

(五) 隻眼の失明、又は視力の減退
此項目には、調査を受けた企業中に使用されてゐる少數の失明者を含んでゐる。其人員は又別に掲げてゐる。

(六) 頭部、(穿頭傷は含まず)及び胸部の負傷此項目には、原因は負傷にあるが、別に特定する必要なき凡ての瘵疾を含む

(七) 穿頭傷を要するもの及び神経病

(八) 氣管支炎、結核、其他凡て呼吸器官に關する疾病

(九) 其他の疾病

こゝには上記の最後の二項目を除いた凡ての疾病を含む
一つ以上の負傷又は疾病に悩んでゐる瘵疾者は、生業を営むのに甚大な影響を及ぼすものに從つて分類した。

第四表は、傷残軍人の瘵疾程度及び生産能力消失の程度を表す。同時に、質問書に記載された通りの瘵疾程度及び生産力低下の概算をも表してゐる。併し、此相異は程度問題で、觀察者の見方如何に依るものである。

第五表は、全部、瘵疾程度が五〇パーセント以上にして生産力の消失が廿五パーセント以下なる傷残軍人のみを取扱つてある。この表を見れば、瘵疾の種別と瘵疾者の職業とを比較する事が出来るのである。瘵疾程度は高位を占め乍ら、而も其生産力は健全労働者と同程度か、それなくとも相違の尠少なる恩給受領者に就いて詳細なる報告が得られたら猶一層興味があつたであらうと思はれ

る。
 金屬工業の中でも其大多數は、其使用せる數多の傷痍軍人の職業に就いて回答を寄達してきた（一千二百四十七の中、一千八百八十八は質問書に回答した）。そしてこの一千八百八十八の企業に従事してゐる一萬八千五百八十六名の恩給受領者の中一萬八千三十三名だけの現在職の報告は手に入れる事が出来たのである。

第一表は、上記一萬八千三十三名の恩給受領者を其職業別に從つて分類したものである。これに依ると、比較的大多數の恩給受領者が、筋肉外の職業に従事してゐる事が判明するであらう。即ち殆んど全人員數の四分の一強も、この種の職業に従事してゐる。殊に監督の職に就いてゐる者は割合が高率である。製造や、熟練工として働いてゐる傷痍軍人労働者の人數は、筋肉外の被備者數に對して二倍するだけである（備考 本細工や柔皮等を取扱つてゐる労働者は、第一表の第六項目の中に編入してゐる）。

第一表に表はれたる猶一つの事實は、大多數、即ち、三千二百名の恩給受領者が、困難なる労働と看做されてゐる、組立や、旋盤、機械工具等の作業に従事し得る事である。この項目に屬する熟練工は、其企業に従事してゐる九千名の傷痍軍人労働者や熟練工の三分の一強に當つてゐる。

第一表 恩給受領者の職業別

(職業別)		(人員數)
(一)	高等なるもの	一一二
(二)	筋肉外の労働	一一、〇二七
(イ)	社員	三三一
(ロ)	製鋼者	一、〇三八
(ハ)	工場及び取引其他の被備者	四、七八九
(ニ)	職工長、監督、倉庫管理人等	二、四一三
(三)	工場労働者	九三二
(イ)	金屬の製品に従事してゐる者	三、二〇二
(ロ)	組立工、旋盤工、機械工具労働者	九、二五八
(ハ)	其他の金屬労働者	五、〇三四
(四)	雜役労働者	二、二五一
(五)	荷造り輸送者	二四〇
(六)	機械、修繕等に従事せる者	一、四七四
合 計		一八、〇三三

現職の判明せる二萬八千三十三名の恩給受領者の中、二萬七千七百十四名だけは、大戦以前の職業が分明してゐる。即ち、二百五十七名は無職、八千九百十六名は、現在と同職業、八千五百四十一名、即ち其約大半は、其他各種の職業に従事してゐた。第二表は、後者を分類し、大戦以前の職業と、現在金屬工業中に従事してゐる各職業別とを示してゐる。

一六〇

轉職した八千五百四十一名の傷痍軍人の中、二千八百六十二名、即ち約其三分ノ一は、大戦以前、已に金屬工業へ使用されてゐたが、現職よりも遙に相違した職業へ従事してゐた。附記、大戦以前と同様、肉體や職業上の資格を要するものは轉職せる者と認めざる事に注意。残りの五千六百八十名は、各種産業より轉職し、数字のみにて計算すれば、農業が第一位を占めてゐる。

然し、此事實は、何も田舎を出て行く者が甚だ多いと云ふ證據にはならぬ。第二表を見れば、農業を棄て、金屬工業へ走つた恩給受領者の数は、一千七百三十四名で、製産事業を去つた者は、一千四百六十七名になつてゐる。然し、一九一一年の國勢調査に依れば、各種産業の被備者数は、筋肉其他の労働者を合せて約百五十萬に過ぎなかつたが、農業の方は、二百五十萬を超過すると言はれ、而も其中には、殆んど三百萬に達する雇傭者として分類されてゐる多くの小地主、小作人、分益小作人 (Mitowner) などは含んでをらぬ。猶比較的大多數の除役傷痍軍人が土地に於て使用されてゐることを了解すれば、農業の方から大規模の金屬工業に提供してゐる労働者の数は、比較的少数だといふことが判るのである。

第一表の職工長、監督、倉庫管理人等の部に分類されてゐる二千四百十三名の恩給受領者の中、二千七十二人は、大戦後始めは現職へ従事した事を見逃してはならぬ。大多數の企業は、能ふ限り、監督の職へ恩給受領者を従事させやうと努力した。質問書へ回答したものの中には、實際、全部この職へ使用してゐるものがある。

大戦以前に金屬工業へ従事し、現在は、同じ金屬工業中でも別な仕事へ従事してゐる者は、職工長を含めて、一千二百名の筋肉労働者一千四百名の工場労働者及び雑役労働者である。今此の二つの部類に使用されてゐる者の人員數を比較すれば、痲痺になつて後、止むを得ず職業を換へた金屬工業労働者の割合は、社員や監督の職が最も高率である事に氣が附くであらう。そして、監督や職工長になつた熟練工は殊に多數を占めてゐる事を附言して置かねばならぬ。

以前、商業や自由職業其他、諸官署に使用されてゐた傷痍軍人の中には、勿論、比較的大多數の筋肉労働者が含まれてゐるのである。又、大多數の筋肉労働に従事してゐる恩給受領者中には、以前、農業や其他各種の生産事業に使用されてゐたのも混じつてゐるのである。

労働者として使用されてゐた恩給受領者の三分の一以上は、以前、農業に従事してゐた。

第二表 大戦以前現在と相違せる職業へ従事してゐた恩給受領者表

大戦前の職業	大戦以前		現在		大戦前と現在との相違
	人数	割合	人数	割合	
(甲) 金属工業	1,234	12.3%	2,345	23.4%	1,111
(乙) 農林	3,456	34.5%	4,567	45.6%	1,111
(丙) 鉄山、石切場	567	5.6%	678	6.7%	111
(丁) 食品	890	8.9%	901	9.0%	11
(戊) 生産事業	1,012	10.1%	1,123	11.2%	111
(己) 倉庫運輸	234	2.3%	345	3.4%	111
(庚) 銀行保険會社	456	4.5%	567	5.6%	111
(辛) 商業	678	6.7%	789	7.8%	111
(壬) 自由職業	901	9.0%	1,012	10.1%	111
(癸) 家僕附随人	123	1.2%	234	2.3%	111
(十一) 諸官署	345	3.4%	456	4.5%	111
(十二) 職業的軍人	567	5.6%	678	6.7%	111
合計	10,000	100%	10,000	100%	0

備考

- (一) 大戦以前には、其殆んど凡てが金属労働者又は熟練工であつた。
- (二) 食品の生産又は販賣。
- (三) 金属や食品の生産を除く凡ての生産事業。
- (四) 別に細別せざる労働者をも含む。
- (五) 別に細別せざる社員をも含む。
- (六) 別に細別せざる使用人をも含む。但し、食品等、銀行會社は除く。
- (七) 製圖者、會計、使丁等をも含む。
- (八) 警備隊長、切符受取人、立番、取替り、見張人等をも含む。
- (九) 販賣、工場使用人、代理人、其他、細別せざる使用人をも含む。
- (十) 生品に従事せる、本組工、手皮労働者、コンクリ工、其他をも含む。
- (十一) 熟練労働者は、工場労働者の中に列入せり。

職業再教育の過程を履んだ恩給受領者の人員数は、六百四十七名と言ふ事になつてゐる。併し、實際の人員数は、此點に關して質問書に回答しなかつたのも含んでゐるから猶多數に上らうと思はれる。多分其中には、たゞ其中、百九十八名は、どういふ職業再教育を受けたか不明である。肉體上の訓練や一般的な職業再教育を受けたに過ぎぬ者もあつたらう。

残りの四百九十九名は其職業再教育が判明してゐる。其中、二百八名は、再教育を受けた職業へ現在従事し、二百九十一名は、再教育以外の職業へ従事してゐる。
次の表は、此二つの恩給受領者数を示してゐる。

一六四

職業	訓練を受けた職業		訓練を受けた職業へ従事してゐる者	
	人数	割合	人数	割合
社会員	28	5.6%	29	5.8%
製鋼者	25	5.0%	15	3.0%
事務員	7	1.4%	11	2.2%
タイピスト	1	0.2%	4	0.8%
商人	15	3.0%	9	1.8%
農業者	1	0.2%	4	0.8%
その他	1	0.2%	4	0.8%
全属工員	24	4.8%	19	3.8%
機械工員	17	3.4%	15	3.0%

備考
(一) 鍛接工、銅工、鉄力工、磨き工、電気鍍金工、鋳造工、時計製造者、機械運轉手等を含む。
(二) 機械運轉手十一名、鍛接工六名、旋削工六名、銅工五名、電気鍍金工五名、時計製造者及び寶石加工者四名、鉄力工三名を含む。
(三) 玩具製造者六名、齒科用器具製作者四名、整形外科用器具製作者二名を含む。
こゝに注意すべき事は、職業再教育を経て、現在、金属工業に於て雇傭されてゐる多くの傷病軍人は、大戦以前にも現在と同様なる職業に従事してゐたことである。そして、彼等は唯負傷に依りて生

一六五

職業	訓練を受けた職業		訓練を受けた職業へ従事してゐる者	
	人数	割合	人数	割合
その他	1	0.2%	4	0.8%
製靴、馬具製作者等	3	0.6%	3	0.6%
大工、細物師	10	2.0%	5	1.0%
バスケット、椅子、扇製造	1	0.2%	1	0.2%
ペンキ屋	4	0.8%	1	0.2%
其他	1	0.2%	1	0.2%
自動車運轉手	1	0.2%	1	0.2%
合計	208	41.6%	291	58.4%

せる作業上の困難を除くべき訓練を履めば足りたのである。

職業再教育を受け乍ら其職業へ従事してゐない傷病軍人は、或は職員がなく又は再教育學校にて充分なる熟練を磨かなかつた爲めであらう。報告書を見ると、再教育期間の甚だ短い場合がまゝあつたらしい。重傷を受けてゐる傷病軍人もさうであるが、多くの場合傷病軍人の再教育學校にて費せる期間は、たと二ヶ月乃至四ヶ月餘であつた爲め、精確と敏活とを以つて産業に従事する事は不可能であつた。

恩給受領者の療疾種別に就いては、一千二百四十七の事業中、一千百五十七だけは其回答を寄越してきた。其報告は第三表に掲げてある。これを見れば極めて、一般的な療疾は、切斷を含まぬ四肢の負傷である事が判る。この種の負傷は、患者の三分の一を超過し、一萬四千八名の中、六千七百九十名に及ぶ。其次に来るものは、頭部及び胸部の負傷二千二十九名及び呼吸器官の疾病二千五百五十名である。上肢一側又は下肢一側を切斷せる傷病軍人は、一千五百名を超過す。眼部を負傷し又は、視力の減退せる者が約九百名ゐる。但し其中には、全く視力を消失せる者二十名を含むことに注意を要する。

第三表 恩給受領者療疾種別人員調
恩給受領者の療疾種別
人員數

(一)	上肢一側の切斷	五八六
(二)	下肢一側の切斷	九五一
(三)	上肢二側と下肢一側、又は下肢兩側の切斷	七三
(四)	四肢の不能、(切斷を含まず)	六、七九五
(五)	隻眼の失明、又は視力の減退(一)	八九二
(六)	頭部(穿斷術は含まず)及び胸部の負傷	三、〇二九
(七)	穿斷術を要するもの及び神經病	六一〇
(八)	呼吸器官の疾病	二、五五〇
(九)	其他の疾病(二)	一、九三三
合 計		一七、四〇八

備考——(一) 二十名の失明者を含む (二) 二百五十八名の熱病患者を含む。

第四表に依れば、恩給受領者全員數、一萬八千五百八十六名の中、其療疾程度又は職業的不能の判明せる者は、一萬七千三百七十一名である。此一萬七千三百七十一名の約半分は、其療疾程度が二五パーセント以下、四分の一強は、同じく五〇パーセント以上である。各種療疾程度の割合を比較して見るに、三〇乃至八〇パーセントに位する療疾者の人員數は、殆んど同數である。そして、一乃至三

○パーセントに位するもの、二分の一乃至三分の一許りに當つてゐる。

第四表 恩給受領者の瘡疾程度及び生産能力の評價

瘡疾程度	生産能力の評價		總計
	明記せざるもの	明記せざるもの	
一〇	一〇六六	一〇八	一一七四
二〇	一一一八	一八八	一三〇六
三〇	八六八	一四七	一〇一五
四〇	五三九	七四	六一三
五〇	三八三	六〇	四四三
六〇	三五九	七五	四三四
七〇	四五四	八二	五三六
八〇	四八三	九〇	五七三
九〇	一一一	二七	一三八
合 計	五、六九〇	八、五四五	一四、一三五

上に掲げたる評價は、戦時恩給受領者の生産能力の消失を根據にして蒐集せることを記憶せねばならぬ。雇傭者が生産能力消失の割合を決定する時、各個人に就いて調査した後報告をしたならば、質問書に現れた評價は、瘡疾程度に相當するよりも低下したり、或は同等だつたり、又は、高くなつたりしたであらう。ところで、實際どういふ報告をしたものは、尤も其一部に過ぎなかつた。多くの場合、殆んど凡ての傷痍軍人の生産能力は、健全労働者のそれと、間違ひなく一致すると書いて寄越したものが多かつた。或場合には、傷痍軍人生産力の消失は其瘡疾程度に順應して低下するものと評價されたり、時には、瘡疾程度に比較して生産能力の消失が頗る高率だと評價されたものもあつた。それから殆んど同じ事業を行つてゐるものも其回答は全く矛盾してゐた事が指摘されるのである。生産能力に關する質問の回答は、それ故に、先づ大體に、傷痍軍人生産能力の實際の消失よりは、回答作製者の意見を述べてゐると見るのが至當である。

とは云ふものゝ、第四表に表はれたる數字を綜合して雇傭者の意見を求むれば、大部分の戦時恩給受領者は、健全労働者と同等かそれよりも殆んどそれに近い生産力を有するといふ決定を下す事が出来るのである。即ち、此表を見ると、生産能力の低下してゐる三千百三十六名に比較して生産力の同等なる者は、八千五百四十五名もゐることが了解せられるのである。生産能力の低下せる者は大底、一〇パーセント乃至二〇パーセントが多く、之に反して、二五パーセント以上も生産能力を消失

せる傷痍軍人は、約一千名に過ぎない。

表に現はれたる報告は、大多数の雇傭者の陳述に依りて確認されたものである。大抵の雇傭者は、其雇傭せる傷痍軍人の生産力は、大體、他の労働者と同等であると述べたが、中には、單に「傷痍軍人は同じ製産高に對して健全労働者と同等なる賃銀を得る」と述べて来た雇傭者も大分あつた。かういふ回答は、傷痍軍人が健全労働者と同様な賃銀を得、従つて同等なる生産能力を有するとは認め難いのである。

生産力に關するある雇傭者の陳述には、條件を附したのがあつて、若し之れを一般的に適用すれば、報告を讀んだ後の印象が大分相違したものにならう。即ち、或る雇傭者は、作業日に於ける傷痍軍人の生産高は、先づ大體、普通であるが、其健康状態の爲めに度々、缺勤する事を餘儀なくされるので、勢ひ一ヶ月又は一年間に於ける生産高は、それに應じて低下せざるを得ないと云ふのである。此觀察を、何處迄重視すべきか嚴密なる判断を下すことは、不可能であるが、併し、無論、これを一般の傷痍軍人に適用することは不當であらう。其中の或ものは、特に、度々疾病が再發するので豫防の必要を感じる傷痍軍人や、まだ治療を要する負傷者、又は瘵疾の爲めに、平均生産高に迄達するには、どうしても、堪え難い疲勞を感ぜざるを得ない戦時恩給受領者に對して適用するのであらう。

質問書の大部分は傷痍軍人の生産力が標準に達し或は達せざる迄も其低減の差が甚だ尠なる事を

回答せるに着目して後、如何にして彼等が其瘵疾にも拘らず健全労働者と同等なる地位を維持し得べきか、其理由を知る事は頗る興味ある事である。この爲めに雇傭者又は傷痍軍人自身の試みたる結果を知る事も亦、興味のあるものであらう。第五表は、前者に對して幾分の説明を與へるであらう。併し乍ら傷痍軍人が標準生産高を支持し得た所以のものは、瘵疾の性質と其従事せる職業とにより職業能力に對して及ぼす影響の少かつた場合に原因する事を注意すべきである。かやうな例は、殆んど凡ての職業の中に發見せられ、殊に社員には其數多く、高級なる職業には猶一層多く發見せらる。

第五表 瘵疾程度少くも五〇パーセントにして、而も其生産力の消失が絶無、或は二五パーセントを超過せざる恩給受領者表

瘵疾 種 別	金屬工業中に於ける恩給受領者の現在職									
	高級なるもの	社員	監督員	被雇者	金屬労働者	其他の労働者	其他の労働者	其他の労働者	其他の労働者	其他の労働者
(一) 上肢一側の切断	七	三	四	一〇	八	一〇	四	一〇	六	二二
(二) 下肢一側の切断	五	七	〇	八	七	〇	九	二	三	五三
(三) 上肢一側に肢一側又は下肢一側に肢一側又は下肢一側に肢一側又は四肢の不能	五	五	一	八	五	七	六	一	〇	五三
(四) 四肢の不能	八	六	三	七	一	九	一	四	九	四八
(五) 視力の失滅又は失明	二	二	五	二	三	七	五	一	〇	三三
計	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二

と金屬労働者の職を奉じてゐる大部分の傷痍軍人でも、實際に於ては、大戦以前と全く同様な仕事をしてゐる譯ではない。雇傭者の言ふ所に依れば、傷痍軍人に對しては、なるべく疲勞の少ない仕事へ廻すのださうである。回答書のあるものには、手工労働者は無論、雜役労働者として雇用したものとにさへも、座り乍ら出来る仕事を與へられてゐる者があると言つてゐる。

「傷痍軍人が生産力を維持し得べき所以のものは、日傭労働者の場合には、機宜に適せる職業の選擇をし、請負労働者の場合には生産品を選擇する事にある」……これはある雇傭者の陳述した言葉である。

高度に分業の行はれてゐるところの企業に於ては、どうしても傷痍軍人の就職に有利である。この理由によりて、規模の大なる事業に於ては、小なるものよりも勢ひ、傷痍軍人雇傭比率が多い事は、疑ひを挟む餘地がないのである。

かくの如く恩給受領者の生産高を比較的標準率に達せしむる事が出来たのは、時には、雇傭者が適切な方法に依りて仕事を準備し、時には、傷痍軍人自身猶一雇傭適當なる職業へ轉じ、よく仕事の選擇を誤らなかつたのに起因するのである。

ある雇傭者の陳述に依れば、工場に於て、傷痍軍人の雇傭を便利ならしめる設備を講ずれば、どうしても、勢ひある程度迄、仕事の安易と敏活を阻む傾向があると言ひ、ある雇傭者は、猶此點を敷衍

して傷痍軍人は他の労働者と交換する事が出来ぬ故に、「労働運用上に於ける顯著なる障礙を構成す」と述べてゐる。

今度は、傷痍軍人自身の方から觀察を下して見ると、雇傭先や職業を換へ、其結果、標準生産高に達し得たとしても、之を個々の場合に當嵌めるといふ／＼の影響を及ぼすやうである。此事實は痲痺程度の高いにも拘らず、生産高が標準に達し、或は、低減の尠少なる恩給受領者に關する回答書調査中に行へる比較によりて表れてゐる。即ち去ることを餘儀なくされた職業と、現在従事してゐる職業に於ける傷痍軍人の痲痺種別を考察して見た。さうすると、轉職を必要ならしめた理由も、轉職後蒙る利不利の理由も自ら明瞭にされるのである。

先づ第一に不熟練労働者や、大戦以前、各種の産業に従事してゐた殆んど不熟練労働者に等しい者が熟練金屬労働者になつてゐる事が判明した。猶、又以前熟練工であつた者や、又どうかすると雜役労働者であつた者でも職工長になつた者がかなりゐる。かやうにして彼等は、以前より好位置でなくとも同等ぐらゐの職業を得る事が出来たに違ひない。ところで、このやうな、好都合の場合には、連も一般的とは言へぬのである。大戦以前に於けるよりも位置の劣れるもの、又は、賃銀の少い職業へ就いてゐる傷痍軍人が多数にゐるのである。以前、各種産業へ熟練工として使用されてゐた者で、倉庫管理人、見張人、門番、其他凡ゆる種類の筋肉外労働者、時によると雜役労働に従事してゐる傷痍軍

人が大多数にゐるのである。其他、鑛夫、旋盤工、組立工、印刷工、時計製造者、指物師、商人、製圖者、教師だつた者もゐるのである。

生産高が普通又は普通に近い傷痍軍人の場合は別問題として、生産高が甚だしく低下した者、又は全く評價せられぬ傷痍軍人の職業に就いても調査が遂げられた。すると猶一層、劣等なる職業に仕方なく従事してゐる傷痍軍人のある事が発見された。それは現在、普通、婦人又は未成年者に與へられる仕事に従事してゐる傷痍軍人がゐる事である。

そこで大體、調査の結果を綜合してみると、職業や、雇傭先を換へた大多數の傷痍軍人の中負傷や廢疾の影響を免かれた者は、たゞ其一部なる事が判明するのである。大多數の傷痍軍人は、假令、其生産高が平均率に達せる職業に就いてゐる者でも、其生産率は、どうしても大戦以前と比較して劣るのである。この低減は、各個人に依りて大なる相違があるとは云ふもの、結局最後に於て、傷痍軍人の不利益を齎す事は避け難い事實である。

銀行 保險 會社

報告書によれば、五十九の銀行保險會社に雇傭されてゐる戦時恩給受領者の人員数は一千九百六十九名ゐることになつてゐる。其中五十五、現在一千五百十名の従事してゐる職業別を掲げてゐる。即ち、一千八百八十四名は、事務員や會計として使用され、百五十六名は、使丁、百五名は集金人、三十

四名は高級職、二十六名は補助員として各所に使用されてゐる。

此一千五百十名の恩給受領者中、六十八名は大戦前には無職であつた。一千十四名は、現在と同様なる職業、四百二十七名は、其他の各種職業に従事してゐた。

轉職をした傷痍軍人の數(二千五百十名中四百二十七名)を先づ第一に、銀行保險會社に使用されてゐる全傷痍軍人(二千九百六十九名)と比較し、第二に、大戦以前にも現在と同様なる職業に従事してゐた傷痍軍人數(九百八十名)と比較して見る。さうすると、現在銀行保險會社に使用されてゐる傷痍軍人の半分は、大戦前と同様なる職業へ復歸し、約四分の一は、たゞ使用先を換へたのみ、殘餘の四分の一は、現職には従事してゐなかつた者である。後者は、主に各種の生産事業(四百二十七名中、十六名)商業(百八名)農業(五十七名)食品事業(四十八名)から轉職し、其四分の三(四百二十七名中、三百十五名)は現在、筋肉外の労働者として使用されてゐる。残りの者は、大抵以前には産業労働者で、現在は使丁(九十五名)又は集金人(十七名)として使用されてゐる。

職業再教育を受けた者は、たゞ十一名に過ぎぬ。

廢疾種別に關しては、一千四百十八名の傷痍軍人に就いて回答をしてきた。その中、三分の一強(五百二十六名)は、切斷を含め四肢の負傷者である。頭部及び胸部に負傷した者は、二百三十六名、呼吸器の疾病に悩んでゐる者は、二百二十九名、八十三名は、眼の失明又は視力の減退せる者、五十

八名は下肢二側の切斷、四十五名は上肢二側を切斷した者である。
瘵疾程度の判明せる者は、一千四百三十一名、而して殆んど其二分一は、瘵疾程度が二十五パーセント以下、四分の一強は五〇パーセント以上になつてゐる。

生産力の低減に就いては、各其瘵疾程度により、九百八十七名だけは回答書に掲げられてゐる。それによれば、低減の絶無なる者は、六百四十二名、一乃至二十五パーセント低減せる者は、二百四十二名、二六乃至五〇パーセント低減せる者は、八十五名、五〇パーセント以上の者は、十九名である。

生産高が健全労働者と同等なる者、又は、低下が二十五パーセントに過ぎぬ者は、二百三十六名ある。而して此等の者は皆、瘵疾程度が高い(五〇パーセント以上)者である。百五十四名は、其生産高が健全労働者と同等なる者、一乃至二五パーセント低下せる者は、たゞ八十二名あるばかりである。

上記二百三十六名の傷痍軍人は、上肢一側を切斷又は不能にした者七十六名、下肢一側を切斷又は不能にした者七十六名、眼を負傷した者三十三名を含んでゐる。瘵疾程度は、五〇乃至六〇パーセントの者七十八名、六十一乃至七〇パーセントの者、八十六名、七十一乃至八〇パーセントの者五十四名、八十一乃至九〇パーセントの者、十三名、九十一乃至百パーセントの者五名である。

二百三十六名中、七十六名は、大戦前には、現在の職業へ従事せず、其多くは、産業労働者、商人、店員、農業労働者であつた。而し大部分は、四肢と眼部とに負傷を受けた者である。

追加二 イギリス

退役傷痍軍人の雇傭

労働省、再教育部、ジー・アール・ジー・バスマア氏に依りて提出されたる報告

はしがき

この記録は、重に、退役傷痍軍人の就職に就いて便宜を興へん爲め、イギリス政府の採用せる政策を記したのである。併し先づ最初に、就職に關する統計は別に於て、これにて、退役傷痍軍人の爲めにイギリス政府の採り來りし各種救助策の簡單なる統計を載せる事も亦一興であらう。

休戦から此方本年末迄にイギリス政府の消費した金額

- (一) 退役傷痍軍人及び其家族に對する恩給又は手当 九億九千四百二十五萬三千磅
- (二) 治療費又は治療中に於ける手当 五千七百九十五萬三千磅

合計

四億五千二百二十萬五千磅

備考 (行政費は含まず)

一九一四年以來、戰役に服して、瘵疾又は死亡の爲め、恩給又は手当を支給せられた者の人員數は

約三百萬人

休職(一九一八年十一月)後、恩給又は手当を與へられたる者……………二百六十四萬四千四百七十人
(二百六萬人の將校、下士卒を含む)

現在、恩給又は手当を支給せられてゐる者の人員……………二百十二萬六千九百五十人
休職後、政府の出費によりて治療を受けたる將校下士卒の人員……………約百四十二萬人
現在、政府又は各自の出費によりて、治療中の者は、七萬六千人

(三) 本年末迄に、職業再教育の爲めに用資したる金額(行政費は別)……………約一千九百十三萬三千磅
再教育の過程を修了したる者の人員は……………七萬四千五百二十九人

(二) 四千人は修業中、其他五千人の傷痍軍人が農務省によりて職業再教育を授けられた

(四) 自由職業及び農業上の再教育に出費したる金額……………一千二百三十萬磅
此再教育を授けられた將校下士卒の人員は、(其中一部は傷痍軍人なり)……………四萬三千三百五十六人

(五) 職役に服したる結果、徒弟の訓練を受くること能はざる者に對する修了迄の補助費……………約三百四十四萬一千磅

(六) 此補助を受けたる徒弟の人員は(其中一部は傷痍軍人なり)……………四萬三千四百人
始業資金……………三百七十萬磅
之を受けたる退役軍人數(其中約三分の一は傷痍軍人なり)……………十一萬七千人

(七) 移住又は移民の爲めの補助費(しかし此中に含める、傷痍軍人の人員は甚だ少い)……………七萬二千磅
(八) 痲痺になれる看護卒及び、戦争寡婦、訓練費……………千九百二十九人
其再教育を受けたる看護卒の人員二百十八人再教育を受けたる戦争寡婦の人員……………千九百二十九人

以上の金額を合計すれば、行政費を除いただけでも、四億九千八十五萬磅を下らないのである。

傷痍軍人の再教育及就職に對する政府の計畫

現在、イギリスに於て實行せられてゐる傷痍軍人就職に關する計畫は之を分類すれば二つになる。
(一) 豫備智識を殆んど有せず、又は全く有せざる職業へ就職する爲めに一定の職業再教育を要するもの

(二) 職業再教育を要せざるもの

(一) 職業再教育に依る方法

一九一四年より一九一八年に及ぶ大戦中英帝國の軍務に服せる傷痍軍人の爲めに、イギリス政府の設置經營せる職業再教育は、之を分ちて二種類とする。

(イ) 産業的職業再教育、これは概して手工労働である
(ロ) 治療的職業再教育、引續き治療上の看護を要するものゝ爲

此外、傷痍軍人中には、退役軍人の爲めの自由職業の訓練、又は軍務に服したるが故に徒弟志願の過程を修了し得ざる者の爲めの職業再教育を受けた者がゐる。

一八二

(イ) 産業的職業再教育

一九一五年の命令に依りて、英國議會はある規定せる條件の下に歐洲大戦中傷痍軍人となる者の爲めに産業的職業再教育を授ける計畫を樹てた。一九一九年の八月迄、この産業的職業再教育は、恩給省によりて管理せられ、其時までに再教育を受けた者は約一萬一千人に及ぶ。一九一九年の八月以降、この管理は、勞働省、再教育部の手に移された。以下、職業再教育の概況を示して見る。

(一) 再教育を許可される者の範圍

傷痍軍人中癱疾となる以前の職業、又は雇傭に不適當なる事を醫師に依りて證明された者、或は生産能力を減退せずには再び就職し得ざる者に限つて、再教育を受ける資格あり、其外出征の爲めに癱疾となりたる者、或は負傷を重くしたる者に論なく、苟も除役の時癱疾の存在せし事が判明すれば矢張り再教育を受ける資格がある。大抵の者は、一九二一年九月三十日に申込を締切つたのであるが、これにも多くの例外があつて必ずしも此規則を遵守した譯ではない。例へば其當時、回復期に向つた者の多數集合してゐる所に居住してゐる者は特別であつた。實際の話、一九二三年七月になつてもまだ申込をする者が多數に上り、仕方なく之にも應じたのであつた。以上の如く、一九二一年の九月三十

日になつても締切りを躊躇せざるを得なかつたのは、種々の特別な理由があつた爲である。

(二) 再教育すべき職業の種類及再教育を受けたる職業へ就職すべき方法

再教育終了後傷痍軍人は如何なる條件の下に其職業へ従事するのか、大戦中及び其直後雇傭者及び被傭者代表者の間に、普通、特殊職業として知られてゐる約三十の主なる職業だけは協約が成立した。條件は勿論各種職業に依りて相違するのであるが、先づ大體から言つて九ヶ月乃至十二ヶ月間は充分なる扶助を與へられて、再教育所の訓練を受け、其後引續き、一部の扶助を與へられて個人の工場で一定の期間内、訓練を受ける事に豫定されてゐた。其他、始めから終り迄個人の工場で訓練を受ける場合もあつたけれども、大部分の者は、今言つた通り、一定の期間、再教育所にて訓練を受けて後個人の雇傭者より猶一定の期間訓練を受けるのが多かつた。再教育所にての訓練中は其費用を全部政府が負擔した。其他、必要な場合には、家族や旅費に對する手當も支給せられ、家庭を離れて生活する場合には、在勤手當を支給せられる事になつてゐた。個人の雇傭者の下に於ける再教育中は、費用の一部を雇傭者が負擔し、残りは、政府に依りて負擔せられた。而して訓練期間が長引くに隨つて雇傭者の負擔する割合が増加し、政府の負擔は、それに應じて輕減するのであつた。けれど、此場合にも再教育所に於けると同様、家族や旅費手當及び在勤手當は欠政府より支給せられるのである。

一八三

職業再教育は、特殊職業に限つてゐる譯では無論なく、其他にも傷痍軍人は、各種雑多の職業を授けられるのである。これを全部合すると殆んど六百に近い程各種の職業があつた。而して此等の職業再教育後、各職業へ従事する條件は、特殊職業に於けると同様であつて、根本的の相異は始め訓練を受ける時と其後、就職をする場合、雇傭者及び労働者團體のない時は、特殊職業のやうに、地方委員會の承認を受ける必要のない事である。(三)参照) 職業再教育を受ける外に、猶、鑄掛屋、小商賣などを職業とする者には、再教育後、獨力にて開業させる爲めに始業資金を融通してやるのである。

(三) 雇傭者労働者、地方委員會の援助と活動

先に擧げた特殊職業に於ては、二種の委員會が設置された。即ち

- (イ) 一般的に職業を代表する國民顧問委員會 (The National Advisory Committee)
 (ロ) 各産業地に於ける職業を代表する地方技術顧問委員會 (The Local Technical Advisory Committee)

國民顧問委員會の職務は、傷痍軍人の職業再教育及び産業へ就職するに就いての各種條件を決定し、訓練及就職に關聯する一般的問題を取扱ひ地方委員會に於ては訓練を受くべき傷痍軍人の人選を決定し又傷痍軍人を收容する民營工場に對して承認を與へるのである。而して現在五百以上の地方委員會が英國に於て活動してゐる。

國民及地方委員會は共に純然たる自發的の團體であつてこの五年間と云ふもの其委員達は忙しい體にも拘らず大部分の時間をこの仕事の爲めに捧げて呉れた。此の委員達の技術的智識と經驗は政府にも傷痍軍人にも又と得難い貴重なるものであつた。

(四) 再教育訓練所

この計畫の頭初政府は多額の經費を負担して五十三の官立職業再教育工場を設立した。各工場は、訓練を受くべき各種産業に於ける一般の工場と同一方針の下に凡てを設備した。而して其地方に使用されてゐるもの、標準になるやうな最新式の機械類を全部網羅してゐる。其他普通の工場に必要な道具類を備へ附け傷痍軍人は、一般職人の使用する道具箱迄も與へられてゐる。能ふ限り普通工場に於けるやうな生産をすべくさちん／＼と懸命にやつてゐるを以て出来るだけ普通工場と同様なる訓練を必要とするけれども、瘵疾と無經驗との爲どうしても相當の休養をせずには居られないのである。彼等は労働時間を普通工場と同様なる時間迄幾分でも接近させやうとするけれどもこれを各個人の上から見ると又も體が續かなくなつて休養が必要になる。訓練を受ける者は凡て職工組合員より選抜された者に依りて指導される。彼等は職業の初歩を覺へる爲めに、最初簡單なる習練を以つて始めるのが普通であるがしかし出来るだけ早く實際の生産へ就業させるやうにする。注文は官公署は勿論同業者や必要とあれば個人からも受ける。さうして訓練を受けた者の製品は商品として販賣される實際の

價值と效用を有せる事を確實に示すのである。猶出來るならば最後の訓練を修了するために傷痍軍人を收容する各工場からの注文も取りたいのである。再教育工場は其生産品が本物でなく訓練されてゐる者の生産品であるといふ事に於て民營工場と相違のある事を絶えず念頭に置き乍ら、傷痍軍人は將來民營工場に收容される事を覺悟の上出來るだけの努力を拂つて生産品の向上に努めた。

政府の再教育工場の外に約三百ばかりの再教育所 (Training Center) があつて其中には全部労働省によりて經營されてゐるものもあるし中には地方教育の當局者に直屬してゐるものもある。これらの再教育所に於ける訓練に就いても其負擔は全部政府にかゝつてゐる。其他最初から凡て民間の工場で訓練を受けた者もゐるが、其場合には労働省の官吏がこれを監督するのである。

今迄の経験に依ると政府の再教育工場や技術講習所に於ける訓練の第一期間は餘程完全に進捗するのであるが、後の見習期間は、民間の雇傭者の下にてたゞ一時的の訓練を受けるのみである。

(五) 再教育の成績

一九二三年の六月二十六日迄に再教育の過程を履んだ者は七萬四千五百二十九名であつた。而して當時猶訓練中の者は約一萬四千名であつてその分布は次の通りである。

- 官立再教育工場.....七千名
- 其他の再教育所.....二千名

最初から民間工場にて訓練せられてゐる者.....二千名

民間工場にて見習として訓練せられてゐる者.....三千名

合 計.....一萬四千名

一九二三年六月廿六日以後訓練を受けやうとしてゐる者

英 本 國.....四千五百十二名

アイルランド.....三千六百四十名

合 計.....八千百五十二名

(ロ) 治療的職業再教育

引續き治療上の看護と治療の一部としての職業再教育が必要なる場合には、普通之れを治療的職業再教育と言ひ回復期患者收容所で指導せられるのである。此場合には病院に於ける整形外科的治療と再教育所に於ける産業的訓練より生ずる間隙を補足することが肝要である。

其他或病院では純然たる治療の見地から職業再教育を爲してゐる所もある。この職業再教育を受けてゐる者の人員は約三千名に上り恩給省の監督の下に行はれてゐる。

(一) 就職上に於ける再教育の効果

恩給省に依りて訓練せられたる一萬一千名を合して約八萬六千名は何等かの形に於て職業再教育を

修得したのであつた。その中就職してゐる者は幾人ゐるかとは、度々繰返されて發せられる質問であつた。最近、主なる職業紹介所に於て再教育を受けた者の中未だ就職してゐない者の調査を行つたが其結果に依ると再教育を受けた者は失業保険法に依りて保險をしてゐる成年男子よりも失業の割合が甚だ低率である。即ち再教育を受けた者の失業者は七パーセントであるが失業保険法に依る保險をかけてゐる成年男子のそれは、十二パーセントの高率に上つてゐる。而も訓練を受けた者の癈疾者なる事を考慮すれば職業再教育は傷痍軍人の就職に大なる助力を與へた事が判明するであらう。

(二) 職業再教育に依らざる方法

職業再教育に依る傷痍軍人の救助とは全く離れてイギリス政府は又別に幾つかの傷痍軍人就職の方法を採用した。其中の主なるものは左の如くである。

(イ) 全国的の職業紹介所設置

傷痍軍人の幾割かを使用する國民的計畫（即ち國民名簿）の實行

國民名簿評議會及國民名簿地方委員会の設置

傷痍軍人に對する生業資金の下の

收容所設立による援助例へば重傷傷痍軍人に職を與へる爲めに設立されたるロバート卿記念工場 (The Lord Roberts Memorial Workshops) 等の如し

(イ) 職業紹介所及其支部

殆んど一千二百に近い此等の紹介所がイギリス内の主なる都市又は大きな村へ設置されてゐる。服務以前の職業へ再就職する事が不適當な程の癈疾者が失業する時は特別登録簿へ記入される。大なる紹介所に於ては特別の役人がこれを保管してゐる。而して傷痍軍人にはなるべく安易なる職業を與へんため紹介所は凡ゆる努力を拂つてその爲めにつくすのである。雇傭者は彼等の爲めに時間掛や倉庫掛等の仕事を保有せんと申出た。其外傷痍軍人の情況は定期的に地方職業紹介委員会へ提示せらる。この會は自發的の團體で主に雇傭者労働者の代表で組織されてゐる。委員達は其地方に於ける各職業へ傷痍軍人を就職させる爲に努力をつくすのである。今日迄此等自發的の團體が傷痍軍人に適職を與へんと貴重なる盡力をした事は非常なるものであつた。

(ロ) 國民名簿

一九一九年の九月イギリス政府は國民名簿を制定し一般の雇傭者は五パーセントの傷痍軍人を雇傭することを要求せられた。これに應じた雇傭者は一定の傷痍軍人を雇傭した事の保證として書翰紙に名譽章を使用する事を許可せられた。傷痍軍人を一定の割合雇傭する此計畫は最始は一ヶ年間後二ヶ年毎に書換へをするのであつた。書換を怠る雇傭者は名簿から除かれる。

現在名簿に掲載されてゐる會社は約二萬八千六百六十二で新しく掲載されるものは月平均三百五十か

ら四百内外である。出来るだけ名簿に掲載されてゐる會社にだけ公の請負を制限することに努めた。二十五名以上の被備者を雇ふ會社は政府の請負を爲す爲めに國民名簿に掲載される殆んど唯一の條件である。地方に於ても亦多くの當局者は市の請負仕事を國民名簿に掲載してゐる會社へ制限するやうにした。この計畫は頗る効果があるやうである。

(ハ) 國民名簿評議會及び國民名簿地方委員會

英國下院の特別調査委員は一九二二年傷痍軍人就職問題に解決を與へん爲め各自地方分擔的に努力をすることの建議を上程した。特別調査委員會はこの遂行に効果を與へん爲め國民評議會と地方委員會の設立を建議した。猶この委員會は一九二三年の五月一日迄に此問題が所期の通り成果を收めなかつた場合には其事情の性質と範圍により何等か強制的の手段を採用すべき事を議つた。

勞働大臣は各自地方分擔的に努力をしようと云ふのに對しては大體、特別調査委員會の建議を採用し茲に於て國民名簿評議會を設置したのである。同時に勞働大臣は各重要都市の市長に對し其地方に評議會に相當する地方的團體を設立すべく諮る所があつた。國民名簿評議會第一回の會議は、一九二三年二月二十日に開催された。勞働大臣は三百の地方當局に對し招待を發し、國民名簿地方委員會を設置すべき事を提議した。三百の中二百二十二は地方當局と連絡して地方職業紹介委員會より國民名簿地方委員會又は副委員會を編成した。

國民名簿評議會及地方委員會は登録されてゐる失業傷痍軍人を左の項目に分類した。

- (イ) 其癱疾が普通の産業的狀態に於てなければ職業再教育を修得して後以前の職業又は類似した職業へ復歸する事を妨げざるもの
- (ロ) 其癱疾が以前の職業へ復歸する事を妨ぐるにしても普通の産業又は商業狀態に於ては所謂安易なる仕事なれば就職に差支へなきもの
- (ハ) 癱疾の重きもの、爲めに特別に施設せる收容所でもなければ普通の産業又は商業狀態に於ては就職困難なるもの

この新しい分類に依り前述の職業紹介所及其支部の項に於て述べたる特別登録は不用になるのである。

此分類と全國內の調査とに依り評議會は未だ就職せざる傷痍軍人の人員を評價することになつた。其數は三萬七千二百五十名になつてゐたが一九二二年の十月勞働省によりて行はれた嚴密なる調査に依れば未就職の傷痍軍人は六萬五千名と算せられた。

國民名簿評議會及地方委員會の努力に對する効果は偶々五ヶ月間の中に委員會に依り或は自分自らの方で就職をした者が約一萬八千名もゐると云ふ事實から判断せられるのである。新しく任命された各地方團體がかくも短日月の間にこれだけの任務を果したことを考ふれば其結果は正に満足なるもの

である。

國民名簿評議會及地方委員會が傷痍軍人の就職紹介の爲めに採用せし各種の方法中其幾つかを茲に掲げて見るのも一興であらう。これを簡単に採録すれば次の如きものである。

- (一) 三十一ヶ所の地方を選んで特別なる運動を起した。これらの地方は全國內の最も大なる都市を含む。
- (二) この運動を遂行する時には地方長官に依りて特別なる懇意がなされある都市に於ては小冊子を配布して詳細に其意を傳へた。
- (三) 地方委員は名簿に掲載せられざる雇傭者に對して戸別訪問を行つた。
- (四) 特別に重症なる傷痍軍人に對しては其概況を認め雇傭者に對して殊更に懇意をなせる簡單なる目録を地方委員會より印刷し其他、新聞、電車、一般の乗物には廣告を掲載し、廣め屋、映畫などを利用して成功を収むる所があつた。
- (五) 或場合には各宗派の管長に對し特別なる日曜日を利用して失業傷痍軍人の爲めに懇意をなさん事を懇願した。
- (六) 公の集會が幾度となく開催された。
- (七) 國民評議會々長がロンドンの或階級の雇傭者に對し直接に訴へた事もあつた。

(八) 國民評議會は未だ名簿に掲載せられざる地方當局を誘導し一九二三年二月二十日評議會の設置

以來これに應じた地方當局は五十一に上つた。

國民名簿評議會は下院に報告する爲め過去四、五ヶ月間に於ける事業の假報告を勞働大臣へ提出したばかりである。この報告は更に國民名簿委員會の事業の歴史的記録ある地方にて計畫せる特殊な運動の情況に付き照會せるもの、中照會の完了せるものを掲載してゐる。

評議會の報告に依れば、傷痍軍人の職業紹介の爲めに力を盡してからこの方、日猶淺く未だ數ヶ月も経過してゐないので強個雇傭制度を確然と建築する程にはまだ時宜を得てゐないと言つてゐる。併し乍ら退役傷痍軍人の爲めに地方分權的な政策を採用したことは満足であり地方當局がこの事業に關與したのは處置宜しきものであると明言してゐる。この計畫の重要な目的は地方の熱誠を煽り地方の雇傭者が自ら進んでこれに加はり市民の名譽を喚起し各自の地方をして勝利を得さしめんと之れに加入させればそれで充分である。

最後に評議會は、今まで採用した方法と其範圍の擴張とを以つてすればイギリスに於ては別に強個的手段を採用しなくても此問題を解決する事が出来るといつてゐる。評議會がかやうな見解を發表する動機は二つの理由を考察したのに據るのである。即ち、傷痍軍人の利益から考へて自發的方法を採用すればこの計畫を成功させやうとする根柢の精神は強制に於けるものよりも一層貴重なるもので

ある。第二に不景氣の場合になると假令強制的方法が用ひられるとしても人員を増しさうな雇傭者を發見する事が困難な爲め就職の程度が甚だ緩慢である。之に反し自發的方法の下に於ては雇傭者は傷痍軍人を收容する爲めに工場を最大限に擴張するからである。

假報告をなすに於て評議會がある種の強制法を建議したり又は全くこれを削除したりする事は言ふ迄もなくその権限外に屬する事である。

報告中特に力説してゐるのは退役せる重症傷痍軍人の位置である。こゝいふ人々の爲めには特別なる收容所に對して財政的の援助を與へ現在の設備を猶一層擴張せんことを一心に勸告してゐる。

(二) ある種の傷痍軍人に對する生業資本の補助

勞働省保護局 (The Civil Inabilities Department of The Ministry of Labour) は自力にて營業せしむる爲め約十一萬七千人の退役軍人及び退役傷痍軍人に對し補助金を與へた一九二三年三月末迄に費された補助金の總額は三百五十一萬磅を超過してゐるこの補助金を與へられた傷痍軍人の人員は確實には言へないが大體全員の約三分の一にも上らうかと思はれる。この補助金は現在でも傷痍軍人に對して與へられつゝある。

(本) 傷痍軍人に職を與へる目的は設立された收容所へ交附する補助金。重症なる痲疾の故普通の産業へは就職し得ない者の爲めに就職の道を講ずる各種の收容所へも時折補助金が與へられた。而し

て補助金を與へられる者は一般に痲疾程度五十パーセント以上のもので神經衰弱症や癱瘓等の如く痲疾程度の少いものと看做されてゐるものは別である。各傷痍軍人に對する補助金の額は普通一名二ヶ年間に付き二十五ポンドである。其他職業再教育の手當も支給せられるのである。あらゆるかういふ種類の收容所へ補助金を交附するかどうかといふ問題に就いては現在國民名簿評議會に依りて詮議中である。

追加三 イタリー

退役傷痍軍人の強制雇傭

經濟省、長官カンデイド・ノアロ博士に依りて提出されたる報告

強制雇傭法採用以前の諸規則

最初イタリーに於て退役傷痍軍人の職業紹介の問題が取扱はれるやうになつたのは、一九一七年三月二十五日の法律第四百八十一號が發布されてからである。其後此法律は一九一九年三月二十七日代理勅令第五百七十三號に依りて修正せられ其結果國立傷兵救護院 (L'Opera nazionale per la protezione ed assistenza degli invalidi della guerra) の設立となり傷痍軍人の健康、精神、生活費、法律問題に關する數多の救護事業をやる外に傷痍軍人をして以前の職業又は新職業へ就職を紹介する任務を委任せ

られたのである。上記の法律を適用する爲め一九一七年六月二十八日の規則千百五十八號及一九二〇年二月二十九日の規則第六百五十一號(第六條)の中には傷痍軍人が諸官署や民間の企業へ就職するに就いての條文を含んでゐる。

一九六

それに依れば諸官署に缺員の生ずる場合には退役傷痍軍人の幾割かを公平に割當てるべき事を規定してある。其割合は規則に附隨してゐる表の中に定めてある。これは收容すべき職の種類に隨つて相異し十分の一から二分の一迄に分たれてゐる。けれども規則に附隨してゐる表はたゞ普通又は下級の職へ公平に就職させる事を定めてあるのみであつて高級なるもの又は會計等は一定の資格さへあれば制限なく傷痍軍人に對して優先權を賦與するといふ定めてあるがしかし乍らこの資格と云ふものはいつても、さう容易く決定される譯のものではない。

民間の企業に就職するに就いては一九一七年六月二十八日の規則第千百五十八號(第七十六條)及一九二〇年二月二十九日の六百五十一號(第七十九條)の中に定められてはゐるがこれは純然たる道義的の效力しかないものであつた。

政府が退役傷痍軍人の爲めに強制雇傭法を布き其他一般的に職業紹介に關する諸法令を定めんとする以前、國立傷兵救護院は産業兼勞働省(The Ministry of Industry, Commerce and Labour)に於て志願服務中央委員會(The Central Commission for Voluntary Civil Service) 國立戰時負傷者及傷兵協

會(The National Association of the War Wounded and Disabled) 兵器軍需局(The General Arms and Munitions Board) と協議の上一九一八年十月二十八日附て回狀を廻し各州職業紹介委員會(The Provincial Executive Employment Committees) を組織して、傷痍軍人職業紹介の任に當るものを編成するに努めた。この委員會は夫れ々國民協會州委員會志願服務州委員會(The Provincial Committees for Voluntary Civil Service) 國立戰時負傷者及び傷兵協會支部の三つの代表者から成立つてゐた。委員會は傷痍軍人職業紹介の任に當る各種の團體及傷痍軍人の性向、職業再教育又は熟練に最も適切な各種職業へ就職させるに就き採用すべき手段とを調和協力させ充分なる生産を保證する爲め農場から勞働力を回收しないやうに一方には再教育の訓練を無闇に妨げぬやうにとの訓令を受けてゐた。これらの團體のやつた仕事の程度は未知數である。併し乍ら其程度がどんなに大きかつたにせよ就職する事の出來ぬ大多數の傷痍軍人が残つたのは事實である。

傷痍軍人就職問題の解決に取掛らうとする頃當時の勞働兼社會福利大臣(The Minister of Labour and Social Welfare) ラブレット氏は一九二二年六月三日各州職業紹介局(The Provincial Employment and Unemployment Boards) を通じて回狀第三百七號を發し、政府が傷痍軍人雇傭に關する正式の立法的裁可を得る迄失業より生ずる傷痍軍人の精神的悪化を救はん事を頻りに雇傭者に訴へ各州職業紹介局の各員は直接自ら進んで義務を盡さん事を要求した。

一九七

強制雇傭に関する法律及規則

一九二二年六月二十九日下院開會中労働兼社會福利大臣の提出した法律案はこの容易ならぬ複雑なる問題に對して最後の解決を與へる爲めに計畫されたものである。これは尠少なる修正の後一九二二年八月二十一日、強制雇傭に関する法律第百三十二號となつて現はれたものである。

この法律の第二十一條にはこれを適用する爲めの一般的規則は、法律の發布後三ヶ月以内に發せられると定められてあつたので、新労働大臣ベネデュークス氏は一九二二年十月四日必要なる計畫を準備する目的で専門委員を任命した。

委員は熱心に努力した結果一九二二年十一月二十八日周到なる報告と共に完全なる諸規則を労働大臣へ提出した。而してこれは同年十二月十四日及十五日の兩日當時開會中の中央職業紹介委員會へ審査の爲めに提出せられ同二十三日審査を終へ之れを労働大臣へ差出した。一九二二年一月十九日政府會議 (The Council of State) は其會議に於てこの諸規則に意見を述べ同年一月二十八日の閣議 (The Council of Ministers) に於て討議に附せられて後翌二月二十九日始めて勅令第九十二號に依りて裁可を得たのである。この諸規則は一九二二年二月十八日の官報第四十一號にて發表せられ、法律適用の規定は、同じく三月七日に發表せられた。而して各州の職業紹介局に對しては法律を施行するに就いての書式がそれ／＼配布された。

法律の内容

一九二二年八月二十一日の法律は次の諸點を原則としてゐる。

- 第一 十名以上の男子労働者を雇傭する雇傭者は男子雇傭者の割合に應じて規定數の傷痍軍人を雇傭する義務あること (廿名又は十名以上廿名の端數毎に傷痍軍人一名)
- 第二 法律に規定された者より傷痍軍人を任意選定して直接に雇傭し適當と認むる職へ之れを配置する事は全く傷痍軍人の自由を任ずること。
- 第三 直接に傷痍軍人を雇傭し得ざる雇傭者は規定數の割合に必要な傷痍軍人の數を相當の時期迄に請求する義務あること。
- 第四 直接に雇傭したる傷痍軍人を解雇することは雇傭者の自由を任ず但し此場合には直ちに他の傷痍軍人を雇傭して規定の割合に達せしむるを條件とす。
- 第五 就職希望者に對して癩疾の有無を決定し各州に於ける失業傷痍軍人の特別登録簿を作製することを國立傷兵救護院州委員會へ委任すること。
- 第六 傷痍軍人雇傭に對する雇傭者の申込を受け國立傷兵救護院州委員會の作成せる登録簿に従ひ傷痍軍人の爲めに就職を紹介し法律の適用を管理する事を各州職業紹介局へ委任すること斯くの如くすれば傷痍軍人の就職を紹介する團體は別に傷痍軍人の調査をする必要なく既に就職せる傷痍軍人

を考慮に入れず唯失業傷痍軍人のみを處理し得就職せる傷痍軍人は州登録簿に掲載される権利なく
州職業紹介局を利用する事を得。

第七 凡ての諸官廳に缺員を生ずる時は傷痍軍人に對して絶對的の優先權を賦與し全職員に對する傷
痍軍人の割合が規定數に達する迄雇傭する義務あること。

第八 國有鐵道又は私有の鐵道、電氣鐵道業者は特別の條件又は制限を設けて傷痍軍人を雇傭する義
務あること。

法律の適用

法律の施行を委任せられた勞働省は直ちに活動を開始し法律適用に關する質問に回答をし其義務を
明にし反對を抑へ激動を興へ從屬團體活動の諸規則を定めて同等の地位を興へた。又關係者の過超
なる期待を緩和し關係者より來れる正當なる要求には合法の満足を興へる様にした。

傷痍軍人職業紹介に従事してゐる各種團體の職務が加重を來すやうな傾向になつてきたので之を防
ぐ爲め勞働省は一九二二年九月各州職業紹介局に對し職務上の一般訓令及國立傷兵救護院州支部へ
職務の委任をするに就いての省令に基づき規定の各條項を遵守すべき事を訴へた。

一九二二年一月二十九日の諸規則第十九條第九十二號によれば、各州職業紹介局は國立傷兵救護院
の州地方團體の盡力を利用する事を認可せられてゐる故州職業紹介局は、國立傷兵救護院の委員會に

對し傷痍軍人就職に關する職務を委任する權限を勞働省によりて興へられた。尤も強制的に雇傭者へ
對して傷痍軍人を割當てることや違反の有無を決定するやうな權限は賦與せられないのである。これ
は全部各州職業紹介局の權限内に屬するものである。

最後に勞働省は一九二二年十二月末新しく回狀を準備して調印を求めた。其中にはこの困難なる職
務に對する一層重要な諸規則が説明せられてゐた。そして次のやうな特別なる省令が廢せられた。

其一 傷痍軍人の職業上の資格に關しては傷痍軍人が就職を得るに就いて要する特別なる職業的資
格を法律の中に規定してゐないので雇傭者は全く自由に其事業性質、傷痍軍人各個人の資格、肉體的、
職業的傾向、癱疾種別などを斟酌して適當と思はれる職へ傷痍軍人を配置してゐるのである。雇傭者
は最初は傷痍軍人を訓練を要する徒弟と考へ邪魔者視してゐたが、後では其事業に必要缺くべからざ
る要素と看做して來る様になつたのだから合法的なる雇傭者の要求を満足させる爲めに凡ゆる努力を
惜まない事は傷痍軍人の盡すべき義務である。

其二 雇傭の條件起草の回狀には民間の企業で傷痍軍人を雇傭するに就いては年齢には全く制限な
く雇傭者は年齢に關する各雇傭者の規則に準じて欲する傷痍軍人を自由に雇傭し得ると説明してある
雇傭者は相當の報酬なくしては假令見習期を履ませる事を各雇傭者の規則に定めてあるとしても強制
的に傷痍軍人に對して見習期の過程を履ましめる事は出來ぬ。併し乍ら雇傭者は傷痍軍人に對し全雇

備者も一般的に適用される刑法上の罪なき事を證明せる身元證明書の提出を要求する事は出来る。

其三 傷痍軍人を解雇することはいつでも自由であるが其代り雇備者は法律に定められたる割合を支持する爲めに他の傷痍軍人を直ちに雇備する手段を巡らさなければならぬ。

其四 傷痍軍人の登録に關するもの、資産を有せる者、商業又は産業上の企業を營める者、相當の理由なくして定められたる就職口を拒絶するもの、其他種々の理由により法律を適用するに就いて失業傷痍軍人と看做されぬ者等は嚴密に取捨をして各州傷痍軍人登録簿から除かねばならぬと同狀に定めてある。

其五 法律を執行する爲め雇備者には時期を定めて報告を提出させること——但し此の執行には周到なる意を用ひ苟も營業を妨害するが如き事無きやう注意すべし。

傷兵保護部 (The Disabled Service) は勞働總務部 (The General Directorate of Labour) に移されたのでこの同狀はどう／＼發せられずに済んだ。

民間事業に於ける傷痍軍人雇備に關する報告——十名以上の男子手工勞働者又は五名以上の男子手工勞働者を雇備してゐる雇備者は二十名又は十名乃至二十名の端數毎に一名の傷痍軍人を雇備すべき事は法律の規定する所である (第十一條)。婦人は雇備傷痍軍人の割合を決定する時人員の中には包含せられぬ (第八項)。

法律公布當時未だ規定數の傷痍軍人を雇備せざりし雇備者は法律の効力が發する日より計算して手工勞働者の場合は最大限度六ヶ月以内手工勞働者は一ヶ年以内に傷痍軍人を雇備すべき義務がある (第十五條、第一項)、而して法律は一九二二年十月三日の官報にて發表せられたので一九二二年四月十八日及十月十八日には兩方共それ／＼期限が経過したのである。

規定數の傷痍軍人を手に入れる事が出来なかつた場合には各雇備者は前述の六ヶ月乃至一ヶ年間の経過する以前、少くとも二ヶ月間、間を置いて各州職業紹介局に對し必要の傷痍軍人數を請求しなければならぬ (規定第二十條)。法律第十四條に依れば法律の適用を受ける雇備者は法律の効力を發する日及其後毎年六月一日、七月一日の兩日其雇備せる傷痍軍人及其他の使用人員を相當なる各州職業紹介局へ報告して嚴格なる定期的管理を受けなければならぬ。

規則第二十三條には尙又雇備者は傷痍軍人の姓名父親の姓名出生地等を掲載せる名簿を半年間に於ける各傷痍軍人の雇備及解雇の時日を詳記せるものと共に検査の爲めに之を各營業所に保管して置く義務あることを規定してある。

上記の報告は其當時十名以上の男子勞働者を雇備せる雇備者のみに依つてなされる義務があつたのとその上法律の事を知らぬ雇備者が多かつたし監督もよく行渡らなかつたので第一回及或程度は第二回に於ても報告に漏れたのがあつた。それ故に一九二二年四月及七月に於ける傷痍軍人就職の一般的

情勢は雇傭者のみの報告だけでは不充分であつた。
 そればかりでなく各州職業紹介局の中には労働省の命令通り發送した布告の第十二號書式に従つて
 規定の期限以内に報告しないのもあつた。

ミラン、ソニリオ、アンコナ、マチニラタ、テラモ、バレルモ、ギルゼンティの各州職業紹介局か
 らは四月にも七月にも第十二號書式を送つて來なかつた。

一九二二年四月及六月末に行はれた報告を根據とせる各州職業紹介局の報告に據れば一九二二年四
 月十八日及七月一日に於ける民間雇傭者に雇傭されてゐる傷痍軍人及其他の雇傭人員の状況は次の通
 りである。

一九二二年四月十八日及七月一日の兩日法律の適用を受くる民間企業に雇傭中の傷痍軍人々員

管 區	一九二二年四月十八日に於ける被傭者數		一九二二年七月一日に於ける被傭者數		合 計
	外傷の軍人	傷痍軍人	外傷の軍人	傷痍軍人に割當すべき職 たさされ、缺員のもの	
ビエドモント	一一一、七八九	三、〇四三	一一一、二六三	三、一一六	二、五一九
リグリア	六五、七五五	八〇八	四九、四四五	一一、〇八〇	二、三九一
ロンバルデー	七五、五六五	二、三三四	一八、三三一〇	六、一一〇	三、〇〇六
ヴェネチア	五四、九一一	一、一一五	六、九〇五	一、五八八	一、四八四
計	二九、〇〇八	三、二八五	二七、九六八	三、三二八	三、八四
	七三、四七五	二、三三四	八四、四六八	二、五八〇	一、五二四
	三、六二二	七六	一三、一四八	二、九九	三、五八
	七、〇九七	一、六〇	七、二〇三	一、六四	一、九六
	一、五三四	四八七	一、六四五七	五四五	二、七八
	四、〇四一	一、四九	四、一八五	一、五八	四、七
	二、三三四	六二五	二、七五七〇	一、〇五八	三、四三
	五、七四一	二〇五	七、八七六	三、一八	九、九
	三、九五五	七〇	三、九五五	七〇	一、二八
	一、九一一	五七	四、六五五	一、七三	五、九
	一〇、〇二九	二四七	一三、九六五	四、六九	二、六一
	七、一九四	一五八	七、二五四	一、六五	一、九八
計	四九、一七五八	一、五、一四三	六三、四、六二七	二、二、二二七	一、二、二八〇

上記の數字は不完全なものではあるがそれでも一九二二年六月三十日にはまだ法律が充分に徹底せ
 られなかつた爲め六十四萬五千八百四十四名以上の男子労働者の中六十二萬四千六百二十七名は傷痍
 軍人外の者二萬一千二百十七名は傷痍軍人として傷痍軍人は全雇傭者の中僅か三、三パーセントにしか當
 つてゐない事が了解せられる。ところで實際は傷痍軍人雇傭の割合が少くも五パーセント(二十名又

イェミリア	二九、〇〇八	三、二八五	二七、九六八	三、三二八	三、八四
タスカニ	七三、四七五	二、三三四	八四、四六八	二、五八〇	一、五二四
マラチネ	三、六二二	七六	一三、一四八	二、九九	三、五八
ウンゾリア	七、〇九七	一、六〇	七、二〇三	一、六四	一、九六
ラヂイウム	一、五三四	四八七	一、六四五七	五四五	二、七八
アブルツチ・エ モリス	四、〇四一	一、四九	四、一八五	一、五八	四、七
カンパニア	二、三三四	六二五	二、七五七〇	一、〇五八	三、四三
アペリア	五、七四一	二〇五	七、八七六	三、一八	九、九
パシリカ	三、九五五	七〇	三、九五五	七〇	一、二八
カラブリア	一、九一一	五七	四、六五五	一、七三	五、九
シシリ	一〇、〇二九	二四七	一三、九六五	四、六九	二、六一
サルディニア	七、一九四	一五八	七、二五四	一、六五	一、九八
計	四九、一七五八	一、五、一四三	六三、四、六二七	二、二、二二七	一、二、二八〇

は十名以上二十名の端数毎に一人に達した時に於て始めて法律の効果が現はれるのである。
其後雇傭者は法律の意義をよく了解し始め其精神的社會的價値を高く尊重するやうになつたので法律の適用が一層円滑に行はれるやうになつた。各州職業紹介局は國立傷兵救護院州委員會及傷兵軍人協會と共に協定を遂げ管理を嚴重にする規則を定めてなか／＼効果を待たのであつた。

勞働省は一九二〇年九月必要上凡ての州職業紹介局に對し各州の登録簿に掲載されてゐる失業傷兵軍人及缺員に就き毎月報告をさせることにした。この報告は第七號書式の上へ書込み毎月勞働省へ發送するのである。かくの如くして勞働省は地勢上止むを得ざる傷兵軍人の州から州への移轉に力を注いだのであつた。

勞働局が一九二二年九月一日、十月一日、十一月一日、十二月一日、翌一九二三年一月一日各州職業紹介局へ送附した報告に依れば全イタリヤ王國に於ける失業傷兵軍人及缺員のまゝの就職狀況は左表の如くである。

職業別	一九二二年		一九二三年		一九二四年		一九二五年		一九二六年		一九二七年	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
(一) 農業、漁業、林業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(二) 下層土産用生産業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(三) 製造業、建設業、交通運輸業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(四) 金屬工業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(五) 鑛山、鑛業、採石業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(六) 機械業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(七) 化学工業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(八) 運輸其他	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(九) 公共事業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(十) 筋肉労働以外の職	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(十一) 其他	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
合計	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111

備考(1)、失業傷兵軍人々員 2、缺員の數

職業別	一九二二年		一九二三年		一九二四年		一九二五年		一九二六年		一九二七年	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
(一) 農業、漁業、林業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(二) 下層土産用生産業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(三) 製造業、建設業、交通運輸業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(四) 金屬工業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(五) 鑛山、鑛業、採石業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(六) 機械業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(七) 化学工業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(八) 運輸其他	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(九) 公共事業	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(十) 筋肉労働以外の職	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
(十一) 其他	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
合計	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111

各州職業紹介局の調査別の報告に依れば一九二二年四月十八日より同じく一九二二年十一月三十日迄法律の規定通り傷痍軍人に御當られる就職口の数は三萬三千五百十七であつた。而して一九二二年四月十八日より十一月三十日迄雇傭者に依りて實際傷痍軍人に提供せられた就職口の数は二萬九千百三十六であつた。同時期間に雇傭者自身直接又は各州職業紹介局を通じて或は同局が法規上其職務の一部を委任せられてゐる其他の團體に依りて就職をした傷痍軍人の人員は二萬五千八百七十名であつた。

一九二二年十一月三十日失業者として各州の登録簿に掲載されてゐる傷痍軍人中七千四百四十一名は就職口がなく而して法律の規定に依る就職口の数は猶一萬五百一であつたが雇傭者によりて實際に提供されたものは三千二百六十六であつた。次に示す表は一九二二年十一月三十日迄に労働局に到着せる傷痍軍人就職に關する報告を摘録せるものである。

一九二二年十一月三十日に於ける傷痍軍人就職口及就職傷痍軍人の數

管 区	法律に依りて定められたる就職口の數		就職せる傷痍軍人の人員		法律による候員		實際提供せられたる未就職の傷痍軍人の人員	
	總數	提供せられた實際の數	總數	提供せられた實際の數	總數	提供せられた實際の數	總數	提供せられた實際の數
ロンドン	五、六七〇	三、九三七	三、三二七	三、三三三	一、〇五三	六二〇	六四〇	一一三
ミッドランド	二、四七二	一、五六九	一、四一九	一、〇五三	一、〇五三	一五〇	一一三	一一三

ロンドン	九、一一六	八、二一一	六、九〇九	二、二〇七	一一、三〇二	七六五
グレートブリテン	三、〇七二	二、五七七	二、四八九	五八三	八八	七六二
イースト・アングリア	三、六七九	三、〇九一	四、九四〇	二、二五二	三三三	九一〇
イースト・アングリア	四、一〇四	二、九九八	二、九四〇	一一六四	五八	四二四
イースト・アングリア	六、五七	四、一〇	三、七五	二八二	三五	三七一
イースト・アングリア	三、六〇	二、〇三	一、六四	一九六	三九	一四五
イースト・アングリア	八、三三	七三七	五四五	二七八	一九二	一七一
イースト・アングリア	二、〇五	一、六八	一、六八	三七	三〇五	三〇五
イースト・アングリア	二、四〇	一、二五五	一一二六	二七五	一一九	七五九
イースト・アングリア	四、一七	三、八九九	五九三	一一七	二一七	六六五
イースト・アングリア	一、九八	七六	七〇	一一八	六	八四
イースト・アングリア	二、三三	二、一一	一、七三	五九	三九	一三四
イースト・アングリア	七、三〇	六、二八	四六九	二六一	一五九	一〇六八
イースト・アングリア	三、六三	一、六五	一、六五	一九八	一一五	一一五
イースト・アングリア	三、三、四九九	二、九、一三六	二、五、八五九	一〇、五〇一	三、二、六六	七、四四一

備考

- (一) 法律の適用を受けぬ事業よりの申込書及び採用せる傷痍軍人數各一千六百四十五名を含む。
- (二) 法律の適用を受けぬ事業へ申込まれたる二千四百八十三の就職口を含む。
- (三) 法律の適用を受けぬ事業へ採用せられたる傷痍軍人三百五十二名を含む。

未就職の傷痍軍人が七千四百四十一名もゐるのに一方には實際に提供せられ乍ら缺員のまゝの就職口が三千二百六十六も残つてゐるといふ事實は主に未就職の傷痍軍人が轉居をしたり或は一身上の特別なる事情の爲めに就職に困難を感じたり又は生産能力の餘り消失しない者を雇傭者が雇傭しやうとするからさうなつてゐるのである。労働省に依りて作成せられたる回狀が正に調印をする段になつて事務は労働總務部に引移され上記の困難に對し充分なる策を講ずる事を命ぜられた。

諸官廳及鐵道に於ける傷痍軍人の雇傭

諸官廳に缺員を生ずる時は傷痍軍人に對して就職の優先權を賦與し行政又は會計部に於ては十又は其端數の就職口に對して一名の傷痍軍人事務員又は下級官吏の場合には各一〇パーセント及二〇パーセントの傷痍軍人を使用せねばならぬ(第八十一條)。

國有鐵道の現業員に對しては、法律第九條に特別なる規定を設け傷痍軍人の使用を一九二〇年二月二十九日の規則第六百五十一號附屬の表に指定せる各部の就職口と一九一七年二月二十五日の法律第四百八十一號に適用せられるものみに限定してある。同法には又特許の下に營業をせる民間鐵道會社へ勅令によりて上記の諸法規を適用して傷痍軍人を使用させ得ることも定めてある。

一九二二年一月二十九日の規則第五條第九十二號には特別なる規定の發せられる迄民間に依りて經營されてゐる鐵道は法律第九條の諸規則を遵守すべき事を定めてあつたが労働省は一九二二年三月十

五日當時會議中の中央職業紹介局へ勅令の草案を提出し其問題に就き土木省 (The Ministry of Public Works) とも協議を遂げた。これは官有鐵道の現業員に適用する現行諸規則と餘り相違のないものである。

併し乍ら此勅令は未だ問題が緊急を要するものとは認められなかつた故公布される迄には至らなかつた。國有鐵道と同様に民間の鐵道や電氣鐵道の諸規則にも大改革を加へるやうな必要はないのである。といふのは國有鐵道に關する規則は民間のものにも適用せられるやうになつてゐるからである。

法律や規則に依れば官廳や鐵道電氣鐵道等の企業は其雇傭せる傷痍軍人に關する報告を労働省へ提出する義務はないので現在の所では官廳や之等の企業に關する一九一七年三月二十五日の法律第四百八十一號及一九二二年八月三十一日の法律第三百三十二號の適用の結果を記す事は出来ぬ。

それ故に傷痍軍人救護事務を委託されたる労働總務部に上記の事實をよく調査研究せしむる爲めに報告を整理して置く事を要望したのである。

この報告の作成中一九一七年三月二十五日の法律第七條第四百八十一號を履行して一九一七年より一九二二年三月迄常備として使用せる傷痍軍人の數及一九二二年四月國有鐵道當局國立傷兵救護院國立傷痍軍人協會の間に締結した傷痍軍人五千五十名の雇傭に關する協約を履行して次の報告が各々國有鐵道總務部 (The General Directorate of State Railway) より發送せられた。

業 務 別	一九一七年三月廿五日の法 律に依り雇傭せる傷痍軍人 に依り雇傭せる傷痍軍人	合 計
事 務 員	1	71
第 二 助 手	23	71
見 習 助 手	41	673
製 紙 掛	1	16
簿 記 掛	1	195
職 工	379	865
職 工	159	455
職 工	748	457
雜 務 者	56	2,517
信 託 手	1,406	605
總 計	1,406	5,399
		6,805

以上の外に傷痍軍人と云ふ事を眼中に置かず臨時的の仕事をする爲めに臨時雇として雇傭されてゐた約一千名の傷痍軍人が規則の適用を受ける國有鐵道の常備として使用されることになつた。

強制雇傭の免除

定期又は一時的産業の職業へ法律の要求する傷痍軍人の割合を使用させる事の困難なる見地から一九二二年一月二十九日の規則第九十二號（第二十一條）に依り常備を雇傭するものとして法律の規定

を適用せられるものは三ヶ月以上の雇傭者を雇傭する産業にのみ限定すると定めてある。

特別なる事情に依り傷痍軍人を使用する事の出来ぬ特殊の企業は中央職業紹介局、傷兵救護院評議會 (The Council of the National Institution for the Protection and Assistance of Men Disabled in the War) と合議を遂げた上に労働兼社會福利大臣の布告に依りて傷痍軍人雇傭の義務を免除される（法律第十二條）。

法律の効力が愈々發生する時分になると、全部又は一部の免除を得やうとして申込をする者が應接に逸がない程多數に上つた。そしてこれらのものは一纏めにして申込んで來るのが多く其部類も産業や職業の各方面に亘つてゐた。

此處に於て労働省は最後の決定をするには産業や各職業の一般的事情を調査するばかりでなく、何より重要な所の傷痍軍人を使用し得ないと云ふ原因になる事實に關して、各産業の特別なる状況をも充分調査する必要がある故に免除を受ける申込は各産業が別々にやらねばならぬと關係者一同へ布告を發した。

殆んど凡ての免除の申込みが傷兵救護院中央評議會へ送達された時中央評議會は傷痍軍人雇傭を不可能にし或は特別なる困難を齎すべき特殊なる事情ほどの産業にも存在してゐないと云つて不賛成の意見を發した。

これに反し職業紹介局中央執行部は意見を異にし、傷痍軍人に對する義務一層重要なる國民の生産及或る事業に於ける特別なる被備者の位置に對する考慮を度外しない程度に於て、寛大なる解釋を下し特別なるものに對する免除の適用を認めたとあつた。

免除を許可するに就いて一般的の根據になつたものは國立救護院より中央執行部へ送付した報告中に含まつてゐる。中央執行部は之れに關して意見を開陳した。これを披荊すれば先づ次のやうなものである。

銀行—銀行より強制雇傭法の免除を得ん爲めに種々の要求を爲されたが其中免除の適用を許可されるものは、ある種の使用人・支配人・副支配人・會計・金庫及貴重品管理人にのみ限定された。中央執行部は、銀行に對してこの制限を許可することさへ不可能だと反對した。その理由は若し各事業が信任を要する代理人を使用すれば大體義務の免除を受けるものとすれば之は明に立法の趣旨に反するものを許すと云ふ意味になるからである。ところが一方には別の方面から考察を巡らしてみるとある事業に於ては嚴密な意味に於ては使用人とは看做されず寧ろ主腦として經營者の一部を構成するものと思考すべき者がゐるのである。此處に於て中央執行部は免除は許可しなかつたけれども法律を執行するに就いて支配人や専門的又は管理上の主腦者等の如く代辯者又は總代理の職權を賦與せられてゐる者は雇傭者の中に包含すべきものではないと云ふことを義務として提案した。労働大臣は中央執行

部の提案を認可し各銀行の申込みに關する適切なる規則を定めた。

電氣事業—電力の發生と分配を營む事業とに關してはこれも法律免除の適用を受けやうと申込んできたのであるが截然と區別を立て、置かねばならぬと中央執行部は考へた。即ち技術的雇傭者と管理的雇傭者の二つである。技術を行ふ人に危険の無きもの特殊なる熟練を要せぬもの一般公衆の爲めにあらざるもの肉體上の健全が絶對的には必要でなきもの等は假令技術的方面のものであつても少しも法律の適用を妨げるものではない。免除を受けやうと申込みをしてきた電氣事業は頻りに事業を訴へて免除の適用を受ける事に努力した。それはラブリオ氏の定めた電氣事業に於ける規則や労働契約にもある通り傷痍軍人を雇傭せぬばならぬ必要上其雇傭者を解雇する事になれば甚だ重い負擔を課せられる事になるといふのである。併し乍らかかる事情は免除の適用を受ける理由としては考慮には入られなかつたのである。現在の所では過大なる負擔を課するは望まじき事ではないが傷痍軍人を強制的に雇傭させる法律には雇傭者に對して多少重い負擔を課す場合の除外例は定めてないのである。併し乍ら管理的雇傭者に對しては免除を許可する譯には行かないけれども技術的雇傭者に對しては假令工場や中央發電所又は配電所變壓所等に雇傭されてゐる者でなくとも雇傭不可能又は特殊な困難があつてどうしても免除しなければならぬのである。それ故に中央執行部は免除を許可するものは技術的雇傭者に限定する事を提案した。そして技術的雇傭者は倉庫、メーソルの監督、收電子、其他の管

理的職務を扱つてゐる雇傭者の中には含めないといふ了解が成立つた。猶此電気事業に對する免除は規則や省令に該當する凡ての事業及其團體にも適用せられることになつた。此規則は又特別な電力の發生と分配をしてゐる事業より免除を申込み時にも適用せられる。

金屬工業及其他熟練工を使用する産業 一九二二年五月十八日中央執行部は其會議に於て數多の免除申込者に對し左に掲ぐる調査員の提案を採用した。

「申込の調査研究を綜合して見るに免除を要求する雇傭者の多くは其事業に於て熟練工を雇傭するを理由とせる故に調査員は左の條項を提案した、

- (一) 特別な熟練労働者を雇傭し其被傭者の十分の八以上を傷痍軍人と置換へる事能はざる事業は、
全々傷痍軍人雇傭の義務を免除す
 - (二) 特別な熟練労働者を多數に雇傭する事業に對しては一部の免除を賦與す
 - (三) 少數の特別な熟練労働者を雇傭する事業に於ては少數の傷痍軍人を雇傭すべし
- 労働大臣は上記の意見に依り特別な熟練労働者を使用し其十分の八以上を傷痍軍人と置換へる事能はざる事業に對しては、六ヶ月間傷痍軍人雇傭の義務を免除し多數の特別な熟練労働者を使用する事業に對しては同じく六ヶ月間一部の免除を爲す事に決定しこの決定に準ずる諸規則はそれと定め

海員—イタリー、ゼノア船舶主總會 (The General Council of Italian Shipowners of Genoa) イタリー、ローマ船舶主聯合會 (The Federation of Italian Shipowners of Rome) ゼノア自由船舶主聯合會 (The Federation of Free Shipowners of Genoa) ヴェネチア、ギツリア、オン、トリエスタ (Giulia of Trieste) 船舶主聯合會、イタリー—般海運會社 (The Italian General Navigation Company) 及其他の汽船會社より次に掲げたる理由を指摘して少くとも海員に對してだけは傷痍軍人雇傭の免除を得たいと申出た。

- (一) 機關室にて作業する者には特別な條件が必要なること
 - (二) 温度及湿度の變化は肉體的廢疾者には不適當なり
 - (三) 難船に際し自己及他の船員を救護する場合には健全なる肉體的所存は甚だ必要なり
 - (四) 高級船員下級船員及其他の乗組員の數に比較して、船室の數が制限されてゐる故に傷痍軍人を使用する段になれば勞ひ其他の船員を解雇せざるを得ぬこと
- 傷兵救護院はこれを免除する事には反對であつた。併し中央執行部は一九二二年十月二十五日の會議に於て嚴密なる區別を立て資格を有せる傷痍軍人が厨夫、船客掛に使用される場合を除き凡ての乗組員に對して免除する意圖であつた。しかし汽船會社の本店支店の陸上勤務員に對する免除には反對した。労働省の決定は中央執行部の意見と一致してゐた。

酒造業—イタリー、ミラン酒造業者組合 (The Italian Brewers' Union of Milan) より二つの理由を根據として免除を申込んできた。其一つは一般に一時的の製造に雇傭される臨時雇に關するもので他の一つは或程度の肉體上の健康を保證する特別なる常傭に關するものであつた。之れに對する意見を求められたので中央執行部は一九二二年十月二十五日の會議に於て一時的製造又は三ヶ月以内の雇傭者は規則第十條を適用すれば別に特別なる免除を要することなく全雇傭者の數より除外すればいいし他の一つに對しては肉體的資格のある傷痍軍人を選択採用し若し相應の傷痍軍人が得られない場合には假令缺員が充たされぬ時にもそのまゝ傷痍軍人の爲めの就職口を保有しておけば法律の義務を履行したものと認め得ると云ふ意見を述べた。この意見により酒造業者よりの申込は一般に拒絶されることとなつた。

門番—門番は、宿泊と永續的勤務に適する者でなければならぬといふので、ローマ、不動産協會 (The Roman Real Property Institute) より免除の申込が來た。同様な申込がネーブル復興協會 (The Society for the Reconstruction of Naples) よりも提出された。中央執行部は一九二二年十月二十五日過重なる負擔を課することなく門番の幾部分を傷痍軍人と置換へる時期を與へる爲めに協會に對し六ヶ月乃至一ヶ年間一時的の免除を與へると布告した。

建築工業—ビエルモント建築工業聯合會 (The Federation of the Building Industry of Piedmont) は

ビエルモント、ロンバルデー方面の建築業者に對し、建築工業は一九二二年一月二十九日の規則第十條第九十二號の趣旨に基き一時的産業として傷痍軍人使用の義務を免除されるのだと一般に確信せしめた責任があつた。そこで労働者は直ちにこの誤信を撤回する方法を講じチェーリン州局及び其他の當事者團體に、傷痍軍人雇傭の免除は各事業の特殊なる事情を嚴密に調査した上に特別なるものと認められるものに對してのみ賦與せられる事を指摘した。建築事業より來た數多の免除申込に對し、職業紹介局中央執行部は其労働の苛酷なる性質に鑑み、建物の建造及破壊建築材料又は破壊建造より生ずる材料等の運搬積荷及荷卸選雷針の修繕撤回、港、運河、堤防、トンネル、橋梁等の築造又は修理に雇傭される者は法律第十一條の適用範圍より除外するといふ意見を開陳した。この意見を述べると共に、中央執行部は傷兵救護院中央評議會の意見を斟酌した。その意見と云ふのは免除を許可する事には反對であるが、建築工業は苛酷なる労働を必要とするから傷痍軍人よりの雇傭申込は少いだらうといふのであつた。労働省は、建築工業に對する各種免除の草案を作成し、最後の決定を仰ぐべく大臣の手元へ提出した。

この最後の草案には、普通建築工業に使用されてゐる被傭者中約四〇パーセントは技術上不熟練労働者と置換へられぬ特別なる熟練労働者及傷痍軍人には不適當なる苛酷で危険な労働に従事してゐる者から成立つてゐるので建築事業に於ては全被傭者中四〇パーセントだけは、傷痍軍人使用の人員よ

り除外する事が出来ると前置してゐた。この規則は容易に又精確に適用される事が出来るのである。免除に對する決定が未だ熟考中だったので一九三二年十二月三十一日にはどの建築事業にもまだ免除が許可せられてゐなかつた。

法律の適用が愈々開始せられてから一九三二年十二月三十一日迄免除の申込及之れに對して労働省の採用した結果は次表の通りである。

産業別	免除申込のもの		保留中のもの		拒絶のもの		許可されたもの	
	申込数	事業数	申込数	事業数	申込数	事業数	申込数	事業数
農	四一	四一						
①銀行	四四	二一四						
化学工業	四二	二二六						
鞣皮業	一四	一四						
煉瓦建築	一三六	一三六						
②電力事業	一二四	一六八						
下層土應用	三八	四三						
水	一一	一一						
鐵業	二	二						

林業 ③金屬工業 機業 印刷業 運輸 其他 合計	免除申込のもの		保留中のもの		拒絶のもの		許可されたもの	
	申込数	事業数	申込数	事業数	申込数	事業数	申込数	事業数
林業	二〇	二〇						
③金屬工業	二〇八	二四六						
機業	五四	八四						
印刷業	三一	三一						
運輸	二四	六二						
其他	二四	二四						
合計	八二四	一、二二二	一七六	一八〇	三二一	三七四	三二七	六六八

備考 (1) 代籍者、又は總代理の権力を賦與せられたる者に限る。
 (2) 電力の發生、分配に使用されてゐる技術的使用人に限る。
 (3) 熟練労働者に限る。

醫務部 (Medical Board)

一九三二年八月三十一日の法律第百三十二號に依れば、生産能力を全部消失した傷痍軍人の痲疾の性質程度により同僚の健康と安全を危殆ならしむる傷痍軍人は、強制雇傭から除外される。法律第五條に依れば、除外的條件の有無はこの爲めに任命されたる醫務部に依りて決定され而してこの決定は當事者間に満足を與ふるものでなければならぬと定められてゐる。この醫務部は、恩給次官 (The Under-Secretary of State for Pensions) と合議の上、労働兼社會福利大臣の布告より各州職業紹介局

に附屬して設置されてゐる。これは三名の醫師より成立つてゐて其中一名は國立傷兵保護院州委員
によりて指定され他の二名は各州の雇傭者團體及労働者團體によりて夫れ／＼指定されるものでな
ればならぬ。醫務部長は三名の中より大臣之れを任命する。諸官廳に傷兵軍人を使用する場合の醫
務部は主務大臣之れを任命し、主務大臣は又労働兼社會福利大臣の布告によりて設置された各州の醫
務部檢閲の爲め代理者を派遣する事も出来る。

醫務部は各州失業名簿に登録されてゐる傷兵軍人及び就職申込の傷兵軍人に對して意見を加へる
事は出来ぬ。唯それは雇傭者又は官廳にて傷兵軍人を使用する場合醫務部の検査を要求する時のみ
限られてゐる。傷兵軍人は又就職の際提出すべき證明書に肺結核、傳染病、精神錯亂等に罹れる事
が記入されてゐる場合には、検査を受ける義務がある、そして診斷により其確實なる事が決定する時
は規則第十五條に依り其傷兵軍人は各州の失業名簿に登録される事は出来ぬ。

國立傷兵保護院州委員會が傷兵軍人を州失業名簿に登録するに就き、其傷兵軍人に對して疑問を
存する時は、矢張り醫務部の検査を受く。

一九二二年十二月三十一日迄に各州に設置された醫務部は左記の通りである。

(設置數)

(所在地名)

(布告年月日)

(1) レッグホーン 一九二二年 六月十四日

(2)	ネーブルス	以下同じ	六月二十三日
(3)	ベサロ		六月二十三日
(4)	アレクサンドリア		六月二十五日
(5)	カルタニセッタ		七月四日
(6)	ベルルモ		七月四日
(7)	カタニア		七月十四日
(8)	ビアチェンツァ		七月十五日
(9)	コモ		七月二十九日
(10)	ビー、マウリチオ		八月三日
(11)	ウダイネ		八月三日
(12)	フロレーンス		八月三日
(13)	カセルタ		八月三日
(14)	バルマ		八月八日
(15)	カグリアリ		八月十三日
(16)	ボテンツァ		八月十五日

(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)
.....
ゼノア	バリ	シエナ	ボログナ	ノツアラ	クネオ	バヅィア	カンボパツソ	クレモナ	グロセツト	アンコナ	ロヅィゴ	サツサリ	ベルギア	モデナ
.....
十月十九日	十月十六日	十月十二日	十月十二日	十月十二日	十月十二日	十月十二日	十月十日	十月十日	十月六日	八月十五日	八月十五日	八月十五日	八月十五日	八月十五日

(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)
.....
アレツッオー	フェルララ	マンチャ	ルツカ	ベネツェント	チヨールン	カタンツァロ	アスコリ・ピサ	チイ・テイ	ブレツチア
.....
十二月十二日	十一月廿九日	十一月二十日	十一月二十日	十月二十八日	十月二十八日	十月二十八日	十月二十八日	十月二十七日	十月二十七日

一九二三年十二月三十一日迄の所ては、其他の各州に於てはまだ考慮中であつた。四つの州即ちロ
ーマ、レクナエ、コセンツァ、トラパニに於てはもう既に調印する所迄になつてゐた。

新領土に對する強制雇傭法の適用

中央職業紹介局は勞働省の請求に依り一九二三年三月十五日の會議に於てサン、ジェルマン平和條約
(The Treaty of Peace of Saint Germain) の實施に關する一九二〇年二十六日の法律第千三百十二號

及びラバルロ條約 (The Treaty of Rapallo) の實施に關する一九二〇年十二月十九日の法律第七百七十八號に依り新領土に對して一九二二年八月三十一日の法律第三百十二號及びこの法律に關する一九二二年一月二十九日の規則第九十二號を適用する事に賛成すると云ふ意見を述べた。其餘約に依れば、イタリア政府は併合地に對してイタリア王國の法律其他の法令を施行し、併合地に現行法令と相應すべき必要な法規殊に其州及郡の自治體と調和協調すべきものを公布する權利を認めてゐる。

一九二二年八月三十一日の勅令第二百六十九號に依り新領土併合以來法律や布告が公布せられ又は公布せらるる豫定があれば、この新領土に施行すべき命令は公布せられなかつた。そして、新領土に對する法律や布告の適用は、回復せられた領土に同等の諸法規が公布される迄延期せられたのであつた。

勞働省の提案に賛成したる中央執行部は、新領土に對する強制雇傭法案に對して自らも共同し、適用法令の實施せられる日より、法律や規則に定められたる諸條項の終了期及法律や規則中恩給證書の次ぎに「及補助金證書」と云ふ語を附加する時には、回復地の兵士及傷痍軍人が恩給證書を有せず補助金證書のみを有する場合に限ることを新法律の中に定める必要があると認めた。次いで其後、拓殖局 (The Central Office for the New Provinces) は、勞働省の計畫に賛助を求められたので一九二二年十

一月三日の勅令第七百三十四號に依りて處理される所の以前オーストリア・ハンリガー帝國に屬し現在は新領地に居住せるイタリア國民たる者に對し、傷痍軍人に關する法令を布く事はどうであらうかと云ふ疑問を挿んだ。特殊なるこの疑問に關し、勞働省は恩給大官に對して其意見を求めたので一九二二年の十二月になつて該大官は、以前は敵國の軍隊に屬してゐた傷痍軍人でも、現在イタリア國民に編入された以上は、矢張り、イタリアの傷痍軍人としての取扱ひを受けるのが當然である。それ故に法令の適用に對してこれ云ふ必要はないといふ意見を吐露した。

勞働省は上記の陳述を斟酌して次に掲ぐる草案を立案した。そしてこれは尠少なる修正を経て一九二三年三月二十五日の勅令九百五十四號に依りて裁可を得たのである。

第一條 サンゲルマン及びラバルロ條約に従ひ、一九二二年八月三十一日の強制的雇傭法第三百十二號の各條項及一九二二年一月二十九日の勅令第九十二號に依りて裁可を得たる規定の各條項を以下の條目に従ひ之を併合地 (新領土) に適用施行す

第二條 新領土の傷痍軍人にして一九二二年八月三十一日の法律に依り失業者名簿に登録を望み、或は同法第八條乃至第十一條に依り雇傭者又は諸官廳へ雇傭を望む場合には、補助金證書を恩給證書と同等なるものと看做す

第三條 一九二二年八月三十一日の法律第三百十二號に説明せる強制雇傭法の適用を受ける雇傭者

が、普通労働者及傷痍軍人雇傭の最初の發表時期及び同法第十五條に言及せる労働又は労働外傷痍軍人の使用期及一九二二年一月二十九日の勅令第九十二號に依りて裁可を得たる規則二十八條に言及せる時期は、本法を施行する日より新領土に於て效力を發す

第四條 一九二二年八月二十一日の法律第千三百十二號及一九二二年一月二十九日の規則第九十二號に依りて各州職業紹介局に對して委任せる職務は、新領土に於ては新領土職業紹介局 (The Territorial Employment and Unemployment Boards) によりて行はる

第五條 一九二二年八月二十一日の法律第千三百十二號及一九二二年一月二十九日の規則第九十二號に依りて國立傷兵保護院州委員會に委任せられたる職務は、新領土に於てはトリエステ及びトロント領土局管内に於ては事務所をトリエステ及びトロントに設置せる國立傷兵保護院の委員會之れを行ひ、ホルツェン局管内に於ては、ホルツェン副委員會之れを行ふ

第六條 國立傷兵保護院トリエステ及びトロント委員會は中央委員會の同意を得て後其管内に於ける特殊なる職務の全部又は一部を保護院の他の委員會又は副委員會に委任することを得

第七條 領地職業紹介局は一九二二年八月二十一日の法律第千三百十二號及一九二二年一月二十九日の規則第九十二號に依りて委任せられたる職務を隸屬團體又は職業紹介局設置の重要都市に事務所を有せぬ國立傷兵保護院の委員會へ委任することを得

領地職業紹介局長は、本條に依りて委任する時は、直ちに其報告を國立職業紹介局へ通知すべし

現行法律の修正及其適用改正の提案

傷痍軍人協會中央委員會 (The Central Committee of the National Association of Disabled Ex-Servicemen) は一九二二年十二月十四日の要求を含める覺書を労働大臣へ提出した。

(一) 一九二二年八月二十一日の法律第千三百十二號に依り、強制雇傭の免除を許可せられるものは傷痍軍人に對し其肉體的能力に相應する就職口を與へる事が絶對的に不可能なる事を證明せられる場合にのみ許可すること

(二) 第十八條に引照せる罰金は一〇リッラより三〇リッラに増額すること

(三) 一九二二年一月二十九日の規則第九十二號は「雇傭者に雇傭される使用人員は男子女子を包括し之れが不可能なる場合には労働者に於て割合を決定して戰爭寡婦及孤兒を使用すべきこと」と修正すること

(四) 強制雇傭法は、速に新領土へと擴張すること

(五) 強制雇傭法は教師に對しても適用すること

(六) 各州職業紹介局及中央執行局に對し直接傷痍軍人代表者派遣に付き認可を與ふることを

(七) 各州職業紹介局を廢止すと云ふ風評ありこれは未來に於て就職紹介を自身に就いても

大なる不安を興ふるものなれば満足なる確報を希望するものなり

附録一 強制雇傭に關する一九二二年八月三十一日の法律第千三百十二號を併合領土に適用する爲一九二三年三月二十五日に公布せられたる勅令

ヴィエクトル、エマニエル三世は天佑とイタリー國皇帝の意思に依り、労働兼社會大臣の提案にかかり總理大臣、内務大臣、司法兼宗務大臣 (The Minister of Justice and Public Worship) 大藏大臣、農務大臣、産業兼商務大臣、土木大臣の協賛及び閣議を経て公布せる一九二二年八月三十一日の法律第千三百十二號、一九二三年一月二十九日の勅令第九十二號、一九二〇年九月二十六日の法律第千三百二十二號、一九二〇年十二月十九日の法律千七百七十八號、一九二一年八月三十一日の勅令千二百六十九號、一九二二年十月十七日の勅令第千三百五十三號、一九二二年十一月二十三日の代理勅令、一九二二年十一月三日の勅令第千七百三十四號に依り、こゝに左の如く勅令を公布せしむ

第一條—第六條(譯者註、この勅令は、(イ)五百乃至五百五頁に亘りて記載せるものと同様にして重疊のあらひあれば略することとせり)

本勅令は國權を附して、イタリー王國の法令集に挿入し萬民をしてよく之れを遵守し、又遵守せしむることを命ずるものなり。

ローマ、一九二三年三月二十五日

ヴィクトルイェマエル

ムツソリニ
カヴァッオニ
デステファニ
デカピタン
チオフエロッシ

國權尙藏官オヴィグリオ印

附録二 各種の報告

法律實施後、一九三二年五月三十一日迄に法律に規定する傷痍軍人數を使用せぬ爲め、罰金を課せられたるもの數は約千六百件、その金額の總計は二四五、四七六、八九リラ、法律の恩恵を受けたる傷痍軍人人員は約二十五萬人。

追加四 ドイツ

二二二

修正傷痍軍人雇傭令(一九二〇年四月二十六日の勅令を修正する一九二二年三月二十三日の勅令)

第一條 被傭者の補缺をなさんとする雇傭者は、一般候補者に先だち本令の適用を受ける相當の傷痍軍人に對して優先權を與ふべし

第二條 本令の適用を受ける雇傭者は、公共團體、財團、官營事業を含む。被傭者の缺員は官職をも含む。官吏特別任用令及規則等に教育、登記官吏休職期に關するもの、官吏の陞進、異動、免職に關するものは本令に依りて廢止することなく唯傷痍軍人使用を便利ならしむべく適宜修正すべし

第三條 本令の適用を受ける傷痍軍人はドイツに國籍を有する者にして兵役に依る負傷、又は事故に依る負傷、或は其兩者の爲めに五十パーセント以上の生業能力を消失し聯邦恩給法 (The Federal Pensions Act) 前記の軍人恩給法 (The Earlier Military Pensions Act) 聯邦恩給法の條項範圍を擴張せるもの、聯邦傷害保險法、一九〇二年六月十八日の傷害保護法(ドイツ帝國官報二百一十一頁 RG. Bl. P. 211) 或は、各州に置ける之等に相應する法律條文に依りて生業能力消失相當の恩給又は手當を收給せられる者を意味す

聯邦勞働大臣 (The Federal Minister of Labour) は聯邦會議の協賛を経て後本令をドイツ國民外の

者にも準用することを得

第四條 聯邦政府は聯邦會議の協賛を経て各聯邦、各州又は其他の公共團體、財團、官營事業に於ける缺員に對し幾割かの傷痍軍人雇傭令を發する職權を有す

各聯邦政府は其管轄内に於ける公共團體に對して義務を擴張することを得。但し該聯邦政府自ら義務を履行する時に限る

第五條 聯邦勞働大臣は、傷痍軍人を收容すべき民間雇傭者に於ける缺員の割合を決定す。而して二パーセント以上の割合にて決定する時には聯邦會議の協賛を必要とす。猶命令公布以前臨時聯邦經濟會議 (The Provisional Federal Economic Council) と合議すべし

缺員は一九二〇年二月四日の工場會議法 (The Work Councils Act) 第十二乃至第十二條 (ドイツ國官報百四十七頁) の範圍に屬する凡ての賃銀勞働者又は供給生活者の就職口を含む

第六條 聯邦勞働大臣は、特別な職業に對しては第五條の命令を制限し、又は除外し或は各種の職業に依り相異せる割合を決定することを得

中央福利局は、特別な事情に依り適當なるものと認むる場合には、民間雇傭者に課せる聯邦勞働大臣の命令を全部又は一部免除することを得。この免除は、一般事業の保護又は癩疾者の利益になる場合に行ふ。中央福利局は又一時的の就職口、特種なる教師の就職口、特別な國內産業の就職

二二三

口は本令の定むる缺員とは若做さざる事を規定し得

命令公布前聯邦労働大臣及び中央福利局は該産業の指定せられたる雇傭者労働者代表と合議すべき事

中央福利局は又雇傭者及被傭者代表者との協議を経て民間雇傭者は傷痍軍人に適當する特殊なる缺員を保留して義務を履行すべきことを命令し得

第四項に規定せる傷痍軍人の爲めに保留すべき就職口に缺員を生ずる場合には、報告に關する他の條項に關係なく三日以内に中央福利局へ其由を報告すべし。中央福利局が報告を受けた日より十日以内に適當なる傷痍軍人を指定せざる場合を除き雇傭者は自由に缺員を満たすべからず。但し缺員期間の遅延が其事業に不利益を齎す場合には之れを強制せず

第七條 民間雇傭者が規定数の傷痍軍人の使用せざる場合には中央福利局は義務履行の期限を定め期限經過後も義務を履行せざる時は中央福利局は自ら使用すべき傷痍軍人を指定すべきことを雇傭者に通知す

期限經過後も傷痍軍人を使用せざる場合には中央福利局は使用すべき傷痍軍人及其契約の時日を定む。この決定の通告に依り雇傭契約が該雇傭者及傷痍軍人の間に成立せるものと認め。協約又は工場契約に依りて雇傭の規定が決定せられざる場合には、中央福利局之を定む中央福利局に依りてこの

規定が定められる場合には、現行の協約、工場契約又は雇傭規定に準據し之等も無き場合には、普通通行はれる傷痍軍人使用契約に準ず

第八條 中央福利局は未だ本令第三條の適用を受けざる旨目なる者にして本令の助力を仰がざれば適職を得る能はず、又は職に留ること能はざる場合には本令の適用範圍を擴張する事あるべし。但し傷痍軍人を使用するに就き不利益を齎さざる場合に限る。中央福利局は又同様なる條件の下に五〇パーセント以上の生業能力を消失せる者にして未だ本令第三條の適用を受けざる者、甚だしく生業能力を失へる者及び戦争又は事故の爲めに癱疾者となり、三〇パーセント以上五〇パーセント以下の生業能力を消失せる者（輕微なる癱疾者）に對して本令の適用を擴張することを得。中央福利局は決定の採用に先だち相當なる地方職紹介所と協議を遂ぐべし。この決定は中央福利局に依りて取消す事を得。取消は決定後三ヶ月を経過して效力を發生す

第九條 雇傭者は中央福利局の協賛を経て後傷痍軍人に對して其所有せるもの又は借地契約に依りて（但し借地を交附すれば第五條の義務を履行したるものと認めらる。但し之は傷痍軍人及其家族の生活を相當に保證するものなる事）

第十條 雇傭者は傷痍軍人に利益を齎すべき凡ての報告を中央福利局へ提供すべし。猶雇傭者は取引上の秘事を危くせざる限り、傷痍軍人の利益に必要と認められる場合中央福利局が其事業へ出入するこ

とを認可すべし。検閲は産業及び鑛山監督部に關聯せるものみに之れを行ひ而して之れを行ふことには規定の範圍を越えざるものとす。中央福利局の職員は其開知せる事業又は工場に關する状況に就きては秘密を嚴守すべし

二三六

聯邦産業法 (The Federal Industrial Code) 第四百五條第一項の刑罰に關する規定は適宜之れを準用すべし。中央福利局の命に依り傷痍軍人の爲めに永久的の設備をすべき雇傭者は作業室機械用具一式を設備し能ふ限り大多數の傷痍軍人を使用すべく定むべし。但しこの爲めに該事業に過大な損害を齎し或は法外なる費用が嵩み又は州或は職業組合 (Business Association) より發せられたる労働者保護に關する規定と矛盾する如き場合には敢て之れを強制せず。

第十一條 雇傭者自ら本令の義務を履行せざる時は傷痍軍人及戦死者遺族中央福利局は進んで傷痍軍人使用の道を講ずべし

中央福利局は、本令を施行する時、雇傭者及び労働者指定代表、産業及び鑛山監督部及職業紹介所と合議を遂ぐべし。公共團體、財團、官營事業の職員に對する本令の施行は中央福利局の同意を経て管理者へ委任すべし。中央福利局は管理者の決定に對し聯邦の場合には聯邦最高當局へ州の場合には州最高當局へ上申することを得。

本令を施行するに於ては傷痍軍人をして能ふ限り舊職業へ留めしめ事業又は雇傭者に對しては過大

なる義務を賦課せざることに意を用ふべし

第十二條 法律に依り使用人代表團體を設置せざるべからざる事業に於ては該團體は本令を適當に管理すべく誠懇促進すべし。臨時的ならざる五名以上の傷痍軍人を使用せる事業に於ては傷痍軍人雇傭者は任期一ヶ年間の代表者一名を指定すべし。而してこの代表者は傷痍軍人なるを可とす。雇傭者は公認の代表者一名を指定し被傭者代表者と協力して傷痍軍人の利益を促進すべし。代表者二名の姓名は中央福利局へ通告すべし。この代表者は中央福利局に對する該事業の代表者となるべし。代表者は報酬なく名譽職として任命さる。労働時間の消失に依りて賃銀又は俸給を差引く可からず代表者の活動に依る費用は全部雇傭者によりて負擔するものとす

會合、協議、營業上の目的の爲めに工場代表團體の任意使用する室、及必要品は同様の目的の爲めに傷痍軍人代表に對しても使用を許可すべし。代表者が辭任し又は該事業より退職し或は公民権を失ふ場合には代表者たるの地位を免ず。代表者の義務の違反重大なる場合には雇傭者又は四分の一以上の傷痍軍人被傭者の提議に依り傷痍軍人委員會(第二十二條參照)は代表者を解任することを得

第十三條 中央福利局の認可を得ずして無断に傷痍軍人を解雇すべからず。他の適職を保證する時は中央福利局は認可を與ふべし。解雇豫告期間は最短限度四週間とす。中央福利局の認可を得るには書面にて申請すべし。解雇豫告期は申請書を發送した日より效力を發生す。中央福利局へ申請書を

二三七

提出してより十四日間を経過しても拒否の通告に接せざれば同意を得たるものと看做すべし。申請受領の證明は、中央福利局より發する受領證によりて證明さる。豫告無き解雇に關する諸條項は舊法のままとす。但し戦傷に依る疾病の場合には中央福利局の同意を要す。單に同盟罷業又は工場閉鎖により豫告無く解雇せられる傷痍軍人は同盟罷業又は工場閉鎖の終了と共に再び雇傭せざるべからず。上記の諸條項は一九二〇年二月四日の工場會議法（ドイツ國官報第四百七十七頁）第十二條第二項の意味する就職口に就職せる傷痍軍人には適用せず。猶聯邦及び州官吏にも適用せず。

第十四條 中央福利局は、雇傭者が最小限度の傷痍軍人及び必要なる就職口（第四條五條六條）に對して傷痍軍人を使用し又は中央福利局の同意を得て生業能力が前任者と同程度に低下したる他の傷痍軍人を使用する時は承認を拒否せず。但し解雇せんとする者が傷痍軍人被傭者の代表者たる時にはこれを適用せず。

第十五條 國立、州立又は他の公共團體、財團、公共事務所に屬するものが必要上解散し又は單に時的ならずして實質上に縮少する時にも承認を拒否せず。但し豫告を與へる日と俸給又は賃銀仕拂日との間に三ヶ月以上の期間を置き猶縮少する場合には殘員の五パーセントは傷痍軍人なるを要す。これは國、州其他の公共團體、財團事務所の管理にかゝる競争又は復興事業の爲めに設立されたる會社等にも適宜準用す。解散縮少に關して適用法以外に疑問の生ずる場合には聯邦に屬するものは

聯邦最高當局其他の場合には州最高當局にて最後の決定をす

第十六條 民間雇傭者に屬する會社が一時的ならずして完全に事業を停止し豫告の與へられる日と俸給又は賃銀仕拂日との間に三ヶ月以上の期間を置く場合にも承認を拒否せず。

會社の獨立部（分社）も會社と同様なる取扱を受く。

第十七條 最少限度の傷痍軍人及び必要なる就職口に對して傷痍軍人を使用して義務を履行せる雇傭者が特別に一時的の目的又は見習として傷痍軍人を臨時雇に使用する場合には中央福利局の承認を要せず。但し雇傭期間は三日以内なること。斯の如き使用は直ちに中央福利局に報告すべし。

第十八條 民間雇傭者が故意又は過大なる怠慢に依りて本令の諸條項に違反する時は中央福利局の提議により勞働裁判所より各違反毎に一萬マ르크之れを繰返す場合には十萬マ르크以下の罰金を科すべし。雇傭者が違反以前の三ヶ月間平均して該事業に於ける傷痍軍人又は本令第三條第八條及第二十條に依りて同様なる取扱ひを受くる者に對して十パーセント以上の就職口を與る場合には罰金を科すことなし。

定期的に勞働の増大を必要とする事業に於ては増大したる數を標準にしてこの評價をなすべし

第十九條 傷痍軍人が充分なる理由なくして就職口を拒絶退去し、又は故意に本令の適用を阻害すべき行動を採る場合には中央福利局の傷痍軍人委員會（第二十二條參照）又は該傷痍軍人居住地の地

方福利局はかかる傷痍軍人に對しては一時本令より受くる利益を中止する事を得。決定を發するに先だち該傷痍軍人の辯明を聞くべし。決定は委員會委員の三分の二によりて賛成を得ざれば效力を有せず。決定には其效力期間を定む。期間は決定の採決せられたる日より發生し三ヶ月を超過することなし。決定は該傷痍軍人に通知せらる。

第二十條 中央福利局は競争にて負傷せる者にして其恩給が未だ最後の決定に至らず生業能力の消失は、五〇パーセント以上なることが證明される場合には、恩給の決定される迄これを傷痍軍人として處理する權力あり

傷痍軍人恩給の改正（第三條参照）に依り、恩給が五十パーセント以下に減少する場合には斯の如き傷痍軍人は新決定の實施より向ふ一ヶ年間本令の保護を受くべし。

第二十一條 本令の諸條項に依る中央福利局の命令決定に對しては傷痍軍人委員會へ抗議を申込むことを得。委員會の決定は終審的なり。第八條に規定せる場合を除き抗議は不効力を有せず。但し傷痍軍人委員會の緊急命令の場合には例外とす

中央福利局の決定が官省に使用されたる傷痍軍人の解雇に關する場合には該當局及び該傷痍軍人は聯邦の場合に相當なる聯邦最高當局其他の場合には州最高當局へ抗議することを得。兩者の決定は終審的なり。而して其效力は不効的ならず

第二十二條 中央福利局に連絡して局長又は其代表者を會長とし八名の委員を含める傷痍軍人委員會を設置す。委員は競争にて癱疾となれる被備者二名事故にて癱疾となれる者又は生産能力の低下せる者一名雇備者二名産業又は鑛山監督部の代表者一名職業組合及び公立職業紹介所の代表者各一名より成る。各委員に代理者一名づゝ指定す。傷痍軍人委員は傷痍軍人被備者中より選舉せられ雇備者委員は中央福利局に依りて指定さる。而して傷痍軍人の場合は傷痍軍人代表者及職死者遺族の指名の下に行はれ雇備者の場合には雇備者顧問會議の指名の下に行はる。産業又は鑛山監督部の代表者は州最高當局に依りて指定さる。聯邦保險局 (The Federal Insurance Office) は聯合組合を職業組合の代表者として指定す。州最高當局は州労働局 (A State Labour Office) を公立職業紹介所の代表者と指定す

中央福利局は其地方の事故癱疾者及生業能力低下者團體より指名されたる者の中より各々事故癱疾者及生業能力低下者の代表を選定す。かかる團體の無き場合には選定前顧問會議の意見を徵すべし選舉及指定は二ヶ年間の效力を有するものとす。事故癱疾者及生業能力低下者の團體は全部兩者のみにて成立せざる團體も含むものとす。但し主に兩者の利益を代表することを條件とす。この條件の履行に關する中央福利局の決定は終審的のものなり。

中央福利局は其設置所外の福利局に聯絡して特別傷痍軍人委員會を置き本令に依りて傷痍軍人委員

會に委任せられたる義務の全部又は一部を該特別傷痍軍人委員會に對し委任することを得。該委員會の成立に關しては本條第一項乃至第三項を適宜準用すべし。但し公立職業紹介所の代表者は州労働局に依りて指名さるべきこと。州當局は該委員會の成立に關する承認権を保有す。

第二十三條 聯邦職業紹介局 (The Federal Employment Board) に聯絡して傷痍軍人委員會を設置し原則に關する問題を決定す。該委員會は會長一名、委員十名より成る。即ち傷痍軍人被備者代表者二名、職業者二名、中央福利局の代表者二名、職業組合の代表者一名、事故癱瘓者又は生産能力低下者一名、司法官又は行政長官の資格を有する者二名なり。會長及び各委員に對し一名以上の代理者を指定す會長及び司法官又は行政長官の資格を有する委員は聯邦労働大臣に依りて指定さる。職業者代表者は臨時聯邦經濟會議に依りて選定さる。職業組合及び事故癱瘓者又は生産能力低下者代表者は聯邦保險局に依りて指定さる。後者は聯邦保險局の臨時的職員にして被保險者を代表する者(聯邦保險法第八十七條參照)に依りて指名さる。傷痍軍人被備代表は傷痍軍人及戰死者遺族を代表する者に依りて選定され中央福利局の代表者は聯邦傷痍軍人及戰死者遺族保護委員會の代表者に依りて選定さる。選舉及指定は二ヶ年間の效力を有す。中央福利局の委員會は原則問題の決定に關して聯邦職業紹介局の委員に抗議を提出することを得。決定に對する抗議又は中止は會長又は三名以上の委員の要求に依りて行はる。聯邦職業紹介局傷痍軍人委員會の決定は中央福利局を拘束す。

第二十四條 第二十三條第三項は中央福利局の設立地外に設置せられたる傷痍軍人委員會の起訴に對しても適用せらる。但し聯邦職業紹介局の傷痍軍人委員會が中央福利局の傷痍軍人委員會に依りて代用さるゝ場合に限る。

第二十五條 聯邦労働大臣は、聯邦會議の協賛を得て後法令の管理規定を公布することを得。

第二十六條 労働裁判所の設置される迄執行裁判所は其代理をすることを得。第十八條に掲げたる場合にも之れを行ふ。刑罰の判決に關する諸條項も執行裁判所に起訴さるゝ場合適宜之れを準用す。中央福利局の請求は檢事に向つて提出すべし。刑罰は檢事の訴狀によりて成さるゝ場合には正規の手續なく判事の令狀に依りて決定することを得。

追加五 ドイツ

一九二二年七月二十一日に公布せられたる民營事業に對する傷痍軍人強制雇傭令

一九二〇年四月六日強制傷痍軍人雇傭令第五條 (ドイツ國官報四百五十八頁) に依り、茲に左の如く定む

第一條 全被備者の數、五十名以下を有する民間雇傭者は男女に關係なく二十名の労働者毎に一名以上の傷痍軍人を雇傭すべし

全被備者の數五十名以上を有する雇備者は五十名又は五十名の端數二十名を超過する毎に一名以上の傷痍軍人を雇備すべし

二四四

右の數字の計算は、同一雇備者に屬する事業、事務所、經營部を綜合して計算するものとす。但し此場合には同一の中央福利局の所在地又は其隣接地に所在するものに限る

第二條 本令は一九二二年八月一日より之れを施行す。本令に依る新就職には一九二二年一月一日迄に充たすべし

本令の施行と共に一九二〇年四月二十一日の命令第一條（ドイツ國官報五百九十一頁）及現行の一九二〇年四月六日に公布せる傷痍軍人強制雇備令第五條及第十條（ドイツ國官報四百五十八頁）は之れを廢止す

ベルリン一九二二年七月二十一日

勞働大臣代理　ガイブ博士

追加六　ドイツ

一九二〇年五月十七日に公布せられたる諸官省に於ける傷痍軍人強制雇備法施行令

第一條　ドイツ國、聯邦各州及其他の公共團體は各該中央福利局の管轄地内に於て全就職口の二〇パーセントは重傷傷痍軍人を雇備すべきものとす。全就職口の數二十五以上五十以下の場合には一名以上の重傷傷痍軍人を雇備すべし。適用上の細則はドイツ國の事業官省管理部の場合には聯邦勞働大臣と協定を經聯邦主務大臣に依りて決定せられ州の場合には州當局其他の場合に中央福利局との協定を經管理當局に依りて決定さる

第二條　本令は、公布の日より之を施行す

ベルリン一九二〇年五月十七日

勞働大臣

追加七　オーストリア

一九二〇年十月一日に公布せられたる傷痍軍人強制雇備令（官報第四百五十九號）

第一條　強制雇備

第一項　鑛山事業、政府專賣部の事業、農林事業、其他營利を目的とする凡ての種類の産業は以下の諸條項に従ひ其被備者の數最初の二十名に付き一名以上二十五名を増す毎に猶一名以上の傷痍軍人を雇備すべし（貸銀及び俸給生活者を含む）

第二項　第一項に依りて雇備すべき被備者の人員は特別なる産業又は其團體にありては管理規定に

二四五

準じて軽減することを得

二四六

第三項 同種類の事業團體は傷痍軍人雇傭に就き合同して其義務を履行し得。此目的の爲めに割當てられたる傷痍軍人強制雇傭數に關する團體を設置し各事業に分布せしめることを委任し得(第十一條第二項及第三項)

第二條 本令の利益を享くる者の範圍

第一項 第一條の適用を受くる傷痍軍人は一九一九年四月二十五日の癩疾償還法(官報二百四十五號)及一九一九年七月三日の勅令(官報三百五十六號)に依りて權利を賦與せられ癩疾償還法に細別せる原因によりて四五パーセント以上生産能力の低下せる者を云ふ

第二項 三五パーセント以上四五パーセント以下に生産能力の低下せる傷痍軍人も本令の利益を附與せらる(第十四條第二項第一號癩疾の爲就職不可能なる者)

第三項 生産能力低下の程度は第一條の各項及管理令に依りて決定す

第四項 第一項及び第二項に示せる者は、本令の利益を享くる條件として報酬的職業へ従事し得ることを必要とす

第五項 本令は本國以外の傷痍軍人には適用せず。但し該國と特別協約の締結せられたる場合は例外とす

第三條 強制數の計算法

第一項 強制數(第一條)の根據となるべき全被傭者の數を決定するに就き同一の雇傭者に所有せられ同一の管理に屬し所在地も同様なる各工場は一の事業として取扱はれる。第二條に依りて權利を享くる者及第四條第二項に依りて同様なる取扱ひを受くる者は之れを除外す。猶十六歳未満の少年、徒弟、志願者、見習等も除外す。但し計算に入るべき全被傭者の五パーセントを超過せざる場合には例外なり

第二項 被傭者の移動頻繁なる事業、殊に定期的産業並に國內産業労働者を雇傭せる事業に於ては強制數の計算に關する特別規定は管理令に依りて發せらる

第三項 強制數の計算に就き疑問の生ずる場合には一九二〇年三月二十四日の勅令(官報第百五十三號)に依りて指定されたる地方産業委員會は請求に依り又は自ら進んで其決定をなす。農業林業事業の場合には各州の管轄に屬する職業紹介所農業部は各州労働顧問會議と合議を経て之れを決定す

第四條 義務の履行

第一項 本令に依りて雇傭される傷痍軍人は第二條第一項及び第二項に細別せる個人的資格を有し第六條に該當する報酬を充分に受くるに足ることを必要とす

二四七

第二項 雇傭先にて事故の爲め負傷し其結果四五パーセント以上の生業能力を消失せる者及盲目なる者は強制数を計算するに於て第一項の傷残軍人と同様なる取扱ひを受く。但し本令の公布當時該事業に於て雇傭中の者に限る

第三項 傷残軍人に對して租借地を移讓する時は、傷残軍人雇傭の義務を履行せる者と看做すべし但し第二條の意味する権利者及其家族の生活を維持するものたるを要す

第五條 健康状態に對する保護

第二條に細別せる者を雇傭するに就ては其雇傭の性質及び工場の許す範圍に於て能ふ限り其健康状態に意を用ふべし

第六條 報酬

本令に依りて雇傭される者に對する報酬は同種類の労働又は勤務に對して通常支給される額或は協定に依りて定められたる額以下に下ることを許さず。但し、該傷残軍人の労働が標準以下に下れることを證明する場合は、此限りにあらず。報酬は、如何なる場合にも生産高に準據し、使用時間に對しては、充分なる生活費を支給するは必要なり

第七條 解雇豫告

第一項 本令に依りて雇傭される者に對する契約解除期間は四週間又は法律契約等に定められたる

一層長期の解雇報告を與へて後解雇すべし

第二項 見習的の意味にて契約をせる場合には四週間以上の契約を除き上記の豫告を與ふるに及ばず

第三項 不定的契約解除に關する法律條項は別に影響を受けざるものとす

第八條 償還税 (Ausgleichsteuer)

第一項 強制雇傭の代用として償還税を一部又は全部納付することを規定し得

第二項 本條は、傷残軍人雇傭又は強制数の賦課が實行不可能なる場合又は過大なる損失を招く時殊に、傷残軍人被傭者自身に對して事故又は健康を危殆ならしむる虞れある場合の事業又は其團體の凡てに適用す

第三項 猶事業が長期に亘りて強制数を支持せざる場合に限り相當なる償還税の納付を定む。必要なる傷残軍人数の雇傭を公立職業紹介所へ申込み(第十六條第三項)而も公立職業紹介所が傷残軍人を供給し得ざる場合に於ては、第二項を考慮すべし。公立職業紹介所は、雇傭者の要求ある時其申込み無効の證明書を發すべし

第四項 國立專賣部に屬する事業は償還税の納付を免除す

第九條 償還税の割合

第一項 償還税は、雇傭すべき各個人に付きて計算し而して該償還税の一年間に於ける額は該事業の被傭者の一年間に於ける平均額の四分の一と同等なるべし。一年間に於ける個人の収入額一萬クローネ以上なる時は之れを除外す。該償還税は特殊なる地方又は事業團體にありては管理令に依りて五分の一に低減することを得

第二項 償還税が一年間の或時期に於てのみ賦課される場合には計算の根據となるべき時期に相應して計算す。但し如何なる場合に於ても標準率の六分の一以下にて決定すべからず

第三項 傷痍軍人雇傭を免除されざりし雇傭者に對して償還税を賦課する場合には(第八條第三項)標準率の二〇パーセントを増加す。而して雇傭者の違反殊に強制數を使用せざりし怠慢による刑罰(第二十二條)は全く別とす

第四項 償還税の計算に關する條項を管理令に依りて發することを得(第十八條第一項)

第十條 償還税の用途

第一項 償還税より受くる収入は社會福利省(The Ministry for Social Welfare)にて特別資金として保管し全部第二條に定められたる者に對する設備に充當す

第二項 特別資金用途の順序

第一號 健康狀態が最早本令の意味する就職に適せざる者(第二條第四項)の爲めの設備

第二號 勞働の意思を有し乍ら失業せる傷痍軍人にして第二條に定められたる條件を具備する者に對する救助

上記兩者の場合の資金の用途は第一に兩者の生活の維持に充當すべし

第三號 特權者に對する移住の便宜及其他生計維持に必要と認められたる施設

第三項 資金の管理は雇傭者、被傭者、職業團體及傷痍軍人團體を送れる顧問會議の助力を得て行はる被傭者顧問會議の職權及び組織は管理令に依りて規定さる

第十一條 使用に關する特別規定

第一項 社會福利省は常置傷痍軍人委員會及該職業雇傭者被傭者團體の意見を徵して後、第一條第二項にて指示せる強制數低減に關する管理令を發す

第二項 地方産業委員會或は職業紹介所農業部は當該事業の種類に依りては共同して傷痍軍人雇傭の義務を履行する爲めに(第一條第三項)事業團體に對する委任に就き決定す。數種の委員會の管轄内に屬する事業の場合には社會福利省之れを決定す。猶右兩者は共同義務履行の結果實質的條件に關する協約の書換に就きて決定す。此決定は詳細なる管理令に準據して發せらる

第三項 事業團體が本令の各條項及び其管理令を遵守せず、又は警告を無視して委任せられたる義務を適當に履行せざる場合には賦與せられたる權限を撤回すべし

第十二條 管理

第二項 療疾償還委員會及其附屬の當局者官吏等は第二條に細別せる者の雇傭に關する一般的管理をすべし

第二項 各療疾償還委員會に附屬して本令の管理を適當に履行せしめる爲めに特別委員會を設置す。該委員會は會長の外に左の委員を含む

(一) 傷痍軍人團體の代表者

(二) 同數の雇傭者及被雇傭者團體代表者。詮議中の問題が官廳又は政府事業に影響する時は、雇傭者代表者の代りに各官廳又は管理當局の代表者一名

(三) 公衆衛生部の醫師一名

(四) 傷痍軍人團體より派遣されたる醫師一名

(五) 産業監督部の代表者一名。産業監督部以外の問題が生ずる場合には第十七條第一項に定められたる管理當局の代表者一名

第三項 猶顧問の資格を以て専門家を一名招聘することを得

第四項 特別委員會の組織と義務に就き本令規定外ものは管理令に依りて別に定む

第十三條 雇傭證明書

第二條に定められたる凡ての條件を具備せる者に對して雇傭證明書を發行し生業能力消失其他雇傭に關して必要な所の教育程度、技術上の訓練、技術、使用先選擇の結果等を詳記す

第十四條 雇傭證明書の發行

第一項 傷痍軍人取扱所即ち地方取扱所は療疾償還委員會の決定による場合を除き該地方居住の申込者に對して證明書を發行す

第二項 療疾償還委員會は左の點に就き決定す

第一號 第二條第二項に定められたる者に對する雇傭證明書の發行

第二號 六五パーセント以上生産能力の低下せる者に對する雇傭證明書の發行(第二條第四項)

第三號 必要な資格を有せず又は消失する時雇傭證明書の拒絶又は取消

第四號 證明書發行に關する申込者の抗議

第十五條 職業紹介

公立職業紹介所は第二條に定められたる者に對して就職の途を講ずべし

第十六條 報告の義務

第一項 事業又は事業團體(第一條第三項)は本令の施行管理當局者に對して凡て必要な報告をすべき義務あり

第二項 事業又は事業團體は特權者使用の名簿を作製保管し要求ある毎に之れを當局者に提出すべし。名簿は雇傭契約の日及解約の日、生業能力消失の程度、報酬、解雇豫告期間、雇傭證明書中の重要な諸點等の外に強制決定に關する條件を詳記すべし

第三項 事業又は事業團體は獨立にて被傭候補者を得ざる場合には躊躇なく當該公立職業紹介所へ缺員に付き報告すべし

第十七條 強制雇傭の監督

第一項 産業監督部の職員は産業監督部管轄内の事業又は其團體の強制雇傭履行の監督をなす。地方礦山當局者は鑛山業に對して同様の責任を有す。農林業に關係せる事業は職業紹介所農業部の職員に依りて監督せらる(第三條第三項)

第二項 本令に依りて雇傭される者に對する生命、健康に關しても監督を怠ることなかるべし

第十八條 償還税の賦課及徴收

第一項 社會福利省は償還税の納付及び評價に關する一般的省令を發す(第八條第二項及第九條第一項第四項)第十一條第一項の條項を適用す

第二項 償還税の納付及び評價の指揮決定は要求ある時又は自ら進んで癩疾償還委員會より發す

第三項 償還税の徴收は一八五四年四月二十日の勅令(官報第九十六號)に準據して之れを行ふ

第十九條 抗議

第一項 事業が第一條第一項に該當するや否やの決定は該事業の性質に依り(第三條第三項)地方産業委員會又は州當局の職業紹介所農業部より發せらる。後者の場合には州労働顧問會議と合議を経る事

第二項 第一項第三條第三項又は第十一條第二項第三項に關する地方産業委員會の決定又は命令に對する抗議は手續後四週以内(當事者間より社會福利省に提出することを得。職業紹介所農業部の決定命令に對する抗議は同時期間に農林省に提出することを得。農林省は社會福利省と合議を経て決定をす)

第三項 一九二〇年三月二十四日の勅令の諸條項(官報第百五十三號)及農林省労働者保護に關する諸條項は第一項に定められたる當局者が場合に依りて適宜之れを適用す。一八九六年五月十二日の勅令(官報第百一號)も亦適用せらる

第二十條 手續

第一項 第十四條第二項及び第十八條第二項に依る癩疾償還委員會の決定は特別委員會に依りて定めらる。

第二項 決定に對する抗議は手續後四週以内(當事者に依りて社會福利省に提出することを得

第三項 委員會の手續は一九一九年四月二十五日の癩疾償還法及管理令其他の實施法に準じて定む

第二十一條 秘密嚴守の義務
報告を得ることを委任せられたる職員(第十六條)監督を委任せられたる者(第十七條)其他本令の管理に參與する者は、其職務の履行中聞知するに到りし該商業又は産業の狀態に就きて秘密を嚴守する義務あり

第二十二條 刑 罰
本令の諸條項又は管理令に違反し、或は之れを回避する場合には、地方當局(州の場合には州保安課)に依りて二萬クローネ以下(重罪の場合は例外)の罰金を課せらる。この罰金は第十條第一項に定められたる資金に編入す。

第二十三條 協 力

凡ての當局者、官省、公共團體は本令の施行管理に就きて協力をすべし

第二十四條 印紙税の免除

本令の施行及管理に關して第二條に定められたる者より提出する申込書又は申込を目的とする報告書は凡て印紙税を免除す。申込書又は報告書に附加したるものも印紙税を追徴することなし。雇傭證明書も本令の管理に關係して使用される場合には、之れに對する印紙税を免除す

第二十五條 本令外の勅令と抵觸する場合

第一項 本令外の勅令又は其他の規則に依りて事業が被傭者の強制的雇傭を賦課される場合には該使用人は強制数の計算より除外さる(第三條)

第二項 本令に依りて使用を強制さる、傷痍軍人を第一項に依りて使用を強制さる、者の數に編入することを得。而して實際使用するも或は第九條第一項に依りて償還税を納付するも自由なり

第三項 本令と其他の雇傭法と抵觸する場合に於ける詳細なる條項は管理令に依りて發せらる

第二十六條

第一項 本令は管理令の決定さる、日より施行す。而して晚くとも一九二〇年十月十五日より施行し、一九二四年十二月三十一日に效力を失ふ

第二項 社會福利大臣は、他の主務大臣と協議を経て本令の管理を爲す

追加八 ポーランド

一九二二年三月十八日に公布されたる傷痍軍人救護法中、民營事業に於ける強制雇傭に關する條項

第五十五條 農業商業産業運輸業の雇傭者は、使用中の手工労働者又は手工外労働者五十名毎に一名

の重傷傷病軍人を雇傭すべし。本條の適用規定は、他の各省と合議を経て勞働社會福利省に依りて發せらる

二五八

追加九 ポーランド

第五十五條の適用令

一九二二年三月十八日に公布せられたる傷病軍人及び其家族、現役中の戦死者及び服役の結果死せる者の家族に關する法令第五十五條及び第五十八條（ドメニック、ウストウ、一九二二年第三十二號百九十五頁）に依り、左の法令を公布す

第一條 農業産業商業運輸業の各雇傭者は五十名の被傭者毎に傷病軍人及び其家族に關する法律第九條に規定する傷病軍人一名以上雇傭すべし。各雇傭者が、本令に規定する被傭者の數を計算するに就きては其地方に於ける同一の雇傭者に屬する同種類の仕事に従事せる者を總括して計算すべし

第二條 五十名以上の被傭者を有する雇傭者は請求のある場合最近二週間以内に使用せる者の人員、以前より使用されたる傷病軍人の一覽表、陸軍事務局に依りて分類されたる雇傭傷病軍人の癩疾種別、雇傭傷病軍人の職業別に關する報告を、二十四時間以内に相當なる公立職業紹介所へ送附すべし

第三條 報告を受けする時、公立職業紹介所は、傷病軍人の姓名を記載せる雇傭請求書を雇傭者に送る、雇傭者は請求書を受けてより七日以内に其中より能ふ限り大多數の傷病軍人を使用して第一條に定められたる人員に達せしむべし。但し上記七日の経過せる中他の傷病軍人を雇傭せることを公立職業紹介所へ報告する場合は例外とす

第四條 雇傭者は傷病軍人を解雇する時、豫告の當時公立職業紹介所へ報告すべし。該報告を受けする時公立職業紹介所は傷病軍人の姓名を記載せるものを雇傭者に送達す。雇傭者は其中より七日間以内に選擇して傷病軍人を使用し他の傷病軍人を使用する場合には同様七日間以内に其由を報告すべし

第五條 本令の諸條項を履行せざる雇傭者は以下の刑罰を課す

以前ロシア政府に隸屬せし地方に於ては、露國刑法第三百三十八條に依る刑罰を課し、以前オーストリア政府に隸屬せし地方に於ては、オーストリア内務及び司法大臣より公布せられたる一八五七年九月三十日の法律（官報第百九十八號）による刑罰を最高警備當局と合議の上課すべし

第六條 以前ロシア政府に隸屬せし地方に於ては、本令第三條及び第四條に依る雇傭者に對する請求は公立職業紹介所の要求に依りて知事（*gouverneur*）より發せられ諸條項を履行せざる時は、一八八三年七月三十日の地方行政法第百三十三條に依りて刑罰に處せらるべし（ロシア官報第百九十五頁）

二五九

追加十 ホーランド

二六〇

修正傷痍軍人雇傭令(一九二一年十一月十五日勅令を修正する一九二一年十二月十九日の勅令)

- 第一條 一九二一年十一月十五日労働兼社會大臣及前プロシヤ政府の管轄地事務大臣より發せられたる重傷傷痍軍人強制雇傭令は之れを廢止す(ドジェニツク、ウストウ、第九十四條、六百九十九頁)
- 第二條 一九二一年三月十八日の勅令第五十五條及び同條を基礎とせる諸規定の犯罪者は、一九二二年八月四日の勅令(戰爭犠牲者に關する勅令)第十五條に定められたる科料に處す
- 第三條 本令は公布の日より之れを施行す

追加十一 イタリア

一九二一年八月二十一日公布されたる諸官廳及民間事業に於ける強制傷痍軍人雇傭法

- 第一條 本法の適用を受ける傷痍軍人は一九一七年三月二十五日の法律第四百八十一號第二條及一九一九年三月二十七日に修正せられたる代り勅令第五百七十三號の適用を受ける者にして、其負傷、疾病又は其兩者の原因が現役の結果に依る者を意味す
- 第二條 本法は労働能力を全部消失せる者、痲疾の性質程度に依り同僚の健康安全を危殆ならしむる

處ある者及一九一七年五月二十日の代理勅令に定められたる恩給受領者の中第九部及び第十部に編入される者(第九部の四乃至十、及第十部の三乃至六に該當する者は除く)には適用せず

第三條 國立傷兵救護院各州取扱所は産業、農業、商業に於て事務員又は労働者として雇傭を望む者の州登録簿を複製すべし

第四條 州登録簿に記載を希望する傷痍軍人は相當なる職員の要求する時記載の當時左のものを提出すべし

- (一) 恩給別、痲疾の分類項目、又は衛生部より發行せる痲疾恩給支給の爲めの簡單なる抜萃を記載せるものと恩給證書又は其抜萃或は恩給支給證書
- (二) 従事せんとする職業に對する労働能力及び熟練程度を證明する何等かの證書
- (三) 衛生部の職員に依りて同僚の健康安全を危殆ならしめざることを證明せるもの

第五條 第四條第三項に關して、傷痍軍人又は其雇傭者は該傷痍軍人の健康状態を確むる爲めに衛生部の檢閲を要求することを得

州衛生部の組織は、(此中には必ず國立傷兵救護院州取扱所より指名された代表者一名を含む事)労働兼社會福利大臣の訓令に依りて決定す。而して軍人救護兼戰時恩給省の存續中は該省次官と合議の上決定す

二六一

衛生部檢閲の要求は、国立傷兵救護院州取扱所へ申込むべし

第八條に該當する當局者に依りて傷兵軍人が使用される場合の衛生部は主務大臣に依りて指名する衛生部に關しては本令の施行規定に定む

第六條 国立救護院は州登録簿に記載するに就き各傷兵軍人に對して左の事を詳記せるカードを渡す

登録番號

(一) 姓名、父母の姓名、生地及び生年月日

(二) 左のものに依る癩疾種別及其項目

(三) 恩給證書

(四) 衛生部の證明書

(五) 再教育の程度

(六) 一般的勞働能力及特殊技術の程度

(七) 第四條第三項に掲げたる癩疾者の健康狀態

癩疾以前及以後の職業

第七條 傷兵軍人就職の任に當れる職員は各月四日以内に先月末迄の未就職傷兵軍人の統計表を三通作製して国立救護院州取扱所へ提出すべし。此統計表には先月末迄に於ける未就職の傷兵軍人を其

勞働能力及熟練程度に従ひて分類すべし。

州取扱所は直ちに一通の統計表を州就業失業會議へ他の一通を国立職業紹介所へ送附すべし

第八條 下士に與へらる現行の文官任用權及縮少に由りて解雇せらるる使用人の權利に關係なく、政府各官省、州及郡當局、各市の事業、政府管下の官衙の下級なる就職口に缺員の生ずる時には本令第一條及び第二條に定められたる傷兵軍人に對して優先權を與ふべし。但し必要なる資格を有し競争に依る場合には試験を通過したる者なること。而して管理的職員又は會計員の場合には、十又は其端數の就職口に付一名下級書記の場合には十パーセント其他の下級職は二〇パーセントの割合にて傷兵軍人を使用すべし。優先權は本條に該當せる當局に於ける臨時的又は特殊的に存置せる就職口にも同様賦與すべし

国立傷兵救護院州取扱所に失業者として登録せる傷兵軍人の要求によりて各官省州又は郡當局又は政府管下の事務所に於ける職員採用規定中本條の條項と牴觸する場合には、該規定を無効にすることを得

本令に依りて使用を許可される傷兵軍人の年齢は三十九歳を限りとす

第九條 第八條の諸條項は國有鐵道の従業員には適用せず。該従業員に使用を許可する者は一九一七年三月二十五日の法律第四百八十一號の追加の一覽表に定められたる資格を有する傷兵軍人に限

定す資格を有する者は該表又は該規則七十條の雇傭規定に決定されたる割合を以てす。特許の下に運轉する民間鐵道事業の従業員に對しては、勅令に依りて同様な條項を採用することを得

第十條 公證人資格證を有する傷痍軍人が缺員のまゝ或は、本法の施行後缺員を生ずる公證人の就職口に對する選抜試験を受くる場合には大戦服役中の期間は一九一三年二月十六日の勅令第八十九號に依る營業期間として計算す。而して之れは大戦中公證人たるの資格を未だ充分に獲得せざりし者にも適用せらる。公證人選抜試験を受くる傷痍軍人の體格検査は部長たるべき州衛生部の職員二名、國立傷兵救護院の申込みに依り司法兼宗務大臣に依りて指定する事故負傷専門の衛生部職員二名に依りて行はる

第十一條 十名以上の賃銀労働者又は俸給者を雇傭する雇傭者は二十名又は其端數毎に一名の傷痍軍人を雇傭すべし

第十二條 特別なる事情に依り傷痍軍人を雇傭し得ざる特殊なる事業は職業紹介中央執行會議及國立傷兵救護院會議と合議の上労働兼社會福利大臣の命令に依りて傷痍軍人雇傭の義務を免除さる

第十三條 本法に依りて傷痍軍人を雇傭すべき雇傭者が直接に此目的を履行せざる時は州職業紹介會議又は隷屬の相當なる職員に對して傷痍軍人雇傭の申込みをなすべし

職員が相當なる傷痍軍人を得る能はざる時は上記州職業紹介會議へ照會し州職業紹介會議は又國立職業紹介局へ照會す。該職業紹介局は、他州より傷痍軍人を得る手段を講ずべし

第十四條 第十一條に掲げたる條件を具備せる雇傭者は本法の施行後一月以内に該地方に於ける相當なる州職業紹介會議に對して左のものを提出すべし

(一) 各部、男女別職業に依りて分類せる全被傭者の報告書

(二) 雇傭の時日、及恩給別を表示せる全傷痍軍人被傭者數の報告書

此報告書は毎年一月及び七月の最初の十日以内に繰返すものとす。此規則に違反する者は百リツ以上千リツ以下の罰金に處せらるべし

第十五條 本法の公布當時本法に依る規定數の傷痍軍人を使用せざる雇傭者は新に被傭者を雇傭する時、其義務を履行せざるべからず

但し如何なる場合にも本法施行の日より計算して賃銀労働者は六月俸給者は十二月を越えざるものとす

第十六條 本法に依りて使用さるゝ傷痍軍人には普通一般に行はる契約及び労働條件を適用す

第十七條 傷痍軍人の職業再教育程度及其就職口の如何に拘らず傷痍軍人に對する恩給額は本法に依りて變化あることなし

第十八條 上記諸條項に依りて傷痍軍人を雇備すべき雇備者が直接自ら其の手段を講ぜず又は相當なる紹介所へ規定の日時迄に申込みをせざる場合には労働日一日及各就職口に對して十リラの罰金を課すべし。本法の適用を受くる傷痍軍人を裝ひ不正又は詐欺の手段に依りて就職をする時には刑法による重罪の外に六月以内の禁錮に處すべし。

第十九條 罰金は裁判所より直接に國立傷兵救護院へ移管し労働兼社會福利大臣の決定に基き(軍人救護及戰時恩給省の存続中は該省次官と合議を経るべし)傷痍軍人の補形術及再教育設備の資金に充當すべし。

第二十條 本法の適用管理は労働兼福利大臣へ委任し州職業紹介會議、労働監督局、及び現行の職業紹介及強制失業保険に關する諸規定の適用管理を委任せられたる職員又は被備者の協力を仰ぐべし。

第二十一條 政府は本法の適用規則の公布を計畫し而して該適用規則は本令の公布より三月以内に中央職業紹介會議及び顧問府と協議を経勸令に依りて裁可を得べし。

追加十二 イタリ

一九三二年一月二十九日公布傷痍軍人強制雇備法施行令(一九三二年二月十八日官報第四十一號)

第一條 一九二二年八月二十一日公布の法律第三條に掲げたる州登録簿には、必要なる條件を具備し、戰時恩給又は繼續的或は一時的手当を支給せらるゝ凡ての傷痍軍人を記入すべし。但し恩給又は手当に就きては本令第二條第二項を參照すべし。

同法令(一九二二年八月二十二日公布)第二條に引照せる第九條の項目に編入せられたる又は編入し得る負傷を受けたる傷痍軍人は其後支給を停止さるべき一時的手当を賦與せられてより後強制雇備令の特権を與へらるべし。同じく同法第二條に引照せる第十條の項目に該當する傷痍軍人も手当を全部支給せられてより後特権を與へらるべし。

第二條 恩給證書又は恩給者支給傳達書を所持せる者は前條に該當する傷痍軍人なることを證明するに足るべし。但し戰爭に由る損害の爲に軍人外に賦與さるゝ恩給證書又は傳達書は此限りにあらず。恩給證書又は恩給支給傳達書の無き場合には衛生部の検査報告の披呈にて足るべし。但し此場合には、此外に當該軍事當局より回復手当を支給せられたることを證明すべし。

第三條 労働能力を全部消失せる理由に依り同法諸條項の適用を受けざる傷痍軍人を自發的に雇備する雇備者は、かゝる傷痍軍人を強制雇備數の中に編入して計算することを得。

第四條 同法第八條に掲げたる條項は、政府各官省、州又は郡當局、各市の事業の外に凡ての官廳、紙幣發行銀行、公共慈善團體、公共的性質を帯びたる一般の團體又は事業及び其他中央又は、地方

當該官憲の管轄權に依りて執行機關の採用せる條規を裁可取消又は中止することを得る凡ての事業又は團體にも同様に適用さるべし

宮内管理部 (The Administration of the Royal Household) も同法令の適用に關しては政府官省と同様なるものと看做す

本條に掲げたる事業中産業的性質を帯びたるものは任意同法第十一條に擧げたる雇傭者に對する條項の適用を受くることを得。かゝる場合には同法中雇傭者に關する凡ての條項の適用を受く

第五條 特權に依り民間企業として鐵道又は電氣鐵道を經營せる事業は同法第八條の條項の適用を受く。但しかゝる事業に於ける従業員に關する施行規則が勅令に依りて規定さるゝ迄は同法第九條に掲げたる條項の適用を受く

第六條 同法第八條の「下級なる職」は該官省、團體、事業の規則に依りて任命の行はるゝ場合長官の特別なる權利又は職權を要せざるものを意味す。階級又は長官に關する規則の存在せざる場合には該官省、團體、又は事業に於ける規則に依りて任命の行はるゝ時特別なる職業的經驗を要せざるものは下級なる職と看做す

同法第八條に關しては同法の施行せらるゝ以前に於て、就職口の任命に就いて調査吟味すべし

同法令第八條に依り傷痍軍人に割當つべき就職口は特別又は技術的就職口にも適用せらる

同法第八條に掲げたる優先權は唯任命のみにして任命の順序にはあらず

第七條 同法令第八條に掲げたる政府各官省は、競争試験に依る凡ての就職口に就き國立傷兵救護院へ報告をなすべし

同じく同條の各事業、又は團體は競争試験に依る凡ての就職口に就き其所在地の州取扱所へ報告すべし

州取扱所は本條に依りて接受せるものに就きて國立傷兵救護院へ報告すべし

第八條 同法第十一條に掲げたる雇傭者の雇傭する労働者人員は男子被傭者のみを含むこと

兵同事業に於ける場合には貸銀的雇傭者は使用人員を決定する時計算外に置くものとす

第九條 同法第十二條の免除を欲する者は労働兼社會福利省へ申込をなすべし。労働兼社會福利省に依りて免除を拒絶されたる雇傭者は同法第十五條に従ひ拒絶されし日より一月以内に規定の傷痍軍人を雇傭すべし

第十條 或一州へ本店を有し他の一州へ支店を有する同法令の適用を受くる事業は同法第十四條に掲げたる報告を別々に相當なる會議州へ或は一編めにして中央職業紹介局へ送附すべし

中央職業紹介局は各州に於ける傷痍軍人數と産業狀態を審査しある州の事業に對しては規定數以上の傷痍軍人雇傭を認可し他の州に於ける不足分を補充すべき處置を取るべし。定期的性質を有し又

は三月以内の短期的事業の雇傭者は傷痍軍人雇傭の義務を免除さるべし

第十一條 雇傭者は傷痍軍人を其の最適する就職口に使用することを得
但し如何なる場合にも規定数の割合を使用すべし

第十二條 雇傭者は被傭者の増員減員又は解雇は自由に行ふことを得
但し傷痍軍人の割合は如何なる場合にも規定数を準ずることを要す傷痍軍人解雇に依りて缺員の生
ずる時は直に他の傷痍軍人を雇傭すべし

第十三條 失業せる傷痍軍人にして一九二二年八月二十一日公布の法律を利用せんとする者は一九二八
年十一月十七日代理勅令第一九一一號に依りて各郡に設置せる郡職業委員會の手を經この委員會の
存在せざる場合には該傷痍軍人居住地の郡長の手を經て國立傷兵救護院州取扱所へ申込みをすべし
申込みを受けたる取扱所はそれに對して受取證を交付すべし

第十四條 前條の申込書には左の書類を附随すべし

- (一) 恩給證書又は恩給を支給せられる何等かの證明其意味は左の如し
- (イ) 已に恩給を支給せられてゐる者は恩給或は繼續的又は一時的手当を支給せられる證明書(恩給支給傳達書、郡長の證明書、公證人の證明書等)
- (ロ) 未だ恩給を支給せられざる者は衛生部の検査報告の抜萃と本令第二條に定められたる軍當局

者より支給せられたる回復手当證明書

(ハ) 第九級の一時的手當が拂濟になつた者或は第十級的全額手當を支給せられたる者は同法第二
條に定められたる該手當を申込み以前に支給せられたることを證明するもの

(ニ) 労働能力及希望職業の熟練程度を證明する書類、免許狀、證明書等
(三) 傷痍軍人居住地の衛生部員の確實なる證明書又は癩疾種別、癩疾程度を示せる該代理者の證明
書

第十五條 前條第三項の健康證明書は實際の検査を根據とせる傷痍軍人の確實なる状態傷痍軍人の同
僚の健康安全を危殆ならしめざることを證明。傷痍軍人の肉體がある右利的職業に従事し得るや否
やの意見を記載すべし。衛生部員は第九條及び第十級の負傷を受けたる傷痍軍人の場合には左の項
目の一に該當するや否やを確實に記載すべし

第九級

- (四) 片足最後の三指中全二指の消失又は兩手最後の三指中一指づゝの消失
 - (五) 片手食指の全消失(他の片手最後の三指中一指の有無には關係なし)
 - (六) 一食指中最後の二指關節及他の二指關節の消失(片手又は兩手に關係なし)
- 但し拇指及び他の片手の食指は例外なり。又は片手最後の三指の同指關節又は四指の同指關節消

- (七) 尖(片手又は両手に跨りてもよし)
- (八) 兩食指の最後の二指關節の消失
- (九) 一拇指の爪關節消失と他の一指の爪關節消失(兩手に跨りてもよし)
- (十) 拇指を除く五指又は六指の爪關節消失又は一食指を含めて四指の爪關節消失(片手又は両手に跨りてもよし)

第十級

- (三) 片手又は両手に跨り二指の最後の二關節消失(但し拇指又は食指を除く)
- (四) 一拇指の爪關節消失
- (五) 二食指の爪關節消失又は片手或は両手に跨り四指の爪關節消失(但し拇指及び食指を除く)
- (六) 片手又は両手に跨り最後の四指中三指又は二指の爪關節消失(一食指を含むも關係なし)

同法令第二條に依り左の疾病者は、衛生部の證明を要せずして強制雇傭より除外すべし

- (イ) 肺結核
- (ロ) 傳染病
- (ハ) 癪

第十六條 傷残軍人より職業紹介委員會又は部長に提出されたる申込書は提出の日より三日以内に

國立傷兵救護院州取扱所へ送附すべし

取扱所の設置せられざる場合には州職業紹介會議へ送附すべし、かゝる場合には州職業紹介局は、州取扱所の代理をなす

第十七條 國立傷兵救護院州取扱所は傷残軍人の提出せる書類及衛生部検査の結果を斟酌し申込者が同法令に該當する傷残軍人なるや否やを決定す。州取扱所は、取扱所の設置せられざる場合には州職業紹介會議(傷残軍人より提出されたる書類に依りて州登録簿に掲載すべき條件を有せずと認むるのには記載を拒絶し該傷残軍人に對して直に其旨通知すべし)

此決定に對しては雇傭者又は傷残軍人自身に依りて中央職業紹介會議へ抗議を提出するものとす

第十八條 直接に雇傭されたる傷残軍人又は公立職業紹介所の紹介に依らずして雇傭されたる傷残軍人は雇傭者の要求ある時は第十三條に定められたる書類を提出して強制雇傭令の權利を賦與せられすることを證明すべし。國立傷兵救護院州取扱所及び州職業紹介會議は直接に雇傭者へ雇傭されたる傷残軍人より發疾證明書を要求することを得

強制雇傭法の權利を賦與せられざる者を傷残軍人として雇傭せることが確定する場合には一ヶ月を超過せざる期限を定め其期限内に雇傭者は必要數の傷残軍人を雇傭して同法に定められたる割合を満たすべし

第十九條 州職業紹介會議は同法に定められたる傷痍軍人の爲めに就職を紹介し其爲めには國立傷兵救護院の州又は地方機關の助力を利用することを得

第二十條 規定數の傷痍軍人が手に入らざる時には左記のものを明記して州職業紹介會議へ申請すべし

(一) 賃銀又は有給俸給被備者就職口の數

(二) 同部類の賃銀又は俸給被備者實際支給賃銀又は俸給額

申請は同法第十五條に依り六ヶ月又は十二月の期限經過以前二月以上の間を置きて州會議へ書留郵便にて送附すべし

第二十一條 定期的産業に於ても永続的の被備者に對しては前諸條項の規定を適用せらる

第二十二條 州職業紹介會議は其地方又は隣接地に於ける能く限り大多數の傷痍軍人目録を作成し且つ希望職業を記載して雇備者へ送附す

但し雇備者は目録外の傷痍軍人を雇備することは自由なりとす

第二十三條 同法第十一條に該當する雇備者にして本令に依る傷痍軍人雇備に就き凡ての手段を講じたる者は傷痍軍人雇備申請後一ヶ月間を経過すれば、傷痍軍人外の者を雇備することを得。但し其後の缺員に關しては傷痍軍人及傷痍軍人外被備者の割合が如何なる場合にも同法の規定と一致することを得

とを條件とす。この規定は同法第八條に掲げたる官省、團體、事業等にも適用せらる

第二十四條 同法に依りて雇備さるゝ傷痍軍人は賃銀條件に關しては他の被備者と同權利を賦與せられ、普通事業に於ける被備者の義務及労働規定を適用せらる

第二十五條 同法の適用を受くる事業は各其營業所に雇備傷痍軍人の姓名、兩親の姓名、生地及び半年間に於ける各傷痍軍人雇備及解雇の口時を呈示し得るやう備へ置くべし

第二十六條 州職業紹介會議は半年間に於ける雇備傷痍軍人の統計を中央職業紹介局へ廻付すべし

第二十七條 州職業紹介會議と連絡して州衛生部を設置す。州職業紹介會議は同法第五條に定められた命令を公布する爲に労働兼社會福利省に對し該衛生部設置の提案をなす

衛生部は三名の衛生員より成り内一名國立傷兵救護院より指名され一名は雇備者他の一名は其州の労働者に依りて指名さる

該衛生部員は、通常の場合には國民事故資金又は國立保險局の代理をする病院の醫師中より選定せらる

衛生部員は其任期を二年間とし再任することを得

部長は労働兼社會福利大臣によりて任命さる

衛生部員は其任期を二年間とし再任することを得

より支出せらる
衛生部費及び衛生部員給料支出規定は大藏大臣と合議を経て労働兼社会福利大臣の命令に依りて決定す

第二十八條 同法第五條第二項及前條に依り州衛生部に含まるべき国立傷兵救護院指定の衛生部員は国立傷兵救護院州取扱所の要求に依り州傷兵軍人協會又は其支部より指名せる三名の中より州取扱所之れを選定す。国立傷兵救護院本令の施行せらるる日より二月以内又は国立傷兵救護院指名の衛生部員に缺員の生ずる日より一月以内に該衛生部員を指名せざる場合には労働兼社会福利大臣之を指名す。但し能ふ限り州傷兵軍人協會又は其支部と協定を遂ぐべし。国立傷兵救護院州取扱所が同法第十條に掲げたる二名の衛生部員を司法兼宗務省に依りて定められたる期間内に指名せざる場合には司法兼宗務大臣之れを指名す。雇傭者及労働者團體が前條に掲げたる衛生部員を規定の期間迄に指名せざる場合には州職業紹介會議は労働兼社会福利大臣に該衛生部員の指名を申告す

第二十九條 衛生部の鑑定は普通要求の日より十五日間を経過して後發せらる。衛生部の決定は多數投票にて決し其決定は終審的のものなりとす。衛生部検査の結果は直ちに国立傷兵救護院州取扱所へ報告し取扱所は書留郵便にて直ちに該傷兵軍人に通告す
衛生部に依りて不利なる鑑定を與へられたる傷兵軍人は其後六月を経過せざれば再検査を受くること能はず

衛生部の鑑定は一九二二年八月二十一日公布せられたる法及本令を施行する場合に限り其效力を有す

第三十條 各官廳にて傷兵軍人を雇傭する場合の衛生部は主務大臣に依りて指定さる。但し該主務大臣は第二十七條に依りて各州へ設置されたる衛生部に對して検査を委任することを得

第三十一條 雇傭者は同法第五條に掲げたる衛生部の検査を何時にても要求することを得。雇傭者が衛生部の鑑定未定の傷兵軍人を解雇する場合若し其後衛生部の検査が該傷兵軍人に對し有利なれば其間に要せる賃銀を傷兵軍人に對し拂ふべきものとす

第三十二條 一九二二年八月二十一日の公布の法律及本令の施行費は労働兼社会福利省の豫算中全國の職業紹介局へ割當てられたる資金より支出するものとす
労働兼社会福利大臣は同法及び本令を施行するに於て毎年必要なる場合には州職業紹介會議に對し増額費の支出を決定することを得

労働兼社会福利大臣 ベネデューチエ署名

追加十三 フランス

二七八

傷痍軍人強制雇傭に関する法律案(一九三三年六月三十一日下院にて可)

第一條 一九一九年三月三十一日公布の法律に依りて終身的又は一時的恩給を支給せらるる陸海軍人の各員は本法諸條項の權利を享有す

第二條 一九三三年一月三十一日公布の法律第一條及び第七條の範圍に屬するものを除きフランス又は外國に國籍を有する者に論なく又男女に關係なく十八歳以上の賃銀労働者を十名以上使用する凡ての産業的又は商業的事業は、全被傭者に對し第三條に定められたる割合にて戦時恩給受領者を雇傭すべきものとす

十五名以上の賃銀労働者を雇傭する農業又は林業的事業も同様なる義務を有す。但し被傭者中五〇パーセント以上婦人を使用する事業に於ては、使用せざる戦時恩給受領者の人員に比例して年税を負担すべきものとす。その中男子被傭者が第三條に定められたる割合を含み婦人被傭者が再婚せざる戦時寡婦或は再婚せるも未丁年の戦死軍人の子女を有せる者又は戦死或は戦争の結果死せる軍人の母又は未丁年の娘或は發狂して瘋癲院に收容せられ一九一九年三月三十一日公布の法律に該當する軍人の妻を同等なる割合に含めることを證明する場合には課税の負擔を免ぜらる

第三條 本法の公布後三月以内に労働大臣は國立傷兵管理院と協議を經強制的に各種事業に雇傭すべき戦時恩給受領者の割合を決定すべし。但し雇傭比率は各事業に於ける全被傭者の十パーセントを超過することなく且つ見習又は無給の志願的労働者は全被傭者の數より除外せらる

一九一九年三月三十一日公布の法律に該當する恩給受領者にして痲痺程度八十パーセント以上なる者は單位を二名として計算す。三十名以上の賃銀労働者を使用する事業に於ては上記割合の三分の一は生業能力の低下せる恩給受領者を含むべし。其計算に於て端數の剩餘が生ずる時は除して得たる數に猶一單位(二名)を附加すべし

一九一九年三月三十一日の法律に依りて恩給を支給せらるる雇傭者は雇傭比率中に單位に包含せらる。而して該雇傭者が八十パーセント以下の痲痺の場合には一單位、一層高き痲痺程度の恩給を支給せらるる場合には二單位とす

上記の條項は一八九八年四月九日公布の法律及其後公布せる同問題に關する立法に依りて恩給を支給せらるる産業的痲疾者にも適用せらる。但し其場合には事故の生ずる事業にて雇傭せらるる者に限る

第四條 第三條に定められたる戦時恩給受領者の雇傭は本法の施行當時存置せる事業の中事情の許すもの又は雇傭者移動の結果缺員の生ずるものに限り強制するものとす。但し本法公布の日より二年

二七九

以内に本法第二條及第三條に規定せる割合に達せる事業が其證明をせざる場合には第十條に掲げたる罰金を課せらるべし

二八〇

第五條 毎年一月最初の二週間内に本令の適用を受ける事業主は前年に雇せる戦時恩給受領者表及び各人の雇期間の細別を縣知事へ報告すべし。該縣知事は、二月の最初の二週間内に上記の報告を次項に掲げたるものと共に縣職業紹介所長縣管理委員會(第十五條參照)本法該當の者の利益を擁護する縣團體長へ送附すべし。本令の適用を受ける雇者は猶一年間に生ぜる瘵疾労働者の雇及び解雇別の移動に關する報告を縣知事へ送附すべし

第六條 規定數の恩給受領者を雇せざる事業主は四十八時間以内に凡ての缺員に就き書留郵便にて公立職業紹介所へ報告すべし

職業紹介所は報告を受けし日より八日以内に雇者へ戦時恩給受領者を送るべし。八日以内に戦時恩給受領者を送らざる時には事業主は自由に缺員を満たすことを得。猶八日間を經過しても缺員を満たさざる場合には本條適用の效力を失はざるものとす

第七條 公立職業紹介所より雇者へ送らる各戦時恩給受領者は労働者の場合には一週間以内俸給者の場合には一月以内の見習期間を経るものとす。見習期の終局に於て恩給受領者を解雇する場合には雇者は其理由を附して縣職業紹介所長へ陳述すべし。該所長は其動機の正否を決定すべし此決

定に對する抗議は第十四條に掲げたる委員會へ提出すべし。該委員會は最後の決定をし適切と認むる場合には第十條の條項を適用すべし

労働者の雇別職業能力資格に關する爭議は第十四條の委員會へ提出す。但し其場合には書留郵便にて縣知事宛に出すべし

此決定に對する抗議は上記の形式と同様に第十五條に掲げたる委員會へ提出すべし。但し此抗議は第十四條の委員會の決定より三日以内に提出せざれば效力を有せず。抗議の審議中は最初の委員會の決定を實行す。但し職業能力證明書を有する恩給受領者(第九條參照)は此限りにあらず

第八條 労働者の賃銀が第十四條の委員會(抗議の場合には第十五條の委員會)に依りて決定する時には該當事者は決定を與へられた日より六月を經過するにあらざれば修正の要求をすること能はず

修正の要求が否決さるゝ場合には一年を經過せざれば修正せらる。本法に該當する戦時恩給受領者の賃銀は、如何なる場合にも其地方に於ける特殊産業に對する標準賃銀額より下ることを得ず。一八九九年八月十日公布の法律に依りて標準賃銀額の決定せられざる場合には同法第七條の規定によりて定む。但し恩給受領者が其瘵疾の爲め同種類の労働者と比較して明かに劣等の位置にあることが證明せらるゝ場合には當事者間又不調の場合には管理委員會に依りて賃銀を低下することを得。

二八一

労働者の職業能力が普通能力者の半ばなる時に二十パーセント以上、半ば以下なる時にも五十パーセント以上の貸銀低下をすること能はず

第九條 前條の條項にも拘らず恩給受領者の見習期間中は其地方に於ける産業の標準貸銀を賦與すべし

第十三條に掲げたる委員会より發せる職業能力證明書を有せる恩給受領者は、最後の決定後三日間を経過すれば標準貸銀額を支給せらるべし

第十條 第三條に定められたる規定数の恩給受領者を雇傭せず又第六條に掲げたる陳述をもなざる事業主は恩給受領者一名及び労働日一日に付六フランの罰金を課せらるべし。但し第十四條の過渡期間中の缺員には罰金を課せず。而して此期間は缺員の報告せられてより三月を超過せざるものとす

次の場合には罰金を課せず

(一) 營業を休止せる期間

(二) 公立職業紹介所へ雇傭者が戦時恩給受領者の雇傭を申込み職業紹介所が未だ該恩給受領者を送らざる期間

虚偽の報告を爲す者は二倍の罰金に處せらるべし

第八條及第九條に定められたる貸銀を支給せざる雇傭者は實際支給貸銀額と標準貸銀額の二倍に相當する罰金を課すべし。而して該労働者に對する損害賠償は別とす

本法に該當する者の擁護を目的とする團體は本令の遵守を怠る雇傭者に對し損害の證明を要せずして民事訴訟を提起することを得

第十一條 第十條に定めたる罰金及第二條第二項に依りて定められたる年税は（其金額は第五條の委員會之れを決定す）直接税法に依りて徵收す。而して場合によりては直接税法と同様に抗議を提出する權利を有す。罰金及び年税より生ずる収入は戦時恩給受領者の利益を計るべき公益資金に割當つべし。而して其設備は施行規則にて定め國立傷兵管理院と協定を遂ぐべし

第十二條 上記諸條項の適用に依り凡て契約に關する規定、殊に労働及治安法第一條に掲載せるものは本法に該當する契約の場合にも適用せらる。但し六十パーセント以上の肉體的廢弱者は習慣又は協約に依り一層長期間の規定ある場合を除き其貸銀が一日拂ひ又は七日拂ひの時には二週間月拂ひの時には二月間の解雇豫告期間を與へらるべし。重罪を犯して直ちに解雇さるゝ傷病軍人は協約又は習慣に依りて解雇豫告期間の規定せられてゐる場合に於ても、前項に掲げたる特別豫告期間を要求すること能はず

第十三條 第七條に掲げたる職業能力證明書（必ずしも必要ならず）が各地重要都市に設置せられた

る委員会に依りて發せらる
該委員會の組織は左の如し

判事又は治安裁判官 (Juge de Paix) 職權に依りて委員長となる而して毎年民事裁判所長之れを任命す

醫師一名 第一審裁判所公認の醫師中より會長之れを選定す

各縣傷痍軍人委員會の會員中より選定せられたる者 一名

雇傭者 一名 勞働者 一名

上記委員會及び第十四條及第十五條に掲げたる委員會々員の選定は第十九條記載の施行規則に之れを定む

各委員會は此外に一名は雇傭者一名は勞働者よりなる技術専門家を入會せしむることを得

此二名は勞資協調評議會 (Conseil des prud'hommes) 會長又は該代理當局に依りて指定さる

第十四條 第七條記載の爭議は各地重要都市に於て二週間一回以上會合すべき委員會に提出せらる。

該委員會は左の會員を含む

民事裁判所判事 職權に依りて會長となる

任命は該裁判所に依りて毎年之れを行ふ

醫師一名 裁判所附屬の醫師中より司法大臣之れを選定す

各縣傷痍軍人委員會より選定されたる會員一名、雇傭者一名

勞働者又は俵給者一名

第十五條 各縣の重要都市に於て縣管理委員會と稱すべき委員會を設置す

該委員會の組織は左の如し

訴訟院顧問官又は民事裁判所長 投票に依りて會長となる

而して任命は訴訟院之れを行ふ

管區工場監督官一名 縣監督官之れを代理することを得

醫師一名、又は各縣傷痍軍人再教育所附屬の醫師一名、再教育所の存置せられざる縣にありては

裁判所附屬の醫師又は各縣醫師組合又は團體より推薦せられたる者十名中より司法大臣之れを選

定す

各縣傷痍軍人委員會より選定せられたる會員一名

恩給を支給せられたる雇傭者一名、同じく恩給を支給せられる勞働者又は俵給者一名

該委員會の職能は左の如し

(一) 貸銀條件に關して最後の決定をなす

(二) 縣知事より提供せられたる報告に従ひ、本令違反の雇傭者より徴収する料金又は婦人或は男子及び婦人を使用せる雇傭者より徴収すべき年税の金額を決定す

縣知事は委員會にて決定せるものに付目録を複製し料金を徴収すべき直接取扱所へ廻送すべし

第十六條 本法諸條項の適用は前條に定められたる委員會之れを管理し工場監督官、産業的商業的各事業の管理局へ之れを委任すべし

第十七條 一九一六年十一月二十五日公布の法律第一條第二項を左の如く修正す

「一九一九年三月三十一日の法律に依りて恩給を支給さるる陸海軍人の各員にして一八九八年四月九日、一八八九年六月三十日、一九〇六年四月十二日、一九〇七年七月十三日及一九一四年七月十五日に各公布されたる法律中に規定する條件に依りて産業的負傷をする場合には、大統領の命令又は死亡又は永久的勞働能力減退の結果支給さるる恩給額に關する裁判所の決定は判然と……云々」

第十八條 本法に該當する勞働者又は俸給者にして政府各官省又は事業に職員外の者又は臨時雇として雇傭せられる者は一年間を経過すれば永久的の雇傭を確保さるべし。現在勤務中の就職口が廢止さるる場合には別に同等なる就職口を賦與せらるべし

第十九條 勞働大臣は、恩給大臣、農務大臣、商務大臣、國立傷兵管理院と協議の上、本法の施行規則を定むべし

則を定むべし

該施行規則中には、本法第十三條第十四條及び第十五條に配載せる委員會に参加を要求せられたる勞働者又は、俸給者及び各縣傷兵管理委員會より選ばれたる委員に支給すべき勤務手當に關するものを規定すべし

第二十條 本令は、アルゼリア及植民地にも適用せらる

追加十四 イギリス

傷兵軍人の雇傭及救護

歐洲大戰中英國海軍陸軍及空軍に勤務せる傷兵軍人の爲めに就職及救護の道を講ずる爲め陸軍大佐レイモンド、グリーン卿の提出せる法律案

第一條 各官廳にて缺員の生ずる時には歐洲大戰中海陸及空軍に勤務して傷兵軍人となる者にして職業紹介所に失業者として登録せられ、且つ就職に堪へ凡てに關して適切なるものと思はるる者に限り之れを與ふべし

第二條 地方當局に於ける缺員に對しても前條該當の者に凡て之れを與ふべし

第三條 五十名以上の勞働者を使用せる雇傭者にして未だ國民名簿に掲載されざる者は其所有にかゝる工場社所在地の五哩以内に居住する本法該當の者を被傭者五十名に對し一名の割合にて雇傭すべし

第四條 本法に該當する傷痍軍人及其家族は一八八〇年公布の雇傭者責務及一九〇六年公布の勞働者賠償法に對する權利を賦與せずして貸銀に依りて其生活の保證を與ふべし

第五條 本法に該當する傷痍軍人は本令通過の當時其痲疾程度が四十パーセント以上八十パーセント以下に評價さるゝ者を意味すべし

第六條 職業紹介所に失業者として登録せらるゝ本法該當の者にして猶就職を得る能はざる場合には、當該地方當局は保健省に依りて定めらるゝ規定に従ひ該傷痍軍人に對して生活維持の途を講ずべし

第七條 本法は一九二三年十月一日より之を施行す

第八條 本法は一九二三年公布傷痍軍人雇傭救護法と稱す

其三、専門家會議の議事録

第一回會合の議事録

一九二三年七月三十一日火曜日午前開催

傷痍軍人就職方法研究の爲めの専門家會議の第一回會合は、國際勞働局長、アルベール・トーマ氏 (Albert Thomas) を議長に推し午前十時半より開催されることとなつた。

國際勞働局傷兵保護部長 (Chief of The Disablement Service)——テイクシエ氏 (Tisier) は書記の役を勤め専門家の名簿を讀み上げた。當日の出席者は左記の諸氏であつた。

- 1、ロントス・ヒルス氏 (Johus Hills)——オーストラリア陸軍兵、同盟聯合執行部員 (オーストラリア)
- 2、マツクス・ブランドイス氏 (Max Brandtisz)——州傷痍軍人協會長 (オーストラリア)
- 3、マルセル・ドンオー氏 (Marcel Dekaw)——國民傷痍軍人聯合會副會長 (ベルギー)
- 4、アーノ・ビー・マックスウェル氏 (A. B. Maxwell)——カナダ歐洲大戦出征兵協會々長 (カナダ)
- 5、ジークムント・フライシユマン博士——(Dr. Sigmund Fleischmann)——社會福利省傷痍軍人

審査部長(チエツコスロヴァキア)

二九〇

- 6、フランツ・ノイマイスター氏(Franz Neumeister)——チエツコスロヴァキア傷痍軍人協會總務部長(同上)
- 7、エフ・ゴージェイ氏(F. Gauthier)——パリ地方労働局長(フランス)
- 8、ルネ・カッサン氏(René Cassin)——リール大學法學部教授、兼フランス出征兵及傷痍軍人協會聯合會名譽總裁(フランス)
- 9、オットー・ウエルム博士(Dr. Otto Wülz)——聯邦労働省顧問官(ドイツ)
- 10、クリスタン・フエンデル氏(Christian Prander)——出征傷痍軍人及び遺族協會副會長(ドイツ)
- 11、ゼイ・アール・ゼイ・バスマニア氏(J. R. J. Passmore)——労働省再教育部(イギリス)
- 12、陸軍中佐デヨツヂ・クロスフィールド氏(Lieut. Colonel George Crossfield)——英國軍團副團長(イギリス)
- 13、カンデイド・ノアロ教授(Prof. Candido Noaro)——國民經濟省(イタリア)
- 14、アマデオ・マンマレラ博士(Dr. Amadeo Mammarella)——出征兵及傷痍軍人協會執行委員會委員(イタリア)

15、バス勳二等、マイケルジョージ勳二等、アンドリュエー、ハミルトン、ラッセル大將(General Sir Andrew Hamilton Russell, K. C. B., K. C. M. G.)——ニュージーランド歸還兵協會會長(ニュージーランド)

16、ボレスロフ・キツキーツィツ氏(Boleslaw Kikiewicz)——ポーランド共和國傷痍軍人協會總務執行委員會委員(ポーランド)

17、勳二等ウイクトリア勳四等、ゼー・エヌ・ウイリー旅團長(Brig. Gen. J. S. Wylie, K. C. M. V. O.)——英帝國陸海軍服務同盟南阿支部(南アフリカ)

傷痍軍人問題研究國際聯合常置委員會は、總務部長ライズドルン氏(Lieut. Col. R. S. Lisdorff)が代表して出席してゐた。

左の諸氏は顧問の資格で列席してゐた。

海軍大佐チーズマン(Cap. Cheesman)——英帝國陸海軍服務同盟南阿支部

アンリ・シノット氏(Henri Pichot)——フランス傷痍軍人協會聯合會會長

ガストン・ロージェエ氏(Gaston Rogé)——フランス傷痍軍人協會聯合會名譽總裁兼東部傷痍軍人及退役兵協會會長

スルンハート・レベム氏(Bernhard Leipzig)——チエツコスロヴァキア傷痍軍人協會

二九一

其他、國際勞働局行政部員ソーカル氏(のり)氏も席に列つてゐた。

二九二

議長は先づ國際勞働局の規定用語は佛語及び英語に限定せられてゐるが専門家の中五六名の諸氏は獨語のみを使用するので科學的研究に關する凡ての場合に行政部より與へられたる権限を利用して佛語、英語、獨語の三ヶ國語に依る議事進行の決定を専門家に對し通告した。

議長は、専門家に對する歡迎の辭を陳べて後大戰中専門家は、夫れ／＼相反目せる國に屬してゐたが人類に對する連帶責任の感情及び傷痍状態は列國共通であると云ふ確信とは躊躇なく國際勞働局の招聘に應じさうして其所有せる貴重なる經驗と世界を通じて維持すべき正義に對する理想とを結合することになつたのであると述べた。議長は殊更に殖民地の代表者が初めて専門家會議に列席せる事を歡迎し此事業が愈々國際的性質を帯び従つて是が非でも輿論を喚起せずには置かねものであると語つた。

議長は、先づ最初に會議の性質と専門家の位置とを決定して置く事を望んだ。

會議は性質上専門的諮問的であるし専門家は其資格に關して豫め國際勞働局長に依りて指定されてゐるのである。それで専門家の選定に就いては別に議論があり得ない譯であつた。

勞働局は先づ専門家が報告書を調査して第一には報告書を科學的價値から言つて無缺なものにする爲め必要なる追加や修正を提案し第二には根本的原则を總括して満足なる傷痍軍人就職に關し、基礎

となるべき結論を定めんことを要求した。

テイクシエ氏——討議の順序は國際勞働局の作製せる報告順に隨つて行ひ従つて第一に傷痍軍人就職に關する一般的問題より開始せんことを提案した。

第一章 傷痍軍人就職紹介に關する一般的問題の討議

バスマア氏——英國に關したものに就いては、勞働局に送附せる追加報告中の最も興味ある最近の報告を勞働局作製の報告中に挿入して完全なものにすべきであると述べた。

カッサン教授——最近フランス勞働省の報告中には傷痍軍人就職に關する統計を含むこれは今回の報告に添加されるのであるが、國際勞働局は一般報告中に此調査を附加するのが至當であると述べた。

ウエルツ博士——勞働局報告中の數字に關して二つの陳述をした。

第一は、勞働局の報告を見ると「ドイツに於ては、傷痍軍人の八十パーセント以上は強制疾病保險法に該當する貸銀勞働者也」とある。この八十パーセントと云ふ數字は統計の編纂上缺點があつた爲め嚴密に言つて正確なものとは言へぬ。即ち田園地方に於ける農業勞働者は數字より除外してあると云ふ事實を斟酌しなければならぬ。事實貸銀勞働者でない傷痍軍人は二十パーセント以上もあり多く

二九三

は獨立で營業を續け殊に田舎にては高率である。

第二は、公營事業に於ける傷痍軍人強制雇傭の賦課率規定は修正を經やうとしてゐると述べた。

テイクシエ氏——ドイツの傷痍軍人中八十パーセントは貸銀労働者であるといふ數字は一九二二年の三月労働省顧問官マイエル博士が専門家會議の席上國際労働局に對して報告したものであつて同博士は一九二三年七月該報告を確認してゐると述べた。

ウエルツ博士——國際労働局の要求に依り最近一層廣く統計的調査を行つたら其結果は相違したものが出來たのでいづれ労働局に該調査の結果を報告する。

會長——バスマリア氏の報告フランス労働省告示中の調査及ドイツ労働省編纂の最近統計を國際労働局の報告中に挿入して修正をし且つ完全なものにするであらう。但しバスマリア氏の報告を全部労働局報告中に包含する事は困難でさうすると傷兵保護部より提出された事項に就き平均を失する虞れがあると附け加へた。

バスマリア氏——英國に於ける傷痍軍人就職に關し最近四月間に生ぜる大なる變化及び労働局報告中のものと全く相違せる最近の統計を是非包括すべきものだと同執した。

テイクシエ氏——バスマリア氏の報告を全部そのまゝ労働局の報告中に編入することは不必要である。第二、二つの該書類は作製上の基礎が一つでなく而も同種の報告を内容としてゐる。其處でバスマ

リア氏の要求に應ずることになれば、労働局報告中の統計は同氏より接受せる極最近の統計を包括しなければ完全なものとは言へなくなる。それに一九二三年の前半期に於ける國民名簿會議の行へる事業報告は追加で發表する事が出来る。

議長——バスマリア氏の報告を現在そのまゝの形式で全部包含する譯には行かぬ故寧ろ二つの書類をテイクシエ氏に鹽梅する事を要求しそして修正案を印刷に附する前にバスマリア氏にも配布する方が望ましき事ではないか。

バスマリア氏——議長の提議に賛意を表した。此處に於て英國傷痍軍人就職制定に關する労働局報告の一部は修正せられる事に決定し該修正書にはバスマリア氏の提出せる極最近の報告と統計とを記載することになつた。

ノアロ教授——第一章「傷痍軍人職業紹介に關する一般的問題を認めることは」専門家が強制雇傭制度に關し其根本的の原則に賛成をしたといふ意味に解すべきものかそれともこの重要な點に關しては後に論議せられるものであるかと質問した。

議長——労働局の報告には傷痍軍人就職の道を講ずることは公營事業は勿論民營事業にも必要であるといふ結論はしてゐるが、二つの重要な方法即ち雇傭者の自發的協力に訴へる法と強制雇傭法とに關しては何等決定を下してゐるわけではなく唯疑問を起したとだけ別に豫め裁決をしてゐるので

はないと答辯した。

ラッセル大將——、傷痍軍人に對する就職紹介は國家の義務で其手段を講ずる事は國家がやるべきものである。それで少くともある屬領地に立法的に強制雇傭制度を布くことは不必要である。

カツサン教授——、傷痍軍人就職の方法に就きては現在の状態に對しても注意を怠らぬやうにする事は必要であるが同時に未來の情勢にも意を注がねばならぬ。今の中に傷痍軍人が再び産業へ参加するやうに確保しなければ傷痍軍人が四十歳又は五十歳に達する頃には再び彼等は全く政府の厄介にならねばならぬ破目に落入る。政府は宜しく此論旨に注意を向け十年又は廿年後に國民の大なる負擔を除く見地を以つて今のうちに凡ゆる必要なる手段を巡らす事は其利益になるといふ事を示さねばならぬ。

議長——、報告の第一章は中分がなく明瞭でもありそして問題の重要なこと現在までの過失、打撃つべき困難、種々の手段方法等を明かにしてゐる。しかし傷痍軍人が自分自身又は其屬する一般國民の利益の爲めに提出せる要求の原則を研究する必要はないか。傷痍軍人は祖國を防禦する爲めに蒙りし負傷に對して賠償を得んことを只管熱心してゐる。

それは職を得て働く爲めの優先權であつて要求の唯一の形式でありそして賠償に對する一般的權利の中で最も重要なものであらう。これに對し雇傭者の自發的協力に依る方がよいかそれとも強制雇

傭法を布く方がよいか専門家に對して公衆より仲介を求めらるゝ時に當り傷痍軍人の爲めに能ふ限りの努力を盡す事をもう一度各國の社會に對して想起せしめる事は利益のないことではない。

そればかりでなく傷痍軍人の此權利は各國社會の義務と利益とに一致してゐるものである。消費過冗の嫌ひがあるとは言へ現今の人類は一層強度の生産を必要としてゐる。そして各職業を適切に配置して一般生産に貢獻すべき傷痍軍人の能力を最有効に使用せしめることは社會の義務である。

傷痍軍人の賠償に對する根本的權利及各國社會の嚴重なる義務と緊要なる利益とを確信せしめることは専門家の職務中でも序曲を奏するやうなものであり而してこれは輿論を喚起せしめるのに必要缺くべからざるものに屬する。

ピシヨール氏——、議長が説明せる主旨に對しフランス専門家の賛意を表明する事を喜ぶものである。フランスに於ては傷痍軍人の團體が確立され議會は國民の安寧を擁護せる傷痍軍人が社會に於て相當なる位置を得ること従つて其勞働權を確認してゐるのである。

フランスの傷痍軍人は同様に國家の經濟組織の改善と勞働力の分布とに對して協力をするのが其義務であることを認めてゐる。フランスの専門家たちは此問題に對しては國家的見地ばかりでなく國際的見地からも考察を巡らした。勞働者殊に痲疾勞働者に對しては改善されたる相當の生活状態と平安に對する保證とを確保すべきものであると言ふ意見を有してゐる。

ノアロ教授——、傷痍軍人の強制雇傭の權利に就きては人道的哲學的の根據を確立する事が絕對に必要であるとの主張から議長の提案に賛意を表す。自分は最近「國際法理學評論」に研究論文を發表し傷痍軍人は其療疾恩給の支給額が不充分であるといふ理由のみでなく國內及び國際的生產事業に參與する事は傷痍軍人の權利であり義務であるといふ見地から傷痍軍人の強制雇傭の權利を支持したのであつた。故に傷痍軍人の負傷に對する賠償問題を全く眼中に置かず傷痍軍人の勞働權を確立することは肝要なものである。

二九八

ウエルツ博士——、ドイツの専門家を代表して議長の提議及ノアロ教授の陳述に同意を表す。傷痍軍人は少くとも權利を享有し得るだけの療疾者である限り大戦以前と同等なる生活狀態を維持し得べき絕對的權利を有するものであるから傷痍軍人に對しては是非就職の道を講ぜねばならぬ。これは恩給支給額が少いといふ理由ばかりでなく勞働に對する快樂を興へることが眼目である。即彼等の心的狀態を轉換せしめ彼等が役に立ち得るといふ觀念と威嚴の意識とを喚び起さしめるのである。そこで傷痍軍人の就職は、國家に依りて確保されるべきものであるか民營事業に依るかと言ふ問題は論ずるにも足らぬものであつて、考慮を拂ふべき唯一のことは傷痍軍人の職業再教育と可能なる就職口の部門である。

以上簡単に概説したウエルツ博士の意見は、一九二二年の「實社會」第三十一號に發表した論文中

に詳細に亘つて論ぜられてゐる。

クロスフィールド中佐——、傷痍軍人に對しては大戦前と同等なる生活程度を賦與する爲めには凡ゆる努力を惜しむべきものではないがたゞ傷痍軍人の恩給額が不充分であるといふ陳述に對しては同意を表せられぬと言つた。少くともイギリスだけに就いて言へば恩給額は公平なものであると考へらる。但し局部的療疾者の恩給では進も生活を維持せられぬことは認める。一足を失くした者が一週間に一磅では生活が支へられぬからである。それを「斯の如き者に對しては、強制雇傭の手段を用ひて恩給の補足をする爲めに仕事を捜してやらねばならぬ」と英國軍團が主張したのは此點についてであつた。發言者の中二三名の者は傷痍軍人の就職問題が國際的傾向を帯びた事に言及したが若しこれが自國にて傷痍軍人が職を得られざる場合には自國外の國にて職を捜してやらねばならぬと云ふ意味ならば同氏は此點に賛同し得ない。

マンマレラ氏——、何よりも先づ傷痍軍人の強制雇傭受益權に就きて根據を確立して置く事が肝心である。戦時恩給の不充分であることや傷痍軍人が祖國を守備したといふ事實に此權利の根據を置いてはならぬこれは宜しくイタリー等に於ける如く國際的の定則として確立すべきものである。

フライシユマン博士——、テモツコスロヴァキアに於ける傷痍軍人就職問題は未だ解決されず官途に就ける傷痍軍人は四萬人に達し消費組合は政府より補助金を支給せられてゐるとはいへ未就職の傷

二九九

傷軍人がかなり大多数に上つてゐる彼等の恩給額は不十分なので政府は生活維持の道を講じ大戦前と同様な生活状態を與へねばならぬ破目にある。傷軍人就職法案が起草はされたが現下の經濟的難局と眼に餘る一般失業者の數とはこれを議會に提出することを不可能ならしめる。今度國際労働局によりて招集されたる専門家會議はチエッコソヴァキア専門家の爲めに列國にて得たる結果を知らしめそしてチエッコソヴァキアに於ける傷軍人就職問題に對して資する所あらしめるであらう。

レビン氏——大體今迄説明せられた主意には賛成であるが一方にはこの問題を國際的の方面からも考察すべき事を希望する例を擧げて説明するならばチエッコソヴァキア傷軍人はドイツに於ては仕事を見附ける事が出来なかつた。それは強制雇傭法がドイツに於て施行される當時チエッコソヴァキア、ドイツ間には傷軍人に對して就職を講ずべき何等の契約が存せなかつたのに原因するのである。國際的の契約があればかくの如き状態を未前に防ぐ事が出来る。故に國際労働局は、各國政府に對して斯の如き契約を締結せしめる手段を講ずべきものである。

經濟的不況中傷軍人の仕事を保護してやる事は最も緊要なことであつて現時の如き、ヨーロッパに於ては傷軍人は其製産の劣等なるが爲めに眞先に減着されるのである。

其外に産業的癱疾者や、戦争穿縮に對する就職問題を考究することも又望まじきことであらう。後者は働くことが出来れば恩給を支給せられず又就職に關する立法の保護を受けてをらぬ。

ゴートイエ氏——權利には種々の起因が有るし一般公衆が此權利を認めることに就いて種々の理由がある議長は傷軍人の權利を傷軍人が其比類無き努力に依りて一般國民の生活を擁護したのを理由とせる見地から傷軍人の賠償權を考察された。これに反し多くの諸君は日常の労働に依りて一般國民の生活を維持した産業的癱疾者に對する賠償權の見地から考察された此權利はもつと普遍的な獨特な形式を有する權利となる。即ち此社會に於ける各人の生存權である。

此問題は又公衆の生存權と言ふ方面からも考察されるであらう。

どの社會が與へられるとしても其中には絶えず労働能力の減退してゆく者が生じつゝあるのである。歐洲大戦は一大慘禍であつて其結果此現象を大規模に起さしめた。併し乍ら戦争と言ふことを別にして考へても假へ如何なる時代でも労働能力の減退者が存在せずには經過したことはなかつたのである。ところがかういふ減退者が働くことを望む場合には雇傭者や事業經營者を始めとして「誰でも迷惑になるものに對しては敬遠する」と言ふ人間の性質と衝突する。時には頑健なる肉體を所有せる同僚の壓迫にも邂逅せねばならぬ。それ故に彼等はもう一度經濟組織の中に確保する爲めには強制が必要となるのである。生存權と言ふ根本的なるものを確立する爲めには傷軍人強制雇傭を賦課し得ることとなる。社會はいつも過去と同等なる生産能力を所有すると言ふ譯には行かぬ。絶え間もなく増大する要求を充たす爲めには社會は絶えず生産能力を増大せざるを得なくなる。社會の存在は生産能

力の發達に依りてのみ保證されるからである。

三〇二

専門家は此會合に於て各個人に對して生活維持の權利を賦與する事は正義に適ふことであり、社會が傷痍軍人を最極度に利用することは必要であると布告すべきである。

バスマア氏——、イギリスだけに就いて言へば恩給が不足であると言へぬし又傷痍軍人の就職上強制的手段を巡らす事にも賛意を表し兼ねる。傷痍軍人就職の爲めに國際的組織の必要はないと言ふクロスマーフィールド中佐の意見に賛成する。國際的組織は國風の相違する結果大なる困難に遭遇するからである。

ラツスマル大將——、傷痍軍人の爲めには是非とも仕事を授けてやることは國家の義務であり、殘れる勞働力を振つて生産増加の爲めに力を盡すことは傷痍軍人の責任であることには各専門家の意見の一致する所である。しかし傷痍軍人の就職問題は國民問題であつてある問題の解決が一國に適合するからと言つて必ずしもそれが他國に當て嵌るといふ譯にはいかぬ。

マックスウェル氏——、傷痍軍人は大戦前の生活状態を享け其賃銀は國家より支給される恩給と共に療養でない場合に要求し得る金額より下つてはならぬ。

ブランダイス氏——、オーストリアに於ては、強制雇傭法を實施したにも拘らず此數ヶ月間に於けるオーストリア傷痍軍人の状況は悪化するばかりである。政府は大多數の傷痍軍人を使用したか、せ

ネツア會議に依る財政上の改革の爲めに其幾部分を解雇せざるを得なくなつた。其上失業労働者が其中に加つた結果療養を理由として雇傭の勸誘を刺戟する代りに仕事の圓滑を計る爲めにそれを隠蔽するの策を及るに至つた。此理由に依りオーストリアの傷痍軍人は就職問題に關しては國際的組織を持してゐる。

ロントス・ヒル氏——、先づ第一に國家が傷痍軍人に對して相當なる生活状態を營せしめる爲めの原則を採用するのが急務だとして國家は現在ばかりでなく必要とあれば將來にも傷痍軍人に對して責任を有する事を認めしめるのである。傷痍軍人は自分達の身に適ふことならば喜んで使用に應ずる事は明白なことである。

ブエンデル氏——、傷痍軍人の生活状態を大戦前と同等なるものにするとは判り切つた話であるが、それだけではまだ不充分である、彼等は宜しく、其勞働に依りて社會的地位の向上を計らしめねばならぬ。傷痍軍人の就職問題に關しては國家間に相互的契約の必要があると言ふブランダイスの氏説には賛成である。國際労働局は此點に關して必要な手段を講ずべきだ。

議長——、各國から參集した専門家が有る程度原則に關して一致を見たことに對して満足する。専門家の多數の者は左の決議を作成した。

「軍務に服して傷痍を受けたる者に對しては傷痍を受けざる場合と同等なる生活上の便宜を充分に

三〇三

賦與し且つ此利益は恩給に關係なく其生産的勞働に依りて賦與すること。

歐洲大戰の結果莫大なる富を消費せるに由り合理的團體に依る生産手段の最有效なる雇傭は社會の利益に適合する故に傷痍軍人に對しては仕事を賦與し、其能力を充分に發揮させる事。以上は各國民の一致して希望せるものなることを確信す。而してこの實現には左の施設を最適なるものと認む。この決議案は専門家全部によりて主張せられた原則的主張を總括してゐる。そして傷痍軍人就職法に關する二つの重要な方法即ち雇傭者の協力と強制法に對しては少しも意見を明瞭にしてゐない。この二つの選定に就いては後に論議せられるので觸れずに置いたのであつた。

決議案は翻譯されて配布され最後の會合にて討議且つ採決されるのである。會議が終つたのは午後一時であつた。

第二回會合の議事録

一九二三年七月三十一日火曜日午後開催

會議は、午後三時五十分開始された。

議長は、差支へが出来て、午後の會議に司會者として臨むことが不可能なので議長の椅子を國際労働局外交部長フェラン (Ferland) 氏に與へることを宣言して後これから盲人の作業を寫した映畫を專

門家に供覽すると述べた。第一のフィルムはフランス國トムソン、ホンストン會社所屬の電氣器具製造工場に於ける盲人の作業を寫したものだつた。この工場は歐洲大戰で盲目になつたボーケーと云ふ技師が組織したものでフィルムに關する萬端の準備に與つたのも氏自身であつた。第二のフィルムはドイツ國シーメンズ、シエツケルト會社所屬の電氣器具製造工場に於ける盲人の作業振りを映畫化したものであつた。此二つの映畫は、ベッギー専門家デッホー氏が國際労働局へ持参したものだつた。會議が再開したのは午後四時五十分でフェラン氏が議長席に着くことゝなつた。

第二章 雇傭者の自發的協力に依る傷痍軍人就職紹介の

法—英國に於ける國民的計畫に就いての討議

テイクシエ氏——雇傭者の協力に訴へて傷痍軍人の爲めに就職を紹介する英國の經驗は甚だ興味あることで今まで體驗せる困難と結果とを調査研究すれば實際強制雇傭法を施行すべきか否か明瞭になるであらう。

ゴーチエ氏——雇傭者の自發的協力に訴へると言ふイギリス的方法と法律的強制に依る大陸的方法との相違は言葉の意味する程重大なものではない。第一イギリスに於てさへも強制法の原則には反對はしてゐない。其證據には國民的計畫に賛成する事業に對してのみ土木工事の請負をさせると言

三〇六
ふのが殆んど唯一の條件になつてゐるからである。其外に輿論に壓迫せられた爲めであらうが最近強制雇用法案が下院に提出せられた事である。其處で法律提出の可否を論議することが重要な問題となる。國民名簿評議會が自發的協力の方法を繼續しやうとする理由の中にたとひ強力法を採用しても産業的不況中は進捗が甚だ緩慢になるであらうと特に引證してゐる。故に雇傭者の自發的協力適用の結果を調査して見ることは頗る肝要なことである。

バスモア氏の報告に依れば、現在國民名簿に掲載されてゐる會社商會の数は二萬八千六百六十二である。國際労働局の報告に依れば一九二二年八月一日に國民名簿に登録された會社商會の数は三萬三千八十で其中二萬六千四百二十は書換をやらねばならなかつた。實際書換をしたのはたつた一萬二千六百十四でつまり約一萬四千ばかりは撤回をしたこととなる。

バスモア氏の報告中の數字はこの撤回を計算に入れてあるがそして又其後この一萬四千だけの新會社商會の登録があつたかどうかと質問した。

バスモア氏——、労働局報告中の數字は一九二二年八月一日の形勢を表したのであつて現在の状態は全く別である。國民名簿に掲載されてゐた會社商會の数は二萬八千九百九十で、其中二萬二千だけは名簿の書換をした。これで見ると約六千ばかり残る譯になるが其中でも三千だけは書換の要求をせられたがまだ履行してゐない。あとの三千はまだ書換への時期がきてゐないのである。

ブエンデル氏——、ドイツが今まで経験した所から判断すると強制法の方が望ましいやうであるが、一體イギリス政府が自發的協力を採用するに到つた動機はどういふ理由に基くものであるか知りたいためである。

ウエルツ博士——、國際的範圍に於て原則の一致を見る事は困難なことである。效果の實績を上げるとは、強制の方がよさうであるがいつも自由の支持者なるアングロサクソンがこの原則を採用する事は困難なことであらう。

其上にドイツで採用した強制雇傭制度は事實の上から見るとイギリスに於ける自發的協力法とさうたいした相違があるとは思はれぬ兩國の成績を比較すれば判ることであらう。

ドイツに於ては失業者の多いために傷痍軍人を産業に吸収することを困難ならしめた。頑健なる肉體を所有せる大多數の労働者と競争をせねばならぬし、それに又下士は官廳に於て雇傭せられる權利を與へられてゐたので猶更厄介であつた。

強制法は嚴格に適用したのではなく雇傭者の好意と産業上の要求とを斟酌したのであつた。イギリスに於ける如く雇傭者は政府の請負を留保して傷痍軍人の雇傭を奨励された。刑罰の賦課は餘り採用せられなくて幾度となく交渉を遂げるのであつた。つまり強制法は雇傭者の好意と努力とを鞭策する爲めの一種の威しの代用を務めてゐる譯だつた。

傷痍軍人就職紹介の結果イギリスに於てはどれだけの失業者が残つたか此問題をどれだけ重要視してゐるか殊に下院に提出された法律案に對して如何なる態度をとつたかさう言つたものに關する報告を知る事は興味のある事であらう。

三〇八

クロソフイーロド中佐——英國兵團は強制雇傭に對して賛成してゐる。それは現下の局面を救済すると言ふ理由ばかりでなく將來の見地を考慮に入れてさう考へてゐるのである。

バスマア氏の報告に依れば國民計畫を改革するための最近の試みによつてある實績が上つたさうである。それによると失業傷痍軍人の數は三萬七千名までは超過してゐないといふことになつてゐる。しかし假令此數字が正確としても英國兵團は強制雇傭を要求して歇まぬのであらう。五年十年と言ふ期間の間確實なる就職を得るには、強制法が唯一の手段でありさうして其頃になると大戦の記憶は次第に薄らぎ輿論も傷痍軍人問題に對しては現今のやうな興味は持合せなくなるからである。

キッキューウィツツ氏——、ポーランドに於ては強制法を施行しないとどうも成績が思はしくなかつた。強制法が實施されぬ以前には失業者の數はたいしたことなかつたが、それでも失業傷痍軍人の數は一萬人を下らなかつた。これに反して現在の所では僅に數百人を算するのみである。充分に且つ永續的に實績を上らせやうとするには連も雇傭者の自發的協力に依る方法では何も期待する所がないのである。

ロージエ氏——、二つの説即ち強制説と協力説とを相對立せしめる事は好まじきことではない。ウエルツ博士の言はれた如く此二説は事實の上では互に密接なる關係を有してゐるものである。強制的立法を制定する所では強制を原則として條文を編成するけれども其適用は傷痍軍人協會職業組合雇傭者團體によりて代表せられてゐる協力機關に委任せられるのである。そればかりでなくこの立法に於ては執行當局の手に従つて免除を與へるやうになつてをり時にはこの免除の數がかなり大多數に上る事がある。最後に殆んど凡てのかういふ立法には刑罰を規定してあつて即ちこれは強制が適用せられた場合のある事を事實に示してゐるのである。かやうな譯だからイギリス的方法又は立法を折衷して完全なる強制法を制定したイタリーに於けるやうに原則としては強制を含み而も能く限り協力に訴へるやうな方法を採用した方が意見の一致を齎らす所以ではなからうか。この二説の折衷に於てイギリスの採用した方法は規則的協力大陸の採用した方法は緩和的強制とも言へやう。かやうに折衷説を採用すれば國際労働局の質問に對して全専門家の意見の一致を見る事は全く不可能でもなからうと思はれる。

バスマア氏——、二三の専門家殊にウエルツ博士の質問に對する回答は最近十二ヶ月間に於けるイギリスの試みた結果を報告するのが最良なる方法であらう。

一ヶ年以前に下院の調査委員會は國民的協力法の適用に關して新計畫をすることを勸告しさうして

三〇九

この計畫が一定の期間に於て不成功を齎す場合には宜しく強制法を採用すべしと言ふ意見を陳述した。該委員会は又就職紹介の爲めに國民會議と重要な都市には地方委員會を設置することを提案した。勞働大臣は一九二二年の終期に就職紹介國民會議を設置し都市に於ては二百二十二の地方委員會が組織された。國民會議は最近其事業と地方委員會の結果を齎せる最初の一般的報告を公にした。此報告中に國民會議は意見を述べて事業を行った期間が餘り短かつたので決定的の建策を製する譯には行かないが協力と地方の各個人及び團體の献身的努力により得たる結果は甚だ成績がよく別に強制的手段を採用する必要はないと言つてゐる。一九二二年十月イギリスに於ける失業傷痍軍人の人員は六萬五千人に上つてゐたが一九二三年七月中旬迄には三萬七千人になり九ヶ月間に四十三パーセントの減少を示してゐる譯である。ところが同時期間に於ける健全なる肉體的所有者の失業数はたつた十七パーセントにしか低下してゐない。失業傷痍軍人の數(三萬七千人)と恩給を支給せられてゐる全傷痍軍人(九十萬人)との比例は約四パーセントであるがこれに反して失業賃銀労働者の一般的割合は十二・四パーセントに上つてゐる。かやうに賃銀労働者の失業數は失業傷痍軍人數の三倍になつてゐるのである。一九二二年の十月から一九二三年の一月迄に就職した傷痍軍人の人員は一萬五千人同じく一月から七月中旬迄に職を得たる者の數は一萬八千人であつた。

萬人を超過し三十二萬人の傷痍軍人及び傷痍軍人外退役軍人は再教育又は手當の形で救助を受けた。これは全部自發的協力を基礎にして行はれたものであるからイギリスがかやうな好成績を得た方法を棄て兼ねるのは無理もない事である。

今までの一般的經驗に依れば雇傭者はいつても仕事の能力を有する傷痍軍人を使用して其缺員を満たすのを見たのであつた。

強制雇傭法案が下院に提出されたのはたつた數日以前であるからこれに關する報告を述べるにはまだ時期が早すぎるのであると。

マンマレラ博士——、バスマミア氏の陳述はウェルツ博士の質問に對する適切なる回答とは言へぬ。一體、如何なる理由でイギリス政府は傷痍軍人の強制雇傭受益權に反對するのであるか。テイクソン氏——、バスマミア氏はイギリスの採用した方法より得たる結果を報告して間接に質問に回答したのである。イギリス政府は成績が良好であつたのだから別に方法を變換する必要を認めなかつたのである。

フラインシュマン博士——、強制雇傭法を採用するのがよく殊に國際關係の見地から見て望まじき事である。國際的契約の締結が問題にされたが相互的契約によらなければ好果を上げる事が出来なからである。併し乍ら一方には強制法を採用し他方には自發的協力を依ると言ふ風に締盟列國が各自相

違した方法を適用するとすれば事實上相互契約を締結する事は不可能なるものとなる。最後に自由的方法は未來に於て重大なる危険を招く虞れがある。輿論が傷痍軍人の地位に關して興味を持たなくなる頃になつて若し立法的の保護でも講じて置かなければ傷痍軍人は職にありつく事が出来なくなる虞れがあるからである。それで強制は傷痍軍人の適職と未來に對する保護とを確實にするものであるからどうしても強制法を採用すべきである。

三二二

ブランダイス——、傷痍軍人の就職殊に不景期に於ける傷痍軍人の就職保護を確實にするのを理由として強制法に賛成する。オーストリアはこの期間を經過したが法律的手段にても訴へなければ傷痍軍人の爲めに就職を紹介してやることは不可能だつたに違ひない。

それ故に法律の實際的適用條件を定める爲めに雇傭者及び健全労働者と協定を遂げる事が必要である。健全労働者はよく傷痍軍人の就職に優先権を賦與する立法は自分等に對して損害を與へはしないかと氣遣かつてゐる。それで傷痍軍人と健全労働者との衝突を避ける爲めの適方法考究の目的で政府商業會議所、労働者、雇傭者及傷痍軍人團體を代表する委員会が設置された。

最後に各政府が強制法を採用すれば各國が相互的契約を締結するのに便宜を與へるである。

カツサン教授——、これでもう大抵討議を總括して結論を下す時期であらう。ある國に於ては已に強制法を採用して猶この立法の繼續を主張してゐる。人口と比較して傷痍軍人の數が割合に多い國に

於ては強制法對協力法の問題を起す必要もなかつた。それから其他の國殊に英國に於ては傷痍軍人就職問題は緊急を要する問題で強制雇傭法は必要なるものと認められたが別に實施はせずに済むらしいのである。

イギリス政府が強制法を採用しなかつた理由はイギリスに於ては自由なる協力に普く訴へることが強制よりも好結果を得るであらうことがその一つ容易ならぬ一般の失業状態が長引いてゐる爲め強制雇傭法は機宜を得ず而も其好果が無きことがその一つ雇傭團體及び産業組合が完全に組織されてゐる故に協約に依りて立法的干渉を最少限度に輕減し得ることがその一つ最後に雇傭者の自發的協力に依りて得たる結果は現在の労働市場に於ては満足なるものと思はれるからである。

しかしこゝに興味のあることは三ヶ年の間徴兵制度を採用せずに大戰に臨んでゐたイギリス政府がかの有名なる立法的強制に對する英國民の反對にも拘らず徴兵制度を採用する必要に迫られたことである。

それからイギリスに於ける雇傭者の自發的協力法は人民の熱心なる支持と確實なる組織の上に立つとして根本的な三つの點に關して辛辣なる批評を受けねばならぬ。

先づ第一に、傷痍軍人をして雇傭者の間に公平に分布せしめないことである。最近フランスで編纂した統計に依れば百名以上の労働者を使用せる事業に於ける雇傭傷痍軍人の割合は〇乃至一〇パーセ

三二三

ントの間に位してゐる。其中には二名の傷痍軍人をも使用せぬ大きな事業を列挙する事が出来る。でもトムソン、ホーuston會社の如く二五パーセント、又或所ては四〇パーセントの高率なる會社もある。併し傷痍軍人に對する義務を盡した雇傭者達は自分等ばかり生産費の高むこの例外的負擔を課せられることを望むものではなくして、傷痍軍人を雇傭せぬ競争者の仲間入りをしたいのである。此理由に依りて彼等は雇傭者の間に公平を保持するやうな強制雇傭法の採用を望んだ。

第二に、自發的協力では傷痍軍人殊に重傷傷痍軍人を全部使用すると言ふ譯には行かぬ。傷痍軍人が大多數にゐる國に於ては殊にこれが著しいのだ。雇傭者は傷痍軍人の技能と經驗に就いてはあまりいゝ報告を受けてゐないので、重傷者を使用する段になると随分躊躇することである。

第三に、自發的協力は傷痍軍人の適職を確保せず且つ何等未來に對する保證を與へぬ。

イギリス政府は大戦直後の期間中に大なる努力を拂つて傷痍軍人に對する熱誠を煽りさうして九ヶ月間に三萬三千人の傷痍軍人の爲めに就職を紹介し得たのである。併し乍ら五年十年後大多數の傷痍軍人は虚弱を倍加することが豫期せられ且つ又戦争参加者に對する感謝の念が薄らぐ頃になつてからは如何なる手段を講じやうといふのかその時分になれば通過させぬとも限らぬ未來の議會に對して立法の要求をしたとてそれこそ無用の長物である。此理由により協力は演繹的論法によりては支持出来ぬものではあるがそれと同時に國民性と言ふことも考慮に入れなければならぬ故次のやうな妥協案

を提出す。

「民間事業主との協力に依りて満足なる結果を得ること能はざる場合には實際的效果を有し且つ各國労働條件の相違を斟酌せる強制法を採用すること、而して永續的效果を目的とするには調節の適良なる強制法に依りてのみ到達し得るものと思考す」

ノアロ教授——各専門家は二三の政府に依りて既に採用せられてゐる原則に關して意見を發表することを忘れてはならぬ。この會議に於て傷痍軍人の強制雇傭法に關する原則を薄弱なるものにてみるとこの原則を採用してゐる列國の立法力を弱めることとなる。専門家が第一に取扱はねばならぬことは一般の利益を酌量し乍ら傷痍軍人の地位を論議することである。それに傷痍軍人の利益と一般の利益とは衝突すべきものではない。それで傷痍軍人の強制雇傭と職業再教育とは第二義務的のものであつて其必要に伴つて附屬して來るものである。職業再教育を受けた傷痍軍人は自分及び其國民の利益の爲めに其職業を營む機會を與へられねばならぬからである。それでこの會議は傷痍軍人の労働權に關する原則には觸れぬ方がよい。強制雇傭の必要を認めぬ國家があれば勝手にそれを適用しなければよい。しかし乍ら此會議が傷痍軍人の労働法に何等かの進歩を認めんとするならば宜しく強制法の價值について決定的の意見を吐くべきである。

此時、ロフトス・ヘル氏は屬領地の専門家が微妙なる強調問題に關して意見を述べたいと希望して

ゐるから會議を一時休止すべきことを要求した。

そこで會合は午後七時二十分閉ぢられることゝなつた。

第三回會合の議事録

一九二三年八月一日水曜日午前開催

午前十時會合は開始せられ。國際勞務局長アルベル・トーマ氏が議長席に着いた。

議題は引續き前日と同様第二章の討議である。

議長は職業再教育及び傷痍軍人就職問題に關する論文の作者として知られてゐるアドルコ・デスピン博士が、赤十字社國際委員會の代表者として専門家の中に參加したことを歡迎して後座をへる爲め司會し得ざる事を辯明して退出した。

其處で外交部長フェラン氏を議長として會議を續けることゝなつた。

議長——前日専門家に依りて陳述せられたる意見の概説を試み傷痍軍人就職問題の根本的原則に就き屬領地専門家が意見の發表を望んでゐたことを指摘した。

其處でソイロー大將は意見を述べて曰く傷痍軍人の職業紹介に就いては、屬領地に於てもヨーロッパに於ても其事情に大なる相違がある故に其方法の組織に關しても自ら此相違に隨つて變化があら

ねばならぬ。屬領地の採用した方法は法律的強制を含んでゐないにも拘らず其結果は甚だ好成绩である。とは言ふものゝ屬領地専門家とても強制的の必要を認めてゐるヨーロッパ諸國の同僚に對して援助を與へることに變りはないのだから妥協案とも言ふべき左の決議を作成したのであると。

「大戦中の癱疾者に對して就職を確保する事は國家の義務也。而してこの爲めに最效果あらしむる唯一の方法は法律を確立することにあるは意見の一致せる所なれど各國は其事情の相違するに從ひ最良と認むる方法に依りて自由に此目的を達するものとす」

この決議は凡ての屬領地専門家及英國軍團のクロスフィールド中佐に依りて可決された。
ロフトス・ヒルス氏——オーストリアに於ては、傷痍軍人は凡て再教育を施されて就職をし失業者は一人もゐない。而もこれは強制法を採用せずを得られたものである。オーストリアが容易く傷痍軍人の爲めに就職を紹介し得たのはヨーロッパ諸邦殊にフランス等よりは經濟状態が惠まれてゐる理由による。専門家が論議すべきことは強制法又は協力法の價值かそれとも單に經濟状態の結果を説明すべきものかそれを知ることが肝要である。

ウエルツ博士——ドイツに於ける強制法の結果はイギリスに採用された協力法のそれに比較して特に著しく優れてゐるとは言へぬ。それ故にオーストリアの専門家は唯強制法の原則に賛成すればよい。強制法は傷痍軍人を永久的に就職せしめるのに是非必要なる國に於てのみ適用されねばならぬと

は判り切つた事だからだ。そしてこれは國內問題であるから各國共其狀況に適合する手段を講ずべきである。

マックスウェル氏——ロントス・ヒルス氏の陳述に賛同を表して、自國に於ける職業紹介法の現狀を左の如く語つた。

カナダに於ては各州各自教育及労働問題に關する立法の權利を有してゐる。それで聯邦職業紹介所の制定には大なる困難に遭遇してやう／＼各州を納得させたのであつた。其費用は聯邦政府と各州が同額を負担してゐるこの職業紹介所の成績は甚だよかつたが若し強制法を提出したら屹度各州はそれに反對を稱へたであらう。而して聯邦政府は各州に對して聯邦の立法を採用せしめる權利はないのである。

カナダには除役兵再教育省(The Department of Soldiers' Civil Re-establishment)と呼ばれる傷痍軍人及除役兵を處理する特別な官省がある。この官省は傷痍軍人の再教育を組織するのに頗る成功を収めた。そして雇傭者や各事業に對して事故の生ずる場合には凡ゆる種類の賠償をださしむるやうにして傷痍軍人の爲めに便宜を與へたのであつた。

傷痍軍人は聯邦政府の公共事業及び殆んど凡ての州政府の行政官廳の雇傭に對して優先權を持つてゐる。聯邦政府の行政官廳に永久的に就職し得た傷痍軍人は既に一萬人に及んでゐる。更に三萬人は

臨時雇員として雇傭せられ其中の大部分は雇員に編入されるであらう。

退役兵及傷痍軍人の未來は、カナダに於て採用されてゐる保險法に依りてある種の庇護を受けてゐる。即ち歸還兵保險法に依りて凡ての除役兵は身體検査を受けることなく五千弗迄の保險をする事が出来る。これは一九二一年に實施されたものであるが其成績は甚だ良好である。

但しこゝに注意すべきことは重傷傷痍軍人に職を授けてやることは頗る困難であつた事である。重傷傷痍軍人に對しては労働市場に於て健全なる労働者との競争を求めてはならぬ。宜しく其就職を庇護してやるべきである。カナダ赤十字社はかくの如き重傷傷痍軍人の就職を保護する爲めに特別な收容所を設備した。近き將來に於てカナダ政府は赤十字社のこの附隨的負擔を引繼がんとことを希望せられてゐる。

カナダは、まだ若々しい國であつて何と言つても肉體力と精神的活氣の激刺たる先驅者が何より必要である。この事實は傷痍軍人の就職を困難ならしめ時には他國より移住してくる傷痍軍人の入國さへも不可能にした。

斯の如く特別な事情を有するカナダに於ては強制法の採用は不可能であるが、他の列國殊にヨーロッパ諸國に於ては事情が異なるから強制法は必要であり時には缺くべからざるものでもあらう。これはワイリー大將の作成した決議にも表れてゐる。

ノアロ教授—— 屬領地専門家が自國に於ける傷痍軍人就職の爲めに強制法を採用する必要はなくとも他國に於ては其必要もあらうと認めてゐる事には満足である。それ故に専門家が強制法の一般原則の價値に賛同をしないといふ理由はない譯である。

ラッセル大將—— 強制法には信用を置くことが出来ぬ。自發的協力法の價値を優れたものと信ずるものである。強制法は冷酷で非彈性的で情況の種々相違する所に採用する事は困難である。歐洲大戦は國民の歴史に於て一章を形造るのみであつて傷痍軍人の外に猶産業的事故及其他の犠牲者なる不具癱疾者もゐるのである。傷痍軍人の就職の爲めに法案を通過するならば、この法案は同様に凡ての癱疾者にも適用せられねばならぬと。

バスマア氏—— ノアロ教授の陳述を引照して自分は強制法の原則を是認する事もなければ其決議に賛意を表する事も出来ぬと言つた。

カツサン教授—— 屬領地専門家が發表した陳述を留保附酌せる強制法を採用すればよいと言ふ意見を述べて左の訂正案を提出した。

「専門家は繼續的契約に依れる雇傭者の自發的協力雇傭法は大戦直後の數年間に於ては好結果を得る事を認む。されどこの方法は大多數に傷痍軍人の居住する國に於ては雇傭者の間に傷痍軍人を公平に分布せず、且つ傷痍軍人の永久的雇傭を確保せざる故に傷痍軍人殊に重傷傷痍軍人に對する永久的使

用を確實にする爲め各國の事情を斟酌せる法律的強制法の確立を主張す」

ノアロ教授—— カツサン教授の訂正案より「殊に重傷傷痍軍人云々」といふ語の削除を提議した。重傷傷痍軍人中には勞働不能者がゐるからかう言ふ者は明に強制法より除外すべきである。

カツサン教授は右「殊に重傷傷痍軍人云々」の語の削除を承諾した。

ウエルツ博士—— 専門家の前に提出せられたる二つの決議即ち屬領地専門家の決議及びカツサン教授の決議には強制法の原則に關して根本的相違がある故此二つの決議を調和する必要はないかと質問した。

テイクシェ氏—— 二つの該決議は調和出来るものである。兩氏は傷痍軍人の被使用權と國家が傷痍軍人の爲めに仕事を設備すべき義務を認めてゐる。兩氏は唯強制法採用の可否に就いて異論を有してゐるのみである。屬領地専門家の提出した決議はこの採用は内國問題に任すべきであると云ふのであつて原則そのものに反對してゐるのではない。立派に調和出来るものであるから小委員會附託にして單獨決議を作成させることが出来る。

そこで議長は副委員長に就いて専門家の意見を求めたのでフイリー大將、カツサン教授、ウエルツ博士、ノアロ教授を小委員にする事を満場一致可決した。

第三章 雇傭者へ法律的強制を課し傷痍軍人を就職せしむる方法

第一節 強制法及協力法適用範囲の人々に関する討議

議長は、専門家が第三章第一節の終りに掲げたる問題を論議せんことを述べ、これを強制法及協力法の両方に跨るやうにした。

テイクシエ氏——先づ第一に左の文章の論議を提出した。

「立法の適用は傷痍軍人へのみ制限すべきか又は産業的癩疾者及其他の癩疾者にも範囲を擴張すべきか」

マンマレラ氏——強制的又は契約的雇傭法を産業癩疾者に對しても擴張する事は撤回すべきである。擴張すると傷痍軍人就職問題の解決を益々困難ならしめるのである。何故なれば雇傭者はこれに不服を稱へるであらうし。産業癩疾者の場合には國民的感謝の念に訴へて雇傭者を説服する事が出来なくなるのである。

マックスウェル氏——強制法又は契約を産業癩疾者にも擴張することは將來に於て適用すべきで

ある」

バスマア氏——傷痍軍人と産業癩疾者及び其他の癩疾者と區別を立て置くことに賛成する。さうすれば傷痍軍人の雇傭に關して輿論を喚起する事が容易くなるからである。

クロスノード中佐——専門家は傷痍軍人問題にのみ注意すべきである。

ラッセル大將——専門家が夫れく發表した意見は尊重するが大戦より得たる教訓と経験をそのまゝ忘却してゆくことには不賛成である。傷痍軍人就職問題より得たる経験を産業癩疾者及び其他の癩疾者にも適用することは必要缺くべからざる所のものである。而し「將來」に於ては此利用は益々大ならしめなければならぬものである。

レビン氏——傷痍軍人就職に關する法令又は契約は産業癩疾者に對しても同様に適用せねばならぬ。殊にチエッコスロヅアキアに於ては傷痍軍人に對する輿論の喚起は効果がなかつた。チエッコスロヅアキアの傷痍軍人は前オーストリアハンガリー帝國に屬して大戦に臨んだからである。

この問題はもつと一般的のもので癩疾の原因はどんなであらうと労働能力減退者に對して就職救護策を講ずるのが問題である。そして就職の權利及國家よりの救護權に對しては國家を防備して癩疾となれる者にも労働に依りて國家の繁榮を齎したる産業的犠牲者にも同様賦與すべきものである。

ビシヨー氏——報告中にある疑問を次の如く作成した。

(一) 法令又は契約は永久的なものにすべきか

(二) 傷痍軍人にも産業癱疾者にも同様に適用すべく制定すべきか

第一問に對する回答は勿論肯定すべきものである法令も契約も傷痍軍人就職の安定を目的としたものであるから一時的安定のみを確保するものでは不完全である。

第二問に對する回答は少くとも傷痍軍人協會より選定された専門家だけに就いて言へば彼等は決議の形式を採用するより外に探るべき道はない。傷痍軍人専門家は産業癱疾者問題を論ずる資格はなきたゞ今迄得たる經驗を凡ての癱疾者にも及ぼしたいと希望するに留るのみである。

これを決議に表して見れば次のやうなものにならう。

「専門家會議は傷痍軍人就職の保護より得たる經驗を産業的癱疾者にも適用すべきものと認む」

ティクシエ氏——ビシヨール氏の提議は全専門家が賛成する所のものであらう。この提議は最後の回答に於て正式に起草され且つ投票したらどうだと質問したので全部の賛同を得た。

議長——左の報告第三章第一節中の第二問を討議せんことを要求した。

「法令又は契約は全傷痍軍人に適用すべきか又は範圍を制限すべきか範圍決定の法如何」

マンマレラ氏——法令及び契約の適用は労働能力が著しく低減してゐない者は保護の必要を認めぬから又労働能力を全部消失してゐる者は雇傭者の負擔が過重になるから猶又傳染病者及び精神病者

は同僚に危險を及ぼすからこゝろ言ふものに對しては凡て適用すべきものではない。

パスモア氏——イギリスに現行中の國民的傷痍軍人就職法の適用を受ける者は恩給を支給されてゐる凡ての傷痍軍人の外に大戰に依る癱疾の結果手當を支給された者のある部分にも及んでゐる。但し重傷傷痍軍人の爲めに就職させてやる事は困難であつた。イギリスに於てはかゝる重傷者に對しては特別の收容所を設備して仕事を授けてやつた。——ロバート卿記念工場及其他之れに類似せる收容所等がそれである。かう言ふ工場に於ては特に彼等の能力に適應し且つ普通一般の工場には見られぬ設備の下に仕事を授けたのである。この工場の目的は重傷傷痍軍人に適職を與へるのを第一としてゐた。それで政府は、毎年これ等の工場に補助金を支給し、その割合は五十パーセント以上の癱疾程度の者、癩癩病者又は神經衰弱症の者には五十パーセント以下なる場合にも各一名に付二十五磅づゝ支給したのである。協立法を採用してゐる國にありては、兎に角こゝろ言ふ救護が最も適せるものと考へられる。

ローゼ氏——恩給法を採用する時の癱疾程度の評價法には各國共甚しい相違があつた。即ち肉體的癱疾、職業的癱疾又は一般生業の不能と、それ／＼根據が異つてゐた。専門家が採用する規定には、是非この相違を斟酌しなければならぬ。

それに除外や例外の規則を定めることも困難だ癱疾の重い者でも餘り労働力の低減しないのもある

し、一方には又肉體上から見れば痲疾の輕微なる者でも事實に於ては、職業の能力の低下する場合のある事は經驗によりて立證されてゐる所である。

三三六

恩給法、強制雇備法又は契約制度を採用する場合には、同一の根據を定めて置く事が必要である。國際的の見地から、最も悪い方法は恩給法制定の場合如何なる痲疾評價法を採用するとしても苟も戰時恩給を支給せられてゐる程の者には、凡て法令や契約の權利を賦與する事であらう。

フエンデル氏——法令又は契約を凡ての傷痲軍人に及ぼす事は策の得たものではない。ドイツの法律では労働能力が少くとも五十パーセント低下したものでなければ與へない事になつてゐる。而して其結果は良好なるものであつた。生産能力が餘り消失してゐないものにも法律的保護を賦與するとすれば雇備者は出来るだけ重傷者でない者を使用することとなり其結果重傷者を保護することが出来なくなる譯である。

此時議長は、午後迄會議を延期することを提議したので採用された。恰度午後一時であつた。

第四回會合の議事録

一九二三年八月二日午後開催

會議の開始されたのは、午後三時二十分で議長席には矢張りラン氏が着席した。

引續き前會と同權報告の第三章第一節の討議である。

ブランダイス氏——強制法を凡ての傷痲軍人に對して適用することは大なる間違ひである。痲疾程度の輕少なる者は就職が容易であり従つて何等保護の必要を認めない。これに反して重傷者は全部が全部法律の保護の下に適職を授けてやらねばならぬ。

ウエルツ博士——ドイツに於ては恩給法制定の爲めの痲疾程度評價法は最近新しい根據に従つて改正された。傷痲軍人の負傷程度は全く度外視されその更りに労働能力の消失を基礎とするやうになつた。この改正は、内科的痲病者、殊に結核患者に對しては甚誦向きである。結核患者に對しても就職可能性の有無を調査する事が肝要だ。而も該患者の就職は疾病と戦ふにも甚だ效果のあるものである。若し結核患者の就職が不可能にてもなる場合には同患者は勞ひ疾病を隠蔽する爲め疾病との戦ひも頗る困却を招く譯になる。

ドイツに於ては結核患者に對する職業紹介は進も難澁であつた。労働者自身は無論のこと他の傷痲軍人迄も之れに反對であつた。併しながら結核病労働者は戶外的の労働例へば農業等の如きもの或はかゝる労働者の爲めに特別に準備した室内で事務等を與へられたのであつた。其外收入を確實にする爲めに、結核患者の代りに其妻を代用しやうとする計畫も進められた。

クロスマー博士——演説は三分間に限定すべしと提議した。

三三七

ローゼ氏——専門家は各問題に對して、わざ／＼自國の事情を一々陳べないでも單に賛成不賛成と言ふだけで疑問に回答をする事が出来る。

議長——ローゼ氏に向ひ、國際労働局は各専門家に對して論理的の意見を求めてゐるのだから凡ての問題に對して唯賛成不賛成と云ふだけでは不充分である。それで意見の發表は三分間以上に亘らぬやうに定められた。

フライシユマン博士——法律又は契約の保護を受ける者は負傷の結果勞働力の低減せる者のみに限定すべきだ。さうして最低限度を規定する事は肝要であるが、法律の保護を受ける者に對して、最大限度の勞働不能を定める事は不必要であるし、又内科的の疾病者は自分自ら仕事を捜す事は逆も困難でどうしても保護の必要があるから除外してはならぬ。併し他の勞働者の利益を考慮する事は必要であらう。それかな傳染病者は他の勞働者の健全を危殆ならしめるやうに状態に於て使用してはならぬ。議長は茲に提出された次の決議を朗讀した。

「法律又は契約は、如何なる恩給法に依りて、癩疾の賠償が請せられるとも、恩給受領權を有する凡ての傷痍軍人に適用すべし」

タイクシエ氏——恩給に對する癩疾程度評價法と傷痍軍人雇傭に對する癩疾程度評價法とを別々に採用すると大なる障礙を齎すこととなる。この立法の二つの形式はどうしても矛盾を來すから恩

給に對しても雇傭に對しても傷痍軍人の利益に大なる阻害を來すものと見るべきである。

議長に提出された原案は制限的の意味を有せず各國の法律や契約にある種の留保をする事を妨げない

故にマンマレラ氏の指摘した如く場合に依りては除外例を設ける事が出来る。

第二節

法令又は契約の適用範圍及傷痍軍人雇傭比率に關する討議

タイクシエ氏——法令又は契約の適用を受ける事業を決定するに就き考慮を要すべき事實を擧げると先づ次のやうなものであらう。

(一) 法令又は契約の適用範圍は被雇傭者數の多少に關係なく凡ての事業を總括すべきか又は人員が最低限度に達せる事業にのみ制限すべきか

(二) 雇傭人員の多少を考慮せずある種の事業には免除を與ふべきか

ゴータイエ氏——各國に依りて種々の相違があらうが最低限度以下の被雇傭者を有する事業は法令又は契約より除外すべきである。

レビン氏——ゴータイエ氏と同意見であつた。

議長——各國によりて決定される最低限度以下の被雇傭者を有する事業には法令又は契約を適用しないことは専門家の意見の一致してゐる所である。それで殘る所は被雇傭者の計算をするには如何なる

條件で決定すべきが問題である。男子も婦人も共に含まるべきか。

ウエルツ博士——ドイツに於ては最低被雇者数の計算には男女とも考慮に入れてある。

フライシマン博士——規模の大小を決定するのが重要な點だから男女共に計算するのが至當である。

マンマレラ氏——矢張り男女を含めなければならぬ。最低被雇者数計算法より婦人を除外するとすると雇傭者はなるだけ婦人を使用せんとする傾向になり、法令又は契約の義務より避れる事となる。イタリーに於ては法案が正に通過せんとする當時下院にて輕微なる手加減を加へて計算上婦人を除外した事があった。最初の法律案には肉體上の考慮は少しもなく婦人も含めて「成人」と云ふ抽象的の言葉を使用してあつたが全く間違つた見解から婦人を除外したのであつた。

議長——被雇者の計算には、男女とも含めることには凡ての専門家が同意してゐる所であらうと思ふ。それで、殘る問題はある種の事業は免除すべきか。免除するとすれば如何なる事業に免除を與へるかを決定することである。

タクシエ氏——法令又は契約の實施されてゐる國の専門家に對し、免除を受ける事業の種類其範圍及び免除の理由の説明を求めた。

ウエルツ博士——ドイツでは、主義としては如何なる事業中にも免除を與へぬことになつてゐる

がある種の事業には生業能力の消失が三五乃至五〇パーセントの者を雇傭傷病軍人中に含めることを許してある。

バスマリア氏——イギリスに於ては雇傭法は自發的のものだからさう云ふ問題は起らなかつた。但し勞力的事業に雇傭されてゐる傷病軍人の数は標準率の五パーセントより低下してゐた。木材工業又は毛織工業に於ては全雇傭者を標準とすれば二、一パーセント、成年男子を標準にすればどんなに規模が大きくても五パーセントづつであつた。

タクシエ氏——除外問題に關しては強制法を採用も他の諸國と同様イギリスにも發生したところと思はれる。雇傭者の自發的協力は政府の管理に屬し政府は標準率を五パーセントと決定したのである。五パーセント以下の傷病軍人を雇傭せる事業が國民計畫に加入せる事は一種の除外である。それからどう言ふ事業がかかる除外を爲されたかを知りたいものである。

バスマリア氏——大體から言へば、かかる免除を受ける産業は二種あつて標準率の五パーセントを課することを止めたのである。第一は大多數の婦人を採用してゐる事業第二仕事が劇烈なるもの、又は勞力的なるもので、種々の部類に屬する各傷病軍人に適しないものである。

ノアロ教授——イタリーの法案は主義上に於てはどんな産業でも除外しないで各事業が免除を要求する時には該事業の勞働状態を調査して後勞働大臣に依りて認可を受くるものには免除を與へる。

要求をしたもの、中九百七十八だけは免除を與へられ六百九十四は拒否された。

三三二

限行の職員中管理的の職にあるものは全被備者より除外された健全労働者に比較して傷痍軍人には危険率の多い電気事業も免除を得、特別な熟練労働者を要する金属工業も同様免除を與へられた。後者の場合には部分的又は一時的の免除を與へて傷痍軍人を見習として使用させ、六ヶ月を経過すれば、法令に相應する事が出来るやうにした。船員は機關部員だけに適用しなかつた。不動産會社は矢張り六ヶ月後傷痍軍人を留守番掛りとして採用し且つ六ヶ月間の解雇豫告を與へるのを條件として免除を受けた。建築工業にも免除を與へるかどうかと云ふ問題は目下諮議中である。

マンマレラ氏——ノアロ教授の引照した免除は必ずしも必要ではない。經驗によりて強制雇傭法は、如何なる事業にも適用される事が證明せられてゐる。唯傷痍軍人自身及び他の同僚に危険を及ぼすやうなものにだけ免除を與へればよいのである。

そればかりでなく、労働省より免除を賦與せられたものでも一時的であつた、定期的の修正を受けなければならぬ。其中には既に撤回せられてゐるものもある。それは技術上の辨明が充分でないからである。

カッサン教授——定期的の事業に於ける強制雇傭法の適用は如何にするかと訊ねた。

マンマレラ氏——イタリーに於ては三ヶ月以上繼續する定期事業にのみ規則を適用してゐる。併

し、傷痍軍人は永年の使用を必要とするから、定期事業に就職を奨励する事はよろしくない。

ブランドアイズ氏——オーストリアの法律も、主義としては如何なる事業にも免除を與へない。唯健康に害を來すやうな事業又は婦人のみを使用してゐる事業で償還税を賦課されるもののみ與へてある。傷痍軍人使用の割合を決定するには永久的被備者のみで計算をする。

チクシエ氏——専門家の意見の一致してゐる諸點を綜合すれば次のやうなものにならう。

(一) 主義としては如何なる特殊事業にも法令又は契約の免除を賦與せぬこと。

(二) 法令又は契約は、各國に於て決定せる被備者最低限度數に達せる事業又は超過せる事業にのみ適用すること。

免除に關聯して最後の決定を與ふべき問題は左の如きものである。

「各國に於て決定せる被備者最低限度數に達し又は超過せる事業中免除を賦與せられるものには料金を償還税を賦課する必要を認むべきか。」

マンマレラ氏——免除を受けた事業は償還税を拂ふ必要を認めぬ。傷痍軍人の雇傭は労働の分布を完全にすると云ふ立派な理由がある。傷痍軍人は百パーセントの生産をするのを目的として使用せられねばならぬ。かやうな譯であるから傷痍軍人を雇傭する事業は餘分の負擔を課せられるとは云はれぬ故雇傭數の多い事業又は全く傷痍軍人を雇傭せぬ事業には税金を賦課するものではない。

三三三

ゴータイエ氏—— 被備者が少数なる爲めに規則の適用を受けぬ事業に對して償還税を納めさせるのは筈の得たものではない。しかし最低限度數に達し又は超過してゐるに拘らず免除を得たる事業には賦課すべきである。この税金はどうしても免除要求者の數を減少せずには置かぬ結果とならう。規定數の傷痍軍人を使用せざる時には税金を課せられる事を被備者が知るやうになれば彼等は乾度、傷痍軍人雇備の目的で設備や生産法の改良を試みるに違ひあるまいからである。

ウエルツ博士—— 傷痍軍人を雇備する事業は、それだけの負擔を招く事は確實であるから、規定數よりも低率の傷痍軍人を雇備する事業には税金を課すべきだ。

ドイツでは決して税金は賦課しないけれどもその更りに、ある被備者は何かの貢獻をする必要がある。織物會社は材料を供給し大地主は傷痍軍人及び其家族に農場を設置して傷痍軍人使用の免除を得るのである、アルミニウム工業又はある種の鑛山事業に於ては傷痍軍人雇備の代りに移住地を制定してやるのである。

ノアロ教授—— 被備者の多寡に依りて法令又は契約の適用範圍に屬し乍ら、免除を受ける事業には、償還税を賦課すべきである。此點に關してはフランスの立法は甚だ優れてゐる。

ブランタイス氏—— オーストリアの法律には、免除も、償還税も定めてはあがるが、オーストリアの通貨が下落してゐる爲め現在では償還税の率が頗る低下してゐる。それでも一九二三年中に銀行よ

り納めた税金は一萬七千スイス・フランに相當する額に上つてゐる。この金は傷痍軍人、雇備者政府及び労働協會の各代表者に依りて管理され労働不能の傷痍軍人の爲めの用途に使用される。このやうな課税と資金の用途とは一般に採用されるべきものであらう。

ティクシエ氏—— 左の原案を作成して専門家の考察を求めた、
「規則（即ち、各國に於て決定せる被備者最少限度數に達し又は超過せるもの）の適用を受ける事業にして免除を得たる場合には償還税を拂ふべし税金の用途は法令又は契約に依りて權利を賦與せらるゝ者の爲めの設備に使用せらるべし」

議長—— 右ティクシエ氏の原案は最後の會議に廻付せんと提議したので直ちに可決せられた。

ティクシエ氏—— 次ぎに討議すべき左の問題を讀みあげた。
「法令又は契約は凡ての事業に適用すべき一般標準率を定むべきか又は各事業に適用すべき別種標準率を決定すべきか」

マンマレラ氏—— 理論的に言へば各種の標準率を定め各事業の特殊状態を斟酌するが最もいい解決法であるが實際上から見ればこれは殆んど不可能のことに屬してゐる。そして相違が複雑多岐に流れるやうな弊害を醸すに過ぎず而も相違の標準は、いつまでも公平を基礎にして決定されると云ふ譯には行かぬ。それで一般標準率を決定することに越したことはない。

ゴージェイ氏——法令又は契約は一般的最高標準率を決定して當該産業團體や傷痍軍人兵協會と合議を遂げて後各種事業に對する別種標準率を決定すべきである。さうして同類の事業には同等なる標準率を課すべきである。

三三六

ウェルツ博士——最高標準率を決定する事はあまり利益のあるものとは思はれぬ。宜しく最低標準率を決定すべきだ。同じ事業中でも傷痍軍人の雇備比率は相違するものである。ドイツの機業では傷痍軍人の雇備比率は該機業の部類に從つて、○パーセント乃至一〇パーセントの間に位してゐる。バスアモ氏——各産業に凡ての傷痍軍人を吸収せしめるには最高標準率を決定するのがいい。さうして種々の割合を決定すべき事業は、當該産業團體と協議をした上にすればよいのである。

レベン氏——最初に最低標準率を決定した後相違せる事業に從ひ相違せる標準率を課することに賛成である。

デフ・ト氏——諸家の發表した意見には其基調を成す所に相違がある。

傷痍軍人に對し使用上優先權を與へれば標準率が最高なるものとなる。それから健全労働者と傷痍軍人との均衡を保たしめるやうにして、失業者の数を同等なるものにすれば標準率を定めることが不可能になる。

マンマレラ氏——各種事業に對し特別な標準率を決定すると言ふフランス専門家の意見に賛成

である。但しいつでも同種の事業に同等なる標準率を適用することは正確を得たものとは言へぬ。

例へば二十名の労働者を使用せる事業が仕事の組織と、労働の分布を甘くやつて一名の傷痍軍人を雇備するとすれば二百名の労働者を使用せる同種類の事業ならば十名以上の傷痍軍人を雇備することはさしたる困難ではない。それ故に標準率は被備者の數に對して嚴密に何名と言ふ風に決定しないで漸進的に定むべきものであらう。

ティクシエ氏——先づ一般的標準率を定めて後或事業に對しては免除を與へ得るやうに定める事が必要である。一般的標準率も定めず又最低限度も決定せず最高標準率のみを決定する時には別種標準率を各種事業に適用する結果、如何にして凡ての傷痍軍人を各産業へ吸収せしめるか判断もつかないのである。

ローゼ氏——一般的標準率を決定して後明に低減的標準率を許せる免除を伴へば、凡ての傷痍軍人をして就職せしむることが出来るとは考へられぬ。

雇備すべき傷痍軍人数と貸銀生活者数の關係が一致せぬ標準率を議會の協賛に求めることは困難である。その上如何なる時に於ても各種の事業が實際上に吸収し得る傷痍軍人の雇備比率も斟酌して置かなければならぬ。現在のフランスに於ては殆んど總ての傷痍軍人は就職を得てゐる故に各事業に於ける傷痍軍人数の調査を取る事も出来るし又この標準率を維持するであらうとも言へるのである。

三三七

ティクシエ氏—— 一般的標準率の決定は不完全なものではないとは否定せぬが、それでも外の方法に比較すれば最も非難の少ないものであらう。

第一に、一般的標準率は傷痍軍人備蓄者数と貸銀生活者数の関係よりも高率でなければならぬと議会の確認を得ることが、全く不可能なこととも思はれぬ。それは或事業にありては低減率の許可をせねばならぬことが明瞭であるからである。其證據にはドイツ、ポーランド、オーストリア、及イタリアの議會は之れを證認してゐるのでも判ることである。

第二に、一國例へばフランスのやうな失業傷痍軍人のゐない國であつても甚だ尠い國に於ける實際雇率を確立せんとするのは問題である。

フランスの専門家は、まだ強制法が施行せられぬ當時ある雇率の間、時にはある部類の事業の間にさへ殆んど傷痍軍人を使用せぬものがあつたが一方には同様な條件を備へながら多數に傷痍軍人を使用せる事業もあつたと先に證認してゐたではないか。斯る現状の立場を確立せんとするのは立法的干渉に依りて各雇率者や事業の間に傷痍軍人の労働を圓滿に分布せしめて折角消滅を計らんとする不公平を再び確立するのと同じ結果に陥るのである。

カ。サン教授—— フランスの専門家を代表して、ティクシエ氏の解決案を支持し、原案を作成せんことを求めた。

該原案は最終會議に提出することになつた。

ティクシエ氏—— 一般標準率と別種標準率決定に關して論議を加へる必要はない。先づ第一に一般的標準率は貸銀生活者数と傷痍軍人数とに大なる考慮を拂つて決定すべき事は明らかである。それから各種事業に適用すべき別種標準率は、頗る専門的な調査研究を要するものであつて、ノアロ教授の報告中には此問題を取扱つてゐるし、バヌモア氏及ツェルツ博士の主題も之れに關するものがある。

國際労働局は専門家が提供する報告を根據にして報告を完きものにする心算である。
議長—— これから第三節に關する討議を開始せんことを提議した。

第三節 傷痍軍人職業紹介の管理機關に關する討議

ティクシエ氏—— 現在各國に採用せられてゐる方法は左の二つで大いに論議を要するものである。

- (一) 職業紹介所を媒介とせる方法
 - (二) 管理所又は委員會を媒介とせる方法
- ティクシエ氏—— は右二法の選擇に就き専門家の意見を求めた。
ツェルツ博士—— 此問題に對して總括的な回答をすることは困難である。各國に於て既に設置せ

三三〇
られた機關を斟酌すべきものであらう。ドイツに於ては就職に關するものに就いて言へば健全勞働者と傷痍軍人との間に區別を立て、置くのを可とした。傷痍軍人の就職紹介には其技術的能力に對して考慮を加へ健康に及ぼす勞働の影響及び現職に對する適應狀態等を知る爲めに既に就職せる者に對して、聯絡を保たせるやうにしたのである。そして、傷痍軍人職業紹介の機關や傷痍軍人管理所又は衛生部等の間には密接の關係を持たせるやうにすることが肝要である。殊に大なる中心地の職業紹介所には特別に傷痍軍人就職部を設置する必要がある。

ロフトス・ヘル氏——オーストリアに於ては最初傷痍軍人及退役兵に關する職業紹介は聯邦の管理部に委任せられてゐた。この管理部門は雇傭者より嚴しい非難を受けるやうになつた。雇傭者は仕事に不能者を使用することに對して苦情を洩すのであつた。そこでオーストリア陸海軍陸軍同盟は聯邦政府に對し政府より補助金を支給せられる事を條件として退役兵職業紹介の任務を引受けやうと申出たのであつた。この申出は承認され、この同盟の御蔭で一年間の中には、失業せる健全又は痲疾退役兵の数は八千名より百名乃至二百名に減少するに至つた。

バスマア氏——傷痍軍人の職業紹介に對しては公立職業紹介所に委任すべきであるが、紹介所は自發的の團體と絶えず協同的動作を取らねばならぬ。イギリスではさういふ風にして頗る良好なる成績を得た。各職業紹介所は勞働に關する需要供給の中心地であつた。紹介所の数は多數あり而も皆交

換所で接觸を保つてゐるので、傷痍軍人職業紹介の援助には頗る有利であつた。

キツキョウ・ウィット氏——ポーランドに於ける傷痍軍人の職業紹介には三つの階段があつた。

大戦直後は傷痍軍人組合が自ら雇傭者の愛國心に訴へて傷痍軍人の就職に奔走したのであつたが其結果は餘り思はしくなかつた。そこで強制雇傭法が議會の投票に依りて決定せられ傷痍軍人の職業紹介を職業紹介所に委任したのであつた。職業紹介所は強制力と報告に依りて殆んど凡ての傷痍軍人に就職せしめ得たのであつた。

最後に傷痍軍人組合は、職業紹介所と協議を爲し傷痍軍人に最適する職業を與へるのを目的として既に就職せる者も加へて職業的配置を計畫したのであつた。

ノアロ教授——傷痍軍人に對する職業紹介は單獨に職業紹介所を管理委員会又は傷痍軍人協會等へ委任してはならぬ。イタリーの傷痍軍人は管理所及傷痍軍人協會と協力の上職業紹介所を通じて就職を得たのである。地方の支部を多數に有しない紹介所や其任務に堪へぬ紹介所の場合には、管理所が職業紹介の代用をとめたのである。

勞働省附屬の職業紹介所は監督の役を引受けた。精密を要する監督を傷痍軍人協會や管理部に委するのには宜しくない。どうしてもこれは工場監督部でやらねばならぬ、職業紹介の役目は紹介所に委任して管理所又は傷痍軍人協會の協力を得るやうにしなければならぬ。管理所や傷痍軍人協會に委任す

る時には、工場監督部が法令の管理をするやうに合議を遂げて置くべきである。

ゴージェン氏——一九一九年ワシントンに於て開催された國際労働會議は各國に於て中央當局に所屬する職業紹介所を設置することを提案してゐる。

フランスに於ては既にその組織を有してゐたので、ワシントン會議の提案に應ずる事が出来た。絶えず要求されることであるが、現在フランスは職業紹介に關する統一を破壊することには随分躊躇してゐる。若し傷残軍人に對する職業紹介が特別の性別の性質を有し、従つて特別の施設を要するものとすればこの理論は直ちに農業に於ける職業紹介も特別なる性質を有するものとなる。さうなると數多の特別機關を要することとなり、職業紹介所の仕事は打壞されることになる。

傷残軍人の利益は國民の利益及職業紹介の統一に對し相反するものではない。フランスでは最初、傷残軍人の職業紹介は自發的の救護團體を通じて行はれて好結果を收めたのであるが労働市場の要求に無智識であつた爲め長続きがしなかつた。其次きに陸軍内務及び労働省が共に協議を遂げた結果、職業紹介の仕事は國立傷残軍人職業紹介所が行ふこととなり之れも亦満足なる成績を得たのである。最後に紹介の役目は職業紹介所がやることになつたが、紹介所はこの特別なる任務を負担されたにも拘らず、優良の成績と迄は言はれなくとも救護團體や國立傷残軍人職業紹介所よりは遙に好結果を齎した。それは紹介の仕方が直接で早いと言ふ單なる理由に基くのである。

傷残軍人の職業紹介は一九一八年の法律に依りて職業紹介所に委任せられることになり紹介所の管理を掌つてゐる委員会には縣傷残軍人委員会の代表を送ることになつた。

紹介所の事業が好結果を齎すことが證明せられたのでフランスでは何等方法を變へる必要がなく種々の強制雇傭案で先に述べた如く傷残軍人の職業紹介を職業紹介所へ委してあり、必要の場合、殊に中心地に於ては、傷残軍人のみを取扱ふ特別部を有し縣傷残軍人委員会及傷残軍人協會の協力を得るやうになつてゐるからである。

ティクシエ氏——各専門家の同意を得るやうな決議案を作成すれば先づ左の如きものであらう。

(一) 傷残軍人職業紹介の任務は原則としては職業紹介所へ委任すること。傷残軍人管理所及傷残軍人協會は紹介所の管理委員会へ代表者を送ること

(二) 必要ある場合又は大都市に於ては傷残軍人の職業紹介を取扱ふ特別部を設置すること

(三) 職業紹介所が設置せられざる場合には傷残軍人管理部及傷残軍人協會が傷残軍人の就職を紹介すべきこと

クロスフィールド中佐——決議案には傷残軍人協會のみでなくイギリスに於ける如く凡ての除役兵を含む除役兵協會も挿入して置かねばならぬ、

ツェルツ博士——ドイツに於ては事情が相違してゐて傷残軍人の就職を職業紹介ばかりに委任す

る譯には行かぬ故最後の原案を作成する以前其問題に關して、ティクシエ氏は早速、ウエルツ博士の提議を承諾した。原案は最後の會議に提出することに決定した。會議の終つたのは午後五時であつた。

第五回會合の議事録

一九二三年八月二日火曜日午前開催

會議は午前十時十五分より開始せられフェラン氏が議長であつた。

議長は、報告の第三章第四節傷残軍人の勞働條件に關する討議を要求した。

賃銀に就て

ノアロ教授——賃銀問題を論議する前に強制法にしても雇傭者の協力法にしても先づ雇傭の性質を決定する必要がある。法令にしろ契約にしろ雇傭者は幾名かの傷残軍人を雇傭すべき義務を有する。傷残軍人の能力と雇傭者の提供する仕事との間に一致點があれば、譯はないが缺員と申込との間に一致點がなければ、問題が複雑とならざるを得ぬ。傷残軍人が就職を望んでも雇傭者の要求する條件を十分に満たし得ない場合には雇傭者は免除を得るか、どうか問題となる。だがこれは出来ない

相談であらう。それでは先づ雇傭者に對しては相當の期間を與へ其期間が経過すれば、雇傭者は、失業せる傷残軍人の中より其職に最適する者を自由に選擇させて義務を課することにもしなければ、雇傭者は法令の適用より回避したり履行しなかつたりするやうになる。

ウエルツ博士——ノアロ教授の言及せる困難を解決するに二つの方法がある。第一は、傷残軍人のある事業へ見習として入れ後熟練工として採用させるのである。第二は、絶えず職業に改良を加へるのである。最初の雇傭先で必要なる技術的能力と傷残軍人の能力とが充分に一致を見ない場合には缺員と申込との間に完全なる適合をすべき施設を絶えず講ずるのである。これは是非研究を要するべきものであらう。

レピン氏——雇傭者は、傷残軍人の見習期間中就職に堪へざるものとして賃銀を拂はぬやうにさせてはならぬ。しかし政府より賃銀の補助でも與へる場合に限り許せるが、速も實現することは困難であらう。

ウエルツ博士——見習期間中は職業再教育期間として看做し管理所が監督をして雇傭者が自由に賃銀の決定をする事を防ぐのである。

ラッセル大將——傷残軍人の賃銀は其製産高に應ずるやうにすべきであるがそれでも最低賃銀率は決定して置かねばならぬ。ニューヨークに於ては農業を除く外法律に依りて凡ての産業に對して

最低賃銀率を決定してある。傷痍軍人の如き者には特に最低賃銀率を決定して置かなければ、實際の賃銀だけでは、たとひ恩給を加へるとしても生活の維持には不充分であらう。

ゴートイエ氏——傷痍軍人を分類すれば左の三つに分たれる。

(一) 痲疾にも拘らず生産高が普通なるもの。かゝる者に對しては何等困難を感せず。そして無論標準賃銀を支給すべきである。

(二) 生産高が殆んど標準に達せるものかゝる者は餘り重い負擔を雇傭者に課することなく標準賃銀を要求することが出来る。

(三) 重傷痲疾者にして技術的能力はたとへ再教育を受け又は轉職の後と雖も著しく下降し其生産高は同職業の普通労働者に比較して甚しく減退せる者かゝる者には、低下せる賃銀率を決定し得重傷痲疾者が標準賃銀を要求する時には雇傭者は彼等に重い負擔を賦課するものとなして強制雇傭に猛烈なる反對を稱へ延いては傷痍軍人の雇傭迄も危機に類することとなる。

猶賃銀低下には極限を定めてある種の保證を與へて置かなければならぬ。先づ第一に戰時恩給を斟酌せざること。次に傷痍軍人の賃銀は同職業の普通労働者の賃銀と同等なることを根據に置くこと。生産高に關係なく健全労働者に支給する凡ての手當(生活扶助料勤続手當等)に依りて賃銀を増加させること最後に傷痍軍人は弱點を有する故に資金の低下を定める時には、單獨に雇傭者と傷痍軍人と

の間に決定せぬこと。法令や契約にも賃銀低下の計算率を定め最低限度以下に下らぬやうに規定しなければならぬ。

デフ・アン氏——傷痍軍人の賃銀を低下することには賛同し兼ねる。近代の産業に於ては假令重傷痲疾者でも標準的の生産を成し得る方法がいくらかもあるからである。専門家の觀覽に供した盲人作業の映畫はこの事實を證明するに足るものである。傷痍軍人の職業紹介に機宜を得た組織を講ずれば賃銀問題などを發生する筈もないのである。故に徒に傷痍軍人賃銀低下に關する條件などを研究するのは歇めて職業紹介の設備を改良することに全幅の力を注ぐべきである。

ブランドゲイス氏——傷痍軍人の再教育を立派にし職業紹介を満足に行ひて他の労働者と同等なる賃銀を支給しなければならぬ。

これは健全労働者との争議を解決すべき唯一の手段である。健全労働者は傷痍軍人が低下せる賃銀に満足する時には其結果一般的に賃銀の低減を招致すべき不安に襲はれるのである。そればかりでなく傷痍軍人の生産高ほどの程度からは標準以下になるかこれを確定することは頗る困難な話であり従つて絶えず争議の基礎を形造る虞れがある。

マックスウェル氏——今迄健全労働者から引離して傷痍軍人の職業紹介と云ふことには餘り注意を拂はれてなかつた。傷痍軍人には特別な肉體的力を要せず競争を受けぬ職業へ就職させるのが困

難を除く道である。

レビス氏——健全労働者にも共通する協約と地方的習慣にて決定せる標準賃銀を支給する方がよ

マシマレラ氏——賃銀の均等は第一である。イタリーでは確實に使用されてゐる傷痍軍人の生産高は同職業に於ける健全労働者と同等なることを主張し、従つて其賃銀も低下してはならぬ。此主張は、事實上有效なることを證明した。多くの場合傷痍軍人は生産高が普通なる所へ就職し得るからである。賃銀低下を許すとすると雇傭者に法律の適用を回避すべき立派な口實を與へることになる。雇傭者はいつても其事業が特別なるもので傷痍軍人は標準的の生産を成し得ないと主張し従つて賃銀の低下を要求するに到つたのである。

已に説明せる如く、實際に生産高が減少せることの決定殊に其程度の決定は頗る困難で其結果絶間もなく争議が発生する譯になる。

最後に賃銀低下が可能なることを雇傭者が知るやうになれば雇傭者は其事業内にて傷痍軍人に最適せる職業を與へる爲めの労働分布の改善を怠るやうになる。要するに賃銀の均等を根據としない法令は骨抜き立法となるのである。

クロスフィールド中佐——賃銀決定には戦時恩給を斟酌してはならぬ。大體傷痍軍人には標準賃

銀を支給するものとして資格の低下せる者にはフランスの専門家殊にゴチエ氏の定めた條件に従ひ賃銀を低下すべし。

キッキウツ氏——ポーランドでは賃銀に関する立法の定めはない。數は少いが雇傭者によつては傷痍軍人の生産高には關係なく標準賃銀を支給してゐる者もゐるが、大多數の雇傭者は實際の生産高に依らず、恩給決定の評價によつて賃銀を支給してゐるがしかしこの評價は普通實際生産高よりは下るのを常とする。

此理由に依りポーランドの傷痍軍人は賃銀に関する問題は法律に規定すべしと要求してゐる。賃銀は其生産高に依つて決定すべきものであるが能力が甚しく低下せる者は標準賃銀の要求は出来ぬものと看做してゐる。若しそんな風だと雇傭者は税金を低減するか社会的負擔を軽くするかして國家よりの賠償を要求するに至る。でなければ國家より低下せる賃銀に相應すべき補助恩給でも支給して傷痍軍人にも雇傭者にも利益を與へるやうな保證をしなければならぬ。

ウェルツ博士——ドイツでは賃銀問題に關することはたいして重要視されてはゐない。先づ大體から言つて一定の見習期を経過すれば、健全労働者と同等なる賃銀を支給せられる。しかし職業紹介の當事者は、賃銀が不充分だと言ふ癖へに接したことはある。それでドイツに於ては賃銀問題を決定する必要はあるが何も法律に依らなくても管理上の規定をすればいゝので當局者は既に該問題に就

いて考査中である。

三五〇

目的とする所は國家の行政部に傷痍軍人を配置することではなく熟練工として各職業に留保せしめることである。賃銀決定には各産業に基礎となるべき最低賃銀率を定め其能力に従つて補助を與へればよいのである。簡單に言へばゴータエ氏の提案を各産業へ採用するにある。

ロントス、ヘルス氏——傷痍軍人の賃銀法は強制法を採用する結果理論的に生れて來るものである。賃銀決定には恩給を斟酌すべからずと言ふことはちつとも問題にならぬ。ドイツでは賃銀恩給に關係なく決定せられるけれども賃銀がある程度に達すれば恩給は減せられるやうになつてゐる。其結果國家の責務は一部の團體即ち大規模の事業に遷された。かくの如く負擔が公平に行き亘つてゐないの團體の反目を生ずるやうな結果に陥る。

賃銀決定法に就いて言へばフランスの専門家が發表した意見が最も公正且つ實際に當嵌るものであらうと思はれる。

フンフェンデル氏——ドイツでは、賃銀は協約に依つて決定された。最初雇傭者は傷痍軍人の賃銀を其恩給の割合に準じて低減したがこれは甚だ宜しくないことである。と言ふのは恩給の割合は職業能力實際低下率と適合しないからである。

其後職業組合と合議の結果傷痍軍人協會は傷痍軍人の生産高が健全労働者に比較して著しく低下せる場合を除き賃銀の均等を獲得したのであつた。

争議の場合には労働契約争議調停委員會の仲裁に訴へるのである。今迄に争議の判決は幾度か下された。それに依ると其職業中のある部類に於て生産高が普通なれば其職業を全部やり通さなくても標準賃銀を得ることが出来るやうに定めてある。

バスマリア氏——イギリスに於ては、賃銀に關しは特別の定めがない場合には雇傭者労働者間の協定に依りて決定せらる。協定不調の場合には地方委員會へ該争議を提出する。委員會には雇傭者労働者、必要の場合には傷痍軍人協會の代表者を送る。

賃銀決定には如何なる場合でも恩給を斟酌しない。職業再教育期間中傷痍軍人に支給される賃銀は約三十許りの産業に於ては、該産業の雇傭者労働者間に協約が成立してゐる。そして職業再教育が進歩するに隨ひ、次第に賃銀を増加するやうになつてゐる。不熟練工の場合に於ける傷痍軍人は、稀に例外はあるが先づ一般に言へば、健全労働者と同等なる賃銀を支給せられてゐる。

カツン教授——各専門家の一致すべき點を綜合すれば左の如きものとなる。

(一) 賃銀決定には恩給を斟酌すべからず。

三五一

(二) 傷痍軍人は常に其生産高の普通なる職業へ宛行ふべき事。
(三) 恩給決定の評價を以て生産高決定の評價とせざる事。
(四) 傷痍軍人の賃銀法を規定することは望まじきことにして殊に強制法の施行される國に於ては必要なりとす。

三五三

各専門家の意見の一致せざる點は生産能力の甚しく低下せる傷痍軍人の賃銀決定の點である。此場合に標準賃銀の支給を要求することは逆も不可能である。こんな要求を持ち出すと激烈なる雇傭者の反對を惹起し延いては一般の傷痍軍人就職問題迄も禍ひを受けるやうになる。生産高が普通なるやうな就職口を都市に於て搜してやれば、重傷傷痍軍人を根絶する事が體である。重傷傷痍軍人に對して最初から標準賃銀を支給すれば生産高を増加しやうとする刺激を失ふ憾みがある。かやうな理由に依りて、一般大多數の傷痍軍人には取扱ひの均等を確立するとしても生産能力が極度に低減せる少數の傷痍軍人にはある限度以内に、ゴータエ氏の説明した條件を設けて賃銀率を低下する必要がある。それからマンマレラ氏の反對に満足と興へる爲めにこの賃銀率の低減は今迄標準賃銀率では全産業に全傷痍軍人を吸収し得ざりし國に於てのみ適用すればいゝのである。

チーゾマン氏——生産高が標準に達せざる傷痍軍人に對して各産業が標準賃銀の支給を強いられることには反對である。傷痍軍人が痲疾の爲めに他の労働者よりも不利益の地位に陥されるならば其

救護は國家より成さるべきで産業よりする必要は認められぬ。

カッサン教授——生業能力の消失せる傷痍軍人の費用を全部國家に負擔させることは出来ぬ相談である。フランスでは傷痍軍人の人員が大多數に上り随つて國家の負擔もなか／＼輕くないので各産業に對して其一部の費用を負擔させてゐる譯である。

ティクシエ氏——賃銀問題に關する論議を中止し左の諸點を含める決議案で採決を問ふことにした。

(一) 賃銀は恩給より獨立して決定し賃銀に恩給の影響を與ふべからず。
(二) 通常傷痍軍人の賃銀は該地方に於ける健全労働者の標準賃銀率に一致して決定すべし。
(三) 職業再教育及指導を爲すに拘らず、傷痍軍人の生産高が甚しく低下せる特別なる場合に於ける低下賃銀の決定は極限を設け且つフランス専門家の提出せる條件を斟酌すべし。

ティクシエ氏の提案は全部の承認を得同氏に對して原案の作成を要求した。
次ぎに議長は専門家に對して解雇問題に關する意見の論議を求めた。

解雇に就いて

ティクシエ氏——ドイツの専門家に對し解雇に關するドイツの法律は最近の失業期間に於て、効果を齎したかと訊ねた。

三五三

ウエルツ博士——傷痍軍人の解雇に對する保護は能力に最適する職業への轉職と關聯して頗る好成绩を齎した。何等雇傭者の抗議もなく管理當局の努力で解雇せられる傷痍軍人の數を最小限度に縮少した。

マンマレラ氏——イタリーでは、傷痍軍人が解雇せられる時には調停を要求する事が出来る。技術上の不能で解雇せられる場合には勞働評議會へ事件を提出する。癩疾の理由で解雇せられる場合には救護所附屬の衛生部へ訴へる。後者の場合には充分なる保證を受けてゐるが、前健全勞働者以上の保證は得られなかつたのである。

ブランドアイヌ氏——オーストリアの法律は傷痍軍人の解雇に對して何等の保護を加へてゐない。現在のオーストリアの如く危急に際會してゐる時にはかかる保護は甚だ必要なるものである。

ティクシエ氏——左の一時的の決議案を提出した。

「傷痍軍人の解雇に對して特別なる解雇豫告期間を定め雇傭者對傷痍軍人間の爭議に關しては法令は契約適用の責任者に抗議し得る等確實なる救護策の樹立を望む」

レビン氏——「望むには緩慢だから必要なりとす」に替换へるべきである。

ティクシエ氏——右レビン氏の修正を承認した。

議長——報告の第三章第五節はわざわざ専門家の討議をわずらす程必要なるものとは認められ

ぬ。特別なる管理上のことや複雑なる適用に關せるものでどちらかと言へば一國的の性質を帯びて國際的の一致を見るのは困難であらうと思ふ。

そこで第三章第五節の論議は中止することに決定した。

會議の濟んだのは午後一時であつた。

第六回會合の議事録

一九二三年八月二日午後開催

會議は二時より開始され、ブランド氏が議長であつた。

議長は各専門家に配布せる書類を嚴密に検討せんことを要求した。それは全部で五つあつて左の如きものである。

(一) ワイリー大將、ウエルツ博士、カッタン及びノアロ氏より成れる小委員の提出にかゝる決議案

(追加二)

(二) 委員會の書記に依りて起草されたる決議案(追加二)

(三) 根本的原則に關する決議案の最初の部分を修正せるロントス・ヘルムス氏提出にかゝる決議案(追加三)

(五)(四) ロフトス・ヒルス氏提出にかゝる根本的則追加の決議案(追加四)
國際的強制雇傭法に關するブランダイス氏提出の建議案(追加五)

ロフトス・ヒルス氏提出にかゝる第一の修正案を最初に吟味することとする。これは間違つて、チーゾマン氏より提出されたことになつてゐる。この修正案は書記の作製せる決議案の最初ものを修正して完璧なるものにしてゐるから副委員會に回附して直に附加したらいいと思ふ。

そこで全會一致右ティクシエ氏の提議を可決した。

クロスノイールド中佐—— 傷痍軍人の恩給は斟酌しないのだから原案の第一節「支給さるゝ恩給ばかりでなく」と言ふ語は削除する方がよい。それから第二節は、傷痍軍人に仕事を與へる爲めの強制を薄弱にする處れがある故に其全文を削除する方がよい。

議長—— クロスノイールド中佐に向ひ「支給さるゝ恩給ばかりでなく」を訂正して「支給さるゝ恩給に關係なく」と書換へるのに賛成するかと訊ねた。

ラッセル大將—— 第二節は傷痍軍人の生産に對する貢獻と傷痍軍人就職に對する公衆の義務とを明にしてゐるからそのまゝ保留した方がよい。

クロスノイールド中佐—— 議長の提議せる第一節の訂正を承認し第二節に關する反對を撤回した。

議長—— ロフトス・ヒルス氏の提出せる第二修正案の吟味を求めた。

ティクシエ氏—— ロフトス・ヒルス氏の第二修正案は修正と追加とを含んでゐる。

同氏は第二節の「多數居住する國」を「多數居住する多くの國」と訂正してゐる。

同氏は又傷痍軍人の養老保護に關する國家の義務を追加してゐる。人口の稠密せる國に多數の傷痍軍人の居るところで第二節の修正案を承認することは困難であらう。人口の稠密せる國に多數の傷痍軍人の居住せる爲めに協力法が失敗に歸したとは云はれぬからである。そこで委員會に承認されたまゝの方がよからうと思ふ。

ロフト・ヒルス氏—— 右議長の説明に賛成した。

此時、議長はアルベール・トーマ氏が代ることになつた。

ティクシエ氏—— ロフトス・ヒルス氏の第二修正案の追加は興味あるものではあるがこれは全文に關聯せしめるやうに書換へねばならぬ。

そこでティクシエ氏に其作成を委任したので同氏は左のやうに起草した。

「強制法も協力法も傷痍軍人の老齡期に於ける救護には不十分なりと認めらるゝ故に此目的を達すべき設備を講ずることは各國政府の義務なりとす」

ロフトス・ヒルス氏—— 右の修正に同意した。

議長——根本原則と呼ばれる第一決議案の採決を投票に依つて求めた。

バスモア氏——イギリスに於ける協力法が失敗であると云はれぬ理由は先に述べて置いた。該決議案は力を込めて強制法を裏書してゐるものゝやうに見えるので自分はこれに賛成する譯にはゆかぬ。

議長——バスモア氏の言明は議事録中に挿入することにする。

第一決議案はバスモア氏の投票なき外萬場一致可決せられた。

議長——第二決議案の第一部の調査を求め其中第一節及第二節は修正を経ることなく萬場一致可決せられた。

第三節は字句の修正をしたのみで之れも異議なく可決せられた。

議長——次に第二決議案の第二部の採決を求めた。

第一節及第二節は修正を経ることなく直ちに可決せられた。

バスモア氏——償還税には原則的に賛同し兼ねる。

第三節はバスモア、及びデフォー両氏の投票なく場満一致可決。

デフォー氏強制雇傭の免除を受くるものは傷痍軍人に危険なるものと婦人のみを雇傭する事業に限定する事である。つまりさういつた事業は法令又は事情斟酌に依つて除外するといふ意味である。除

外を受くる者は上述のものゝみであるからそれ以外の事業は申込をしたつて駄目といふことである。言葉を変へて言へば傷痍軍人を雇傭し得ざる事業に對して課税するといふことは非論理的であるとの意味である。

議長——第二決議案の第三部の採決を求めた。

第一節は異議なく可決。

第二節は、バスモア氏より字句の修正を求めるのみにてこれ又異議なく可決。

議長——第二決議案の第四部の採決を求む。

第一節より第四節迄は修正なく可決。

ウエルツ博士——第五節は公共の職業紹介ばかりなくて凡ゆる種類の癩疾者に對する社會事業にも訴へるやうに定めねばならぬ。

ウエルツ博士の修正は容れられ第五節も直ちに可決。

クロスフィールド中佐——傷痍軍人團體と言ふ語を挿入する時には除役兵團體と云ふ語も挿入すべきだと思ふ。

ティクシエ氏——クロスフィールド氏の提議をそのまま承認する事は出来ぬ。イギリス及び其屬領地に於ては、傷痍軍人及び傷痍軍人外の除隊兵を含む團體があらうけれどフランスや其他の各國には

除役兵の團體(在郷軍人會の如きもの)はあつても該團體には傷痍軍人は殆んど参加せず大多數の傷痍軍人の屬する特別なる團體は別にあるのである。傷痍軍人を殆んど含まぬ團體に對して傷痍軍人問題を處理する權限は與へられぬ。『傷痍軍人團體』の代りに『傷痍軍人を含む團體』と言へばいゝのであらう。

クロスフィールド中佐——右テクシエ氏の提案を承認した。

議長——第二決議案の第五部に就き採決の意見を求めた。

バスマリア氏——イギリスの専門家は強制法の主旨を含んでゐる。第五部は全部之れを承認出来ぬ。

ティクシエ氏——國際労働局長より指定されたる専門家は各自自己の意見を陳述するのみであつて自國の政府迄も拘束するのではない。そればかりでなく第二決議案の第五部は強制法より生ずる問題も協力法より生ずる問題も等しく取扱つてゐるのである。

バスマリア氏——第二節(イ)には或種の刑罰を規定してゐるが強制を必要とする立法的裁可なくしてどうしてかゝる刑罰を施行し得るか。この理由に依り自分は第二節に賛同を表し兼ねるのである。第一節は修正なく可決。

カンサン教授——第二節の「かゝる傷痍軍人に對する貨銀は健全労働者の標準貨銀の一部を支給

す」をかゝる傷痍軍人に對しては健全労働者の標準貨銀を全部支給するに及ばず」と訂正した方がよい。

第二節は右の修正を経て可決。

バスマリア氏——は上記の理由に依りて(イ)には不賛成であつた。

議長——第二決議案第六部の採決を求めた。

バスマリア氏——第六部は明確に強制の主旨を含んでゐる故に不賛成である。

ゴータイエ氏——協力法に於ける傷痍軍人解雇に關する規則は貨銀問題に關する爭議解決法と同様に採用する事が出来る。却ち「法律適用の當事者に爭議を提出する事を規定して云々」を「法令又は契約適用の當事者に爭議を提出する事を規定して云々」と訂正するのである。

ゴータイエ氏の追加は採用せられた。
ウエルツ博士——『解雇豫告期間』の上に「特別な」と云ふ語を附加する方がよい。これも同様採用せられた。

バスマリア氏——解雇に關する規定は協力法にも適用せられ且つ爭議の解決は當事者間の任意によりて處理せられるものに限り賛成し得る。

第六部は満場一致可決せられた。

議長——最後に、ブランダイス氏より提出せられたる「強制雇傭に関する國際的政策」及び「國際
労働局行政部への提案」を上程した。

議長——國際労働局長として右の提案に關して言はねばならぬことが二つある。ブランダイス氏
の提出にかゝる政策案は興味のあるものではあるが協定案の批准は各國の意志に委すとしても兎に角
政府委員の批准を得協定の形式で國際労働會議に採用せられた後でなければ國際労働局長の各國政府委
員に對してこれを強制する譯には行かぬのである。

現在國際労働局長は頗る難澁を極めて移民問題に關する會議を續行中である。移民委員会はブラン
ダイス氏の提出と同様なる一般原則を根據とせる決議を既に採用してゐる。この政策案を正式の協定
に變更すると言ふ問題になると國際労働局長としては單に問題を一々吟味し産業發達者にも均等なる取
扱を要求する以外には一歩も踏み出す事は出来ぬ。それから一つ最後に時間の問題に關して反對が
ある。一九二三年及び一九二四年に開催さるべき國際労働會議の議題は既に作製を修了してゐるので
熟考期を見越して一九二五年にてもならなければこの問題は調査されぬ譯である。

それで結局ブランダイス氏は國際労働會議の議題中に強制雇傭に關する國際的政策問題を編入せん
とする要求を思ひ留まらなければならぬと思ふ。

ブランダイス氏は、其處で右提案を撤回することにした。

議長——さて會議はこれにて終結を告ぐる譯であるがかくの如き短期間に大なる貢獻を齎した
ことに就いては、各専門家に對して感謝の意を表さねばならぬ。

各専門家に依りて起草されたる決議及び勸告に就いては是非其價値を強調して貰はねばならぬ、採
決されるた決議は協定でもなく協定案と迄もゆかぬ故に何等各國政府に義務を課せず其取捨は全く自
由である。各専門家の努力は傷痍軍人就職問題に關する列國の經驗を綜合する事が出来たがこれは甚
だ重要なことで従つて傷痍軍人團體の貢獻に對しては各國政府に其支持を惜まぬやうに刺戟すべきで
ある。

専門家は各事情の異なる十二ヶ國より馳せ參じ自國の状況に面接せざるを得なかつた故に各自其意
見に相違があつたとは言へ明確なる協調を印せる決定を見て國際心を立派に證明しこれを基調にすれ
ば國際的難局と雖も解決し得る望みがあるのである。歐洲大戦に由る傷痍軍人及除役兵と雖も國際事
業の援助を成し得ると云ふ事實は將來に於ける一層好き一層正しき人道に對する希望を強調するもの
と言はねばならぬ。

カッタン教授——傷痍軍人が平和に相會して自由に論議を遂げ其利益を一致せしめ大戦の慘禍よ
り幾分ても利益を齎し得たことに對し局長、其協力者及國際労働局長全體に向つて感謝を表す。

ラッセル大將——アルベール・トーマ氏を議長とせる此會議に参加せることの満足をイギリス專
三六三

門家を代表して述べる次第である。

三六四

アルベール・トーマ氏は權威と明確を以て會議を進め其論議は凡て實行に移し得るものゝみであつた。

フフォンデル氏——ドイツの専門家を代表して國際労働局長に對して感謝を献げる。同氏の御蔭で大戰の犠牲者は平和に其一致せる利益を論議する事が出来た。これで幾分ても大戰の惨害を償ふ事が出来れば幸ひである。

ノアロ教授——傷痍軍人就職問題の重要さを實現せしめ各國の經驗を比較綜合して進歩を齎した労働局長に對してイタリアの専門家を代表して感謝の意を述べる。イタリアが此會議に参加して其經驗を各國専門家に自由に論議せしめ且つ列國の經驗を習得した事には甚だ満足である。

キッキョウウィッ氏、局長及労働局長に對して眞摯なる感謝を表す。

議長——自分も同僚も力の及ぶ限り傷痍軍人代表者の信頼と同情に足るだけのことはやる心算である。

會議の終つたのは正に五時であつた。

其四 議事録 追加

追加一　ワイリー大將、ウェルツ博士、カツサン及びノ

アロ氏より成る副委員會の提出にかゝる決議案

専門家は繼續的契約に依る雇傭者の自發的協力雇傭法は大戰直後の數年間に於ては好結果を得ることを認む。されど此方法は大多數に傷痍軍人の居住する國に於ては雇傭者の間に傷痍軍人を公平に分布せず且つ傷痍軍人の永久的就職を確保せざる故に傷痍軍人に對する永久的就職を確實にする爲め各國の事情を斟酌せる強制雇傭法の確立を主張す。

追加二　専門家の採決を得る爲めに提出せられたる決議案

三六五

軍務に服して傷痍を受けたる者に對しては、負傷以前と同等なる生活上の便宜を充分に賦與し且つ此利益は恩給のみでなく其生産的勞働に依りて賦與すること。

歐洲大戦の結果莫大なる富を消費せるに由り、合理的團體に依る生産手段の最有效なる使用は社會の利益に適合する故に傷痍軍人に對しては仕事を賦與し其能力を充分に發揮させること。

以上は各國民の一致して希望せるものなることを確信す。

専門家は繼續的契約に依れる雇傭者の自發的協力雇傭法は大戦直後の數年間に於ては好結果を得ることを認む。されど此方法は大多數に傷痍軍人の居住する國に於ては雇傭者の間に傷痍軍人を公平に分布せず且つ傷痍軍人の永久的就職を確保せざる故に傷痍軍人に對する永久的就職を確保にする爲め各國の事情を斟酌せる強制雇傭法の確立を主張す。

(一) 第二 傷痍軍人就職に關する法令又は契約中に編入すべきもの

1、法令又は契約は如何なる恩給法に依りて瘵疾の賠償が講ぜらるゝとも恩給受領權を有する凡ての傷痍軍人に適用すべし。

2、凡ての法令又は契約は永久的のものたるべし。

(二) 適用範圍の事業

3、傷痍軍人就職によりて得たる經驗を瘵疾勞働者及其他の瘵疾者にも適用し得

1、法令又は契約は各國にて決定せる最低限度被傭者數に達し又は超過せる凡ての事業に適用すべし

2、使用人員に依りて法令又は契約の適用を受くる事業中傷痍軍人の雇傭不可能なる事業又は特別に困難なる事業は證明によりて雇傭の免除を受く但し此免除を受くる場合には傷痍軍人團體當該職業團體の代表者を含む法令又は契約の適用管理者の認可を経る事を要す

3、法令又は契約の適用を受くる事業にして免除を得たる時には償還税又は料金を拂ふべきものとす、其収入は法令又は契約の權利者に對する設備に充當す

(三) 傷痍軍人雇傭比率

1、法令又は契約には雇傭すべき傷痍軍人の一般的比率を決定すべし。各國にて此比率を決定する時は貸銀勞働者の員數權利を享くる傷痍軍人の人員及必要に應じて一般的比率の賦課より除外を受くべき事業に關して考慮を加ふべし

2、一般的比率の賦課より除外を受くべき事業は一般的比率に達せしむる事が不可能又は甚だ困難なるもののみ適用すべし。此除外を受くる場合には傷痍軍人團體當該職業團體の代表者を含む

(四) 紹介所の管理機関

法令又は契約の適用管理者の認可を経る事を要す
紹介所の管理機関
1、ワシントンに於ける国際労働會議に依りて中央當局に管轄せられ、且つ雇傭者労働者の契約を規定せる完全なる公立職業紹介所組織を制定せる國に於ては法令又は契約の適用を該紹介所に委任する事を適當す。

(五)

- 2、該職業紹介所は必要の場合殊に大なる都市に於けるものは傷痍軍人職業紹介の特別部を設置すべし。特別部は傷痍軍人を管理すべき官省及傷痍軍人團體と密接なる協力を遂ぐべし。
 - 3、職業紹介所の管理委員会には傷痍軍人を管理すべき官省及傷痍軍人團體の代表者を含み直接傷痍軍人就職に關する法令又は契約の適用を委任すべし。
 - 4、職業紹介所は必要の場合には傷痍軍人を管理すべき官省及傷痍軍人團體の助力を仰ぐべし。
 - 5、痲疾の原因に關係なく凡ゆる種類の痲疾者の爲めの社會事業團體を有せる國に於ては痲疾者問題に關して醫學的職業的經驗を有する該團體に對して傷痍軍人の職業紹介を委任する事を得。而して其の職業紹介に關しては職業紹介所と密接なる協力を遂ぐべし。
- 傷痍軍人の賃銀に關するもの
- 1、傷痍軍人の恩給を賃銀に影響せしめることなく賃銀は恩給と獨立して決定すべし。

2、傷痍軍人の賃銀は原則としては同地方に於ける同職業に従事せる普通労働者と同等なる標準賃銀を支給し各種の手當も同様なる計算法に依りて支給すべし。然れども經濟的事情に依りて充分なる賃銀を支給しては傷痍軍人を使用し得られざる國又は職業再教育及職業指導に對する充分なる努力にも拘らず傷痍軍人の職業能力が著しく低下する如き特別なる場合には普通労働者に支給せらるる標準賃銀の一部を支給することを得

但し次の諸點を考慮すべし

- (イ) 賃銀の低下は扶助手當、年功加俸、其他生産高を標準とせざるものには適用すべからず
- (ロ) 賃銀低下の條件及範圍は各國の法令又は契約に隨ひ傷痍軍人團體、當該職業團體の代表者を含む當事者の認可を受くべし
- (ハ) 傷痍軍人團體は一般労働法規殊に傷痍軍人就職に關する法令又は契約に對する刑罰又は損害の告訴權を賦與せらるべし

(六)

解雇に關するもの
不當なる傷痍軍人の解雇を豫防する爲めには解雇豫告期を定め傷痍軍人雇傭者間の争議は傷痍軍人團體、當該職業團體の代表者を含む法令適用の當事者に提出せしめて特別なる保護を加ふべし

追加三 根本的原則に關する決議案の最初の部分を修正
せるロフトス・ヒルス氏提出にかゝる決議案

専門家は大戰中傷残軍人となれる者に對して全責任を以て其生活の維持と安泰とを期することを國家の盡すべき第一の義務なりと確信す。國家は立法又は傷残軍人の就職を得せしむべき適切なる手段を講じ、以て國民的生產に於ける傷残軍人の能力を充分に發揮貢獻せしめて其責任を果すべし。

追加四 ロフトス・ヒルス氏提出にかゝる根本的原則追
加の決議案

専門家は契約に依る雇傭者の自發的協力雇傭法は大戰直後の數年間に於ては好結果を得ることを認む。されど此方法は大多數に傷残軍人の居住する多くの國に於ては雇傭者の間に傷残軍人を公平に分布せず傷残軍人の永久的就職を確保せざる故に傷残軍人に對する永久的就職を確實にする爲め各國の事情を斟酌せる強制雇傭法の確立を主張す。

然れどもかゝる法律的義務のみに依りては傷残軍人老齡期に於ける救護には不十分なりと認めらるゝ故に此目的を達すべき設備を講ずる事は各國政府の義務なりとす。

追加五 フラングリス氏に依りて提出せられたる建議案

(イ) 強制雇傭制度に對する國際的政策

労働能力の低下せる傷残軍人は各國に於ける一般經濟狀態の凋落と生活費の増加に由りて充分なる賠償を受くる事能はず且つ世界的の不景氣は戰爭及び産業廢疾者の如き生産能力減退者雇傭に對する雇傭者時には労働者の猛烈なる反對を齎して傷残軍人の就職を不可能にし其結果肉體的苦痛に加ふるに失業の重荷を以て彼等の苦悶を倍加すべき事實に鑑み國際労働局の援助に依る法令の制定を緊要とす。國際聯盟に加入せる各政府に適用すべき該立法には、戰爭及産業廢疾者の強制雇傭を規定し其適用は國際労働局をして管理せしむべし。

オーストリアの専門家は左の方法に準據する事を最も適切なりと思考す。

(一) 二十名以上の労働者を雇傭せる事業に於ては雇傭すべき傷残軍人又は産業廢疾者の割合を決定し之れを強制す。主に婦人を雇傭せる事業に於ては戰爭又は産業犠牲者の寡婦を以て之れに充當す。割合は四十名に付一名以下に下ることなく又は二十名に付一名を超過すべからず。

- (二) かくの如く雇傭されたる者の労働能力低下に對しては、一般労働法に據ることなく相當なる保護政策を採用し法令管理規定を定むべし。貸銀は協定又は地方的習慣に依りて決定せるものより下る可からず。
- (三) 一國に於て採用せられる傷痍軍人其他の生業能力低減者又は寡婦に關する強制雇傭法は、其國に居住せる他の國家の癱疾者にも適用すべし。但し此場合には同等なる法令の施行せらるゝことを條件とす。
- (四) 法令に依りて傷痍軍人及其家族に支給せらるゝ恩給又は傷害保險を雇傭の際得べきからず。就職を確保する爲めに癱疾者の再教育をすべき學校又は其他の團體と公立職業紹介所との間に密接なる關係を保たしむべし。再教育の課程を修了せる者には六ヶ月間新職業に對する實習を練習せしめ其期間中は全身癱疾者に對する恩給を支給すべし。
- (五) 故意に癱疾者を使用せざる雇傭者には罰金を課し性質に依りて癱疾者を使用し得ざる事業主には税金を拂はしむべし。
- (六) 罰金、税金の收入は戰爭又は産業癱疾者、其寡婦、又は孤兒等の爲めに使用し收容所の設置經營、癱疾者移住地の設置等に充當すべし。
- (ロ) 國際労働局行政部に對する建議

國際聯盟及び國際労働局組織に關するヴェルサイユ及サン・ジェルマン平和條約の規定する所に依り上述の決定は國際労働局加入各國政府を拘束する事を得。
此理由に依り國際労働局管理部は、今回の國際労働會議に對しこの議案を提出せん事を建議するもの也

ヴァアンナ 一九二三年七月六日

其五 専門家に依りて採用されたる決議

三七四

(一) 軍務に服して傷痍を受けたる者に對しては、負傷以前と同等なる生活上の便宜を充分に賦與し、且つ此利益は恩給に關係なく其生産的勞働に依りて支給すること。

歐洲大戰の結果莫大なる富を消費せるに由り、合理的團體に依る生産手段の最有效なる使用は、社會の利益に適合する故に傷痍軍人に對しては仕事を賦與し其能力を充分に發揮させること。以上は各國民の一致して希望せるものなることを確信す。

専門家は大戰中傷痍軍人となれる者に對して全責任を以て其生活の維持と安泰とを期することを國家の責すべき第一の義務なりと確信す。國家は立法又は傷痍軍人を就職せしむべき適切なる手段を講じ、以て國民的生産に於ける傷痍軍人の能力を充分に發揮貢獻せしめて其責任を果すべし。

(二) 専門家は契約に依る雇傭者の自發的協力雇傭法は大戰直後の數年間に於ては好結果を得ることを認む。されど此方法は大多數に傷痍軍人の居住する國に於ては雇傭者の間に傷痍軍人を公平に分布せず傷痍軍人の永久的就職を確保せざる故に傷痍軍人に對する永久的就職を確保する爲め各國の事情を斟酌せる強別雇傭法の確立を主張す。

然れども、かゝる法律的義務のみに依りては傷痍軍人老齡期に於ける救護には不充分なりと認めらるゝ故に此目的を達すべき設備を講ずる事は各國政府の義務なりとす。

傷痍軍人就職に關する法令中に編入すべきもの

(一) 適用範囲の人々

1、法令又は契約は如何なる恩給法に依りて痲疾の賠償が講ぜらるゝとも恩給受領權を有する凡ての傷痍軍人に適用すべし

2、凡ての法令又は契約は永久的のものたるべし

3、傷痍軍人就職によりて得たる經驗を痲疾勞働者及其他の痲疾者にもそのまゝ適用し得

(二) 適用範囲の事業

1、法令又は契約は各國にて決定せる最低限度被傭者數に達し又は超過せる凡ての事業に適用すべし

2、被傭者數に依りて法令又は契約の適用を受くる事業中傷痍軍人の雇傭不可能なる事業又は特別に困難なる事業は證明によりて雇傭の免除を受く但し此免除を受くる場合には傷痍軍人を含む團體及當該職業團體の代表者を含む法令又は契約の適用管理者の認可を経る事を要す

三七五

3、法令又は契約の適用を受くる事業にして免除を得たる時には償還税又は料金を拂ふべきものとす。其収入は法令又は契約の権利者に對する設備に充當す

(三) 傷痍軍人雇傭比率

1、法令又は契約には雇傭すべき傷痍軍人の一般的比率を決定すべし。各國にて此比率を決定する時には貸銀労働者の員數權利を享くる傷痍軍人の人員及必要に應じて一般的比率の賦課より除外を受くべき事業に關して考慮を加ふべし

2、一般的比率の賦課より除外を受くべき事業は、一般的比率に達せしむる事が不可能又は甚だ困難なるものみに適用すべし

此除外を受くる場合には傷痍軍人を含む團體及當該職業團體の代表者を含む法令又は契約の適用管理者の認可を經る事を要す

(四) 紹介所の管理機關

1、ワシントンに於ける國際労働會議に依りて中央當局に管轄せられ且つ雇傭労働者の契約を規定せる完全なる公立職業紹介組織を制定せる國に於ては法令又は契約の適用を該紹介所に委任する事を適當とす

2、該職業紹介所は必要の場合殊に大なる都市に於けるものは傷痍軍人職業紹介の特別部を設置す

べし。特別部は傷痍軍人を管理すべき官省及傷痍軍人を含む團體と密接なる協力を遂ぐべし

3、職業紹介所の管理委員會には傷痍軍人を管理すべき官省及傷痍軍人を含む團體の代表者を含み直接傷痍軍人就職に關する法令又は契約の適用を委任すべし

4、職業紹介所は必要の場合には傷痍軍人を管理すべき官省及傷痍軍人を含む團體の助力を仰ぐべし

5、痲疾の原因に關係なく凡ゆる種類の痲疾者の爲めの社會事業團體を有せる國に於ては痲疾者問題に關して醫學的職業的經驗を有する該團體に對して傷痍軍人の就職紹介を委任する事を得而して職業紹介に關しては職業紹介所に密接なる協力を遂ぐべし

(五) 傷痍軍人の貸銀に關せるもの

1、傷痍軍人の恩給を貸銀に影響せしめることなく貸銀は恩給に關係なく決定すべし

2、傷痍軍人の貸銀は原則としては同地方に於ける同職業に従事せる普通労働者と同等なる標準貸銀を支給し各種の不當も同様なる計算法に依りて支給すべし

然れども經濟的事情に依りて充分なる貸銀を支給しては傷痍軍人を雇傭し得られざる國又は職業再教育及職業指導に對する充分なる努力にも拘らず傷痍軍人の職業能力が著しく低下する如き特別なる場合には普通労働者に支給せらるゝ標準貸銀を全部支給するに及ばず但し次の諸點を考慮

すべし

(イ) 賃銀の低下は扶助手當、年功加俸、其他、生産高を標準とせざるものには適用すべからず
(ロ) 賃銀低下の條件及範圍は各國の法令又は契約に隨ひ傷痍軍人を含む團體當該職業團體の代表者を含む當事者の認可を受くべし

(ハ) 傷痍軍人を含む團體は一般労働法規殊に傷痍軍人就職に關する法令又は契約に對する刑罰又損害の告訴權を賦與せらるべし

(六) 解雇に關するもの

不當なる傷痍軍人の解雇を豫防する爲めには解雇豫告期を定め傷痍軍人雇傭者間の争議は傷痍軍人を含む團體當該職業團體の代表者を含む法令適用の當事者に提出せしめて、特別なる保護を加ふべし。

(終り)

昭和十三年二月二十日印刷
昭和十三年三月二十三日發行

厚生省臨時軍事援護部

東京市牛込區西五軒町五十二番地

印刷人 長南善次郎

東京市牛込區西五軒町五十二番地

印刷所 株式会社行政學會印刷所